

令和5年

# 第1回北杜市議会定例会会議録

令和5年2月21日 開会

令和5年3月17日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 5 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 1 日

令和5年第1回北杜市議会定例会（1日目）

令和5年2月21日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 報告第2号 決算不認定に係る措置について
- 日程第5 承認第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第7 議案第2号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第6号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第7号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第8号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第9号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第13号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第21 議案第16号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第17号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 北杜市武川町農業機械センター条例及び北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第19号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和5年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 令和5年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和5年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和5年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和5年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和5年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和5年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和5年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 令和5年度北杜市財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 令和5年度北杜市水道事業会計予算
- 日程第38 議案第33号 令和5年度北杜市下水道事業会計予算
- 日程第39 議案第34号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第40 同意第1号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第41 同意第2号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第42 同意第3号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第43 同意第4号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第44 同意第5号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第45 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第46 請願第1号 防衛費増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願
- 日程第47 発議第1号 北杜市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

2. 出席議員 (20人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市 長	上村英司	副 市 長	小林 明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝 一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教 育 長	輿水清司	教 育 部 長	加藤 寿
上下水道局長	浅川和也	会 計 管 理 者	八卷弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤 肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪 孝
政策推進課長	川端下正往	総 務 課 長	佐藤康弘
財 政 課 長	進藤修一	環 境 課 長	中山由郷
ネウボラ推進課長	河手 貴		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	植松宏夫
議 会 書 記	津金胤寛
議 会 書 記	唐澤史明

開会 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

それでは、皆さま、おはようございます。

令和5年第1回北杜市議会定例会に、議員各位ならびに執行部の皆さまには、年度末を控え大変お忙しい中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

今年は厳しい寒さが日本列島を覆い、豪雪地帯では例年を上回る降雪量に見舞われ、車両の立往生など各地で多くの被害が発生しました。

市内においては、2月10日に大雪警報が発令され、国道20号線や中央自動車道が通行止めとなり、渋滞による影響がありました。

そうした中であっても、2月も下旬、日々の陽光に少しずつ春の気配を感じられる季節となつてまいりました。

また、世界に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻や6日に発生したトルコ・シリア大地震は、甚大な被害をもたらしている状況であり、改めて世界の平和と地震大国と言われるわが国にとって、地震への備えの必要性を感じさせられました。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、4年目に入り、第8波は大きな波となり、オミクロン株の感染者が、年明け以降も、感染しやすい特性から感染者数が急激に拡大し、前日の感染者を更新する状況が続きました。

市内においても、連日のように感染者が発生し、学校の学級閉鎖や保育所・児童館の休園措置もありました。

最近では、感染者数も減少しておりますが、まだ終息期が見えない状況であります。

現在、5回目のワクチン接種を実施していますので、その効果が発揮されることを期待し、第8波の収束が見える日を待ち望んでいるところであります。

また、先週、再選されました長崎幸太郎山梨県知事には「県民一人ひとりが豊かさを実感できる明るく活力ある県土の発展」を期待するところであります。

また、国においては、1月23日に第211通常国会が召集され、岸田文雄首相は、施政方針演説において、こども・子育て政策で「従来とは次元の異なる対策を実現する」と表明し、「出生率を反転させなければならない」と訴えていました。

さらに新型コロナウイルス感染症法上の分類については、5月8日から5類感染症とするの方針を決定いたしました。

今後、状況を注視する中で、医療体制や医療費の公費負担などを段階的に見直す方針を示し、マスク着用の目安も見直す考えを述べました。

今後は、少子対策の具体策について、経済財政運営改革の基本方針を6月までに、「将来的な予算倍増に向けた大枠を提示する」と述べております。コロナ対策および少子化対策と経済の活性化に向けた国の取り組みが具体化してくることを踏まえ、執行の皆さまには、国から示される対策を迅速かつ的確に実施できるようお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、令和5年度各会計の当初予算をはじめ、条例の一部改正など、多くの議案が提案されています。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、本定例会に提出されました議案に十分なご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告2件、承認1件、議案34件、同意5件、諮問1件であります。

次に、監査委員から令和4年12月から令和5年1月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、2月14日に山梨県市町村総合事務組合議会が甲府市において開催され、私が出席いたしました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

---

○議長（福井俊克君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

5番議員 神田正人君

6番議員 大芝正和君

7番議員 秋山真一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

---

○議長（福井俊克君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日2月21日から3月17日までの25日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの25日間に決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第39 議案第34号 辺地総合整備計画の策定についてまでの37件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

令和5年第1回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申

し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさと北杜にも、梅の開花や、ふきのとうの芽吹き、道端に咲く小さな花々が咲き始めるなど、春の訪れを感じられるようになりました。

今月10日には、9年ぶりの大雪が降り、中央自動車道や国道20号といった主要な幹線道路の通行止めや、他の道路においてもスリップによる事故や渋滞の発生、また倒木等による停電など、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

市としても除雪や融雪剤の散布など対応してまいりましたが、地域においても、除雪にご協力いただき感謝申し上げます次第であります。

自然の猛威に対し、改めて自助、共助、公助の大切さを実感したところであり、今後も、市民の皆さまのご理解・ご協力を得る中で、防災減災に努めてまいります。

今月6日、トルコ共和国において、大規模な地震が発生し、トルコおよび隣接のシリア・アラブ共和国において、多数の死傷者が出るなど、甚大な被害が発生しております。

被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、市においても、現在、被害に遭われた方を支援するため、募金箱を本庁舎および総合支所に設置しておりますので、市民の皆さまにご協力を呼び掛けてまいります。

さて、本年度、市職員による服務規程違反や不適切な事務処理など、市民の皆さまには、大変ご迷惑をおかけいたしました。

市職員は市民の負託に応え、業務に専念することが基本でありますので、綱紀粛正を図り、信頼回復に努めてまいります。

先月24日に、「ウクライナ非常事態庁」の職員の方が、明野町の「いこいの杜」を訪れ、建機メーカー「日建」様が製造する地雷除去機の実演を視察されました。

当日は、明野保育園の園児が、平和の思いを込めた歌で出迎えをし、ウクライナの職員の方からは、「子どもたちの温かい出迎えに大変感謝するとともに、今ウクライナではこのようなおもてなしができない状態なのが残念。平和な日を取り戻したい。」と話されていたのが印象的でありました。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、原油高、原材料価格の高騰と、身近な日常生活にまで影響を及ぼしております。

ウクライナに一日でも早く平和が訪れるよう、お祈りするとともに、市としても、引き続き可能な限り、協力してまいります。

今月13日に、社会資本と関わりを持つ優れた地域づくりの取り組みとして、「甲斐駒清流懇話会」様が、国土交通省の「手づくり郷土賞」に選ばれ、認定証の伝達式が市役所において行われました。

「甲斐駒清流懇話会」様は、昭和34年の台風による土石流災害を語り継ぐため、防災フェアや、砂防校外授業、河川環境の整備などの活動を行っており、その功績が今回認められたもので、長きにわたる取り組みに敬意を表するところであります。

この冬も子どもたちの活躍に関し、うれしい報告がありました。

先月18日に皇居宮殿において「歌会始の儀」が催され、一般の入選者として最年少で選ばれた甲陵中学校2年生の小宮山碧生様の短歌が天皇、皇后両陛下の前で詠み上げられました。

甲陵中学校では、令和2年から2年連続で生徒の歌が佳作に選ばれておりますが、今回、初

めての入選となりました。

また、昨年12月には、金融広報中央委員会主催の第55回「おかねの作文」コンクールにおいて、甲陵中学校3年生の吉村和夏様が、最高位の賞の一つに当たる特選の「日本PTA全国協議会会長賞」に選ばれました。

甲陵中学校では、近年、生徒の活躍が目覚ましく、市としても誇らしいことでもあります。

今回選ばれた御本人様をはじめ、ご家族、学校関係者の皆さまに敬意を表するとともに、今後のご活躍を期待するところであります。

先月27日、国は、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けを、本年5月8日から、季節性インフルエンザと同じ、「5類感染症」とすることとしました。

今回の決定により、ようやく平時の日常を取り戻す道筋が見えてきました。

思い起こせば、令和2年2月1日に新型コロナウイルスが指定感染症として位置付けられて以来、3年もの長きにわたり、市民生活では、度重なる行動制限や、感染対策、観光客・利用客の減少など、様々な苦難に直面しながらも、市民の皆さまのご理解とご努力により、この3年間を乗り越えてこられたものと考えております。

また、医療関係者の方々をはじめ、高齢者福祉施設、保育園、消防などで働く、エッセンシャルワーカーの皆さまにおかれましては、気を抜けない日々が続く中、市民の生命、財産を守り続けていただきました。

この場をお借りしまして、市民の皆さまのご協力に感謝申し上げます。

アフターコロナを見据え、「第3次北杜市総合計画」、「新・行政改革大綱」に基づく施策を着実に実施し、コロナ禍からのふるさと北杜の再生と、その先にある、市民の皆さまが幸せを実感でき、子どもが賑わう夢叶うまちの実現を目指し、行政が一丸となって取り組んでまいります。

次に、来年度予算の重点施策についてであります。

岸田首相の年頭の記者会見で、今年の大きな挑戦の一つとして「少子化対策」を取り上げておりました。

少子化の問題は待ったなしの課題であり、「こどもファースト」の経済社会を作り上げ、出生率を反転させなければならないとして、「異次元の少子化対策」に挑戦していく決意が示されました。

この発言を受け、これまで本市も含めた、地方が取り組んできた少子化対策に、ようやく国が本腰を入れてきたと感じたところであります。

本市では、本年度から、市政の重点施策に、「子育て支援」を位置付け、「こども政策部」を設置し、子育て応援金制度を創設するとともに、「子育てするなら北杜」宣言を行い、全市を挙げて、子育て支援に取り組んでおります。

来年度においても、引き続き、子育て環境や移住定住、特色ある教育など、「子育て支援策」を充実させるべく、新たな施策を講じ、子育て世代、若者世代に選ばれるまちを目指してまいります。

はじめに、「出会い・結婚支援」については、本年度、新たな取り組みとして、北杜市、富士見町、原村で構成する、「ハヶ岳定住自立圏」が主体となり、インターネット上の仮想空間である「メタバース」による婚活イベントを実施しました。

このイベントは、行政として、現代の社会のニーズに合った全国初の取り組みとして注目を

集めたところであり、効果もあったことから、来年度も、若い世代の出会いの場として実施してまいります。

次に、「出産・子育て応援事業」についてであります。

国では、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援と、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円の給付金を支給する経済的な支援を一体的に実施することとしております。

市では、本年度から実施している「子育て応援金」に加えて、本市において安心して出産・子育てができるよう、「出産・子育て給付金」として支給し、より充実した切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、「子育て支援施設整備事業」についてであります。

子育て世代へのアンケートでもニーズが高かった大型複合遊具を備えた公園や、また雨天でも親子が遊ぶことができる屋内の遊び場を令和6年秋の完成を目指して整備します。

親子が気軽に集い、交流ができる本市の子育て支援の拠点となるよう、今後も施設の周知とともに、整備を進めてまいります。

次に、子育て世代や若者世代に選ばれるまちを目指した新たな支援についてであります。

移住を検討している若い世代や、進学などにより本市を離れた若い世代から選ばれるまちを目指すため、国の事業を活用する中で、来年度「奨学金返還支援事業助成金」を創設し、奨学金の返還について、5年間で最大150万円を助成してまいります。

この施策により、若い世代の経済的負担を軽減し、将来に対する希望へつなげることや、学ぶ意欲と能力のある子どもたちが、安心して勉学に励み、本市の未来を創る人材となることを期待するところであります。

一方、本市では、コロナ禍にあっても転入される方が増加し、昨年中も135人の転入超過となりました。

この流れを止めず、特に、若い世代の方を強力に呼び込むことが重要であり、そのため、来年度から住宅支援の拡充を図ってまいります。

まず、子どもができたことをきっかけに、地方で暮らすことへの関心が高まる中、少しでも本市に転入される子育て世帯の住宅に係る負担を軽減する必要があることから、市内に転入し、民間賃貸住宅に入居する子育て世帯に対し、月額2万円を限度として、家賃の一部を12カ月分補助する制度を創設いたします。

また、結婚を機に、新生活を始めるに当たり、住居費や引越し費用などの経済的負担を軽減することにより、若者の結婚・転入・定住の増加を図るため、国の事業を活用し、新生活を始める新婚世帯を対象に、家賃や引越し費用などスタートアップに係る費用に対し、40歳未満の新婚世帯については、1世帯あたり最大30万円、30歳未満の新婚世帯は、1世帯あたり最大60万円を補助する制度を創設します。

さらに、高校生に本市の市政全般に関心を持ってもらい、若々しいアイデアを提案していただくことにより、本市への郷土愛を育むため、新たに「高校生議会」を実施してまいります。

市内にある3つの高校から参加する生徒を募り、実際の議場を活用する中で、議会の雰囲気を感じていただくとともに、市政についての高校生の柔軟な発想やアイデアを伺ってまいりたいと考えております。

次に、「産業創出」であります。

若い世代、特に女性にとって魅力があり、付加価値の高い働く場の提供に取り組むとともに、新型コロナウイルスの影響や、物価やエネルギー価格の高騰で疲弊している、地域経済に活力を取り戻すため、事業者を強力に支援してまいります。

また、世界を目指した地域産業の成長と、新たな取り組みにチャレンジできる環境づくりに、官民が連携して取り組んでまいります。

コロナ禍を経て、本市が持つポテンシャルの高さに、様々な方面において注目度が増している中、この機を逃さず、地域経済の更なる活性化につなげていくため、地域課題の解決や、新しい取り組みに関する起業への支援や、産業における市内への投資拡大を、引き続き重要施策として取り組んでまいります。

産業創出の一番手は、やはり企業誘致であります。

トップセールスによる企業への働き掛けをはじめ、本市へ進出を希望する企業への対応や、市内事業者の方の新たな取り組みを支援する未来創造事業費補助金など、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

また、市内に進出する企業が負担する一定量以上の水道利用料金に対し助成制度を創設し、更なる企業誘致の促進と上水道の積極的な利用促進を図ってまいります。

次に、小規模商工業者への支援についてであります。

新型コロナウイルス感染症により、大きな打撃を受けた市内の小規模商工業者の経営安定化を図るため、従来の経営安定化のための借り入れ利子に対する5年の利子補給に、新型コロナウイルス感染症対策貸付に対する利子補給を加え、国や県で実施された3年間の利子補給期間を終えた融資についても、独自に2年の利子補給を行ってまいります。

この事業を通じて、地域経済を支える小規模商工業者の皆さまが、コロナ禍からの立て直しを着実に図られるよう、しっかりと支援してまいります。

次に、「世界に誇るワイン産地化づくり」についてであります。

近年、本市の自然環境や気象条件を求め、多くのワイン醸造者が参入し、多種多様なワイン作りが行われております。

この環境を国内外に広く発信するためのPR動画を作成するとともに、ワインツーリズムにも資する、市内の醸造用ブドウ畑や醸造所を巡るツアーを行い、地域の特徴を生かしたワイン作りの現場を見ていただく機会を設けてまいります。

北杜の個性に溢れる、世界に誇る品質の高いワインを生産する産地を目指し、事業者の皆さまと共に取り組んでまいります。

次に、「オーガニックビレッジ事業」についてであります。

国が本年度から進めている「みどりの食糧システム戦略」に先んじて、これまでも、市内の多くの農業者の方が有機農業に取り組まれており、市においても「耕す・はぐくむ・チャレンジ北杜プロジェクト」として、本市が誇る「水の山」を次世代に継承するため、有機資源を活用した「循環型農業」を推進してまいりました。

現在、肥料価格の高騰が続いており、市内産のたい肥の需要が高まりつつありますので、引き続き、民間企業のご協力を得ながら、たい肥作りを進め、有効に活用してまいります。

こうした中、本市では、本年度、国の戦略に基づく、「有機農業産地づくり」の事業に、山梨県で唯一採択され、各種の取り組みを進めているところであります。

持続可能性が問われる中、次世代に向け有機農業を継承し、本市の財産であります「水」を守り生かすことが、私たち大人に課せられた使命だと考えておりますので、引き続き、「オーガニックビレッジ事業」を積極的に推進してまいります。

次に、「米粉等普及促進事業」についてであります。

世界的に価格の高騰が続いている小麦の代替えとなる米粉については、米どころの本市で生産された米粉の新たな活用による高付加価値化を目指し、「食杜北杜」において、市内の高校生と地域の事業者の皆さまにより、独自の商品開発を進めてまいります。

また、昨年、高校生が開発した大豆およびそばを活用した商品のPRもしていくなど、今後も、若い世代にも本市が誇る農産物に関心を持ってもらう取り組みを進め、少しでも、ふるさと北杜の食や農の文化が後世に引き継がれることを期待しております。

次に、観光誘客についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により減少した観光客は、「全国旅行支援」の効果もあり、コロナ禍前に迫る観光客数に戻り、市内においても宿泊、観光施設等賑わいを取り戻しているところであります。

また、円安の効果を最大限に活かしたインバウンド観光が、本市における経済の活性化の起爆剤になり、地域経済を大いにけん引していくものと期待できることから、来年度は、本市における「インバウンド誘客元年」として、積極的なインバウンド誘客事業を実施してまいります。

これまで市内に来訪が多かった台湾や、県内への観光客数が多いタイ王国、ベトナム社会主義共和国のアジア3カ国を柱に、旅行誘客イベント、旅行会社などへの積極的な営業活動を行い、国際観光都市への第一歩を踏み出してまいります。

特に近年、人気を集めている、キャンプやクライミング、サイクリングなどのアウトドア関連のアクティビティといった、本市に優位性のある魅力ある情報について、海外の方に広くPRしていくとともに、国内においても、中部横断自動車道の開通による効果を更に拡大させるため、東海地方を中心に、戦略的に情報発信してまいります。

併せて、市内の観光地の活性化を目指し、各エリアの構想の取りまとめや、その推進を図ってまいります。

清里エリアについては、民間による活発な投資活動が行われている中、市としても「清里ルネサンス計画」の策定に向け、引き続き、地域の皆さまと共に、検討を進めてまいります。

また、小淵沢エリアについては、本年度中に「北杜市小淵沢エリア活性化構想」の取りまとめを行い、来年度以降は推進体制を組織し、エリアの観光事業者の方を中心に、構想に基づく施策に取り組んでまいります。

次に、輸出の強化についてであります。

これまで、本市の魅力ある農産物や商品を国内のみならず海外への販路拡大につなげる取り組みを進めてまいりました。

こうした中、昨年、台湾への輸出においては、台湾で富裕層向けに店舗を展開している「祐毛屋」様へのトップセールスを行った結果、本年発行された同社の商品カタログに、本市の紹介とともに、本市で生産される日本酒や地ビール、農産物を原料とした加工品が広く掲載され、台湾への輸出が期待できる状況となっているところであります。

来年度も、お米をはじめとした農産物を中心に、更なる輸出の強化に向け、台湾をはじめ、

発展が目覚ましい東南アジアの国々について、現地でのトップセールスを行い、積極的に本市をPRしてまいります。

次に、行政改革についてであります。

昨年度策定しました「新・行政改革大綱」に基づき、本年度から様々な検討を進めているところであります。

特に、デジタル時代への対応については、国においても「デジタル田園都市国家構想」を掲げており、デジタル実装による地方創生の取り組みの加速化を図ることとしていることから、本市においても、デジタル技術を活用した、地域特性を活かしたまちづくりの推進による、市民の生活の質の向上を図るため、行政および地域のDX推進の指針となる「北杜市DX推進計画」の本年度中の策定を目指し、作業を進めてまいりました。

来年度からは、本計画に基づき、本格的に市内企業や行政のDX化に取り組んでまいります。

保育業務のICT化については、保護者の利便性の向上と保育士の業務負担軽減を図るため、国の補助制度を活用し、公立保育園13園に保育業務を支援するICTシステム構築とタブレット端末等の必要な機器を導入するほか、私立保育園等に、同様の経費に対し支援を行ってまいります。

また、市民からの問い合わせや庁内部署間の問い合わせについて、新たに「AIチャットボット 問い合わせ自動応答システム」を導入します。

来年度は庁内部署間の一部の業務からのスタートとなりますが、順次対応業務を増やし、市民の皆さまが使いやすい環境を整えてまいります。

さらに、職員が多くの業務時間を費やしている、審議会等の議事録の作成については、「AI文字起こしシステム」を導入して、作成に係る時間を短縮し、業務の効率化を図ってまいります。

また、テレワークおよびWeb会議に対応可能な端末を導入し、効率的な地域住民や外部事業者とのコミュニケーションの向上についても取り組んでまいります。

一方、デジタル社会のパスポートとされるマイナンバーカードの利用機会の創出については、現在、本庁舎に設置している「証明書発行自動交付機」の更新に併せ、マイナンバーカード対応型の自動交付機を導入し、発行できる証明書の種類についても増やしてまいります。

加えて、マイナンバーカードの交付率向上を目指し、市内郵便局等で交付申請ができるよう体制を強化してまいります。

次に、安全安心な市民生活を支えるインフラに係る新たな取り組みについてであります。

身近なインフラであります市道については、現在、雑草の繁茂に伴う道路の有効幅員の減少や、土砂等による排水路の機能低下など、本来の道路機能が保たれていない状況があり、また、老朽化に伴う舗装の陥没、ひび割れなど通行に支障をきたしている箇所も多く、市民からの通報や行政区からの改善要望等が寄せられており、道路瑕疵も発生しております。

こうした状況を踏まえ、来年度、ドライブレコーダーを活用した画像解析による道路状況をAIが診断する、管理システムを導入し、迅速な道路状況の把握を行ってまいります。

加えて、主要な市道について、除草や側溝清掃、張り出した枝の処理などの整備を、来年度から3年間、総額約3億円の予定で、重点的に実施し、道路の機能向上や景観形成を図ってまいります。

また、防災の要となる消防署所については、現在、「峡北広域行政事務組合消防本部」におい

て、令和3年7月に策定された「峡北消防本部消防署所適正配置計画」に基づき、市内の消防署所の建て替えと再編を進めております。

昨年度、「北杜消防署」の建て替えが完了し、残る、「須玉分署」、「高根分署」、「小淵沢・白州統合分署」についても、新庁舎の建設場所を決定し次第、来年度以降、庁舎の建設工事に順次着手していく予定となっております。

消防庁舎の耐震化や設備の更新を行うことにより、「峡北消防本部」の消防・防災機能が、更に強化されるものであり、今後も、市民の安全安心な暮らしを守るため、消防・防災施策の充実を図ってまいります。

「中部横断自動車道」については、昨年、南部区間の開通により、山梨、静岡間の利便性の向上から、企業誘致や観光面において、顕著な効果が出ているところであります。

残る北部区間の長坂・八千穂間についても、人や物の新たな流れを作り、地域経済や文化等、様々な面において活性化が大いに期待できるとともに、防災面においても沿線の住民の「命の道」となることから、早期事業化を実現していかなければいけません。

昨年、市では「中部横断自動車道北部区間広域連携懇話会」および「北杜市中部横断自動車道建設促進期成同盟会」を設立し、事業の促進、早期事業化を目指し、皆さまの思いを国や県に届けるため、要望活動等を行ってまいりました。

今月7日には、「期成同盟会」の役員会を行い、今後の事業促進に伴う国や県からの情報収集、本会の活動内容などを検討したところであります。

今後も、関係者の皆さまのご意見を伺いながら、国や県にその声を届けるとともに、早期事業化に向けた機運を高める取り組みを継続してまいります。

次に、スポーツ振興に係る施設整備についてであります。

「ハヶ岳スケートセンター」については、昨年11月20日から今月11日まで、84日営業し、市内小中学校スケート教室や市内外からの利用者など、約1万2千人と多くの方にご利用いただきました。

また、スケートセンターの運営費として、昨年11月から「ガバメントクラウドファンディング」を実施したところ、約1,300万円ものご寄附をいただきました。

ご支援くださいました皆さまには感謝を申し上げます。

今後も、「クラウドファンディング」の活用など、安定したスケートセンターの運営に努めてまいります。

一方、年間を通じて施設を活用できるよう、リンク内側の整備を進め、関東最大級のスケートボードパークとするほか、インラインスケートコースやリンク内側へのアクセスを容易とするための地下通路を整備し、「スケートの聖地」として、令和6年中のフルオープンを目指してまいります。

スケートセンター周辺施設と連携を図りながら利用者の増加を図るとともに、本市のスケート文化の継承とスケートリンクを活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

また、「長坂総合スポーツ公園」については、令和2年度に人工芝へ整備を行ったことにより、通年利用が可能となり、コロナ禍にあっても利用者が大幅に増加したところであります。

今後、更なる利用者の利便性向上とスポーツ大会の誘致を積極的に進めるため、広域的な防災拠点機能も有したクラブハウスを来年度整備してまいります。

「高根総合グラウンド管理棟」のトイレについても、老朽化が進んでいることから、トイレ

を一新し、利用者が安全、安心して利用できる施設環境を整えてまいります。

次に、「ゼロカーボンシティ」を目指した取り組みについてであります。

環境省が募集を開始した「第3回脱炭素先行地域」について、本市でも今年17日に申請を行ったところでありますが、現在、エネルギー価格が高騰している中、地域で使う電気は地域で作ることが、持続可能なまちを目指す上では、大変重要なことであります。

市では、再生可能エネルギーの活用による、地産地消を長期にわたり持続可能な形で推進していくため、F I T終了後を見据えた「北杜サイト太陽光発電所」の活用や、太陽光パネルのリユース・リサイクルの環境整備等を進めるとともに、本市の豊かな水資源を最大限有効活用した、小水力発電の適地調査を行い、小水力発電の設置拡大も図ってまいります。

公共施設への太陽光発電設備導入については、本年度、市役所本庁舎の屋根の上に「P P Aモデル」による太陽光発電設備を導入したところであります。

今後、公共施設に「P P Aモデル」を導入するための調査を行い、可能な限り多くの公共施設に整備促進を図り、安価な電気代の購入により生じた財源の有効活用についても検討してまいります。

来年は、北杜市が誕生してから、20年となります。

3年にもわたるコロナ禍から、ようやく出口が見え始めた中、20年の節目の年を迎えることとなります。

「北杜は一つ」の機運を醸成しつつ、市民の皆さまが幸せを実感できる、持続可能なまちの実現を目指して、各施策に果敢にチャレンジし、北杜市にとって飛躍の年となりますよう、全力で市政に取り組んでまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、報告案件2件、承認案件1件、補正予算案件9件、条例案件12件、当初予算案件12件、その他案件1件、同意案件5件、諮問案件1件の合計43案件であります。

はじめに、報告案件について、ご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 「決算不認定に係る措置」につきまして、令和3年度北杜市水道事業会計決算及び令和3年度北杜市下水道事業会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方公営企業法第30条第8項に基づき、議会に報告するものであります。

次に、承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

承認第1号 「令和4年度北杜市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及び承認を求めること」につきましては、国が新たに創設した、妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円の経済的支援とを一体的に行う、出産・子育て応援事業について、事業を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要し専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

次に、当初予算案件につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと、歳入面では、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められ

る中、各種政策の効果もあって、徐々に景気が持ち直していくことが期待され、市税収入等の増加が見込まれるなど、所要の一般財源総額が確保できたところであります。

一方、社会保障費が年々増加する中、八ヶ岳スケートセンターをはじめとする公共施設の維持管理、ゼロカーボンや国土強靱化に向けた取り組み、物価高騰への対応なども、引き続き進めていく必要があります、財源確保がより一層重要となっております。

このような中、令和5年度は、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を市政推進の基本に、「子どもが賑わう夢叶うまち」、「誰もが幸せを実感できるまち」の実現を目指す「第3次北杜市総合計画」を成長戦略として、子育て支援や、産業創出、企業誘致、移住定住など、若い力を呼び込み持続可能なまちづくりを進める施策を強力に展開していくことといたしました。

以上のような考えに基づき、編成した結果、令和5年度の一般会計予算の総額は、299億7,970万1千円となっております。

次に、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「令和4年度北杜市一般会計補正予算(第12号)」につきましては、8億5,341万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億1,680万1千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では、市税、地方交付税、寄附金、繰越金などの増額と、国・県支出金、繰入金、市債などの減額であります。

歳出につきましては、保育園送迎用バスへの子どもの置き去り事故を防止する安全装置の設置、県営土地改良事業負担金、校舎内の照明器具をLED化するための小学校施設整備事業など、国の補正予算を受けて実施する事業費の増額、公共施設整備基金、庁舎建設基金、こども未来基金などへの積み立てのほか、公共事業等の事業費の確定による減額や、不用額の整理などを行っております。

次に、議案第2号「令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」につきましては、市立病院への繰出金や事業額の確定に伴う、基金への積立金を計上するものであります。

次に、議案第3号「令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものであります。

次に、議案第4号「令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)」につきましては、過年度における介護給付費負担金の確定処理に伴い、国などへの返還金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第5号「令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、事業額の確定に伴う不用額の精査および介護保険特別会計への繰出金を計上するものであります。

次に、議案第6号「令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、昨年12月に破壊・盗難の被害を受けた北杜サイト太陽光発電所の発電に必要な諸設備の復旧に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第7号「令和4年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)」および、議案第8号「令和4年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)」につきましては、事業額の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第9号「令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算(第2号)」につきましては、

事業額の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第10号「北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動における公費負担額を引き上げることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号「北杜市防災会議条例の一部を改正する条例」につきましては、水防法の規定により、水防計画等に関する事項について北杜市防災会議において調査審議することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号「北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例」につきましては、地域包括ケアシステム等の構築により、地域支援体制が充足したことから、廃止するものであります。

次に、議案第13号「北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」につきましては、白州放課後児童クラブを移転することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、関係する法令が一部改正されたことから、北杜市子ども子育て会議条例ほか2条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号「北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が一部改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号「北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、民法の一部改正により、児童福祉法等の規定が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「北杜市武川町農業機械センター条例及び北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例を廃止する条例」につきましては、施設を譲渡し、有効活用を図ることから、廃止するものであります。

次に、議案第19号「北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例」につきましては、企業等の新たな設備投資に対する支援を継続し、更なる企業立地の推進、経済の発展および産業の活性化を図ることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、民法の一部改正により、水道設備の設置等に関する規律が整備されたことから、所要の改正を

行うものであります。

次に、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第34号 「辺地総合整備計画の策定」についてであります。

「浅川・旧檜山」辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を図る必要があることから、新たに辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております37件のうち、議案第10号から議案第21号まで12件および議案第22号から議案第33号までの12件につきましては、所管の常任委員会および予算特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

内田君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算につきまして、総括質疑をさせていただきます。

今回の当初予算につきましては、当初予算額299億7,970万1千円でございます。そして前年度予算を見ますと289億8,780万3千円、差引9億9,189万8千円で、増減については3.4%でございます。そしてこれらの歳入の主なものを見てみますと、確かに先ほど市長所信表明でありましたとおり、市税については伸び率2.7%、増額2億179万3千円でございます。しかし、市債につきましても伸び率が25.9%、前年度比から対比いたしますと増減額4億9,130万円でございます。そういった中で、どちらかという、今回の予算の内容を見てみますと、多くの市単独での事業とも見られるわけでございます。

市長は所信表明の中では、国の国県補助金、また交付金等の活用ということで訴えたわけでございますが、これらの内容を精査してみますと、例えば情報化推進事業費、DX推進計画費については、市費が472万6千円でございます。また、奨学金支援事業制度につきまして、これ繰入金でございますが、市費ということでしょう、810万円でございます。予算の総額から比べれば、これらは確かに少額なものではございますが、DX、またGX等につきましては、やはりこれらは国の交付金や補助金の対象でございます。さらに北杜市はDX推進計画を作っております、それらに基づけば、これはAIチャットボット等を使うわけであれば、これは最低でも2分の1の交付金、補助金等が私は獲得できるものと思っております。

また、奨学金の返還制度につきましても、地域企業とのタイアップによりまして、これらも国の交付金等の対象になるというふうに私としては考えるところでございますが、いずれ、今後、こういった事業を推進するに当たって、またいろんな事業を対象として推進するに当たって、これは大変、事務作業等は大変かもしれませんが、1つの方針のもとに、構想のもとにやっていたら、これらは国の採択を受けられると思っておりますので、それらについて、年度途中でも財

源更正等ができれば、私はしていただきたいと思っておりますので、これが1点目の質問です。

2点目の質問といたしまして、歳出でございますが、子育て支援施設整備事業、こどもランド・こどもパークでございます。これにつきましては、すでにプロポーザル方式によりまして設計が整ってきたということで、このたび2億5,999万円が上程されているところでございます。このうち市債が2億4,500万円、残りが市費であったり、繰入金等でございます。

こういった大型の事業で、この事業費の全体総額を見ますと5億円程度というふうな説明でございます。しかし今後、これらについても、昨今の経済状況というか、人工や、また材料費の高騰ということもあって、今後、値上がるということは必須であります。スケートセンターにつきましても、確かにほぼほぼ起債がはまっておりますが、それらについても同様のことが言えます。

そういった中で、市長にこれはぜひとも答弁いただきたいところでございますが、このこどもランド・こどもパークにつきましては、市長が言われる子どもを2倍にしようと、こういう公約から私は始まっているところだと思っておりますし、それに間違いなくこれが寄与する施設であるという、こういう確信のもとに市長は上程をされているのだと思います。また、ここは市長が言われるとおり、「子育てするなら北杜」と、こういう意味もございまして、移住定住にも、これにつきましては、簡単に言うと、それらに良い影響が出ると、こういうふうに考えているところだとは思っております。

しかし、あまりにも高額な金額でございます。今後、なかなか箱物については、そのランニングコスト等を非常に懸念する部分もある、またほかに使ったほうがいいではないかと、こういうことは市民の声の中にも少なからずもあるところでございます。しかし、市長がこの政策的にこれを持ち出したということについては、それなりの覚悟、決意の下に出されたのと、それにつきまして、市長、どのようにお考えかお伺いをさせていただきたくところでございます。

また3点目、昨今、職員の不祥事がたくさん続いております。これは総務部長に聞かなければならないことと思っておりますが、いろんな処分等も下ったこともある、またいろいろな中で、市民の皆さまにご迷惑をかけたことも事実でございます。そういった中では、残念なことにそれらの対応をするような予算額というのは、この中では、全員協議会等もあったわけですが、ご説明がないようでございます。それらについて、どのようにこの予算の中でお考えなのか、特別、去年と同じなのか、違うのか、人為的な精神論だけでこれらを解決していくのか、それらについてお伺いいたします。

3点、お伺いをいたしました。よろしくご答弁、お願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

内田俊彦議員のご質問にお答えしたいと思います。

こどもランド・こどもパークのご質問ということで、こどもランド・こどもパークにつきましては、やはり若い世代、子育て世代から選ばれ、また「子育てするなら北杜」というブランドを北杜市が確立するためには、必ず必要な施設であると思っております。

要望も非常に高かったということもございまして、子育て世代に対してアンケートを取った結果、非常に要望が高かった、芝生があって、大きな大型遊具がある公園、そして雨の日でも

親子が集って遊べるような屋内施設、こういう要望が非常に高かったわけでありまして、これから先も子育ての中核施設として、このこどもランド・こどもパークは位置付けて、しっかりと運営をしていきたいと思っております。

少子化対策、また移住定住対策、子どもを増やすためには絶対に必要でありますので、ぜひ、このこどもランド・こどもパークの建設をお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度の当初予算の金額についての増ということのご質問であったかと思えます。

前年度に比べまして、令和5年度当初予算につきましては9億9,189万8千円、3.4%の増ということで、議員ご指摘のとおりでございます。

内容につきましては、燃料価格の高騰、光熱水費、燃料費の増ということ、また広域行政事務組合の負担金の額等も増額しておりますし、ふるさと納税の増分も見込んでおります。また、八ヶ岳スケートセンターの管理運営費等がございますけれども、議員ご指摘のDXの推進計画ということでございますけれども、これにつきましては、新たに作成するDX推進計画に基づき行政、地域におけるデジタル化を進めてまいる計画でありますけれども、国の交付金ですとか、補助金ですとか、それらもできるだけ獲得しながら、有利な状況で事業を進めていきたいということでもあります。

また、北杜市の奨学金返還支援事業費、助成金交付金でございますけれども、これにつきましても、国の交付税等の2分の1の対象ということがございますので、これらも有効的に活用しながら、できるだけ一般財源等を抑えながら事業を進めてまいりたいと考えております。

また、途中で、それらが獲得できるということであれば、財源更正等もしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

内田議員のご質問でございます。

昨今、続いて発生しております職員の不祥事についてでございます。

本当に大変、ご迷惑、ご心配をお掛けしまして、大変申し訳なく思っております。

その不祥事に対応します令和5年、令和4年度とは違った対応のことでございます。

これに対応するための令和5年度の予算ということですが、これについては、具体的に新たな計上はございませんけれども、職員研修については、これまでも行ってございますけれども、それを、メニュー等を工夫しながら、さらに効果があるものなど実施していきたいと思っております。

また、会計年度任用職員等を活用した人員の配置を工夫して、できるだけ職員の負担を軽減していくという考えで進めていきたいと思っておりますので、そういったことも含めまして、それに加えて、さらに綱紀の徹底を図っていくことをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ほかにありますか。

内田君。

○19番議員（内田俊彦君）

今、答弁がありました、こどもランド・こどもパークについては、市長の決意がみなぎったということで、それはそのまま理解をするところでございます。

あと、その他交付金、補助金等についても獲得を年度途中でも考えていくと、こういう答弁でありました。ここには理解ができています。

しかし、職員の不祥事等の対応や職員の士気を上げるために、何らかの予算等の配分がないということにつきましては、私は非常にこういった事例が多い中では、なかなか会計年度任用職員をそこに充てるかということだけでは、なかなか職員の士気は高まっていけないのではないかと考えております。何らかの相談ができる場所は、従前あるわけでございますが、それ以上に人事課、総務部が職員に寄り添わないと、現在でも途中で退職される方も、また病欠等でお休みになられる方もいらっしゃいます。また、その復帰後、職場の体制につきましても、なかなかそれが十分であるかということ、なかなか、この人手不足の中で確かに難しいと、こういうことは分かります。

本市におきましては、合併以来、人員削減をしてまいりまして、800という数字が500という数字まで下がってきた中で、会計年度任用職員を増やしながらかりくりをしてきていると、これは理解ができるわけでございますが、やはりそこについては、精神論だけで、なかなかこれが現実的に職員の士気が高まるかというのは難しいかと思えます。

なぜ、そこについて予算的な措置や人力的な措置の中における、ここの職員の処遇でございますとか、ケアでありますとか、また職場環境を良くするでありますとか、そういったことに何らお考えがなかったのか、どういうことなんでしょうか、部長、お伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

内田議員のご質問でございます。

令和5年に向けての、職員に対する不祥事の対応のための予算ということでございます。

先ほど申し上げたとおり、そのための新たな予算というのは考えていなかったわけでございますけれども、さらに風通しのよい職場づくりを進めたいと考えております。これによりまして、職員間同士のつながり、コミュニケーションが図られると考えております。職員の悩みも上司ができるだけ早期に相談が受けられるというような環境も、ぜひ整えていきたいと考えております。

このような状態を進めることによりまして、不祥事等の予防、防止につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田君。

○19番議員（内田俊彦君）

ただいまの答弁であります、やはりそこについては、予算的な措置がされていないということでございます。いずれこれにつきましては、予算特別委員会での審議ということになりますので、そこで詳細にお伺いをしていきたいと思いますが、やはり年度途中であっても、これらについては、委員の皆さんからどんなご指摘があるか分かりませんが、それについてはあくまで、これは予算でございます。今後の対応について期待をするところでございますが、それらについては予算特別委員会でまた質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

内田議員のご質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、今回の件も含めまして、職員の不祥事、それから精神的なトラブルで休職をしている方、そういうことに関しまして、より有効的な方策が見つかり次第、それについては、新しい取り組みとして予算が必要なことであれば、新たに補正ということでお願いをすることも考えてございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

それでは、ほかになければ質疑を終結したいと思います。

（なし）

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第10号から議案第21号までの12件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第22号から議案第33号までの12件につきましては、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第33号までの12件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20人の諸君を予算特別委員会の委員に選任するこ

とに決定いたしました。

ただいま選任されました予算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時45分といたします・・・。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

予算特別委員会を開く時間も言っていただければ、トイレ休憩とかが取れるのでお願いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

それでは、再開時間、先ほど11時45分と言いましたが・・・。

予算特別委員会の開催時間は11時半といたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時18分

---

再開 午前11時44分

○議長（福井俊克君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

予算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に野中真理子君、副委員長に志村清君。

以上のとおり、予算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

報告第1号をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回の専決処分は、公有自動車事故に係る案件2件であります。

2ページをお開きください。

専決第1号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和4年12月28日

損 害 賠 償 の 額 9万7,207円

損害賠償の相手方 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号  
株式会社 山梨中央銀行

損害賠償の理由 令和4年5月2日午後3時40分頃、北杜市須玉町大豆生田961番地1付近の市道須玉大豆生田14号線と市道大豆生田線の交差点において、職員の運転する公有自動車が生田14号線から市道大豆生田線に進入しようとしたところ、交差点で一旦停止した相手方の軽自動車と接触し、車両の後部バンパーを損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

専決第2号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専決処分日 令和5年2月1日

損害賠償の額 78万4,799円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町在住 男性

損害賠償の理由 令和4年6月2日午後2時40分頃、韮崎市の中田町中条1795番地の道の駅にらさきの駐車場において、職員が運転する公有自動車を後退させたところ、同駐車場に駐車していた普通自動車と接触し、相手方に怪我を負わせたため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に人身傷害保険金として損害保険ジャパン株式会社から、公有自動車事故共済金として公益社団法人全国市有物件災害共済会からそれぞれ支払われるものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

○議長（福井俊克君）

次に日程第4 報告第2号 決算不認定に係る措置についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

報告第2号 決算不認定に係る措置について、ご報告申し上げます。

報告第2号をご覧ください。

この報告は、令和3年度北杜市水道事業会計決算及び令和3年度北杜市下水道事業会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方公営企業法第30条第8項に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。

次ページ、別紙をご覧ください。

不認定となった日につきましては、令和4年12月5日であります。

講じた措置の内容につきましては、不適正な事務執行の是正および再発防止策として、次の

措置を講じました。

はじめに、事務処理の適正な執行に向けた措置といたしまして、日常の業務を遂行する中で、良好なコミュニケーションを図る等、職員が相談しやすい職場環境づくりを行い、課内会議等を通じて、業務の進捗状況の確認を行う機会を設けました。

次に、情報共有化およびチェック体制の強化といたしましては、各事務の事務処理とフローの公表について、各事務処理の確認方法を整理し、各課等において実施し、ホームページに事務処理フローを公表しました。

事務執行に関する指導の徹底について。

事務の遺漏を防止するため、業務の執行確認として、事務執行における進捗管理表を作成し、複数担当者による相互チェックを徹底するとともに複数部署で進捗状況をチェックする手順を定めました。

次に、不適正な事務処理の是正といたしまして、未検査工事の検査を順次実施する。下水道使用料未請求分の遡及請求を行っていきます。

決算不認定に係る措置について、報告は以上でございます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

---

○議長（福井俊克君）

次に日程第5 承認第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

承認第1号 専決処分手続報告の件（令和4年度北杜市一般会計補正予算書（第11号））をご覧いただきたいと思っております。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。

専決処分日は、令和5年1月26日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,986万円を追加し、歳入歳出予算の総額を313億6,339万1千円とするものであります。

本件につきましては、国が新たに創設した妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と妊娠届時に5万円、出生届時に5万円の経済的支援等を一体的に行う出産・子育て応援事業について、事業を速やかに実施する必要がある、これに伴う補正予算の編成に緊急を要したことから、予算の専決処分を行ったものであります。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

追加としまして、4款1項保健衛生費、出産・子育て応援事業3,986万円につきましては、国の第2次補正予算にかかる事業であり、令和5年9月分までの予算が措置されていることから繰越明許費を設定するものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻りください。

まず歳入についてですが、11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を643万1千円増額し、補正後の額を100億8,773万1千円とするものであります。

15款2項国庫補助金2,700万4千円の増額は、出産・子育て応援事業にかかる国からの交付金であります。

16款2項県補助金642万5千円の増額は、出産・子育て応援事業にかかる県からの補助金であります。

続いて、4ページ、5ページの歳出をご覧ください。

4款1項保健衛生費3,986万円の増額は、妊娠届時に支給する出産応援金440人分と出生届出後に支給する子育て応援金300人分の給付金、会計年度任用職員1名分の人件費、旅費、郵送料、システム改修費などあります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから承認第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

次に日程第11 議案第6号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

議案第6号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,768万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,768万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費であります。

1款1項総務管理費、北杜サイト施設管理・運営事業9,083万5千円の繰越明許費を設定するものであります。これは昨年12月の北杜サイト施設設備の破壊・盗難にかかる復旧事業が資材の調達、復旧工事に日数を要し、年度内の完了が見込めないことによるものであります。

2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入でございます。

1款1項売電収入1,542万6千円の減額は、北杜サイト太陽光発電収入の減額によるものでございます。

6款2項基金繰入金7,103万1千円の増額は、北杜サイト復旧事業に北杜市新エネルギー事業基金を充当することとし、同額を増額するものであります。

7款1項繰越金1,207万8千円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

次に4ページ、5ページをお開きください。

続いて、歳出であります。

1款1項総務管理費8,609万1千円は、北杜サイト太陽光発電所設備の復旧工事に伴う増額分であります。

4款1項基金積立金1,840万8千円の減額は、当初予定していました売電収入による基金積立をすることができなくなったことから減額とするものであります。

説明につきましては、以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後12時00分

---

再開 午後 1時30分

○議長 (福井俊克君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、小林副市長におきましては、公務のため退席する旨の届け出がありました。

---

○議長 (福井俊克君)

日程第40 同意第1号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第42 同意第3号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長 (上村英司君)

同意3案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに同意第1号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了することから新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市高根町五町田1080番地2、小宮山幹夫、昭和28年3月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了することから新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市長坂町小荒間884番地、清水義智、昭和22年10月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了することから新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市小淵沢町上笹尾

2854番地、茅野和明、昭和23年3月18日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上3案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号から同意第3号の3件は、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第1号から同意第3号を一括して採決いたします。

同意第1号から同意第3号までの3件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第3号までの3件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第43 同意第4号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件および

日程第44 同意第5号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

同意2案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第4号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町穴平1744番地、坂本豊秀、昭和18年3月31日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町日野621番地、向井暢雄、昭和20年10月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号および同意第5号の2件は、質疑・討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第45 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

諮問案件につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了することから、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市白州町白須80番地、白砂勇、昭和25年8月14日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

以上、諮問案件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。

諮問第1号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第46 請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員(清水進君)

請願第1号

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

2023年2月14日

北杜市議会議長 福井俊克様

防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願

請願者

氏名 深沢久

住所 北杜市小淵沢町松向760-10

ほか161名の添付の方が2枚目以降に請願者に賛同しております。読み上げませんが確認をお願いいたします。

紹介議員は私、清水進です。

請願理由(趣旨)

コロナ感染の拡大や消費者物価の高騰が続く中、政府は来年度予算案を閣議で決めました。その予算案の特筆すべき点は防衛費です。2027年度にGDP比2%にすることをめざし、毎年11兆円超に増額すること、この5年間で総額43兆円とすることを内容とするものです。その防衛予算の内容は米国からの武器の大量購入であって、そのために支出削減や建設国債の活用、法人税や所得税(復興特別所得税延長)、たばこ税の増税を提起しています。

この政府予算案は日本の安全保障を根本から大転換することを宣言したもの(山梨日日新聞、朝日、読売などすべてのマスメディアも記述)であり、今日までの国の防衛費の予算は専守防衛を限度とする自衛権の範囲としてきた政府、国会の意思と明確に異なるものになっています。

このような決定は日本の進路を大きく転換させるものであり、政府の一存で唐突に決めるものではありません。ロシアのウクライナ侵略行為、中国の軍備拡大など国際情勢の変化があったとしてもこれらに対応する政策決定は主権者である国民に十分説明し、理解を得ることが前提であり、民主主義国家としての当たり前のことです。国会、国民に説明する以前に日米首脳

で合意することは論外です。

いまの情勢で防衛費増額が差し迫ったものであるならば、政府はまずその根拠を明確に提示しなければなりません。岸田首相はミサイルや戦闘機など購入費用だと断言しましたがそれらの必要となる理由を説明していません。

日本の防衛費は現在すでに世界で9番目に多額、GDP 2%に増額するなら米国、中国に次ぐ第3位にもなります。また日本は米軍に国土の多くと費用を提供しており、さらなる防衛費の増額は必要ないといえます。以上の理由から下記の事項を請願します。

請願事項

「来年度予算案中の防衛費は専守防衛を根拠としたGDP 1%枠内に修正することの要請意見書を国会と政府に提出すること」

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（福井俊克君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（福井俊克君）

日程第47 発議第1号 北杜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります、秋山真一君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、秋山真一君。

秋山真一君。

○総務常任委員長（秋山真一君）

朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第1号

令和5年2月21日

北杜市議会議長 福井俊克様

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山真一

北杜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出するものであります。

提案理由の説明をいたします。

議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する情報の取扱いについて定めるため、北杜市議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、発議第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月10日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時48分

令和 5 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 0 日

## 令和5年第1回北杜市議会定例会（2日目）

令和5年3月10日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 諸 報 告

- 日程第1 議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第12号）  
日程第2 議案第2号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第3 議案第3号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第4 議案第4号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第5 議案第5号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第6 議案第7号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第8号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第9号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算（第2号）

### 2. 出席議員（20人）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 高見澤伸光  | 2番 興水 崇   |
| 3番 中山喜夫   | 4番 小林 勉   |
| 5番 神田正人   | 6番 大芝正和   |
| 7番 秋山真一   | 8番 進藤正文   |
| 9番 清水敏行   | 10番 井出一司  |
| 11番 志村 清  | 12番 齊藤功文  |
| 13番 福井俊克  | 14番 加藤紀雄  |
| 15番 原 堅志  | 16番 清水 進  |
| 17番 野中真理子 | 18番 保坂多枝子 |
| 19番 内田俊彦  | 20番 秋山俊和  |

### 3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市 長	上村英司	副 市 長	小林 明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝 一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教 育 長	輿水清司	教 育 部 長	加藤 寿
上下水道局長	浅川和也	会 計 管 理 者	八卷弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤 肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪 孝
政策推進課長	川端下正往	総 務 課 長	佐藤康弘
財 政 課 長	進藤修一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫  
議 会 書 記 津金胤寛  
議 会 書 記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は20人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに監査委員から令和5年2月実施分の例月現金出納検査の結果および定期検査、ならびに工事検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

---

○議長（福井俊克君）

日程第1 議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算書（第12号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億5,341万円を追加し、歳入歳出予算の総額を322億1,680万1千円とするものであります。

10ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正であります。

追加として、3款2項児童福祉費、通園バス安全装置設置事業52万5千円につきましては、国の第2次補正予算に係る事業であるため、年度内の事業完了が困難であること。

6款1項農業費、団体営土地改良事業4,199万円につきましては、地元との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であること。

その下の県営土地改良事業2億695万1千円につきましては、国の第2次補正予算であること、および関係機関等との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であること。

同款2項林業費、林道新設改良事業919万7千円につきましては、感染症の影響による作業の遅れにより、年度内の事業完了が困難であること。

10款2項小学校費、小学校施設整備事業4,349万4千円につきましては、国の第2次補正予算に係る事業であることから、いずれも年度内完了が見込めず、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次のページの第3表 地方債補正をご覧ください。

まず追加であります、小学校校舎照明LED化改修事業に充当するため、学校教育施設等整備事業債を計上することとし、その限度額を2,820万円とするものであります。

次に変更といたしまして、合併特例事業債を5,970万円減額し限度額を9億9,360万円に、過疎対策事業債を250万円増額し限度額を3億2,380万円に、臨時財政対策債は3億7,700万円を全て減額してゼロに、公共事業等債を340万円増額し限度額を7,900万円に、緊急防災・減災事業債を270万円減額し限度額を1億420万円に、地域活性化事業債を290万円減額し限度額を1,160万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を4,190万円増額し限度額を6,520万円とすることとし、変更後の発行限度額の計を17億3,380万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

1款市税における1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市たばこ税、6項入湯税の合計2億2,178万円の増額は、決算見込み額による補正であります。

4款1項配当割交付金1,400万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金100万円の減額は、本年度の交付見込みによるものであります。

6款1項法人事業税交付金3,500万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

7款1項地方消費税交付金1億100万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

8款1項ゴルフ場利用税交付金2,500万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

9款1項環境性能割交付金700万円の減額は、本年度の交付見込みによるものであります。

10款1項地方特例交付金656万9千円の増額は、交付額の決定に伴うものであります。

同款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金166万7千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

11款1項地方交付税12億68万2千円の増額は、普通交付税の交付額の決定に伴うものであります。

13款1項分担金2,370万円の増額は、県営土地改良事業分担金の増であります。

同款2項負担金515万8千円の減額は、放課後児童クラブ負担金や学校給食費負担金の減などによるものであります。

14款1項使用料437万4千円の減額は、サテライトオフィス等使用料や市営住宅使用料の減などによるものであります。

15款1項国庫負担金4,500万8千円の減額は、保育所運営費負担金や児童手当負担金の減などによるものであります。

同款2項国庫補助金2,635万5千円の減額は、道路メンテナンス事業補助金や公立学校施設整備費補助金の増と、地域生活支援事業費等補助金や社会資本整備総合交付金の減などによるものであります。

次のページをお開きください。

16款1項県負担金2,938万円の減額は、保育所運営費負担金や後期高齢者保険基盤安定負担金の減などによるものであります。

同款2項県補助金9, 967万6千円の減額は、移住支援金交付事業費補助金や重度心身障害者医療費助成事業補助金、新規就農者育成総合対策事業費補助金、やまなし未来農業応援事業費補助金の減などです。

同款3項県委託金463万3千円の減額は、参議院選挙費委託金の減などです。

17款1項財産運用収入392万9千円の増額は、基金利子の増などです。

18款1項寄附金1億1, 390万3千円の増額は、ふるさと納税寄附金や環境保全寄附金の増などによるものです。

19款1項特別会計繰入金667万円の減額は、新エネルギー事業特別会計繰入金を減額するものです。

同款2項基金繰入金13億8, 183万円の減額は、基金の取り崩しを可能な限り抑制するため、財政調整基金を6, 089万5千円、減債基金を2億5, 590万円、公共施設整備基金を7億7, 180万円、まちづくり振興基金を2億8, 384万7千円など、それぞれ減額するものです。

20款1項繰越金11億2, 035万円の増額は、決算剰余金の確定に伴うものです。

21款5項雑入3, 661万円の減額は、市営住宅退去者負担金や北杜市プレミアム付商品券販売収入の減などによるものです。

22款1項市債3億6, 630万円の減額は、国の第2次補正予算により前倒しで実施することとなった事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などの増と、臨時財政対策債の全額減額、事業費の確定および不用額の整理に伴う減などです。

次に歳出であります。6ページ、7ページをお開きください。

2款1項総務管理費1億3, 128万7千円の減額は、職員給与費の減のほか、地域振興事業費を計上した支所及び出張所費、定住促進対策事業費、ネットワーク管理事業費の減などによるものです。

同款2項徴税費890万8千円の減額は、職員給与費の減などによるものです。

同款4項選挙費464万7千円の減額は、参議院議員選挙費の減によるものです。

同款6項監査委員費126万7千円の減額は、職員給与費の減などによるものです。

3款1項社会福祉費3, 845万1千円の減額は、後期高齢者医療事業費や心身障害児・者援護費、地域生活支援事業費の減などによるものです。

同款2項児童福祉費1億7, 302万3千円の減額は、児童手当、児童扶養手当支給費や保育所費、子育て応援費の減などによるものです。

なお、来月から保育園送迎用バスに置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務化されることを受けて、保育園送迎用バス3台に安全装置を設置するため、国の令和4年度第2次補正予算に係る事業として、通園バス安全装置設置事業費52万5千円を新たに計上しております。

同款3項生活保護費1, 191万円の増額は、国庫負担金返還金の増などによるものです。

4款1項保健衛生費5, 553万円の減額は、予防接種費、健康診断事業費の減などによるものです。

5款1項労働諸費335万円の減額は、雇用対策事業費の減であります。

6款1項農業費1, 206万1千円の減額は、県営土地改良事業費の増と農業振興事業費、水田農業構造改革対策事業費の減などによるものです。

なお、県営土地改良事業費につきましては、令和5年度当初予算への計上を予定していたもののうち、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業など5事業が国の第2次補正予算の対象となったことなどから、本予算に7,883万5千円を追加計上するものであります。

同款2項林業費3,572万3千円の減額は、地域おこし協力隊事業費や森林整備事業費の減などによるものであります。

7款1項商工費1億5,677万7千円の減額は、企業誘致立地活動推進事業費やプレミアム付き商品券事業費、観光事業者支援金支給事業費の減などによるものであります。

8款1項土木管理費1,519万4千円の減額は、職員給与費と土木総務管理費の減であります。

同款2項道路橋梁費5,700万円の減額は、市単道路新設改良費や交付金道路新設改良費の減によるものであります。

同款4項住宅費2,672万6千円の減額は、職員給与費、住宅維持補修費の減などによるものであります。

同款5項都市計画費160万円の減額は、職員給与費の減であります。

9款1項消防費2,600万5千円の減額は、常備消防費、消防施設整備費の減などによるものであります。

10款1項教育総務費5,208万9千円の減額は、職員給与費、教育推進事業費の減などによるものであります。

同款2項小学校費3,479万7千円の増額は、小学校施設整備費の増などであり、主な内容は、校舎内の照明器具をLED化することにより、老朽化した設備の更新を行うとともに、省エネルギー化を図るため、国の第2次補正予算の採択を受けて明野小学校と武川小学校で事業を実施するものであります。

同款3項中学校費174万1千円の減額は、中学校施設整備費の減などであり、

同款4項社会教育費4,856万6千円の減額は、職員給与費、埋蔵文化財調査事業費の減などによるものであります。

同款5項保健体育費4,930万5千円の減額は、職員給与費や体育施設整備費、給食センター費の減などによるものであります。

同款6項高等学校費663万円の減額は、職員給与費の減などであり、

次のページをお開きください。

12款1項公債費580万円の減額は、市債借入額の確定に伴う償還利子の減などであり、

13款2項基金費17億1,838万3千円の増額は、庁舎建設基金に7億円、公共施設整備基金に6億8,255万5千円、明野永井原太陽光発電設備基金に1,490万5千円、スケート振興基金に1億円、こども未来基金に2億円など積み立てを行うことによるものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、志村清君。

○11番議員(志村清君)

議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算(第12号)について、反対の立場から討論します。

補正予算案のうち、通園バス安全装置設置事業や2つの小学校の照明LED化などは必要な事業であり、盗難被害にあった北杜サイト復旧工事事業などもやむを得ないものだと考えますが、一方で賛同できないのは、庁舎建設基金に7億円を、公共施設整備基金に6億8,255万5千円を積み立てることです。令和4年度内に生まれた余剰金を基金に積み立てるとの説明でした。

2つの角度から反対理由を述べますが、第1に余剰金、簡単に言えば余ったお金や使わなかったお金ですが、なぜ翌年度、令和5年度に繰り越して市民の生活応援などに使うという発想がないのかです。地方自治法には、剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないとあり、ただし、ただし書きに繰り越さないで全部、または一部を基金に編入することができるだけです。来年度の予算案には、3月まで実施してきた小中学校給食費無償化を継続する予算はありません。

また、電気料金をはじめ、物価高騰は今月も来月も続き、暮らしを直撃しています。清里などで頑張っている酪農家は、飼料代や肥料代の高騰でこれ以上続けられないと悲鳴をあげています。余った予算を専ら基金に貯めるのではなくて、市民の暮らしや生業継続への支援に使うべきだと思います。

もう1つは、基金のうち、庁舎建設基金、公共施設整備基金を積み増すことにも疑問があります。2月初旬に開かれた市長と語る会では、市民の質問に対して建設ありきではなくて、建てるか、建てないかは決まっていないというふうに市長は答えていました。新・行政改革大綱方針にあるそれぞれ40億円ずつ積み立てるという方針に基づく積み立てだと考えますが、新庁舎の建設には市民の同意も、また私たち議会の同意もまだありません。市長が言うようにまだ決まっていないことに、せつかく余った財源を、この2つの基金に専ら積み上げることには同意できません。

以上、2つの理由を述べて、議案第1号への反対討論とします。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算について、賛成討論をさせていただきます。

令和4年度北杜市一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出とも主に事業精査による編成となっているところです。

その中で、歳入においては、ふるさと納税の増額、基金繰入金の減額や臨時財政対策債の全額減額。また歳出においては、公共施設整備基金、こども未来基金などへの積み立て、通園バス安全装置設置事業や小学校の照明器具をLED化する事業に取り組んでいるところです。

これらにより、令和4年度末の基金残高は186億円と令和3年度末の169億円より増加し、一方、市債残高は令和4年度末が191億円と、令和3年度末の204億円から減少するなど、財政健全が見られるところです。

その中で、本年度末で庁舎建設基金は27億円となります。庁舎建設基金への市民の理解を得るためにも、本庁舎の在り方については、令和5年度北杜市一般会計予算特別委員会において答弁があったとおり、令和6年度には決定することを求めながら、議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算に賛成をさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありますか。

それでは、原案に反対ですか。

（「賛成討論です。」の声）

反対の方はいませんか。

（なし）

では、賛成の討論をお願いします。

3番、中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

このたび議案第1号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第12号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出8億5,341万円を追加し、総額322億1,680万1千円とするものであります。

私は、今回の補正予算について特に注目している主要事業は、新たに創設したこども未来基金積立金の既定予算額の9,500万円に市費1億円と寄附金の1億円を乗じた補正額2億円を追加したもので、今後、本市が結婚から妊娠、出産、育児に至るまで切れ目のない支援体制の強化に向けて、子育て世代に選ばれるまちづくりと子育て支援の推進に、今後さらに充実した手厚い施策実行を期待できる点であります。

また、国の義務化により、令和5年4月から市内の保育園送迎バス3台に置き去り防止対策として安全装置を設置する通園バス安全装置設置事業や、小学校施設整備事業として校舎内の照明器具をLED化し、老朽化の進む教育現場の設備の更新、時代のニーズに即した省エネルギー化も図っていくなど、本市の子どもたちにとってはもちろん、子育て世代の方々にとっても安心・安全な保育、そして教育環境の整備と、その実現にさらに力を入れていく本市のスタ

ンス、そして「子育てするなら北杜」のスローガンのもと、今後の様々な施策へ大きな期待を込め、このたびの補正予算に賛成の立場として、私からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論ありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

次に日程第2 議案第2号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第7 議案第8号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

議案第2号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,913万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億5,409万7千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

1款1項国民健康保険税751万3千円の増額は、決算見込み額によるものでございます。

4款1項県補助金100万1千円の増額は、特別調整交付金および特定健康診査等負担金の額の確定によるものであります。

6款1項他会計繰入金602万4千円の増額は、財政安定化支援事業繰入金および乳幼児医療等対策事業費繰入金の増であります。

7款1項繰越金1億854万9千円の増額は、昨年度からの繰越金であります。

8款1項延滞金、加算金及び過料222万2千円の増額は、国保税延滞金の実績見込みによるものであります。

同款4項雑入1,382万6千円の増額は、一般被保険者第三者納付金および一般被保険者返納金の実績見込みによるものであります。

次に、歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

7款1項基金積立金1億3,586万3千円の増額は、財政調整基金に積み立てるものであ

ります。

9款3項繰出金378万円の増額は、塩川病院の直営診療施設整備事業および甲陽病院の救急患者受け入れ体制支援事業に対して、県から交付された特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出すものであります。

議案第2号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第3号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,327万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億1,304万5千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。はじめに歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料6千万円の減額は、実績見込み額によるものであります。

3款1項一般会計繰入金2,541万7千円の減額は、保険基盤安定繰入金の減であります。

4款1項繰越金206万7千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金8,327万1千円の減額は、後期高齢者医療保険料納付金の見込みおよび基盤安定負担金の確定によるものであります。

議案第3号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明は、以上であります。

続きまして、議案第4号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億8,096万2千円とするものであります。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

1款6項地域介護・福祉空間整備費等補助金、地域介護・福祉空間整備費補助金3,360万円および、その下の地域密着型施設開設準備事業費補助金755万1千円につきましては、市内に整備している小規模多機能型居宅介護施設の建設資材の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。はじめに歳入であります。

5款1項県負担金297万円の増額は、介護給付費負担金の額の確定によるものであります。

7款1項一般会計繰入金207万8千円の増額は、低所得者保険料軽減繰入金の実績によるものであります。

同款2項基金繰入金3,682万円の減額は、繰越金の額の確定に伴い、介護納付費支払準備基金繰入金を減額するものであります。

同款3項他会計繰入金420万1千円の増額は、居宅介護支援事業特別会計からの繰入金であります。

8款1項繰越金3,028万6千円の増額は、前年度からの繰越金であります。  
次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

9款1項償還金及び還付加算金297万円の増額は、国庫支出金返納金であります。

議案第4号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第5号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ340万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,345万円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。  
はじめに歳入であります。

4款1項繰越金328万4千円の増額は、前年度からの繰越金であります。  
次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

2款1項繰出金420万1千円の増額は、介護保険特別会計の繰出金であります。

議案第5号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第7号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,068万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,014万9千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。  
はじめに歳入であります。

1款1項外来収入1,448万1千円の減額は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響により収入額を精査したものであります。

4款2項基金繰入金271万3千円の増額は、収入の減少等に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

1款1項総務管理費1,107万5千円の減額は、職員給与費等の精査によるものであります。

議案第7号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第8号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億352万1千円とするものであります。

6ページをお開きください。第2表 地方債補正をご覧ください。

変更としまして、過疎対策事業債を90万円減額し、限度額を510万円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをご覧ください。  
はじめに歳入であります。

1款1項外来収入175万9千円の減額は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響により収入額を精査したものであります。

4款2項基金繰入金183万9千円の減額は、繰越金の確定に伴い、診療所財政調整基金繰入金を減額するものであります。

5款1項繰越金180万7千円の増額は、昨年度からの繰越金であります。

次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

1款1項総務管理費215万5千円の減額は、会計年度任用職員の報酬の精査によるものであります。

議案第8号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）の説明は、以上でございます。

以上6件、ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第2号から議案第8号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの6件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論のある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論ありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第2号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第8 議案第9号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長(中山和彦君)

議案第9号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ498万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,281万3千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

4款1項明野財産区481万3千円の減額および、3項高根財産区106万6千円の減額は事業費の確定に伴い、基金からの繰入金を減額するものであります。

5款3項高根財産区178万7千円の減額、4項長坂財産区200万2千円の増額および9項浅尾原財産区778万6千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

1款1項朝神財産区315万5千円の減額は、事業費の確定によるものであります。

3款1項念場ヶ原山恩賜林保護財産区152万4千円の減額は、事業費の確定によるものであります。

5款安都那財産区103万8千円の増額は、事業費の確定に伴う基金への積み立てであります。

4款1項古杣川西外七字恩賜林保護財産区170万5千円の増額は、事業費の確定に伴う基金への積み立てであります。

9款1項浅尾原財産区778万6千円の増額は、事業費の確定に伴う基金への積み立てであります。

議案第9号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算（第2号）の説明は、以上でございます。

申し訳ございません。歳入のところでございますけれども、高根財産区178万7千円の増額でございます。申し訳ございませんでした。

議案第9号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算（第2号）の説明は、以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月15日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時47分



令和 5 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 5 日

令和5年第1回北杜市議会定例会（3日目）

令和5年3月15日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党	進藤正文君
日本共産党	清水 進君
ともにあゆむ会	齊藤功文君
みらい創生	保坂多枝子君
会派しんせい	清水敏行君
星見里の声	小林 勉君

2. 出席議員（20人）

1番 高見澤伸光	2番 輿水 崇
3番 中山喜夫	4番 小林 勉
5番 神田正人	6番 大芝正和
7番 秋山真一	8番 進藤正文
9番 清水敏行	10番 井出一司
11番 志村 清	12番 齊藤功文
13番 福井俊克	14番 加藤紀雄
15番 原 堅志	16番 清水 進
17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	20番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（54人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	総務課長	佐藤康弘
財政課長	進藤修一	秘書広報課長	小澤哲彦
未来創造課長	皆川賢也	人事課長	跡部秀之
消防防災課長	篠原賢	管財課長	三井智昭
ふるさと納税課長	城戸潤子	市民サービス課長	日向勝
環境課長	中山由郷	福祉課長	櫻井義文
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
国保年金課長	萩原正木	子育て政策課長	中澤徹也
こども保育課長	齊藤栄慶	ネウボラ推進課長	河手貴
農業振興課長	川上俊一	観光課長	田丸敬一
観光課長	土屋直己	住宅課長	小泉直紀
道路河川課長	由井克光	生涯学習課長	渡辺美津穂
学校給食課長	中田光泰	学術課長	村松佳幸
上下水道総務課長	小澤栄一	上下水道施設課長	浅川博之
上下水道維持課長	鈴木彰	まちづくり推進課景観指導担当	下條剛

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫  
 議会書記 津金胤寛  
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

それでは、皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、宮崎小淵沢総合支所長は一身上の都合により、本日の会議を遅参する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

○議長（福井俊克君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位ならびに代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 ともにあゆむ会、30分。4番 みらい創生、75分。5番 会派しんせい、30分。6番 星見里の声、60分。7番 北杜クラブ、45分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、8番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問を、6項目について質問いたします。

はじめに、男性個室トイレにサンタリーボックスの設置について質問いたします。

男性個室トイレに、サンタリーボックス（汚物入れ）を設置する動きが、一部の自治体や、商業施設で広がってきています。加齢や、男性特有の「前立腺がん」や「膀胱がん」の増加に伴い、男性が尿漏れパットを着用する人が増えているといえます。

前立腺がんとは、前立腺という男性の生殖器の細胞が、がん化してしまうことです。日本においてもライフスタイルや、食事が欧米化したことや、検査技術の向上などで、年々前立腺がんが診断される中高年の男性が増加しています。

前立腺がんは、初期にはほとんど自覚症状はありません。「トイレが近い」や「尿が出にくい」などの前立腺肥大症に似た症状が現れ、泌尿器科を受診時に発見されることも多くあります。ただし症状が出てからでは、進行している場合が一般的です。さらに進行し、骨に転移すると、腰痛を感じたり歩行が困難となります。また、前立腺がんは喫煙・運動不足・肥満・飲酒などが原因である可能性が高いと考えられていて、研究が進められています。

国立がん研究センターの2018年度にまとめた統計によると、前立腺がん罹患する男性は年間9万2千人で、これは、胃がんや大腸がん、肺がんを抜いて一番多い数字です。膀胱が

んに罹患する人は1万7,500人に上り、前立腺がんの罹患数は増加傾向で、罹患数は第1位となっております。そのことを考えると今後は、男性トイレにも汚物入れの需要は見込まれるものと考えます。

北杜市の男性個室トイレの現状は、使用した尿漏れパットの廃棄場所がなく、持ち帰りを余儀なくされ、「なかなか声に出せない」と伺いました。また、病気だけではなく、加齢などにより尿漏れパット等を使用している人も少なくありません。捨てる場所を気にせず安心して外出できる環境づくりが必要と考えます。

また、新型コロナウイルス感染症第8波の中においても行動制限が緩和され、社会経済活動を維持しながら「Withコロナ」における感染対策を進めています。海外からのインバウンドも少しずつ動き始めてきております。このように、北杜市に来ていただいた方々が、トイレを使用した時の環境は非常に重要で、また来たいと言っていただけのように、おもてなしとしてトイレの環境整備は必要であると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

- 1 市の施設男性個室トイレへのサニタリーボックス設置状況は。
- 2 男性個室トイレにサニタリーボックスの設置の取り組みは。
- 3 観光施設などの公衆トイレの洋式化と暖房便座の取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。

2項目めの、減災力の強いまちづくりについて質問いたします。

本年は関東大震災が発生して100年目を迎えます。1923年9月1日（大正12年）正午2分前に発生した関東大震災は、マグニチュード7.9と推測され、近代化した首都圏を襲った唯一の巨大地震であり、南関東から東海道地域に及ぶ広範囲に被害が発生しました。死者10万5,385人、全潰全焼流出家屋は29万3,387戸に上り、電気、水道、道路、鉄道等のライフラインにも甚大な被害が発生しました。

この災害で多くの教訓を得ることができ、後の災害対策の礎となり、消防体制、建物の耐震化、空間や緑地の確保など災害に強いまちづくりや、災害時に町内会で助け合って被害を軽減するような、共助の取り組みに平時から取り組むことが重要となりました。

6,434人が犠牲となった阪神・淡路大震災は、1月17日で28年となり、発生から四半世紀以上がたち、被害者の高齢化の進行や、新型コロナウイルスの影響で追悼行事も減少傾向でありましたが、今回は3年ぶりにコロナ禍前の規模に戻りました。

阪神・淡路大震災は、多くの市民が支援活動に従事し、災害ボランティアとして参加したことと「ボランティア元年」という言葉も生まれました。

平成の30年間は、阪神・淡路大震災、さらに東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など、大きな災害が相次ぎました。地震や豪雨、津波などに対して備えていくことが重要です。今後起こりうる、首都直下地震および南海トラフ地震などが想定されます。警視庁災害対策課のTwitterが、本年1月11日で運用開始から10年を迎えます。日常生活で使える「防災の知恵」は、たびたび話題となり、いまや約90万人のフォロワーを持つ人気アカウントです。「災害は抑えられないが被害は減らせる」と、日頃から災害を想定した生活習慣が求められます。

トルコ南部のシリア国境近くで、2月6日に発生したマグニチュード7.8の地震やその後も続く地震で、これまでにトルコとシリアの両国で、合わせて2月20日時点で、4万6千人

以上が死亡しました。改めて、本年は関東大震災が起きて100年目となる節目を、私たち一人ひとりがどのように取り組むのか、今まで以上に防災に対して意識を高め、基本的な取り組みを進める必要があります。

そこで以下、質問いたします。

- 1 地域防災計画の取り組み状況と対応は。
- 2 災害時の迅速な状況確認に対応する「ドローン」の活用は。
- 3 災害時に各家庭で備蓄品を準備する「ローリングストック」の目的の周知と対応は。
- 4 ライン(LINE)を活用した「マイタイムライン」の作成の取り組みは、どのようなお考えなのか、伺います。

3項目めの、健康増進と健康寿命の取り組みについて質問いたします。

年始めに思うことは、「1年間健康で過ごせるように」と、思う方は少なくないと思います。私もそのひとりです。健康で生きがいのある人生を送るためには総合健診は重要です。特にがんは2人に1人が罹患する現状を見ますと、検診で早期発見・早期治療が有効的です。

私も2年前にがんの手術をしましたが、市の検診で見つかり、担当の職員の方から再検査を受けるように言われ、再検査を受けたのちに腹腔鏡の手術で6日間入院しました。今は年2回の検査を受けている状態です。また、久しぶりに会った方に自分ががんになったことを話すと、その方も市の検診でがんが見つかり、職員の方の対応が早く早期治療を受けました。その方はこの経験で「孫のためにも90歳まで元気でいたい」と目標が出来たそうです。

病気になることは悪いことではなく、その経験が健康を見直すきっかけになります。しかし病気になった時ほど健康のありがたさを実感しますが、健康を取り戻すと病気になった時のことを忘れてしまいがちです。がんの予防には「がんリスクを減らす5つの健康習慣」があります。「禁煙する」「節酒する」「食生活を見直す」「身体を動かす」「適正体重を維持する」です。この「5つの健康習慣」は科学的根拠に基づく予防で、がんのリスクは、ほぼ半減しており、効果が期待できます。がんは初期の段階では、ほとんど無症状のため、早期発見するためには、検診を受けなければなりません。症状がないから、忙しいからといって、検診に行かない方も多いようですが、症状がないからこそ、検診を受ける意義があります。症状が出てからの検診で発見されれば、すでにがんが進行している状況にあります。毎年の検診は、健康を見直すきっかけにもなります。

いつまでも元気で年を重ねても元気で暮らしたい、多くの人が抱く願いです。厚生労働省は、日常生活を支障なく送れる期間を示す「健康寿命」の都道府県別の数値を発表しました。男女別都道府県順位(2019年)では、山梨県の男性は73.57歳、女性は76.74歳と男女とも全国で2位です。男性の1位は大分県で73.72歳、女性の1位は三重県で77.58歳です。男性が健康寿命のトップの大分県は、前回16年の36位から躍進し、女性も12位から4位へ順位を上げました。目を引くのは高齢者の交流事業で、公民館などに集まって一緒に体操や雑談をする「通いの場」の参加率は全国で最も高くなっています。本市でも、住民の健康維持につながる取り組みを行っていますが、その取り組み内容を伺います。

そこで以下、質問いたします。

- 1 総合健診の受診率は。
- 2 総合健診の受診率向上の取り組みは。
- 3 再検査・精密検査の対応の取り組み状況は。

- 4 誰もが「がん検診」を受診しやすい体制整備は。
- 5 子宮頸がん予防の「9価ワクチン」の定期接種化の周知は。
- 6 通いの場の取り組み状況は。
- 7 コロナ禍での通いの場の課題や今後の取り組みは、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

4項目めの、デジタル田園都市国家構想について質問いたします。

自治体のデジタル化への取り組みを後押しするため、国は今年度「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設いたしました。それまであった同構想推進交付金など3つの交付金を統合したもので、22年度補正予算と23年度予算案で合わせて1,800億円を「デジタル実装タイプ」として、デジタルを活用した地方公共団体の取り組みを支援します。同タイプの対象は、埼玉県伊奈町のように他の地域で、すでに確立されている優良モデルを活用する取り組み（TYPE1）や富山県朝日町のようにデータ連携基盤を活用して複数のサービス実装を行う場合（TYPE2）などで、補助率は2分の1。デジタル化に欠かせないマイナンバーカードの新規用途開拓の事業（TYPE3）は補助率が3分の2となり、TYPE2との併用は不可となります。加えて、デジタル実装に取り組もうとする自治体の計画づくりを伴走支援する事業なども新設されます。

デジタル技術の活用による地域活性化を目指す「デジタル田園都市国家構想」。政府は昨年12月に決定した総合戦略で、デジタル実装に取り組む自治体を2027年度までに1,500自治体に増やす目標を掲げました。この実装とは、デジタル技術を活用した事業を実用化することです。その一つに、「書かない窓口」があります。同サービスは自治体の窓口で証明書の請求や届出を行う際、申請書を書かなくて済むというもので、北海道北見市で16年に実用化。窓口で身分証明書を提示すれば、職員が必要な情報を入力し、印刷した書面の内容を確認・署名することで手続きが完了します。申請時の負担を軽減するとともに、書き損じや複数申請の際に、何度も同じ内容を記入する手間も省けます。

また、昨年11月から、マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を実施しているのが、埼玉県伊奈町です。同町はマイナンバーカード、または運転免許証を読み取り、必要な申請書類を選択するだけで、住所や氏名などの情報が印字される機械を導入。住民の負担軽減に加え、滞在時間の短縮によるコロナ感染リスクの低減などの効果が期待できます。このように、本市でもデジタルの恩恵を身近に感じていただける「デジタル田園都市国家構想」の交付金の活用が、市民の利便性向上とサービスの向上につながる取り組みであると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

- 1 市役所の窓口業務のサービス向上の考えは。
- 2 デジタル田園都市国家構想の交付金の活用は。
- 3 市役所に「書かない窓口」の取り組みの考えは、どのようなお考えかお伺いいたします。

5項目めの、グリーントランスフォーメーションの推進について質問いたします。

今後のエネルギーの安定供給と、脱炭素社会の実現を目指してGX（グリーントランスフォーメーション）の実現は、脱炭素化とエネルギー自給への挑戦を経済成長へつなげる技術の活用が肝要となります。太陽光・風力・地熱・蓄電池・水素等が「再生可能エネルギーを主電源とするキーワード」とであると、鑑みるところであります。北杜市は、早くから経済産業省の外郭団体であるNEDOの補助金や、国の交付金を活用して、再生可能エネルギーのトップランナー

でありました。また、地産地消再生可能エネルギー、マイクログリッドにも取り組んでいました。現在ゼロカーボンシティを目指し、計画を作成中であり、国の交付金事業の採択へ向けて、事業計画の作成提出段階であると思います。

そこで以下、質問いたします。

- 1 ゼロカーボンシティを目指した現在の取り組みは。
- 2 国の交付金事業採択の状況は。
- 3 カーボンオフセットの考え方は。
- 4 民間事業者との連携協力体制は。
- 5 エネルギーの地産地消による効率的な電気の送電は。
- 6 移動手段とする車への電気供給は。
- 7 水素を始めとする新たな技術の導入の考えは、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

6項目めの、0～2歳児の伴走型相談支援の取り組みについて、質問いたします。

コロナ禍で、少子化・人口減少は一層進み、厚生労働省の発表では人口動態統計では、2021年の出生数は81万1,622人と、調査開始（1899年明治32年）以来、過去最少数であり、死亡数は増加し戦後最多、自然増減数は15年連続減少といたします。昨年11月8日、公明党では子ども政策を政治の柱に据えた社会の実現と、少子化・人口減少を克服するため具体策を示した「子育て応援トータルプラン」を発表しました。ライフステージに応じた支援策を充実させ、安心して子どもを産み育てる社会構築を目指す意義から示されたプランです。結婚から妊娠・出産そして未就園児・幼児教育・保育とライフステージや子どもの年齢等に応じた支援の充実を図ることが重要と考えます。中でも、0～2歳のいわゆる新生児期から未就園児を抱える母子を対象にした支援が比較的薄く、見過ごされて十分なケアが行き届かない現状があるのではないかと課題視されていました。

伴走型相談支援が必要とされる背景は、子育てのスタートラインであるはずの妊娠時や0～2歳児について、従来の支援は、手薄と言わざるを得ない状況でした。核家族化や地域のつながりの気薄化も進む中で、孤立し、適切な支援が受けられない保護者は多く、特にコロナ禍では、その深刻さは増しています。伴走型相談支援により、そうした妊婦や3歳未満の子育て家庭にいち早く寄り添い、産前・産後ケアや家事援助サービスなど、さまざまな必要な支援につなげる意義は大きいわけです。

本市におきましても、子育て支援についてこれまでも充実した支援を行っていただいておりますが、だからこそ、「伴走型相談支援」への取り組みにつきましてもさらに充実・強化していただきたいと期待しております。

そこで以下、質問いたします。

- 1 支援が薄いと言われる、0～2歳児を抱える世帯を対象とした支援とその現状は。
- 2 「妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援」について充実・強化の取り組みは、どのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

グリーントランスフォーメーションの推進について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、ゼロカーボンシティを目指した現在の取り組みについてであります。

市では、令和2年12月の「ゼロカーボンシティ宣言」以降、令和3年1月には、「峡北地域広域水道企業団」の水道施設内に「マイクロ水力発電所」を開設し、公共施設における新たな発電の可能性を広げ、同年12月には、「北杜市環境事業共同組合」様、「サントリー食品インターナショナル株式会社」様など3者と、「ペットボトルの水平リサイクル推進に関する協定」を締結し、市民の皆さまから資源物として出されたペットボトルを原料とした、再生ペットボトルの製造過程におけるCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでおります。

また、昨年2月には「株式会社相川プレス工業」様と脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結し、「PPAモデル」により市役所本庁舎屋根へ太陽光発電設備を設置し、使用する電力量の40%を再生可能エネルギーに置き換えるとともに、CO<sub>2</sub>の削減効果の見える化にも取り組んでいるところであります。

本年度からは、市内小中学校の老朽化した太陽光発電設備の大規模更新や、グラウンド施設の照明機器交換時にLEDライトを採用する対応を進めております。

その他にも、「再生可能エネルギー設備設置費補助金」においては、太陽光発電と蓄電池を併せて補助対象とする見直しも行っているなど、地域における再生可能エネルギーの普及拡大に努めております。

次に、国の交付金事業採択の状況についてであります。

環境省の「脱炭素先行地域」の応募については、長坂町の一部をモデル地区として脱炭素化の実現に向けて取り組むこととし、第3回目の募集に申請したところであります。

今回から自治体単独での応募が不可となったため、長年にわたり「北杜サイト」の運営や電力送電などに関わっている「NTTアノードエナジー株式会社」様、「東日本電信電話株式会社山梨支店」様、「東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社」様と共同で申請したところであります。

採択結果については、今月下旬のヒアリングを経て、来月下旬以降に発表される予定であります。

次に、民間事業者との連携協力体制についてであります。

本市の公共施設におけるCO<sub>2</sub>削減に向けては、可能な限り太陽光発電設備を設置し、自家消費における、再生可能エネルギー比率を増やすことなどにより、取り組みを進めるとともに、推進に当たっては、「PPAモデル」を活用し、民間事業者との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、河川や水道施設を活用した小水力発電の拡充についても重要な取り組みであることから、今後、適地調査を実施し、設置については、民間資本を活用した「PPAモデル」による、「小水力発電」の開発の検討を進めてまいります。

次に、エネルギーの地産地消による送電についてであります。

野立ての太陽光発電施設や、水力発電施設などが多く存在する本市において、これらの再生可能エネルギーを地産地消するには、「東京電力パワーグリッド株式会社」様の送電網を活用した自己託送や環境価値の購入などが考えられるところでありますが、このほかに、「地域マイク

ログリッド」のように自営線を整備する手段もあり、市では今回の国の交付金事業において、長坂小中学校など近隣の公共施設を自営線をつなぎ、災害等による長期的な停電時に活用する計画を提案しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えをいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域防災計画の取り組み状況および対応についてであります。

「北杜市地域防災計画」は、市の防災施策の指針となる計画であります。

「災害対策基本法」や「山梨県地域防災計画」など、法令や上位計画等が変更となった場合には計画を見直すこととしており、市では、本年度、「北杜市防災会議」を開催して計画の見直しを行い、来月1日から運用を開始する予定となっております。

今後は、改訂後の計画に基づいて、取り組みを進め、防災体制の強化を図るなど「減災力の強いまちづくり」に向けた対応を行ってまいります。

次に、災害時のドローンの活用についてであります。

災害時などにおいて、情報収集などに「ドローン」を活用することは有効と考えられます。

ドローンの操作や活用については、専門的知見が必要であることから、市は、ドローンを取り扱うことができる民間事業者と協定を締結し、災害時の情報収集などでご協力いただける体制となっております。

引き続き、民間事業者の協力を得ながら、市の災害対策に役立てられるよう取り組みを進めてまいります。

次に、「ローリングストック」の目的の周知および対応についてであります。

災害時においては、非常用の水や食料は重要であり、常に一定量の食料等を家に備蓄しておく、「ローリングストック」の考え方は大変有意義であります。

市は、現在、災害時における自助の取り組みを推奨する中で、飲料水と食料を1人当たり最低3日分備蓄することを呼び掛けておりますが、今後、「ローリングストック」の考え方について、ハザードマップおよび、市ホームページに掲載するとともに、「出前講座」や防災教育の機会等を利用して浸透を図ってまいります。

次に、「マイタイムライン」作成の取り組みについてであります。

各家庭において、「マイタイムライン」を作成することは重要であり、その内容を家族同士でLINEなどにより共有することは、市民の自助力向上に有益であることから、今後も、その重要性について周知・啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

男性個室トイレにサンタリーボックスの設置における、市の施設への設置状況と設置の取り組みについてであります。

現在、本庁舎をはじめとした市の施設内の男性個室トイレに、「サンタリーボックス」は設置していませんが、近年、男性においても、「おむつ」や「尿漏れパッド」を使用する方もいる状況から、自治体の庁舎や公共施設の男性用トイレに、「サンタリーボックス」を設置する動きが広がってきており、県をはじめ、近隣自治体においても、設置の取り組みが進んでおります。

本市においても、設置のニーズが高まってきており、来庁される市民が安心してトイレを利用できることは、大変重要であると考えていることから、利用頻度の高い、本庁舎の男性個室トイレ、多目的トイレに、試行的に設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、窓口業務のサービス向上についてであります。

市では、本年度から市民サービス課総合窓口担当を新設し、来庁される市民の皆さまを的確に担当課へ案内するとともに、住民票などの各種証明書をワンストップで発行するなど、窓口業務の改善に取り組んでいるところであります。

また、現在策定中の「北杜市DX推進計画」では、デジタル技術を活用した窓口業務のDXを推進するため、様々な施策を盛り込んでおり、今後も、より一層、市民の皆さまにとって「やさしい市役所」となるよう窓口業務のサービス向上に取り組んでまいります。

次に、交付金の活用についてであります。

国は、「デジタル田園都市国家構想」により、デジタル実装による地方創生の取り組みを加速化することとし、オンライン手続きに必要な法整備やセキュリティ対策なども構築し、行政手続きのデジタル化を促進しております。

本市においても、デジタルを活用した行政手続きを推進することにより、市民の利便性が向上するとともに、職員の業務負担の軽減が図られるものと捉えております。

今後、「北杜市DX推進計画」に掲げる各種施策を推進するに当たり、「デジタル田園都市国家構想交付金」の活用などを検討し、本市における行政および地域のDXに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「書かない窓口」の取り組みに対する考えについてであります。

市では、「北杜市DX推進計画」において、「市民が安心して快適に過ごせるまちづくり」を実現するため、「待たない・書かない・行かない窓口」の提供を施策の一つに掲げております。

現在、窓口における課題として、待ち時間や、申請書類ごとに同様の内容を記入する手間の発生などがあり、タブレット端末等を活用した「書かない窓口」の導入は、これらの改善策として大変有効であることから、省略化と効率化に向け、取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

今後は、全国の先進事例を参考にするとともに、マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」について、関係する各部局の業務内容を精査し、市民の皆さまの負担が軽減し、利便性が向上する方策を検討してまいります。

次に、グリーントランスフォーメーションの推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、カーボンオフセットの考え方についてであります。

「カーボンオフセット」とは、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や吸収量の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、削減が困難な部分の排出量の全部または一部を埋め合わせるという考え方です。

次に、車への電気供給についてであります。

電気自動車の普及においては、充電設備の拡充が不可欠であります。

このため、公共施設に限らず民間施設などへの「課金式EV充電設備」の普及について研究を進めております。

また、これらのEV充電設備で使用する電力を再生可能エネルギーで賄うための方策についても併せて研究してまいります。

次に、水素を始めとした新たな技術の導入に向けた考えについてであります。

県では、すでに水素事業を展開しており、民間事業者への販売を行っております。

また、「サントリーホールディングス株式会社」様が、白州工場において国内最大級となる「P2Gシステム」を導入する計画が進められているなど、水素も将来的に有効なエネルギーと考えておりますので、県や先進事業者等のご協力をいただきながら、水素の活用について研究・推進してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

健康増進と健康寿命の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合健診の受診率についてであります。

総合健診のうち国民健康保険の被保険者で、40歳から74歳までの「特定健診受診者」の受診率については、新型コロナウイルス感染症の発生前の平成30年度が48.7%であり、令和2年度が、緊急事態宣言の発令や感染症対策に係る制限による、実施時期の変更や期間の短縮などによりまして、25.6%減少したところではありますが、昨年度は、感染対策や時間設定の改善により、42.9%まで回復しております。

次に、総合健診受診率向上の取り組みについてであります。

現在、「基本健診」および「特定健診」ならびに「がん検診」は、市保健センターをはじめ、体育館等の公共施設を巡回する「集団健康診断」において実施しております。

健診は、土曜日、日曜日ともに7日間を含む、延べ45日間を各会場で実施し、受診しやす

い環境を整えております。

また、新型コロナウイルス感染症の発生以降は、受診方法を「時間割り制」にしたため、感染対策と受診時間の短縮化が図られております。

さらに、各地域の「保健福祉推進員」による周知活動や、「受診勧奨ハガキ」の送付、ほくとニュースを利用した周知なども行っており、引き続き、受診率向上に努めてまいります。

次に、再検査・精密検査の対応の取り組み状況についてであります。

「特定健診」受診者に対する指導については、「健康診断結果」において、「メタボリックシンドローム予備軍」と判定された方に対し、「特定保健指導」を行い、「基本健診」で再検査、精密検査となった方に対しては、「結果報告会」を開催し、生活改善のための動機付けや指導を実施しております。

また、「がん検査」の結果、精密検査となった対象者には、結果通知後に電話による受診状況の確認を行うとともに、再検査が必要となった方や未受診の方全員に対して、ハガキによる受診勧奨を行っております。

次に、「がん検診」を受診しやすい体制整備についてであります。

「がん検診」は、加入保険に関わりなく19歳以上の全市民を対象に実施しており、巡回健診と同時に実施することで、遠方の医療機関に行くことなく、身近な会場で受診できる体制を整えております。

また、検査料についても、通常の検査料より低く設定し、受診される方の負担軽減を図り、さらに、国民健康保険加入者には人間ドックの助成を行うことで、「がん検診」の受診にもつなげております。

市民からは、「かかりつけ医」で、「がん検診」を含めた健診が受診できるようにしてほしいとのご要望もいただいていることから、今後、より受診しやすい体制について検討してまいります。

次に、子宮頸がん予防の「9価ワクチン」の定期接種化の周知についてであります。

子宮頸がん予防接種のワクチンは、現在2価と4価の2種類のワクチンが定期接種の対象ワクチンとなっておりますが、厚生労働省からの通知により、来月1日からは新たに9価のワクチンが、定期接種の対象となる予定であり、今月中には、市内医療機関への説明会を開催することとなっております。

予防接種の周知については、令和6年度まで毎年、13歳、16歳となる女性あてにリーフレットを送付しておりますので、厚生労働省の作成する最新のリーフレットを同封し、周知してまいりたいと考えております。

今後、国から詳細な内容が示されたところで、速やかな周知に努めてまいります。

次に、通いの場の取り組み状況についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で生き活きと過ごせるよう、体操など体を動かしたり、会話や趣味を楽しんだりすることができる「高齢者通いの場」は、市内に70カ所あり、昨年度は988回実施し、延べ7,010人の高齢者にご利用いただいております。

「通いの場」は、高齢者であれば誰でも無理なく、楽しみながら参加することができるため、毎年参加者は増加しておりますが、「通いの場」の設置数が少ない地区もあることから、将来的には公民館分館単位での開催を目指してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における通いの場の今後の取り組みについてであります。

「高齢者通いの場」は、地域の公民館分館等を使用して活動するため、緊急事態宣言時には感染リスクを考慮し、活動を自粛してまいりましたが、宣言解除後においては、感染拡大防止対策を行いながら開催してきたところであります。

コロナ禍の課題として、多くの高齢者が外出を控え、家で長い時間過ごすようになったことで、規則正しい生活とバランスの取れた食生活が崩れる恐れがあり、心身の機能および免疫力の低下、ならびに、家族、友人および近隣住民の支援が届かずに孤立してしまうことが懸念されております。

コロナ禍での対策としては、外出の自粛が要請されていた際には、「通いの場」の実施団体から利用者への電話による健康確認や、相談支援を行ったところであり、緊急事態宣言解除後の活動再開に向けては、衛生用品の購入補助やガイドラインの作成を行い、現在「通いの場」の開催状況は、コロナ禍前の状況へと回復しております。

今後も、国や県の動向を注視しながら適切な指導と実施団体への支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

0～2歳児の伴走型相談支援の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、0～2歳児を抱える世帯への支援と現状についてであります。

市では、平成29年度から「子育て世代包括支援センター」において、母子保健及び子育て支援事業を一体的に行い、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を実施しております。

特に、母親にとって、産後は不安定な時期であり、産後鬱になる可能性も高いことから、常勤の助産師を配置し、「マタニティ&ベビー教室」と「個別相談」を行っているところであります。

また、訪問では、市独自に「利用者支援専門員」が生後4カ月までに乳児訪問を行い、各種サービスにつなげております。

また、市内の各地域では、0歳から3歳までの乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談等ができる、「地域子育て支援拠点」を7カ所設置し、安心して子育てができる環境づくりをしております。

次に、充実・強化の取り組みについてであります。

「伴走型相談支援」では、妊産婦および子育て家庭を対象に面談時にアンケート調査を行い、出産・子育て期の見通しが見える化し、早い段階から支援やサービスにつなげることができるよう、先月から新たに、支援者側と保護者との双方向情報共有ツールとしての小冊子、「子育てガイド」を作成しております。

このガイドを用いて説明を行うことにより、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かしながら、個別ニーズを把握した上で、円滑に必要なサービスにつなげてまいります。

今後も、関係機関との情報共有やネットワークを強化し、様々な支援ニーズに対応できるよ

う、「母子健康手帳」の電子化などについても、ニーズを把握しながら、先進地の事例等を研究してまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えします。

男性個室トイレにサンタリーボックスの設置における、観光施設などの公衆トイレの洋式化等への取り組みについてであります。

観光施設における公衆トイレは、施設の老朽化や利用者の要望等により、国や県の補助金等を活用し、建て替え工事や改修工事を行っております。

市では、建て替え工事等を行う中で、障がい者や小さな子どもも安心して利用できるよう、トイレの洋式化や、立地などを考慮した暖房便座等を備えた施設の導入を行っております。

市としましては、引き続き、公衆トイレの利用状況や立地などを考慮した中で、順次改修を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは1項目め、2項目め、3項目め、6項目めについて再質問いたします。

最初の1項目めの、男性個室トイレにサンタリーボックスの設置についての再質問をいたします。

県内では、県庁や甲府市、山梨市、上野原市、市川三郷町の庁舎にサンタリーボックスがすでに設置してある状況です。男性個室トイレに「サンタリーボックスが設置してあります」と分かりやすい表示をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

また、衛生面のことを考慮していただき、捨てる際に手が汚れないように、足で踏むと開くペダル式のものの方がよいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

また、観光施設などの公衆トイレが洋式化になっていない箇所はいくつあるのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

私からは、サンタリーボックスの分かりやすい表示というご質問と、あと衛生面を考慮したペダル式のサンタリーボックスの導入というご質問であります。

表示につきましては、設置する男子トイレブースのドアにサンタリーボックスを設置していることが分かるような張り紙等を行いまして、利用者が安心して利用できる環境を整えてまいりたいと考えております。

また、サンタリーボックスについては、議員ご指摘のとおり衛生面や、また操作性も考慮する必要がありますので、足踏みによるペダル式で開閉ができるようなもので、材質につきましても、ステンレス製のものを設置してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えします。

観光施設の公衆トイレで洋式化になっていないものの数ということでございます。

観光課が所管している公衆トイレにつきましては、駅前トイレや観光地駐車場など全部で24施設ございます。そのうち洋式化されているトイレは16施設で、約67%が洋式化、残りの8施設が今のところ、和式ということでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

ありがとうございました。

では、2項目めの減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

災害時の備えにおいて、ローリングストックの考え方と実践は、非常に私は重要だと思っています。食料や飲料水のほかに何があるのか、お伺いいたします。

先ほど、ローリングストックについて、ハザードマップで掲載していくということですが、改訂して周知するということなのか、またいつ改訂するのか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えをいたします。

ローリングストックにおいて、食料や飲料水のほかに何があるのかというご質問をいただいております。

災害時の備えとしましては、食料や飲料水が大切なことはもちろんでございますが、電気や水道が止まり、食事の調理ができないことも想定されます。そのような観点から、市では各家庭において、カセットコンロやガスボンベ、また照明器具などに使用する乾電池などをローリングストックの考え方で準備しておくことを周知したいと考えております。

次に、ローリングストックについて、ハザードマップで掲載するとのことだが、改訂して周知するということなのか、またいつ改訂するのかというご質問でございます。

市は本年度、ハザードマップの改訂を行っており、その改訂版の中でローリングストックの考え方に基づいた備蓄について明記することとしております。

なお、本年4月中には、改訂後のハザードマップを全戸配布して周知を行う予定であります。以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ここで1時間経ちますので、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時13分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

それでは、3項目めの健康増進と健康寿命の取り組みについて、再質問いたします。

このコロナ禍で受診率は落ち込みました。先ほどもご答弁ありました。特に2020年は落ち込みました。2021年、2022年は少しずつ持ち直したものの3年も続いているコロナ禍による制約も徐々に緩和され、少しずつ日常に戻りつつあります。

そんな中で、一日も早く従来の数値に近づき、超えなくてはならないのが検診の受診率です。早期発見できなかった場合、その生存率に影響します。受診率向上の取り組みは、今まで以上に取り組まなければならない喫緊の課題であると、私は思います。

そこで20代から40代の若い世代の受診率が低い状況ですが、受診率向上にどのように取り組むのか、お伺いいたします。

また、高齢者の方には、かかりつけ医に行っているから大丈夫と思っている方が少なくありません。かかりつけ医に行っているから大丈夫ではなく、総合健診を受ける意義を周知する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、若い世代の受診率向上についてであります。

若年層につきましては、仕事であるとか育児、こういったところに追われているということもありますし、また体調不良がないというところから、自分自身が健康であると考え、総合健診を受けない傾向があるかと考えております。

市では、これまで広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用しまして周知を行ってきております。また、市のLINE登録者にはお知らせを配信しております。未受診の方に対してもハガキでお知らせをしてきたところであります。

今後は、職場ですとか、また個人事業者に関しては商工会、こういったところを通じての勧奨依頼、子育て世帯に関しては、学校を通じてのお知らせ、乳児健診の際の呼びかけ、また毎

年、総合健診の申し込みを紙ベースで行ってまいります。今、若い方はスマートフォンを持っていらっしゃる方がほぼという形になっておりますので、申し込みの方法について、今、検討しようとしているところでもありますので、いわゆるDXを活用しながら、直接働きかけをしていきたいと考えております。そうした研究をしていきたいと考えております。

次に、高齢者に対する検診の周知についてであります。

かかりつけを受診していても、健康状態を確認するため総合健診は必要であります。今後、コロナが落ち着いてきましたら、また皆さまの活動が活発になるかと思えます。こうしたところで、健康教室であるとか、地域会合への出前講座、介護と連携した通いの場ですとか、フレイルチェック、こうした機会を活用して、また必要性を訴えていきたいと考えております。

併せて、かかりつけ医である医師会に協力をお願いしまして、総合健診の受診についても呼びかけてまいりたいと思えます。

そのほかレセプト点検によりまして、健康状態が不明の方の洗い出しというものをを行い、訪問指導などを実施していきたいと考えております。そうした中で、総合健診を受ける必要性をしっかりと市民に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

ありがとうございました。DXを使って、そうやって新しい体制をつくっていただいております。期待しております。

最後に、6項目めの0～2歳児の伴走型相談支援の取り組みについて、再質問いたします。

答弁の中で、支援者側と保護者、双方のツールですか、子育てガイドを作成するという答弁でしたけども、その内容を詳しく伺いいたします。

また、母子健康手帳の電子化についても答弁がありました。昨年12月定例会で、内田議員も母子健康手帳の電子化について質問しております。すでに取り組んでいる自治体もありますし、また国の交付金も活用できることから、市として最優先に取り組む政策と考えますが、いかがでしょうか。よろしく伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、子育てガイドについてでございます。

子育てガイドにつきましては、2種類ございます。まずは妊娠届時にお渡しする子育てガイドについてでございますが、こちらにつきましては、妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等が確認できるものでございまして、妊娠と出産に向けての計画を立てるときに活用していくものでございます。

また、出生届出後にお渡しする子育てガイドにつきましては、今後の育児を行っていく上で自身ができること、家族ができること、仕事のことなどを項目に分けて双方で確認していくものでございます。

子育てガイドにつきましては、国の所定の様式がございまして、そのほかに本市の取り上げたい項目などを追加しまして作成をしているところでありまして、これを活用いたしまして、それぞれ面談の折に不安になる点などがあれば、市のサービスや相談窓口を紹介いたしまして、重点的な支援につなげていくことを予定しております。

続きまして、母子健康手帳の電子化についてでございます。

母子手帳の電子化については、子どもの成長全般による記録と情報発信を基本としておりますが、そのほかにも様々な機能を持った電子アプリがありまして、非常に実用的なものであると認識をしております。

このため、すでに導入している先進地へ、導入のメリットや登録の利用状況、転出時における他のアプリへのデータ移行など、聞き取り調査を行うとともに、お母さま方にも意見をいただき、またマイナンバーを活用した母子健康手帳の連携の拡張性についても調査する必要があります。

まずは、利用者にとって利便性のよい、使いやすいアプリを選択することが重要でありますので、アプリの導入につきまして、十分な調査を重ねた上で課題をしっかりと整理いたしまして、DX推進計画にも掲げる事業でありますので、できるだけ早い時期に導入をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦議員。

○19番議員（内田俊彦君）

2項目にわたりました、関連質問をします。

まず4項目め、デジタル田園都市国家構想についてでございます。

先ほど、書かない窓口の取り組みの考え方については、検討ということございました。ICTを使ってデジタル推進計画を推進するという観点から、やはりこれについては早急に、書かない窓口がいいのか、またほかの方法の窓口がいいのか、これは検討だと思いますが、やはりこれは導入に向けて、なるべく早い期間に進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問にお答えいたします。

書かない窓口の実現等につきまして、導入は早期にしたほうがいいのではないかとのご質問であったかと思えます。

デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、いくつかのタイプ別のメニューがあります。その1つに、優良モデル導入型の書かない窓口がメニューの1つとして掲げられております。当然、行政手続きにかかる住民の方の利便性向上を図る事業において、その遂行に必要な範囲において、庁内業務のデジタル化も併せて行うのであれば、これも対象となるということ

から、今後、補正予算などを含めまして、国の動向を注視して検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、次にグリーントランスフォーメーションの推進について、お伺いいたします。

先ほど、環境省の国の交付金でございますが、これにつきまして、マイクログリッドや地産地消というようなことを含めながら、長坂地域の中でお考えということでございます。当然、民間企業、大手とも組みながら、この事業採択に向けて挑んでいるということでございます。

今回につきましては、3回目でございます。過去1回、2回には、本市は挑戦しなかったわけでございますが、3回目の採択、多くの自治体が手を挙げられまして、なかなか採択が難しい場面もあるかと思えます。しかし、結果はこれから出てくるということでございますが、そうはいつでも4回目でございますので、これ3回目でも採択にならなくても、当然、4回目については、採択に向けて鋭意努力していくと、こういうお考えなんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問にお答えいたします。

環境省の第3回目の脱炭素先行地域の選考に漏れた場合、市としてはどのような対応を行っていくかのご質問であったかと思えます。

これにつきましては、募集回数を重ねるごとに、採択の門が狭くなっていることは当然、事実ではございます。しかしながら、本市としましては、今回、仮に選考に漏れたとしましても、次回、第4回目に応募し、粘り強く対応して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

脱炭素社会の実現には、どうしてもエネルギーの課題は当然あるわけございまして、つまり地産地消を含めたものにつきましては、やっぱり推進していかなければならない。しかし、今回、ここの採択を受けることによって、今後、ほかの脱炭素ですとか、エネルギーに関わる交付金等が出た場合については、採択されやすくなる。ぜひともこれは鋭意努力して、私は、獲得させていただきたいと思っておりますので、そのへんについては、当然、民間企業、さらに広げただ中でもお考えをしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問の再々質問にお答えいたします。

今後、粘り強く対応するように取り組んでまいりたいとは考えておりますが、現在、東京電力、またNTTと関連会社等にご協力をいただきながら取り組んでおりますが、今後についても継続的に取り組んでいくことを申し合わせ、実現に向けて頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

以上で質疑を打ち切ります。

これで公明党、会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行います。

2月6日発生したトルコ・シリア地震では、死者が5万2千人を超えました。トルコ国内で倒壊した建物、恐れのある建物は20万棟に上っています。テントでの避難生活を余儀なくされている人は144万人に上るとされ、被害が広い範囲に及び、被災地では水や食料など生活に必要な支援が行き届いていないという声があがっています。

国際社会は、救援の手を差し伸べています。戦争は直ちにやめること、このことを求めています。一日も早い復興を願います。

さて、質問に入らせていただきます。

第1項目め、国保税の引き下げについてお伺いをいたします。

同じ年収・家族構成の世帯が、加入する医療保険の違いで、保険料負担が2倍前後違うことが明らかとなっています。

以下、表を参考にしてください。国保税が協会けんぽより多くなっていることが分かります。

以下、4点についてお伺いをいたします。

1. 減免制度の拡充について、お伺いをいたします。

大雪地区広域連合のコロナウイルス等対策減免制度は、新型コロナウイルスの影響による収入が3割以上の減少があったが、しかし国の基準では該当にならない世帯に、2021年の収入は持続化給付金を含める、そして配偶者などの収入減があった場合など、独自の減免を行っております。この例に倣い、北杜市でも減免制度の拡充についての考えをお伺いいたします。

2. コロナで傷病手当金・見舞金制度を創設することは。

協会けんぽなど、被保険者健康保険で実施されている傷病手当が国保にはありません。コロナ特例でコロナ感染した場合のみあります。新型コロナに感染した個人事業主に傷病手当支給、大幅減収した事業者へ直接支援を求める声があがっております。傷病見舞金一人7万円を支給する、相模原市で実施されています。見舞金の検討を、お伺いをいたします。

3. 子どもの均等割減免を行うこと、このことをお伺いいたします。

子どもの数が多いほど国保料が引き上がる仕組みが、「均等割」です。古代に作られた税制で、

人類史上最も原始的で過酷な税とされています。全国各地で子どもの均等割を減額・免除する自治体独自の取り組みが始まりました。18歳以下の子どもの、減額・免除の考えは、伺います。実施には、財源はいくら必要となるのか、併せてお伺いをいたします。

4. 一世帯一万円の引き下げについて、お伺いをいたします。

国保への「1兆円の公費負担増」を行うことで、高すぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げることが全国知事会等で求めています。コロナ禍、物価高騰は暮らしを直撃しています。本年度、国保会計は1億4千万円の基金を取り崩しましたが、年度末約1億3千万円を基金に戻しております。高く支払いが大変な国保世帯に、一世帯一万円の引き下げを求めます。

2項目め、水道ビジョン変更はなぜ・審議会のあり方について、お伺いをいたします。

1月の上下水道審議会では、料金の改定の答申でなく中間報告にすること。今後の審議会では、「水道ビジョン」や経営基本計画を改定する。この2点の変更を市の方針にすることを審議会で確認をいたしました。

市は、「水道の統合」「料金の統一」を前提に事業を進めていますが、合併時に存在した簡易水道の統合がされたのは、現在でも高根町内6カ所、須玉町内12カ所で、表にあるように24カ所は簡易水道のままです。ダムの水の利用は、水道水として利用するため費用が余分にかかります。2つのダムで年間2,600万円の活性炭など薬品を使い浄化しています。さらに高い位置の配水池へのポンプアップし水を運んでいます。また、責任買い取り制で、使用していない約2億円の負担もしています。北杜市の水道施設の状況・経営実態・繰入金増加の要因など丁寧な情報を、審議会・市民に明らかにすべきではないか。以下6点、伺います。

1. 今後地域水道ビジョンや上下水道経営基本計画を検討していくと説明いたしました。計画期間途中であり、検討し直す理由の説明は。併せて、この検討を水道局ではなく民間委託する理由は。

2. 資料（別紙）にある6点の課題は、現在の市の状況ではないでしょうか。この6点の課題に、どのように答えますか。

3. 今まで、水道法に基づく原価（総括原価）を審議会に示すことができていなかったのではないのでしょうか。今後、総括原価を出す時期はいつになりますか。また8町ごとに分けるとか、ダム水区域の6町と武川・白州に分けて出すことを求めます。

4. 市の水道施設は、面積は東京23区と同じ広さであり、特異性があり経費もかさむ状況があります。国にこの状況を説明し、事業への財政支援を要請していくべきではありませんか。

5. 責任水量買い取りの契約は、企業団と水道事業開設時に交わして以降変更していません。この課題をそのままにして、料金統一だけを先行することは市民の納得が得られないと考えますが、市の見解を求めます。

6. 2021年から23年の2年間、審議会を傍聴し、いつも限られた人数の発言でしかない。委員の半数は元市役所職員が任命されている。審議会の委員の選出方法、市民公募を加えること、議事運営などの見直しが必要ではないか。意見を求めます。

3項目め、給食費の無償化継続、そして子ども・子育て支援を充実することについて、お伺いをいたします。

7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回る状況に加え、コロナ感染と物価高が子どもや保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。昨年内閣府が行った「子ども貧困調査の分析結果」では、過去1年間に必要な食料が買えなかった経験が全体で、11.

3%、ひとり親世帯は30.3%、母子世帯では32.1%です。日本政府は、国連子どもの権利委員会から、子どもの権利の保障が不十分だと勧告を受けております。「教育制度の過度に競争的な性格」が、「子どもの肉体的および精神的な否定的な影響を及ぼし、子どもの最大限可能なまでに発達することを妨げている」、これは2004年であります。「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていない」2019年であります。子どもをめぐる制度の根幹に対して厳しい評価が下されています。以下、伺います。

1. 学校給食・保育園副食費の無償化、新年度も継続することを求めます。

2. 保育園・学校・学童保育など子どもに関わる施設の職員を、処遇改善と配置基準を引き上げにより増やすことを求めます。

3. 全ての世帯が、物価高騰で生活に影響があり。学校のトイレに無償の生理用品を配備すること、重ねて伺いをいたします。

4. 障害を持っている子どもの放課後支援策は。

5. 複合のアレルギー反応の子どもは、弁当持参であります。毎日食事をしております。保護者の方々と担当で懇談し、給食を食べられるように改善すべきではないでしょうか、なぜ、このことを行わないのかその理由は。伺いをいたします。

6. マスク着用義務が解除されたアメリカの学校では、子どもや教職員での感染拡大があったと報告があります。「学校でのマスクなしは、健康に不安がある」、こうした、考える方も多数おります。学校で、今後のマスク着用をどう指導していくのか、伺いをいたします。

最後4番目、公営住宅家賃補助と保証人規定をなくすことについて、伺いをいたします。

1. 国土交通省は、2018年、20年に二度の通知で、公営住宅の事業主は、保証人の確保を公営住宅への入居時に前提とすべきでないとの立場を自治体に示しております。保証人確保が困難なため入居辞退や申し込みを断念する事例が生まれています。公営住宅は、生存権に基づく住宅確保の基盤をなす制度です。身寄りのない高齢者も安心して住み続けられる住宅政策とすべきであり、保証人規定をなくすことについて、伺いをいたします。

2. 子育て世代に公営住宅の家賃補助することは。所得の増加に合わせて、家賃が6万6,900円から8万9,800円になった事例があります。月になんと2万2,900円の値上げになっています。「どのようなやり繰りしていくのか」心配と落胆をしています。18歳までの子どものいる世帯に、家賃補助など制度化することについて、伺いをいたします。

以上であります。

(「議長。」の声)

○議長(福井俊克君)

10番、井出一司君。

○10番議員(井出一司君)

体調不良で、退室の許可をお願いします。

○議長(福井俊克君)

許可いたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道ビジョンの変更はなぜ・審議会のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、検討し直す理由および民間委託する理由について、であります。

平成22年度に現行の「北杜市地域水道ビジョン」を策定してから10年以上が経過しており、その間、施設の老朽化に伴う有収率の低下や人口減少、有収水量の減少など、様々な経営課題に直面していることから、「ビジョン」の見直しが必要であります。

また、平成30年度からの10年間の投資の財源計画を定める「北杜市上下水道経営基本計画」を、平成30年度に策定したところでありますが、本計画については、令和2年度から全部適用した「地方公営企業法」に基づく会計基準に対応していないこと、また、国の「新経済・財政再生計画改革工程表2021」において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされていることから、今、改定が必要な時期にきております。

このことから、短期的な投資財政計画である「経営基本計画」を策定するに当たり、その前提となる長期的展望を示す必要があり、相互に整合を図るため「北杜市上下水道経営基本計画」と「北杜市地域水道ビジョン」の改定を一体的に行うものであります。

業務委託については、水道ビジョンにおいて将来の水源、配水施設などの最適配置について概略検討を行うに当たり、専門家の技術的知見が必要であることから、支援業務を外部委託したところであります。

次に、北杜市の現状でもある、料金改定率や資産維持費などの6点の課題についてであります。現在、「北杜市上下水道事業審議会」で審議が行われているところであります。

次に、水道法に基づく原価についてであります。現在の経理では、町ごとに区分ができない数値が複数含まれていることから、地区別に原価を算出することは考えておりません。

また、「水道法」に総括原価の算出方法や、経理区分の規定はないことから、現在の算出方法を継続してまいります。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

給食費の無償化継続、子ども・子育て支援を充実することはについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食の無償化の継続についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策や、昨今の原油高、物価高騰に対する、保護者の経済的負担軽減のため、昨年10月から今年までの間、市の独自支援策として、学校給食費の無償化を実

施しているところではありますが、この無償化措置は、本年度限りと考えており、現在のところ、来年度も継続する考えはありません。

次に、学校職員の処遇改善と配置基準の引き上げについてであります。

学校における教職員の処遇改善および配置基準について、県費負担教職員は、県の規定に基づき行われております。

また、市単独補助教員等については、市が定める任用条件等により任用し、その配置に当たっては、学校の実情等を踏まえております。

このことから、処遇改善および配置基準の引き上げについては、現在のところ考えておりません。

次に、学校のトイレに無償の生理用品を配備することについてであります。

学校での生理用品の扱いについては、物価高騰の影響にかかわらず、児童生徒が体調面や、学校、家庭生活での悩みなどを養護教諭に相談する機会となるよう保健室に常備し、養護教諭から無償で手渡しする対応としていること、また、衛生面の不安や、利用上のマナーなど日々の管理上の懸念もあることから、トイレへの配備は考えておりません。

次に、アレルギーを持った子どもへの給食の対応についてであります。

アレルギーを持つ児童生徒への給食提供については、給食調理施設の設備状況等から、乳や卵など、5品目の除去食を提供することは可能であります。それ以外のアレルギー品目については、対応することが困難であるため、対象家庭にもご理解をいただき、弁当持参としていただいているところであります。

また、保護者との懇談については、毎年2月に学校代表者、養護教諭、担任、保護者、栄養士、学校給食課職員で面談を行い、状況等を確認しております。

次に、学校でのマスク着用についてであります。

国では、来月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」と決定したところであります。

これに係る留意事項等については、現時点では示されておられません。

市教育委員会としては、今後、学校現場の実情や、県教育委員会の方針などを考慮しながら、対応してまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国保税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、減免制度の拡充についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税については、令和2年2月から今月まで国の基準により、減免を行っておりますので、市独自の拡充については、現在のところ考えておりません。

次に、傷病手当金・見舞金制度の創設についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する「傷病手当金」については、令和2年

1月1日から本年5月7日まで国の基準により、支給することとなっております。

また、事業主向けの「傷病手当金制度」については、県の「新型コロナウイルス対策休業補助金制度」を案内しているところであります。

市独自の「傷病見舞金制度」の創設は、現在のところ考えておりませんが、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、子どもの均等割減免についてであります。

国民健康保険については、「国民健康保険法」及び関係法令等に基づき、被保険者に保険税をご負担いただくとともに、国や県の財政支援を受ける中で、健全な運営に努めております。

18歳以下の子どもの均等割を減免した場合、その減収分を他の被保険者に転嫁することになります。

市民が安心して暮らせるよう医療保険制度を今後も維持していくため、引き続き、関係法令に基づいた課税および運営を考えておりますので、市独自の18歳以下の子どもの均等割の減額および免除は難しいものと考えております。

なお、全額免除する場合、必要となる財源の規模は、毎年約2,300万円であります。

次に、一世帯一万円の引き下げについてであります。

国民健康保険の被保険者数は、年々減少傾向にあるとともに、資産割を廃止したことから、保険税収は減少しております。

また、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により、医療費の増大が懸念される状況にあります。

「国民健康保険財政調整基金」については、保険税収の減少や、医療費および納付金の増大に備え、健全かつ安定した国保財政運営のために活用してまいりたいと考えておりますので、基金を活用した国保税の減額は考えておりません。

次に、給食費の無償化継続、子ども・子育て支援を充実することはにおける、障がいを持った児童への放課後支援策についてであります。

本市においては、学校就学中の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「放課後等デイサービス事業」、療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援である「児童発達支援」、また、児童発達支援に加え、医療的な管理が必要な児童を支援する「医療型児童発達支援」を、国、県の「障害者自立支援給付費」の負担金等を活用しながら、市内の事業所などにおいて事業を実施し、障がいを持っている児童の支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

給食費の無償化継続、子ども・子育て支援を充実することは、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園副食費の無償化の継続についてであります。

現在、物価高騰により経済的な負担が増加している子育て世帯への支援として、保育園の副

食費を、昨年10月から今月末まで無償化としているところではありますが、来年度も継続することについては、現時点では考えておりません。

次に、保育園・学童保育等子どもに係る施設職員の処遇改善と配置基準の引き上げについてであります。

市では、保育園や放課後児童クラブに勤務する職員に対し、昨年2月から給与のほかに、「特殊勤務手当」を支給するとともに、私立保育園等には人件費補助をしており、すでに処遇改善に取り組んでいるところであります。

また、保育士や放課後児童クラブ支援員の配置については、国で定めた配置基準による配置のほか、各施設の実情に応じて、加配配置を行っており、より充実した保育が提供できるよう努めております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

公営住宅家賃補助と保証人規定をなくすことについては、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保証人規定についてであります。

保証人については、平成27年10月から、公営住宅の入居要件である保証人の住所要件を日本国内へ緩和し、運用してきたところであります。

また、生活保護世帯であるなど、特別な事情があると認められるものに対しては、必要としないことができるとしております。

滞納家賃の回収だけでなく、有事の際の緊急連絡先等の役割も求めていることから、保証人規定を無くすことは考えておりません。

次に、子育て世代への公営住宅の家賃補助についてであります。

公営住宅の目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給することであり、家賃については、入居者の収入状況によって、毎年度決定しております。

このため、低廉な家賃の公営住宅へ入居すること自体が、家賃補助と同様と考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道ビジョンの変更はなぜ・審議会のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国への財政支援の要請について、であります。

市では、毎年、「公益財団法人日本水道協会」を通じて、法令の見直しや財政支援の拡充など、様々な要望を行っているところであります。

要望事項は関東地区単位で総括されるため、特定の事業体だけが特段の事情により、財政支援を受けることは考えられないものであります。

次に、責任水量買い取りの契約についてであります。

「責任水量」については、中長期的課題として取り組むべきものと考えております。

既定の契約水量を削減するためには、「峡北地域広域水道企業団」の経営の在り方を根本から見直す必要があることから、現在、市では、「水道企業団」と、事務レベルでの協議を開始したところであります。

次に、審議委員の選出方法等についてであります。

審議事項の専門性を考慮し、委員については、今後、会計、経理、都市工学、法律などの専門的知見を有した人材への委嘱を検討してまいります。

併せて、市民参加の在り方も検討してまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それぞれ4項目について、再質問をさせていただきます。

最初に、国保税についてですが、市内で60歳代、夫婦2人の世帯で課税所得が約400万円で、年間の国保税は年額38万3,900円です。所得の10%を国保だけに負担していることとなります。収入にすると、まるまる2カ月分に相当しますが、執行の皆さんはこうした状況を見て、この負担はどのように考えているのか、まずお聞かせください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

実際、今、清水議員おっしゃられたとおり、高齢者世帯の中で保険税が38万円という額になっているところでございます。確かに大きな金額だということは、私どもも考えております。

ただ、これにつきましては、しっかりと制度に基づいた保険税ということになっておりますので、現状のままでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水進君。

○16番議員（清水進君）

質問の資料に示しましたが、北杜市の試算、今の夫婦で当てはめると、医療と支援分の均等割と平等割合計額は8万9,600円になります。これを廃止すると税額は29万4千円で、協会けんぽ並みになります。1世帯1万円の引き下げを私たち求めています、高すぎて払えない額という状況であります。政策として、市が行う1万円の引き下げは、加入者にとって、暮らしを応援している、そういう市である、こうした希望につながります。再度、実施する考

えはあるか、お伺いをいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再々質問にお答えいたします。

1世帯1万円の引き下げについてであります。

今の国保財政の状況については、国民健康保険財政調整基金の残額については、令和4年度見込みで約10億7千万円ほどございます。ただ、令和5年度に約2億5千万円の基金を取り崩す予定で、令和5年度末で約8億2千万円となる見込みであります。

今、清水議員がおっしゃられたように、1万円引き下げを進めるところでございますけれども、こちらの財源につきましては、8,400世帯あることから毎年8,400万円ほどの負担をすることになります。令和5年度の予算のベースでいきますと、毎年2億5千万円ほど基金を取り崩すと。これと合わせますと3億円という金額になってまいります。実際の令和5年度末の基金を見ましても、これにつきましては、基金を費やしても3年もたないという状況になってまいります。

実際、令和6年から実施していったとしても3年もたないというところもありますし、また、もう1つとしては、基金が目減りしていくというところになりますと、令和6年度から国保税の見直し、こういったことを検討していかなければならない、こういったこともございます。

保険者としては、安定した国保運営を行う、こういった責務がございます。今ある基金を有効に活用し、現在の国保税水準をできる限り維持していくこと、これが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後12時01分

---

再開 午後 1時28分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは、次に水道問題で、料金算定に向けての検討フローで指摘されている、1. 長期シミュレーションによる料金改定率や料金体系を検討できていない。2. 総括原価に基づいた料金改定を検討できていない。3. 資産維持費の整理ができていない。4. 水量減量以上に収入が減っている。5. 利用者の傾向や経営状況を加味した料金体系の検討ができていない。6. 住民への説明が十分でない。この課題について、再度、市民が納得できる説明を求めます。

○議長（福井俊克君）

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えいたします。

現在の課題6点への取り組みというご質問でございます。

6点あるわけでございますけれども、長期シミュレーションにおける料金改定率、料金体系、2番として総括原価に基づく料金改定、3点目として資産維持費の整理、4点目として水量の減少以上の減収、この4点につきましては、引き続き審議会で審議をする中で、答申までにはこの点に関する考え方を示していきたいと考えております。

5点目の利用者の傾向等を加味した料金体系の検討、また十分な住民説明という点でございますけれども、こちらにつきましては、審議会、答申を受けて、その後、上下水道局において内部調整を行っていききたいと考えております。

6点目、十分な住民説明という点でございますけれども、料金改定の流れの中で、それぞれの段階があると考えております。1段階目としましては、内部検討ですとか審議会で答申をいただくというところであると思います。2番目は内部調整、答申を受けたあとに調整を行う。3番目は議会での審議、条例改正等。最終的に住民説明ということになると考えております。

それぞれの段階で、この段階ごとに周知方法ですとか説明というものは必要になってくると考えておりますので、このそれぞれの段階の中で、今後も住民等に周知および説明方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは、この問題で再々質問をいたします。

2月10日、山日新聞で大月市、上野原市でつくる東部地域広域水道企業団の記事があります。山間地で給水コストが高く、水源の深城ダムが給水の過大な供給見通しに基づき建設され、負担金も重荷になっていると。ここは企業団議会でダムの負担金軽減を求めるということで、やっぱり県内にも同じような状況の市というか、団体がありますので、横の連携で県の補助を求め、こうしたことも必要になるかと思いますが、課題解決に向けて、国の補助、県の補助をどのように求めるのか、その点についてお示しをお願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の再々質問にお答えいたします。

ダムの問題も含めた中での県、国への補助の考え方ということでございますけれども、まずダムの受水費に関しましては、企業団といたしましても、長期的な水道施設の総合整備計画を示している。市といたしましても、今後の長期の課題、水道ビジョンを改訂する中で事業の持続、継続を図っていくという考えでございます。

このような両者の状況の中で、この問題につきましては、中長期的に取り組んでいく、給水量ですとか、料金の見直しを行っていくということを基本と考えております。

しかしながら、早急にこの問題協議ですとか、国・県の補助を求めるべきではないかという

考え方をいただいております。こちらを受けまして、企業団とは昨年12月以降、局長、担当者を交えた中で5回の打ち合わせを行っているところであります。この問題につきましては、来年度からの水道ビジョンの改訂の過程におきましても、引き続き協議を行っていくことで、方向性を示したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは、次の3番目、子育て支援、給食費についてお伺いをいたします。

まず、3月いっぱいなぜ中止したのか、その理由をお伺いいたします。

そして給食費の無償化について、2018年12月6日、参議院の文教科学委員会で質疑が行われています。ちょっと紹介します。吉良佳子議員が質問し、内容は学校給食費について、学校給食法では原則としながら、施設や設備に係るお金は自治体が負担、食材費などは保護者が負担すると負担区分を定めているが、文科省は昭和29年に文部事務次官通達で、その解釈を示している。指定した部分の内容を紹介されたいということで、政府参考人の答弁をしています。これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の状況から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の学校給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するにこれらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食が円滑に実施され、健全な発展を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきである。

続けて吉良議員が質問し、これは自治体等が判断によって全額補助すること、これ自体を否定するものではないということではよろしいか、国務大臣が答弁をしています。そのように解釈される場所であるとしています。要は禁止をしておりません。

昨年9月、永岡文科相は自治体に対して物価高騰を踏まえ、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したい、このように記者会見を行っています。

北杜市も、先ほど言ったように、3月まで保護者負担なく無償化を行ってききましたので、4月以降もこの考えを進めるべきではありませんか。改めて見解をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水進議員の、日本共産党代表質問の再質問にお答えをいたします。

学校給食費の無償化についてであります。答弁でも申し上げましたとおり、本年度、コロナ感染症の拡大、また原油高、物価高騰等の影響を鑑みて、保護者の経済的負担を軽減するために本年3月まで学校給食費については、無償化したところでもあります。

先ほど議員ご指摘をいただいたとおりでありまして、学校給食法の中にも学校給食に要する経費については、保護者負担ということが規定されているところでありまして、従来より本市教育委員会におきましても、適正なご負担をいただき、安心して安全な給食の提供ということを基本の柱としていることから、無償化につきましては、本年度限りということとさせていただきます。

また、無償化の継続に合わせてですが、先ほど国の法律の解釈等のお話がありました。確かに補助を禁止する意図ではないというところでありまして、本市におきましても、地産地消の推進、また子育て支援策として、給食費の一部を補助するというか、市のほうで負担するというので、保護者負担の軽減を図っているところでもあります。

そんなことで、しっかりと保護者負担、軽減等にも、また地産地消の推進等にもしっかりと取り組んでいるところでもありますので、今後におきましても、これらの取り組みについては継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

清水進君。

○16番議員（清水進君）

給食費については、補正予算等ありますので、国の動向を見極めながら、ぜひとも継続できるような形で進めてもらいたいと考えています。

最後に、市営団地の家賃補助について、お伺いをいたします。

今年、転入子育て世帯家賃補助制度が予算化されています。市内で子育て支援住宅以外で市営団地の入居している方、15歳までいる世帯は280世帯、全体の28.1%、住まわっております。やはり子育て世帯を支援するというので、現に住んでいる方も優先すべきではないのか、そのことを最後にお伺いをいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

子育て世代への優先ということでございますが、公営住宅につきましては、公営住宅の目的である住宅に困窮する低額所得に対する低廉な家賃での供給ということになっております。

また、先ほど来のように高額所得になった者につきましては、退去の促しとしまして、収入が超過をした者に対しては通知をする、あるいは高額所得になった者についても通知等、最終的には計画書を出していただき、面談等を重ねた中で退去を促すという形になっておりますので、またこうした低廉な家賃につきましても、市においては公営住宅法に基づく近隣の同種家賃の以下とすることとなっておりますので、優先的に子育て世代への対応は、考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

11番、志村清君。

○11番議員（志村清君）

共産党の代表質問の関連質問を1点だけ、2項目めの水道ビジョンの件です。

端的に時間がないから言いますが、水道料金を市で統一することに対して、なかなか皆さんから納得が得られていない現状だと思います。

今日、端的に答弁をお願いしますが、違う水を飲んでいる、武川、白州の皆さん、それからダムの水、違う水を飲んでいるのになぜ同じ料金になるのかということについて、今日は端的に答えてもらいたいと思います。言葉を加えて言えば、小学生や中学生にも分かる説明でお願いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

志村清議員の、日本共産党の関連質問にお答えいたします。

水道料金統一に関する考え方でございます。

料金の算定方法、統一に関する考え方といたしましては、基本的には町ごとの地表水ですとか地下水、その他という、この水の構成別ですとか、水源にかかる経費のみをもって料金を設定するという考え方ではないからでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

志村清君。

○11番議員（志村清君）

つまり、その水を作るためにどれだけお金がかかったかということだけでいえば、やっぱり違う水だから違う料金が当然だと。また、局長は1つの市で、1つの自治体だから同じ料金なんだということも、前に言われたと思います。でも、それはちょっとおかしくて、例えばペットボトル、コンビニで同じメーカーからやっている同じ大きさでも値段が違う。これはその中身の水を確保するために使ったお金が違うから値段が違うわけで、あるいは甲斐市はパソコンで見ると、双葉、竜王の皆さんの料金表と敷島地区の皆さんの料金表と2つで、あるいは甲府市から来ている人はまた別の水を飲んでいるという、そういうことへの答弁にならないと思うんですが、もう1回お願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

志村清議員の、日本共産党の関連質問の再質問にお答えいたします。

水道料金算出に関する考え方でございます。

まずは、考え方の基本といたしましては、水道法の第14条第2項の各号における考え方、効率的な運営の下における適正な原価、また地方公営企業法第21条の2項、公正妥当な料金、能率的な経営の下における適正な原価、地方公営企業が健全な運営を確保することができる料金という、この前提に立ちまして、現在、北杜市では北杜市の考え方の下、営業費用ですとか支払利息、施設の計画的な改修、更新費用を算出した中で、10年から12年の投資・財政計画を作成することとしております。

この中でお示しする料金収入の額、これが全体の総括原価となるわけでございますけれども、これにつきましては、この投資・財政計画において、これをさらに6町、2町という区分で示すことは考えておりません。当然、市の考え方といたしまして、地方公営企業の考え方といた

しまして、全市一本の会計、統一の料金という基本的な考え方の下、今後も料金改定につきましては、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

よろしいですか。

（ な し ）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和5年第1回北杜市議会定例会にあたり、以下大きく4つの項目について、会派ともにあゆむ会の代表質問を行います。

まずはじめは、子育て支援についてであります。

本市においては、子育て政策は第一に考えるべき施策と常々考えているところでございます。子育ての諸施策を計画的に進めていく上でも優先順位というものがあります。今できる施策から一步一步、着実に進めることが重要であると考えます。

そこで、以下質問します。

（1）現在使われていない、また今後空き施設となる市有施設の中から、これからの子育て支援への活用策について、以下質問いたします。

現状を申しますと、公共施設等総合管理計画の改訂版（令和4年3月）策定されておりますが、この総合管理計画は第3次北杜市総合計画および北杜市新・行政改革大綱と一体の中で計画期間が定められています。それを受け、公共施設個別施設計画はそれぞれ策定中であります。

そこで、令和4年度第1回の北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会が、1月26日に開催され、これらの計画について検討されていますが、各計画の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

次に、中学校、図書館、保育園など各検討委員会、審議中も含めてですが、の方針との関連性・整合性をどのように考えるのか。

また、今後の市の各施設に関する具体的方針について、併せて伺います。

また、空き施設の活用方法を検討する市の機関は、現在どこの部署でどのような構成員によって行っているのか。

また、今後、空きの施設が多く出ると思いますが、今後の活用方法の具体的方針などを合わせて伺います。

次に、結婚新生活者を対象に、新しく建築する住宅建設用地として空き市有用地の利活用を図るため、その土地を購入する場合の補助金制度を創設し、もって地域の定着人口の増を目指す施策は考えていないでしょうか。

また、農地法第3条における「農地の下限面積」の見直しを図ることにより、若い移住者や農業を目指す人たちのためにも、農地取得をやすくする施策を打ち出す考えはいかがでしょうか。

うか。

次に2つ目の質問ですが、「農用地区域除外申出書」等についてであります。

北杜農業振興地域整備計画で設定された農用地区域内の土地について農地転用を行いたいときは、農用地区域からの除外の申し出をして、県知事との協議を得ることになっています。

毎年、北杜農業振興地域整備計画の変更、いわゆる随時見直しが夏頃、受付がされております。

そこで、以下質問いたします。

(1)「農用地区域除外申出書」関係についてであります。

①「除外の目的」で太陽光発電事業を目的にしている案件について、過去10年間の件数および面積は。

②また、そのうち太陽光発電事業に農地転用された案件の10年間の件数および面積は。

(2)①除外申出書の中の「除外の目的」の一つに「太陽光発電設備設置事業計画」なるものが出されたときに、農地転用が目的となっているので、関係課・部署での情報共有はじめ、事前の協議などはなされているのか。

②また申出者への市太陽光条例関係の手続き等についての情報提供など含め、指導されておられるのか。

(3)農地転用許可手続きと市太陽光発電設備設置条例における設置許可申請の手続きについて以下伺います。

①「北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続き等について」(令和5年1月27日改訂版)によると、事業区域が「農地又は採草放牧地」に該当する場合、農地転用申請の時期について、以下の規定が示されております。『転用事業の実現性を確認するため、農地法に基づく許可等の処分と、市条例に基づく許可等の処分が相互に食い違いを生じないように、より連携強化し、相互調整を図り事務を運用していくことといたしました。このため、北杜市農業委員会へ提出する農地転用許可申請と市条例の設置の許可申請は同時に行うようにして下さい』とありますがこの条項を明記し改訂に至った経緯等はいかがでしょうか。

②番、農振除外申請の手続きにおいても「除外申出書」提出時に、上記のような事務の運用を踏まえた中で対応されておくことが、農地転用許可の申請をされる時点において、円滑に事務が進むのではないかと、今後の方針について伺います。

次に3つ目の質問ですが、「北杜市太陽光発電設備設置条例」等の改正についてであります。

「市太陽光発電設備設置条例」施行から3年半が経過し、「県太陽光発電施設条例」施行から1年半が経ちます。市条例施行後も様々な課題・問題が出ております。山梨県においては、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則一部改正」がなされ、設置規制区域外に新たに太陽光発電施設を設置する際に、地域住民等に十分な説明を行っているか確認するため、説明等の状況が分かる資料の提出を求めることとする改正となっております。また、「県太陽光条例」の手引書も改訂され申請時の利便を図っております。

また全国的にも、既存の太陽光発電に関する条例について次々と改正され、設置規制強化の動きがみられるところであります。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

(1)県条例施行規則改正に伴う「地域住民等への説明等状況報告書」の中で「9. 地域住民等への説明等の状況」の確認欄についてどのように確認され、確認日と確認者名はどのような

になるのか。また、市条例の施行規則第8条第2項の様式第6号である「説明実施報告書」との関係はどのように扱われるのでしょうか。

(2) 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、または良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない、旨の規定を定める「土地の所有者等の責務」の条項を追加し明文化すること。このことは、市の責務、事業者の責務、とともに土地の所有者等への責務も地域にある事業地となるわけでありますので、とても大切な責務と考えるところであります。

(3) 「北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会提言書」（平成30年10月17日）及び条例素案に係るパブリックコメント実施（平成31年3月8日から4月8日まで）して、市太陽光発電条例等は現在制定されているわけであります。市条例施行後も様々な課題・問題が出ております。

また、施行後においても市民の皆さま・有識者の皆さまからも離隔距離の確保等々に関して具体的理由を添えて市長に提言書等が何回となく出されております。

そこで以下伺います。

①太陽光発電設備設置事業区域の境界に沿って、その内側に生活環境等の維持のために「離隔距離」5メートル以上の緩衝帯を原則設けること。

②1月に先進事例の町に伺ったところ、その町では5メートルの根拠は町民の要請を重く受け止め、町長の決断で決定されているとのことでした。市長には市民の要請を重く受け止め、就任3年目となる今、具体的政策として打ち出されることを期待するところでございます。市長の今のお考えを伺います。

最後になりますが、小中学校における教育環境の諸課題についてであります。

現在、旧日野春小学校の一部を借りて運営されているNPO法人「ひなたぼっこ」のNPO認証後、初めての総会が2月4日開催されました。運営方針や現状など具体的に示され、今後の運営方針等、熱心に話し合われておりました。

こうした現状を踏まえ、以下質問いたします。

(1) 北杜市立小中学校における長期欠席と不登校等の現状（10年間における推移など）と今後の具体的取組みについて伺います。

(2) 平成31年4月1日開設された北杜市教育支援センター「エール」について、以下質問いたします。

①教育支援センターの働きには、適応指導、教育相談、訪問支援などがございますが、対象児童生徒と指導者体制について伺います。

②開設からこれまでの利用者の現状と課題。また今後の具体的取組みは。

(3) 今後市は、こうした民間団体等へ、公的支援（財政的）策は打ち出せないのでしょうか。すでに要請は市にされておる団体もあると伺っておりますがいかがでしょうか。

ちなみに山梨県においては、令和4年度に、今年度ですね、山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱を制定し、補助金交付決定がなされています。こうした団体もさかれていと聞いております。

(4) 小中学校における教育環境の諸課題について、以下質問いたします。

①北杜市立中学校再編整備検討委員会審議の進捗状況、具体的にお伺いします。

また、今後のスケジュールについても併せて伺います。

②『不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン（指導要録上の出欠の取扱い等について）』、試行的にということではありますが、令和4年6月、市教育委員会が策定され、現在試行されていますが、現状と課題は。また、今後の方針はいかがでしょうか。

③不登校児童生徒の、地域での日常活動等、実態は把握されておられますか。

④文科省によると、令和3年度に30日以上欠席した不登校の小中学生は約24万5千人で過去最多だったと報道されております。文科省は、不登校対策案として、学習指導要領に縛られずに授業時間を減らすことができる、いわゆる「不登校特例校」の設置促進などを挙げています。北杜市は、県下においても不登校率の高い現状ではありますが、この特例校について本市においても議論を深めるために調査研究など進める考えはないか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「公共施設等総合管理計画」および「公共施設個別施設計画」の進捗状況等についてであります。

「公共施設等総合管理計画」については、昨年度改定し、「放課後児童クラブ」や「児童館」、「保育園」といった「子育て支援施設」は、今後、最適配置の検討を進めることとしております。

また、「公共施設個別施設計画」については、来年度中の策定に向け、現在、作業を進めているところであります。

本年度については、各施設の「劣化度調査」に基づく「施設カルテ」を作成するとともに、各施設の管理コストや利用状況等をまとめた、施設分類別の最適配置の方向性検討に向けた基礎資料の作成を行ったところであります。

また、庁内組織であります、「北杜市公共施設等総合管理計画推進本部」を開催し、全庁への周知および意見集約を図るとともに、外部委員による「北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会」のご意見も伺ってまいります。

今後は、「検討委員会」のご意見や、市民アンケートにより得られたご意見などを参考としながら、「建替え・大規模改修」、「複合化・多機能化」、「民間譲渡」、「廃止」といった施設ごとの基本的な方向性を定めてまいります。

次に、各委員会の方針との関連性・整合性、および各施設に関する具体的方針についてであります。

各種検討委員会における方針やご意見については、市が最終的な判断をする上で参考とさせていただきます。また、

「個別施設計画」における、施設ごとの具体的方向性については、各委員会と連携、調整しながら決定してまいります。

次に、「北杜市太陽光発電設備設置条例」等の改正における、「離隔距離」についてであります。

市条例では、財産権の行使と受忍の程度を踏まえ、1メートル以上、もしくは、太陽電池モジュールの高さと同等の離隔距離としておりますが、5メートルとすることによって保護、実現しようとする利益、また、離隔距離を確保できないことによって生ずる周辺市民へ及ぼす不利益の蓋然性を明らかにすることは困難であります。

このことから、5メートルの離隔距離を例規に定めることにより、実質的に太陽光発電設備の立地を不可能とすることは、私権の制限という観点から適当ではないと考えております。

しかしながら、太陽光発電設備設置に関する様々な状況を鑑みると、事業者と地域住民等との相互理解を深め、不要なトラブルを防止するという観点から、離隔距離の拡大は有効な手段であると考えております。

このため、今後、5メートルの離隔距離を、市ホームページで示している運用に推奨事項として明記し、事業者等に対し事前の指導を徹底してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小中学校における教育環境の諸課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長期欠席と不登校等の現状および今後の取組みについてであります。

現在保存している記録によると、平成29年度から昨年度までの長期欠席者の人数は年々増加しており、平成29年度末時点と昨年度末時点を比較すると、小学校では72人から89人、中学校では61人から126人となっております。

また、そのうち不登校児童生徒数については、小学校では14人から36人、中学校では29人から87人に増加しております。

こうした状況の中、市内小中学校では、不登校の未然防止や、認め合う学級集団づくりのため、「学校生活意識調査」を年間2回実施し、児童生徒一人ひとりが安心して過ごすことのできる学校運営に取り組んでおります。

また、定期的な家庭訪問や電話連絡をはじめ、市の「スクールソーシャルワーカー」や県の「スクールカウンセラー」による面談の実施、「北杜市教育支援センター「エール」」における、学校復帰と社会的自立を目指した支援を行っているところであります。

今後も、不登校児童生徒の実態に応じた適切な対応や支援ができるよう、関係機関との連携を含めたサポート体制の充実を図るための協議の場を設けるなど、児童生徒にとっての「心の居場所」づくりや、社会的自立に向けた適切な援助を行ってまいります。

次に、教育支援センター「エール」における対象児童生徒と指導体制、利用者の現状と課題、および今後の取組みについてであります。

様々な理由により、学校に行けない小中学生にとって、「心の居場所」となり、家庭と学校の架け橋となるような場所として、平成31年4月に開設した「北杜市教育支援センター「エール」」は、原則として市内在住の小学5年生から中学3年生までの児童生徒を対象としており、定員を15人とする中で、退職教員を中心に、センター長1名と5名の支援員による、1日4名体制にて指導を行っております。

また、「エール」への入室者数は、令和元年度は16人、令和2年度は22人、昨年度は28人

となっており、延べ出席者数は、令和元年度は1, 106人、令和2年度は1, 475人、昨年度は2, 149人となっております。

近年、不登校となる児童生徒の低年齢化が進んでおり、発達段階に応じた充実した支援ができる体制づくりや、様々な問題を抱えているケースも少なくないことから、それらへの対応も求められている状況であります。

今後は、学習面での不安解消や、様々な活動の中での、他と触れ合う時間を通じた人間関係づくりはもちろん、発達段階に応じた体制づくり、「児童相談所」をはじめとした県の関係機関や福祉・子育てなど、市との関係部署との更なる連携を図っていく中で、児童生徒や家庭を支援していく取り組みが必要であると考えております。

次に、民間団体等への支援策についてであります。

国や地方自治体が、NPO法人が行う事業に対して、補助や助成などの財政支援をする場合がありますが、これには、事業の目的や内容、要件等確認し判断する必要があると考えております。

市では、不登校の児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行っており、民間団体等に対する助成制度の創設は、現在のところ、考えておりませんが、公教育の視点に照らし、必要となる場合には、連携も考えられるところであります。

次に、再編整備検討委員会での審議の進捗状況および今後のスケジュールについてであります。

「北杜市立中学校再編整備検討委員会」では、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」からの答申を基に、市の課題として挙げられた、「生徒数の減少」、「学校と地域との関係」、「中学校が県内でも小規模であること」、「学校単独では部活動等のチーム編成ができないこと」、「子どもたちが互いに切磋琢磨できない」「閉鎖的になりがちで、多様な人との人間関係が生まれにくい」の5つの課題解決に向け、答申で示された統合3案のメリット、デメリットなどについて、これまで4回の検討を重ねてきたところであります。

その結果、中学校の再編整備の基本的な方向性として、「水平統合を基本とし、1学年の学級数は3から4学級程度が望ましい」との、意見集約がされております。

なお、今後のスケジュールについては、検討会での審議状況によるものと考えており、現時点でお示しすることは困難であります。

次に、ガイドラインの現状と課題、および今後の方針についてであります。

義務教育段階にある不登校児童生徒が、学校外の公的機関や、民間施設において指導・助言を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて、国がその目安を示したことを受け、市教育委員会においても、「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン」を示し、試行的に取り扱っているところであります。

現在、市内小中学校に在籍する不登校の小学生1名、中学生2名の、自宅等におけるICTを活用した学習を、指導要録上の出席とする取り扱いをしております。

現状では、市内で実施している学校からは課題は寄せられておりませんが、各学校が指導要録上の出欠の取り扱いを行うに当たり、対象となる不登校児童生徒や保護者から十分な聞き取りを行うことや、児童生徒一人ひとりの実態を踏まえた認定の基準を設けること、また、その基準を定期的に見直すことで、児童生徒の社会的自立につながる支援となるよう、来年度の本格実施に向けて準備を進めているところであります。

次に、不登校児童生徒の実態把握についてであります。

不登校児童生徒に対しては、学級担任を中心とした、定期的な家庭訪問や電話連絡を行っているほか、市の「スクールソーシャルワーカー」や各学校に配置された「スクールカウンセラー」が、児童生徒やその保護者と面談を行うなど、実態把握に努めております。

次に、「不登校特例校」の設置についてであります。

増加傾向にある不登校児童生徒への支援策として、国が認可する「不登校特例校」は、児童生徒一人ひとりに寄り添った、きめの細やかな支援のための有効な選択肢の一つとして捉えております。

このため、昨年度、県外の先進校を視察し、現場の教員等と懇談を行ったところであります。

そのほか、先進事例の状況を確認するなど、情報把握に努めており、県教育委員会とも情報交換や協議を行う予定であります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き施設の活用方法を検討する機関と構成員、今後の空き施設の活用方法の具体的方針についてであります。

空き施設等普通財産の活用については、「北杜市普通財産有効活用庁内検討会」において、検討を行っております。

検討会の庶務は企画部管財課において処理し、構成員は、政策推進課長、企画課長、管財課長、財政課長、総務課長、消防防災課長、市民サービス課長、環境課長、子育て政策課長、商工・食農課長、まちづくり推進課長、住宅課長、教育総務課長、北杜市上下水道局上下水道施設課長の14名であります。

空き施設等については、これまでも民間への貸付による、周辺地域の活性化に資する事業や、子育て世帯を対象とした住宅用地、民間事業のための用地などに活用してきたところであり、今後も、それぞれの施設や土地等の状況を判断しながら、子育て支援に資する活用など、本市の活性化につながるよう、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、農地法3条の「農地の下限面積」見直しによる、農地取得をしやすくする施策についてであります。

近年、移住相談を受ける中で、若い世代での新規就農や、空き家に隣接する農地の活用など、農業に対するニーズは高まっている状況であります。

本市においては、これまで農地取得に際しては、40アールの下限面積が要件でありましたが、「農地法」の改正により、来月1日から、効率利用、農作業従事など一定の要件の下、同法第3条の許可要件である下限面積が撤廃されることとなります。

今後、農業を志す方々や移住者に対して、積極的にPRを行い、ニーズに応じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

子育て支援における、空き市有地の購入に対する補助金制度についてであります。

結婚新生活に当たり、経済的不安を感じる人は9割に上っており、その中で、最も不安を感じるものとして、居住費が6割以上であるという内閣府のアンケート結果があります。

市では、これらの現状を踏まえ、夫婦として新生活を始める世帯を対象に、家賃や引っ越し費用など、スタートアップに係る費用を補助する制度の創設を予定しております。

新たに住宅を建築する方への補助に関しては、「子育て世代マイホーム補助金」の活用を進めておりますので、空き市有地の購入に対する補助金制度については考えておりません。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「農用地区域除外申出書」等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電事業を目的とした案件と、農地転用された案件についてであります。

過去10年間で、申請件数は81件、面積は38万7,777平方メートルで、そのうち、太陽光発電事業に転用されたものは、55件、面積は8万8,079平方メートルであります。

次に、関係部署間での情報共有と申出者への情報提供および指導についてであります。

除外目的が太陽光発電事業とされている場合は、「農業委員会事務局」や「まちづくり推進課」での事前協議や情報共有を行っております。

また、申出者には、農地転用や「北杜市まちづくり条例」および「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」に基づく手続きが必要となるため、担当部署に事前相談するよう指導を行っております。

次に、農振除外申請の手続きにおける今後の方針についてであります。

農業振興地域の除外手続きに当たっては、県が定める「農業振興地域整備計画の変更事務手続き手引き」に基づき、市関係部局および関係機関と調整や意見聴取を行っており、今後も、円滑な事務の執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「農用地区域除外申出書」等における、設置許可手続に関する規定の改定経緯についてであります。

これにつきましては、県より、「農地転用許可制度」においても、地域との共生が図られていることを確認した上で、「農地転用許可申請書」を受理する運用に改めたいとの協議があり、市においても対応を検討したところ、同時に申請を行うことが適切であると判断したことから、「農地転用許可制度」と「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」の手続、運用において、相互に調整を図り、事務を行うこととしたものであります。

次に、「北杜市太陽光発電設備設置条例」等の改正について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県条例施行規則改正に伴う対応についてであります。

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の「地域住民等への説明等状況報告書」と、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」の「説明実施報告書」は、内容が基本的に変わらないことから、市では、市条例に基づき審理を行い、許可と判断した場合に、「地域住民等への説明等状況報告書」への確認を、市条例の許可の日付で、市長名により行うこととしております。

なお、説明会の実施状況内容を明確にするため、市条例の「説明実施報告書」に、議事録と説明会開催状況の分かる写真等を添付するように取り扱いを変更する予定であります。

次に、「土地の所有者等の責務」の明文化についてであります。

土地所有者および占有者のいずれも当該土地における太陽光発電事業に直接関与している場合は、事業者とみなすことができるものと理解しておりますが、土地利用に関し、貸借等の契約行為に基づき、事業が実施されるものであることから、まずは、事業者の責に帰すものと考えておりますので、土地所有者等の責務を設けることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

4つの大項目について、すべて再質問させていただきます。

まずはじめに、第1項目めですけれども、子育て支援についてであります。

先ほどの答弁の中に、新婚生活者を対象にしたとか、そういう補助制度も設けたというような、家賃補助ですか、引っ越しの補助という、そういう制度を設けたというお話がありましたけれども、私、ちょっと提案ですけれども、市営住宅の解体とか、そういう土地に限らず、更地になっている市有地が今後あるわけでありまして、今後、結婚新生活者を対象にした住宅建設用地として、先ほども言いましたけれども、利活用を図るために、草ぼうぼうとなるような、恐れのあるような土地になりますので、そうした土地を購入する場合は、補助金制度等を制定して、その地域の定着人口の増加につなげていくという、そういう考えはないか、これが1点であります。

また、農地の下限面積に関しましては、農地法の改正によりまして、今回、下限面積40アールがなくなったというお話でありました。この件につきましては、私たちが令和3年第1回定例会において、移住定住策の一環として、代表質問の中で下限面積を見直してほしいというような提案をしていました。その矢先に、この農地法の改正が今年の4月1日から施行されると

ということで、目的は達成されたんですけども、このことを住民の皆さま方、転入してくる方たちにも知らせるといふ、そうしたことがとても大切だと思いますので、この2点について質問いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えさせていただきます。

空き市有地の購入に対する補助金制度についてでございます。

これにつきましては、先ほども答弁させていただいたところではありますが、結婚の新生活のスタートアップといたしましての補助金、年齢にもよりますが最高60万円、また新築の住宅建築に対しましては、マイホーム補助金、最高150万円というような補助金メニューを用意してございますので、こちらの活用を、また積極的にPRをさせていただきたいと考えております。

そうした中で、現状のところ、空き市有地の購入に対する補助金制度につきましては、考えていないというところでございます。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

農地法の下限面積の、4月1日からの撤廃といいますか、なくなるということにつきまして、転入してくる方にも知らせることは重要ではないかという質問であったかと思っております。

農地等の利用を促進する観点からも、法制度を多くの方に知っていただくことは、大変重要であると考えております。

今後、広報紙、またホームページ等におきまして、法制度の周知の徹底を図りまして、農地の流動化につなげてまいりたいと考えております。

また、移住相談を受ける中におきましても、農業を始めたいと考える方が非常に多くいらっしゃいますので、農地の取得について、窓口での案内はもとより、移住定住ポータルサイトでの周知を早急に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ここで1時間経ちましたので、暫時休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

---

再開 午後 2時44分

○議長（福井俊克君）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、1項目めの再々質問を行います。

その中で、新婚生活者を対象にして、新しく建築する住宅建設用地ということで、空きになった市有地を利活用したらどうだという、先ほどの補助金は、それは政策として引っ越し用だとか、家賃だとか、マイホーム補助金とか、それはいいんですけども、私どもが今、提案しているのは、空きになっている公用地、市有地、例えば公営住宅を取り壊して、そのまま更地になっているとか、そういう土地を購入する、新しく結婚して生活する人に対して、そういう制度を設けたらよろしいのではないのでしょうかという、そういうことを言っていて、先ほどの制度があるとか何ではなくて、この制度に対して、私たちが提案している制度に対しては、どのように思うかということをお答えしてもらわないと答弁にならないと思うんですけども、市長、どうでしょうかね、そのへんについての子育て支援策の目玉として、今年というわけにはいかないかもしれないけども、来年度に向けて、そのようなことを考えたらどうかという、そういう提案ですから、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

齊藤功文議員、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

空き市有地の購入に対する補助金制度でございますが、繰り返しになりますが、建築する場合にマイホーム補助金につきまして、150万円という額の補助がございます。こういったメニューを活用していただきながら、土地を購入し、家も建築するわけでございますが、そうした中で、150万円が建築の部分についての補助でございますが、活用してもらえると、大変有効な補助制度でございます。こちらをしっかりと周知しながら、活用をお願いしていきたいと考えておまして、市有地の購入に対する補助金制度につきましては、現状は考えていないところでございます。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、2項目めの「農用地区域除外申出書」等についてという項目について行います。

いわゆる農振の除外というのは、これは農地転用を目的にしている内容でありますので、これは農振の除外が認められれば、これは農地転用が前提であります。そんなところで、1つの例として、すでに市役所のほうへもお話が来ていると思っておりますけれども、高根町長澤地区の太陽光の地域住民の説明会が2月8日、2月26日と開催されておまして、この事例ですが、農振除外のされた農地への太陽光発電の設置の地域住民説明会がございました。

事業者は、この農地は農振除外がされている農地で、太陽光発電設置するための事業地だと説明し、説明会に参加した住民に対して、あたかもこれは農地転用が認められているんだと言わんばかりの、そうした態度の説明の内容でありました。

第2回説明会が2月26日に開催され、参加された住民の皆さまから十分納得のいく説明

ではなかったもので、次回3回目の説明会も要請されていましたが、まだ開催に至っていないとのことであります。

言ってみれば、地域住民等との適切なコミュニケーションが取れていない事例の1つであると思います。こうした農地転用、農振除外関係に絡んだ、こうした地域住民説明会ではありますが、この事例の案件については、担当部署も承知していると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

地域のトラブルに関してのご質問と理解しております。

農用地の区域除外申請が提出されたときには、関係部局と協力をしながら行っているところでございます。

また、農地に関する事業の手続きの流れについては、現在、市ホームページ等において内容を示しているところでありまして、太陽光発電設備を設置するために、事業者はまず手続きの流れを確認するものと考えられ、事業者から農用地区域から除外後の手続きについても照会を受ければ、しっかりと説明をしていく考えであります。

また、今後のトラブルとしまして、適切に、ご指摘のとおり、そういったトラブルの要因があるわけですけれども、事業者の説明の仕方についての問題と見受けられますので、事業者は手続き等をよく理解して、地域住民に対して適切、丁寧な説明を行い、またコミュニケーションを図ることが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、再々質問を行います。

これは農振除外の案件を農地転用するという、太陽光発電の設置についてでありますけれども、こうしたトラブルが、先ほどの案件の中でも、農振除外がこの10年間で81件あったと。そのうちの55件が農地転用されているという、そういう内容も答弁がございました。

このような中で、今後もそうした案件が出てくる可能性もありますので、手続き上のことも、以前に比べて、やっぱり市のほうでも真剣に考えていて、手続きに関する手引きみたいな形で、1月27日に改訂されておりますから、こうしたことをやはり事業者等を通じて、徹底してもらいたい。そして産業観光部、建設部、農業委員会、この3部が情報共有しまして、事業者へもこうした太陽光条例設置の一連の事務を徹底していただきたいと、このように思いますけれども、このへんについての再度、お考えを伺います。

○議長（福井俊克君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

除外目的が太陽光発電事業といった場合、庁内の連携をしっかりとってというご質問かと思えます。

これにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、除外目的が太陽光発電事業とされている場合は、農業委員会事務局や、まちづくり推進課で情報共有を行っております。

また、申出者につきましても農地転用や北杜市まちづくり条例および北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例に基づく手続きが必要ということを申請者にはお話をし、事前に担当部局と協議をするようにという指導を行っております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

第3項目めですが、北杜市太陽光発電設備設置条例等の改正についての内容であります。

先ほどの市長からの離隔距離に関しての答弁と部長からの答弁がございましたけれども、最初に部長からの答弁の内容を確認したいと思うんですけども、部長は答弁の中で、説明会の実施状況内容を明確にするため、市条例の説明、実施報告書に議事録と説明会開催状況の分かる写真などを添付するような、取り扱いを変更する予定だという答弁だったと思うんですけども、このことは、市条例施行規則第8条第2項への、その書類を追加するということと、様式第6号の説明実施報告書の関係書類という項に、議事録と説明会開催状況の分かる写真などを追加するという条例の施行規則の一部を改正するという内容でよろしいでしょうか、これが1点です。

そして、先ほどありましたが、説明実施報告書へ変更するというような、取り扱いを変えるということですけども、この説明実施報告書も以前から私たち、いろいろ変更してほしいという質問もしている経過がありますけれども、その中に事業に対する理解の項目という項があるんですけども、この項目が誠に分かりにくくて、トラブルのもとにもなっているというようにも言われております。この項目についても一部改正をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

そして、あと1点。今後、先ほど市長からの答弁だったと思うんですけども、今後、5メートルの離隔距離については、これは手引きだと思うんですけど、北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続等という、この1月27日に改訂された、その中に推奨事項として明記し、事業者等に対し事前の指導をしていくというような答弁だったと思いますが、今後はこれでもよろしいのかどうかということ、この手続き等についての中の推奨事項の内容は、いつごろ追加して、どのような文言で、改正と言うんですかね、追加していくのか、この3点についてお伺いします。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

3点でございます。

1つ目につきましては、条例規則の改正についてであります。

齊藤功文議員のお見込みのとおり、市条例規則の本則の追加と様式でいきますと、6号になりますけれども、その改正を行うこととしております。

次に、2番目の説明実施報告書の説明欄の項目について、分かりやすくということございました。

これにつきましては、事業に対する理解の項目につきまして、「事業に対する理解」と「事業を得るための取り組み内容」を記載することとしております。

事業に対しては、理解に対する事実と状況を記載することとしまして、「理解を得るための取り組み内容」を、別段を設けることにより、詳細に記入するように考えております。

3点目でございますけれども、5メートルの離隔距離の推奨の事項の内容ということでございます。

現時点においては、まだ固まってはおりませんが、これについては法定事項ではありませんので、これらを踏まえまして、より地域との調和を図る、あるいは図られるような離隔距離の確保に有効な事案等を挙げまして、推奨事項として速やかに示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

少しトーンが、声が小さかったんですけども、もう少し力強く言っていただければと思うんですけども、5メートルの離隔距離につきましては、市民の方だとか、有識者だとか、多くの方がこの件については、強くいろいろの理由を付けて要望しております。このへんについても、ぜひ市民と行政と事業者と、みんなが、トラブルが起きないような、そうしたことになるような手続き上のことを、やっぱり徹底していただきたいと思います。これは行政が真ん中に入って、これはある程度、指導しないと解決しない問題だと私は思います。こんな点で、ぜひとも早めに、北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続等についてという、その中に、今、ホームページでもアップされておりますけれども、この中に早めにこのことを明記していただいて公表していただければ、大変、いろいろ、今でも、先ほども言いましたような農地転用についてのこととか、いろいろ出ておりますから、一刻も早くホームページのアップをお願いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えさせていただきます。

5メートルの離隔距離というのは、本当に厳しい基準で、どこの自治体もやっていないという基準だと思っておりますけれども、やはり地域住民とのトラブルがあるということがございますので、本市としては、それを事業者に徹底して、運用としてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

大変ありがたい、市民の皆さん、要望していただいている、そういう人たちは心強いと思うし、今、そういう局面に当たっておられる方にとっては大変、力強いと思います。

それでは、最後になりますけれども、小中学校における教育環境の諸課題について、再質問いたします。

先ほどいろいろ答弁ございましたけれども、ちょっと時間の都合で何点かに絞って再質問いたします。

13年間にわたって任意団体として活動してきました、先ほど私、紹介しました子どもたちの居場所「ひなたぼっこ」でありますけれども、昨年4月にNPO法人として認証されております。

昨年12月31日現在の会員数は129名、賛助会員も1団体となっており、そうした団体で構成されているわけでありましてけれども、利用している登録者数は54名という、総会資料等で私たちも知っておりますけれども、こうした頭の下がるような、行って見て、私も10年来、こちらの「ひなたぼっこ」にも訪問したり、いろいろ関わっておりますけれども、財政的支援だとか、公的支援をぜひともしていただければという、これは私の思いであります。

また、こうした団体への補助金交付制度なども創出して、そして不登校とか、いろいろ居場所の、そういう関係の人たちのためにも、そしてボランティアとして活動している皆さんのためにも、ぜひとも創設していただきたいと思います。これが1点。

あと中学校再編整備検討委員会の審議の過程の中で、不登校児童生徒に係る教育環境の課題について、検討とか調査・研究などはされているのでしょうか、これが2点。

そして現在、山梨県教育委員会も不登校特例校について検討に入ったという報道もされております。そこで不登校特例校に関する議論を深めるためにも、今後の調査・研究を進める考えを再度、伺いいたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、ご紹介がありましたNPO法人に対する財政支援、また補助制度の創設の考えについてであります。

NPO法人など、各種団体への補助金等の財政支援につきましては、北杜市におきまして補助金等適正化ガイドラインというのを定めておまして、その中で交付先の団体に対しては、公益上の必要性の有無を客観的に判断する必要があるということとされております。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、補助金の交付などにつきましては、その団体の事業目的や内容、また要件等を確認し、判断することが必要であります。

これまでも市では不登校の児童生徒に対しましては、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行っているということで、現段階のところ、助成制度の創設については考えておりません。

教育委員会といたしましては、やはり学校教育、公教育がその原点であると捉えております。こうした観点から、必要がある場合につきましては、民間団体との連携にも取り組んでいくべきものと考えております。

次の、中学校再編整備検討委員会の中での不登校児童生徒に係る教育環境の諸課題についての調査・研究はしているかという質問でありますけれども、中学校再編整備検討委員会におきましては、こうした不登校児童生徒に係る諸課題についての調査・研究は行っておりません。しかしながら、不登校対策につきましては、やはり学校規模にかかわらず対応していくべきものと考えております。

3点目の、不登校特例校の調査・研究を進める考えについてであります。

市教育委員会といたしましては、不登校特例校については、不登校の児童生徒の支援策としては大変有効なもの1つであると捉えております。特例校の導入に向けた検討を今後進めるということとしております。

昨年、県外の先進校の状況を視察しまして、通常の学校生活とは異なる、非常に自由なカリキュラム等を設定しておりました。今後も情報収集を進めるとともに、県などの指導・助言もいただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、最後の再々質問をさせていただきます。

ちょっと調査した結果、先ほどの質問の中でも私、述べましたけれども、北杜市は不登校率、最高でございます。そんな中で、中学校は7.8%、小学校は1.9%という不登校率でございます。このへんを斟酌していただいて進めていただきたいと思っております。

○議長（福井俊克君）

今、質問が途中で、最後に尻切れとんぼで終わりました。

時間的な制約がありますので、ご了解いただきたいと思っております。

○12番議員（齊藤功文君）

過去にはそういうことはなかったでしょうか。

尻切れとんぼでも、答弁していただいたと思っております。

○議長（福井俊克君）

答弁は、今、質問自体が、制限時間が切れておりますので、そこで打ち切ります。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質疑を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

次に、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、18番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

もうすぐ咲き出す菜の花や桜、雪が残る山々の色彩と景色は、北杜市の素晴らしい景観の1つ

です。

今年は花の開花も早まり、4月からの新しい旅立ちを祝うかのように思います。

代表質問を5項目にわたり、質問いたします。

まず、不登校施策について。

文部科学省の調査によると、令和3年度の全国の国公立小中学校の不登校児童生徒数は約24万人に上り過去最多となりました。これを受け4月に発足する子ども家庭庁は文部科学省と連携し、学校外を含めた居場所づくりなどの支援を行うとしています。こども政策担当大臣は異次元の対策を目指したいとして、学校に行きにくい子どもに対し、様々な居場所を全国津々浦々で提供するために自治体の対策を後押しする考えを示しました。

全国には公立私立合わせて21校の不登校特例校があり、不登校児童や生徒の居場所づくりや授業、様々な体験活動を行っています。昨年末視察した八王子市立高尾山学園では都から配置される教職員に加えて市の予算で、心理相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し大きな成果をあげています。また、このことが子育て世代の転入増加にもつながっています。

市内には市の教育支援センター「エール」とNPO法人「ひなたぼっこ」が市外からも含め不登校児童生徒の居場所づくりを行っています。

以下質問します。

①令和3年度の市の不登校児童生徒数とその主な要因と傾向は。

②不登校対策の今後の方針は。

③民間での経営は人件費の捻出にも苦勞しています。NPO法人に財政的な支援をしては。次に、男女共働（同）参画推進についてです。

共働（同）の「どう」でございますが、「同」と表す場合と「働」と表す場合がありますので列記しておきます。

ちょうど1週間前の3月8日は国連が女性の権利向上を目指して定めた国際女性デーでした。

男女共同参画社会基本法が1999年6月23日に施行され、男女が政治的・経済的、社会及び文化的利益を均等に享受でき、ともに責任を伴いつつ個性と能力を發揮できる社会の実現を目指すことになりました。また、女子差別撤廃条約の批准にあたり、国内法を整備する必要から1985年に「男女雇用機会均等法」が制定されました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関するものであります。1999年には、セクシャルハラスメント。2006年には、間接的差別として雇用時の差別、例えば募集、採用における身長、体重、体力要件や妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱い等の禁止です、なども盛り込まれた改正もされています。

こうした経過があるにもかかわらず、男女共働（同）参画は進展を見せていません。他の自治体では、区長に女性を登用したところに補助金を出す仕組みをつくったところもありました。

地域の男女平等を経済、行政、教育、政治の4分野に分けた分析を地域からジェンダー平等研究会が出した結果、山梨県は経済分野では14位になったものの、行政、教育、政治の分野では全国でも下位に近い状況です。

管理職や審議委員会等の女性の登用率は、国が目指している目標値にははるかに及ばず、地域においても区長・班長・公民館長などは女性の登用はないに等しく、地域での女性の姿は見えません。

女性議員0議会をなくして活動する団体によると県内の8自治体には女性議員がいません。

生活用品や食品など、女性ならではの発想で開発された商品がヒットしている例もたくさんあり、女性の持つ柔軟な発想や多様性は生産性の向上や人員の確保につながり必要なことと考えますが以下質問します。

①市の管理職での女性の登用の割合と今後の取り組みは。

②審議会等の女性の委員の数または割合と今後の取り組みは。

③地域で選任されている役職（区長・班長・公民館長）など、その役職のうちの女性の割合は。

④市の今後の取り組みは。

3項目めに入ります。フェーズフリー、これは備えない防災という意味ですが、フェーズフリーの推進について伺います。

先般発生したトルコ地震は、甚大な被害をもたらす復旧の最中です。被災後、1週間経過した中で、生存者がいたことは大きな喜びでもあり、驚きでした。しかし、多くの尊い命が奪われてしまいました。

日本は地形上、地震大国と言われています。北杜市でも、かつて大きな山崩れや河川の氾濫がありました。10年に一度、100年に一度といった気候の変化があつて、大変な影響を受けています。

いつ何が起きるか分からない状況です。こうしたことから、普段から災害に対しての備えは大変重要です。市では様々な施策を行っていますが、これからは、平常時と非常時という境を取り除き、普段から使っているものが非常時にも使えるというフェーズフリーの商品や考え方を取り入れてはと考えます。

フェーズフリーデザインには、5つの要素、原則があります。1. 常活性、非常時にも快適に使える。2. 日常の暮らしの中でも使える日常性。使用方法や消耗の程度が分かる直感性。多くの人に安心や安全に関する注意を喚起する触発性。そして普及性、気軽に参加や活動ができ、広く普及しやすいこと。以上のような考え方の上で作られたものです。

例えば「ベンチが非常時にはかまどになる」「非常時には水も運べるバッグ」、これは耐水性になっているバッグのことです。「上向でも、水に塗れていても書けるボールペン」などがあり、また、食料品もたくさんの種類があります。インテリアとしては、壁に掛けた絵画の裏にティッシュペーパーや生理用品などを入れておく。スタンドライトがそのまま懐中電灯になるなど、かなり開発が進んでいます。

この令和5年度の予算にも食料、水、資機材の整備、また備蓄倉庫の整備が計上されています。

備蓄庫に備蓄していくことも確かに必要ですが、倉庫が被災して、まったく使えなかった例もあります。フェーズフリーの施策には、こうしたリスクを回避できるメリットもあります。

ちょっとした工夫で消費にもつながり、誰にも使いやすく、利用方法が分かりやすい、また高齢者や子どもにも安心して使えるフェーズフリーの推進を図ることが必要だと考えます。

以下質問します。

①備品と備蓄品の管理方法は。

②消費期限が過ぎたものの活用方法は。

③公共施設などへ取り入れる考えは。

次に、公共施設のネットワーク環境の整備について。

コロナの蔓延も収束傾向がみられるようになり、市民や各種団体の活動が活発になってきました。今まで行えなかった会議や講演・講習・学習会なども細心の注意を払いながらも開けるようになってきました。

こうした状況の中、市内の公共施設には、一部の施設を除いてほとんどWi-Fiの整備がされていません。コロナ禍では特に不自由を感じていましたが、リモート等の会議は今後ますます必要になってくると思います。

リモートなどによる会議は、長時間にわたる移動時間の制約がない上に、同時に広範囲に多くの人の参加が可能になり、コロナ感染防止の面からも有効で、市民活動や行政関係の伝達等、様々なニーズに対応できます。非常に利便性が高く、今後需要が増えていくものと思われます。

以下質問します。

- ①Wi-Fi環境が整備されている施設、どこにありますか、どのくらいありますか。
- ②導入にあたり課題は。
- ③今後の推進についての考え方を伺います。

最後になります。天然記念物、これは樹木に限りますが、天然記念物の保護について伺います。

この内容に関する質問は以前にもしておりますが、対策や状況の変化があまり見られなかったこともあり、実際の状況を知る必要も感じて、現地を見てまいりました。その結果の上で、改めて質問いたします。

北杜市には、合併以前から指定された数多くの樹木が天然記念物として残されています。武川町の「神代サクラ」は国指定第1号であり、もうすぐ見事な花を咲かせ多くの人が訪れて目を楽しませてくれます。市内には、市指定、これは旧町村を含みますが、市指定のものや県・国の指定の樹木がありますが、全てが良い状態で管理されているわけではありません。

平成25年9月、北杜市教育委員会学術課発行の北杜文化財マップ、これは令和3年3月時点での最新版を参考に、天然記念物に指定されている樹木を実際に見て回る機会を得ました。管理や保存の良いものと悪いものでは雲泥の差のあるものが数多くあり、驚くことがたくさんありました。

まず、指定されているにもかかわらず枯死したものもあり、例えば例を挙げますと武川町宮脇のイロハモミジ、大泉逸見神社のトチノキ、高根町八ヶ岳権現社マツ、須玉町諏訪神社のアカマツなど、ほかにも樹木がどこにあるのか確認するのが難しいものとして、増富の紅葉橋のトゲナシサイカチや所有者が天然記念物として認めていない樹木も、マップには紹介されていました。

天然記念物に指定されると、基本的には樹木の管理は所有者になります。所有者では、賄い切れないことがたくさんあり、苦慮している様子がうかがえました。

生命には、寿命があり、枯渇していくのが自然ですが、枯れかかり幹がえぐれた内部から必死に根を生やそうとしている姿には感動さえ覚えたものです。少し手を入れれば、元気になるものもありました。また、これは非常に驚いたんですが、看板がどこにあるのか分からないといったものもありました。指導や管理が必要だと痛感いたしました。

以下質問します。

- ①現地踏査はどのように行っていますか。
- ②所有者からの意見や要望はどのようなものがありますか。

③今後どのように保護していきますか。

質問につきましては、通告に従いまして質問させていただいております。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

公共施設のネットワーク環境の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、W i - F i環境が整備されている施設についてであります。

現在、市民向けW i - F iのアクセスポイントを設置している市内公共施設は、本庁舎、各総合支所、保健センターおよび各図書館の計18施設であり、昨年1月から運用を開始しております。

次に、導入の課題についてであります。

公共施設における公衆無線LANは、市民サービスの向上や、地域の活性化、災害時の情報伝達手段として有効であります。一方で課題もあるものと認識しております。

特に、運用面においては、同時に多くの接続があった場合や、データ容量の使用状況によっては、通信速度の低下が懸念されることから、運用方法を含め、施設に応じた整備を行う必要があるものと考えております。

次に、今後の推進についてであります。

今後の公共施設のネットワーク環境の整備は、「北杜市DX推進計画」に基づき、市民向けW i - F iが未整備の公共施設等について、施設の利用状況などを確認する中で、インターネットが利用可能な環境づくりの検討を進めてまいります。

次に、天然記念物（樹木）の保護について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現地踏査の方法についてであります。

国および県指定の「天然記念物」については、県が委嘱した「文化財保護指導委員」2名により、指定物件1件につき、年2回の巡視が実施されており、その結果の報告により、現状を把握しております。

また、市指定の「天然記念物」については、「北杜市文化財保護審議会」からの情報提供や、市職員が指定物件1件につき、年1回程度の巡回を実施することで、現状を把握しているところであります。

なお、本年度から策定を進めている「文化財保存活用地域計画」では、文化財の現状を把握することが求められておりますので、指定されている「天然記念物」の現地調査については、来年度から随時行う予定であります。

次に、所有者からの意見や要望についてであります。

所有者からは、樹勢の衰えについての相談や、大きな枯れ枝の処理、台風などによる被害への対応等についての要望が、年に数件程度寄せられております。

そのほか、市の財政支援を求めのご意見や、所有者による管理が困難であるため、指定の解除を求めのご意見もいただいているところでもあります。

次に、今後どのように保護していくのかについてであります。

「天然記念物」の保護・管理は、原則的には所有者が行うこととされておりますが、過疎化・高齢化に伴う所有者への負担の増加が、全国的な課題となっております。

このため、国では平成30年に「文化財保護法」を改正し、市が指定した支援団体が所有者に代わって管理することを可能にしたところであり、市でも、この制度を活用するため、本年度から「文化財保存活用地域計画」の策定作業を始めたところであります。

今後は、この「地域計画」に基づき、支援団体による管理も積極的に受け入れながら、「天然記念物」の保護・管理に努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

不登校施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不登校児童生徒数、主な要因および傾向についてであります。

国において、「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されており、昨年度末の市立小中学校における不登校児童生徒数は、小学校36人、中学校87人の計123人です。

不登校に至る要因としては、無気力や不安などの「心因的理由」や、スマートフォンやゲーム依存などの「家庭環境」、友人や教職員との「対人関係」や「学業の不振」によるものが主であります。

また、主な要因を小中学校で比較すると、中学校においては、学業の不振による不登校生徒の割合が増える傾向があります。

次に、今後の方針についてであります。

近年、増加傾向にある不登校児童生徒への対応については、市教育委員会としても、大きな課題として捉えております。

市内小中学校では、不登校の未然防止や認め合う学級集団づくりを進めることを目的に、「学校生活意識調査」を年2回実施し、学級に対する満足度を調査・分析することで、児童生徒一人ひとりが居心地の良さを感じ、安心して過ごすことのできる学校運営に取り組んでおります。

また、休みがちな児童生徒には、学級担任を中心に家庭訪問や電話連絡を定期的に行うとともに、市の「スクールソーシャルワーカー」や、県が各学校に派遣する「スクールカウンセラー」が児童生徒やその保護者と面談を行うなど、課題の解消に向けた支援を行っております。

そのほか、「北杜市教育支援センター「エール」」では、小学5年生から中学3年生までの児童生徒に対して、学校復帰と社会的自立を目指した支援を行い、利用者の在籍校とも連携しながら、学習の不安解消と人間関係作りをねらいとした取り組みを行っているところであります。

今後は、不登校児童生徒の実態に応じた適切な対応・支援ができるよう、関係機関との連携を含めたサポート体制の充実を図るための協議の場を設けるなど、児童生徒にとっての「心の居場所」づくりや、社会的自立に向けた適切な支援を図ってまいります。

次に、NPO法人への財政的な支援についてであります。

不登校児童生徒への対応の在り方については、国をはじめ、市としても重要な課題と捉えて

おり、これには、児童生徒の現状の認識や、正しい理解に基づく取り組みが必要であることから、これまでも児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施しているところであります。

NPO法人への財政的な助成については、現在のところ考えておりませんが、NPO法人の基本方針や活動内容を公教育の視点に照らし、必要となる場合には、連携も考えるところであります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

男女共働（同）参画推進における、市管理職の女性の登用割合および今後の取り組みについてであります。

市の管理職における女性職員の配置については、女性活躍推進の観点から、大変重要であると考えております。

管理職の女性登用割合については、直近3カ年の4月1日時点において、令和2年が20.7%、令和3年が17.3%、令和4年が15.2%であります。

現在、女性活躍支援対策に関する取り組みとして、管理職候補者に対して「管理職員昇任意向調査」を実施しており、調査を通じ、女性職員が管理職員となることへの支障となる事柄の把握や、解消に向けた取り組みを行っております。

今後の取り組みについては、女性職員の管理職昇任に向けたスキルアップを図るため、セミナーへの参加を積極的に促すとともに、先輩管理職職員から、これまでの実体験に基づいた体験談を聞く機会を設ける取り組みなどを実施してまいります。

次に、フェーズフリー（備えない防災）の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、備品と備蓄品の管理方法についてであります。

市では、本年度から備蓄倉庫の設置を行い、災害発生時などにおいて、避難所を開設・運営するための資機材や、避難者等に提供するための水および食料の備蓄を進めております。

災害用の備品や備蓄品については、計画的に備蓄を進めるとともに、数量や消費期限など品質等に配慮しながら、適切に管理しております。

次に、消費期限切れの備蓄品の活用方法についてであります。

水や食料の備蓄については、備品台帳で管理を行っており、消費期限が経過する前に順次新しいものに入れ替えを行っております。

未使用のまま消費期限を迎えることとなる水や食料については、廃棄する前に学校の防災教育や地域の防災訓練などにおいて活用していただいております、今後も、できる限り有効活用することで食品ロスとならないよう取り組んでまいります。

次に、公共施設等へ取り入れる考えについてであります。

「日常時と非常時の区切りをなくす」という「フェーズフリー」という考え方は、災害対策において、有意義であると考えております。

食品については、「フェーズフリー」の具体的な方法として「ローリングストック」が該当するものと考えられますので、各家庭において、水や食料を有効に活用しながら取り組めるよう、今後、ハザードマップに記載するなど市民に周知してまいりたいと考えております。

食料品以外の災害用備蓄品についても、文房具や生活用品から大型の備品まで、様々な「フェーズフリー」と言われる商品が開発されていることから、それらの商品の情報を収集するとともに、市民の災害対策に有用なものであれば、市の施設等への導入も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

男女共働（同）参画推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、審議会等での割合および今後の取り組みについてであります。

本市における、「地方自治法」第202条の3に基づく審議会は、先月時点で23あり、委員総数は494人です。このうち女性委員数は、138人で、登用割合は27.9%となっております。

審議会においては、性別や年齢に捉われることなく、多様な立場と幅広い知見から活発なご意見をいただくことが重要でありますので、委員の選任に当たっては、今後も積極的に女性の参画を推進してまいりたいと考えております。

次に、地域で選任される役職での割合についてであります。

市内の行政区における区長・班長は、先月時点で288人、公民館分館長は152人であり、これらの役職の総数は440人です。このうち女性は16人で、女性の割合は3.6%であり、女性の参画が進んでいない状況にあります。

次に、今後の取り組みについてであります。

市では、平成28年度からの10年間を計画期間としている「第2次北杜市男女共同参画推進プラン」において、総合目標として「きらり北杜 男女（ひとびと）が織りなす豊かな社会」を掲げ、男女が相互に理解し、連携し、協力する地域づくりを目指しております。

この計画を推進するため、「男女共同参画推進委員」による会議を毎月開催し、現代社会における男女共同参画における諸課題について、「家庭」、「地域」、「職場」の3つの部会を設け、協議を重ねているところであります。

今後の予定ではありますが、各部会で検討した結果を、市民の皆さまに参加していただく「フォーラム」で発表するとともに、「情報誌」を全戸配布するなど、市民への啓発活動や男女共同参画の推進に継続的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は16時といたします。

休憩 午後 3時43分

---

再開 午後 3時58分

○議長（福井俊克君）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

5項目にわたり、再質問させていただきます。

まず、不登校の支援についてです。

先ほどのご答弁の中に、不登校児童生徒の実態に応じた適切な対応や支援ができるよう、サポート体制の充実を図るための協議の場を設けるというようなご答弁でしたが、具体的にどのような協議をなさるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

保坂多枝子議員の、みらい創生、代表質問の再質問にお答えをいたします。

不登校児童生徒の実態に応じた適切な対応、支援ができるよう、サポート体制の充実を図るための協議の場であります。

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校ごとの組織的な対応が必要でありまして、このことを踏まえ、来年度、各学校に対しまして、学校ごとに、仮称であります、不登校支援委員会を設置するとともに学校の校務分掌の中に不登校支援担当を加えるよう、市の校長会を通じて依頼したところであります。

また、市教育委員会としての支援検討組織として、学校関係者や市教育委員会の教育指導監、指導主事、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどによる、これも仮称であります、不登校支援協議会を来年度設置しまして、不登校の現状や今後の支援策等について、協議や検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

今の質問の中で、どのくらいのスパンというか、期間を考えていらっしゃるのかということと、再々質問になりますので、続けてお願いしたいと思います。

先ほどの齊藤議員の再質問にもありましたけれど、市内にあるNPO法人で経営する子どもの居場所の「ひなたぼっこ」は、4月9日に長坂町に開所して、新しい体制でスタートします。家屋の補修費だとか、家賃だとか、人件費など多数の費用が必要になってきます。先ほどのご答弁の中にも活動の状況を見て、他団体との、助成なりしながら、検討していくというようなご答弁がありました。

財政的なことももちろんお願いしたいところですが、今まで以上に、この連携を取っていた

だいて、活動の支援を図っていただきたいと思います。

その学校ごとの支援体制というのも大事にさせていただきたいし、それからこの民間でやっているところというのも、居場所ということたくさんあったほうがいいと思うし、今まで努力して、14年間頑張ってきたNPO法人の民間の活動もぜひ、連携を取りながら支援をしていただきたいと思います。

その2点について、教育部長にもお願いしたいし、市長にもご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

保坂多枝子議員の、みらい創生、代表質問の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、再質問の中でお答えをしました各学校での検討組織、また市教育委員会での検討組織についてであります。特に年何回ということは考えていなくて、年間を通じて、必要に応じて適宜、細かく会議を開催しながら検討を進めていくということで考えているところであります。

次の、NPO法人の「ひなたぼっこ」との連携についてであります。

市教育委員会もそうですし、こうした子どもの居場所づくりの活動をされている方も同じだと思っておりますが、一人ひとりに寄り添い、伸び伸びと成長する子どもを支えていくという基本的な考えは、市教育委員会も、民間の活動組織もやはり同じであると思っております。

NPO法人の「ひなたぼっこ」とは、これまでも不登校児童生徒への課題等について意見交換をこれまでも行ってきたところであります。

今後もこうした意見交換の場を通じて、お互いの考えなど共通理解を深め、連携できる部分については連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

今の件で、市長はご答弁いただけますか。これは再々質問になるのでしょうか。再々質問のうちでよろしいですか。では、お願いいたします。

○議長（福井俊克君）

再々質問の答弁ですか。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

私、ちょっと、はじめに教育部長と市長をお願いしたいと申し上げたんですが、それが再々質問として認められるかどうかということで、今、手を挙げました。はじめには、それをお願いしましたが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁いただきました。

それでは、次の質問をお願いします。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、2番目の男女共働（同）参画について、質問させていただきます。

地域で選任されている女性のうち、区長・班長、それから公民館分館長のそれぞれ、先ほどお示しいただいたんですが、それぞれの内訳は何人でしょうか。

また、女性の割合というのは、過去との比較で、傾向はどんなふうになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（福井俊克君）

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

区長・班長・公民館分館長のそれぞれの役職の内訳と増加しているかどうかのご質問だったかと思えます。

区長が4人、班長が8人、公民館分館長が4人でございます。

女性の割合でございますが、5年前の平成30年度の2.9%から本年度は3.6%となりまして、0.7ポイント、わずかではございますが、上昇しているということでございます。従来からの慣習によりまして、男性が選任される傾向というのがどうしても強く、女性の参画が進みにくいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

それでは、再々質問をお願いいたします。

先ほどの男女共働（同）参画の推進委員の事をご答弁いただきましたが、推進委員は各町ごとに選任されて、月1回、会議をなさっている。そして情報誌「杜のほほえみ」の発行をしたり、フォーラムの開催などご苦労いただいていることは十分承知をしておりますけれど、なかなか地域で女性の姿が見えないとか、成果があまり見えないように思います。

せっかく苦労していただいても、ちょっとさみしい気がしますけれど、今後、その男女共働（同）参画の推進委員会の在り方ですね、進めていくのに、どんなふうを考えていらっしゃるのか、伺います。

○議長（福井俊克君）

答弁をお願いします。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えいたします。

今後、男女共働（同）参画を進めていく上で、男女共同参画推進委員の在り方をどのように考えているかのご質問であったかと思えます。

男女共同参画推進委員会におきましては、任期ごと、2年が任期となっておりますが、任期ごとにテーマを決めて活動を行っていただいております。

活動成果を市民の皆さまに知っていただくということは、非常に重要なことでございまして、その2年の間に取り組んだテーマにつきまして、情報誌にまとめるとともに、全戸配布して啓発活動にも取り組んでいるということでございます。

推進委員につきましては、当然、継続をされる方もいらっしゃいますが、原則2年、任期後は新たな役員の選出となっております。

今後、裾野を広げていく、そういう意味では継続的な取り組みが非常に重要となっております。任期後の経験を積まれた方々のご協力が、今後、重要になってくると考えておりますので、運営や組織の在り方につきましても、そういったものをすべて含めた中で研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、3項目めに入ります。フェーズフリーの推進についてですが、フェーズフリーの情報を収集して、これを推進していただきたいんですが、施設への導入を検討する中で、現在、計画中のこどもランドとか、こどもパークにも取り入れる考えはいかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の再質問にお答えをいたします。

フェーズフリー商品の施設への導入を検討する中で、こどもランド、こどもパークにも取り入れる考えについてということでございます。

現在、こどもランドおよびこどもパークにつきましては、市の防災施策の中で、避難場所等としては明確に位置付けてはおりませんが、隣接する北杜市保健センターを福祉避難所に行っていることも踏まえ、今後、こどもランド等の防災上の役割につきまして、関係部局において協議を行ってまいります。

協議と併せて、フェーズフリーのような備品等について、情報収集および情報共有を行いつつ、導入についての調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、再々質問をさせていただきます。

今の点では、先ほどもご紹介したように、ベンチがかまどになるとか、本当に屋外の施設でも使えるようなものもありますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それから、今から老朽化などで買い替えることもあると思います。それから更新したいという場合に、積極的にこのフェーズフリーの考え方を取り入れるお考えはあるでしょうか。

例えばロビーなどで使っているイスが、そのままベッドになるというものもございまして、そんな見解をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の再々質問にお答えをいたします。

施設の備品等の老朽化に伴う買い替えや更新の際に、積極的に取り入れる考えについてということでございます。

市が避難場所など防災拠点として指定する施設におきましても、備品等の老朽化による買い替えや更新は随時発生しております。防災関連用品につきましては、民間企業によって盛んに研究・開発が行われ、多種多様な商品が販売されていることから、指定避難所における備品の買い替えの際には、施設所管課に対し、フェーズフリーといわれる防災関連用品について、情報提供等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。では4項目めになりますが、公共施設のネットワーク環境の整備について伺います。

例えば、大泉総合支所の2階の大会場だとか、須玉のふれあい館の2階など、全体というか、その施設には入っているとは思いますが、すでに整備されている各施設内においても、利用できる所とできない、それが届かない所もありまして、非常に不便だという声も聞いています。

それから高根の農村環境改善センターのような、公民館の役割をしているような所も、非常に講演会とか学習会など市民の利用がたくさんあります。ニーズの高い、こうした施設への整備の考えを伺います。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

Wi-Fiの環境整備ということの中で、高根の農村環境改善センター等というような、電波の届かないところもあるという状況のご質問であります。

高根の農村環境改善センターにつきましては、Wi-Fi環境が整備されていない状況であります。

設置しております施設につきましては、先ほど答弁でもさせていただきましたけれども、18施設ということで設置をしている状況であります。これらの施設につきましては、1階部分を対象としている状況がありまして、特に会議室の2階になりますと届かないということがあります。また、1階以外につきましては、安定的な接続環境についての確認はしておりません。

しかしながら、今後、市民の皆さまの間でもWeb会議の需要が高まることも想定されますので、利用者のニーズを把握しながら、今後の整備につきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ぜひ、ニーズを調査した上で整備をお願いしたいと思います。たくさんの方が寄せられていますので、推進をお願いしたいというところで、5項目めの天然記念物の保護について、伺います。

まず、この文化財の指定とか、抹消の判断はどこでどのようにされているのでしょうか。申請をしたいということもあるんですけど、そこらへんを、はっきりしないので教えていただきたいと思います。

それから所有者の方から、樹木の治療、この木がかなり傷んでいるから、治療というか治したい、手入れをしたいということがありまして、そのときに必要に応じて樹木医に相談をしているんですが、専門の維持管理をするような組織がありますでしょうか。今、個人対応でしていますが、その組織がありましたら教えてください。

それから所有者が高齢化して、だんだん代替わりをしてきています。その中で、市と所有者の連絡があまり密ではないということで、どういうふうにしていいのかわからないという声を聞きます。その連絡はどのようにしているのか、3点、お伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

保坂多枝子議員の、みらい創生、代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、最初の文化財の指定や抹消の判断についてであります。

市の指定文化財の指定および指定の解除につきましては、あらかじめ北杜市文化財保護審議会に諮問をし、その建議、答申を受けてから市教育委員会において判断をしております。

担当の直接の窓口については、学術課が行っているところであります。

次の、樹木の治療などに樹木医の相談をとということで、専門の維持管理の組織はというご質問であります。専門の維持管理組織については、設置はしておりません。実際のところ研究所や各企業に在籍している樹木医に個別に依頼していただき、診断をしていただいているところであります。

なお、樹木の診断が必要となった場合であります。市の担当職員がこうした研究所や企業に在籍している樹木医と連絡を取りながら、担当職員立ち合いの下、所有者と一緒に診断をしております。

3点目の市と所有者の連絡についてであります。現在も指定の文化財の件数が多いこともあり、現状とすれば、所有者からの連絡を待っているというのが現状であります。連絡をしていただける方と、なかなか連絡がないという方の差が大きいということが現状の課題として捉えているところであります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

今の所有者の連絡を待っている場合と、受け手とそれから発信者のところがうまくいっていないというお話なんですが、やはり高齢化している方がすごく多くて、そのことすら大変だとか、よく認識ができないような方もいらっしゃる場所もあるんですね。そういった場合も含めて、市から積極的に管理状況についての問い合わせをするような機会を設けてはと考えるのですが、その点について、1点。

それからもう1点は、所有者にとって、先ほど経済的負担については考えているというご答弁があったと思うんですが、非常に経済的な負担が大きいんですね。樹木医にかかったり、土の入れ替えをしたり、木の枝の手入れをしたりということに対して、すごく経済的な負担が大きいんですが、軽減負担のお考え、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

保坂多枝子議員の、みらい創生、代表質問の再々質問にお答えをいたします。

所有者への連絡を市からというご質問であります。

確かに現状は、市とすれば所有者の方から連絡を待っているというのが現状でありますけども、やはり災害や盗難に際しまして、指定文化財の滅失や毀損なども考えられることから、やはり所有者への定期的な連絡というものは必要であると考えております。

現在、策定を進めております文化財保存活用地域計画の策定作業におきましても、指定文化財の所有者との連絡というものは必要であるため、これを機にしっかりと連絡体制は整えてまいりたいと考えております。

次の、所有者の負担軽減についてであります。

文化財の保存等の事業に対しましては、文化財保存事業費の補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付しているところでありますが、この中では、所有者、補助事業者の財政規模、財政状況等から算出した指数に応じて、補助率の加算ができることとなっております。しっかりと補助事業者等の状況等も確認をしながら、適切に必要な加算については、取ってまいりたいと考えておりますので、そんな体制で取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

以上で、保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

大芝正和君の関連質問を許します。

○6番議員（大芝正和君）

不登校施策について、関連質問をさせていただきます。

2月に4カ所で開催をされました市長と語る会においても、中学校の統合問題や不登校児童の生徒数、不登校への取り組みなどが市民から質問をされました。また、学校評議委員会や小中学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールですけども、などでも課題として取り上げられています。これは教育に、地域や保護者の関心が高いということがうかがえると思います。こういう質問が出るというのは、たぶん地域にお住いの近くに小学生、中学生、それなりに不登校がいるという実感があるのかなと思います。

先日、私は学校評議員として中学校の卒業式に出席をしました。卒業生の名前が呼ばれるわけですが、名前を呼ばれるけども出席していない生徒が数名いました。全員が不登校とは思いませんが、その数の多さに毎年考えさせられます。

不登校の要因としては、先ほど教育長の答弁にもありましたけども、無気力とか対人関係、家庭の事情など様々な要因があり、児童生徒それぞれに対応することが必要であると思いますが、その対策を学校現場に求めるには、もう限界にきているのかなと思います。

特に家庭の事情となりますと、かなりハードルは高いです。そのような状況から、こども家庭庁や文部科学省は、地域の状況に合った不登校対策に重点を置くことになったと思います。

北杜市では、先ほど答弁にもありましたように教育支援センター「エール」を開設し、不登校児童生徒の受け入れを行っていて、利用者は増加をしています。「エール」は、その対象は小学校5年生以上であり、答弁にありました小学校での不登校が36名、中学生が87名ですか、これ私も前、教育委員会にいたときには、小学校はほとんど、あっても数名、中学校で20人から30人と、わずか数年の間にこんなに増えたのかなということで、この「エール」では、こういう現状では、施設面や運営面において対応がもう限界にきていると私は思います。

そこで、当面はNPO法人への支援などが必要でありますけども、その中で中長期的には、先ほどから話題になっています、その支援策として不登校特例校の設置は大きな課題となっています。

昨年末、議員有志によりまして、私も参加をしまして、不登校特例校である八王子市立の高尾山学園を視察しました。そのときの、この特例校に通っている児童生徒の姿を見たとき、この子たちが本当に不登校になったのかなと実感をしました。やはり今、社会が非常に複雑になっていますので、児童生徒それぞれに合った居場所づくりというのは、非常に重要だなと実感をしたところです。

不登校特例校には、ご案内のように、体育館や校庭が必須であることから、新たに建設するか、学校統合等により利用されない学校を利用するしか北杜市の現状ではないと思います。ただ、新たな建設には広大な敷地の確保や財政面から、かなり難しい状況にあると思います。

そこで「エール」を併用した不登校特例校を、大規模改修が計画されている小淵沢小学校を活用してはと思います。予算特別委員会の説明では、5年計画で想定事業費約15億円、仮設校舎建設、校舎改修、グラウンド整備などが盛り込まれていますけども、そこで提案したいのは、小淵沢小学校を小淵沢中学校に併設し、小学校校舎を建設してはどうか。仮設校舎にかかる費用、これは経験上でいくと約2億円の削減ができるとともに、体育館やプールなどは小学生と中学生が共用できるため整備の必要もなく、また体育館やプールなどの利用率も向上し、財政的にも有効です。そして現在の小淵沢小学校を「エール」を併設した不登校特例校として開設し、教職員による学習や体験、行事などを行い、不登校児童生徒の支援ができるとは思います。いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

大芝正和議員の、みらい創生、代表質問の関連質問にお答えをいたします。

まず、不登校特例校であります。この形態としては、議員からもご紹介いただいたように

単独校舎によるものと、既存の学校内に分教室とするものの2つの形態があると考えておりますが、分教室の場合ですと、既存の学校との学校運営面での調整に課題もあると考えておりますので、市教育委員会としては、本市の不登校特例校については、単独校舎での不登校特例校が望ましいものと現時点では考えております。

ご提案をいただきました小淵沢小学校と小淵沢中学校の併設についてであります。現在の小淵沢中学校には、小学校を併設できるだけの教室等の設備はない状況であります。また、増築するスペースの確保についても難しいということなど、課題も多いことから、併設については、現在のところは非常に難しいものがあると考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

小淵沢中学校には増築するスペースがないという答弁ですけれども、そこで、またまた提案で申し訳ないんですけれども、長坂町の旧秋田小学校は現在、市役所の文書保管庫として利用されています。今、計画されています本庁舎の在り方として、本庁舎がどこに整備されるのか分かりませんが、そういった場合は、文書保管庫は、当然のことながら現在の秋田小学校から移転をして本庁内に整備されるのではないかと思いますけれども、グラウンドや体育館等も秋田小学校にはありますので、この旧秋田小学校を不登校特例校として活用できると思いますが、いかがでしょうか。

秋田小学校はご案内のように非常に利便性が良いところですので、ということと、あと1点は、不登校特例校、仮に整備するとしても、今からいろんな整備をするにしても、結局2年後、3年後にならないと、県の教育委員会との調整もあって、相当な時間がかかると思います。

私も、実は甲陵中学校の中高一貫校を担当して、県の教育委員会との交渉ですとか、校舎の建築なんかもやりましたけれども、それだけでもやはり、最低でも2年、3年かかりますので、もし不登校特例校をつくるんだという方針が決まれば、早めにそういった場所を確保していくということは必要ではないかと思いますので、この旧秋田小学校、不登校特例校としては場所的にはいいのかなと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

大芝正和議員の、みらい創生、代表質問の関連質問、再質問にお答えをいたします。

旧秋田小学校につきましては、市民バスの停留所からも近く、また病院等の施設も近いことから交通の利便性についても非常に高い地域であるということは、考えております。

現時点で、不登校特例校の位置など、具体的な検討にはまだ入っていないところでありますが、不登校特例校の設置に当たりましては、活用されていない公共施設の活用というのは、やはり選択肢の1つであると考えております。旧秋田小学校も含めた市内の公共施設等を様々な観点から検討しまして、今後、設置場所、設置の方法、形態等について、また総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

ここで、本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

次に、会派しんせいの会派代表質問を許します。

会派しんせい、9番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

新聞記事に過日、地方議会に関する記事が載りました。ある議会を傍聴し、「議会とは」と疑問を感じた方がおりました。疑問は重く受け止めると同時に、遵守すべきことは遵守することが肝要であり、心眼を鍛えて広く傾聴し言うに臆せず、そのような思いで努力をしていきたいと思えます。

3月11日を過ぎ、東北の新たな春へ思いをいたし、また年度の替わる時期、執行の皆さまに感謝しながら、以下、令和5年第1回北杜市議会定例会、代表質問を6項目いたします。

なお、教育行政につきましては、今回、教員に限定しての質問となりますので、よろしくお願ひします。

まず、1項目めであります。教育行政 教育の多忙化要因 その取組み改善策について、お伺ひします。

教育は身近なものであり、誰もが一家言持てるテーマでもあります。そして極めて重要なテーマでもあります。現在、教育現場での教員の多忙化が顕在化し、定数や業務の改善が急務となっております。本市としての現状、取組み方、改善策についてご質問します。

1. 近年（3年間）の休職者数とその傾向はいかがでしょうか。主な理由をお伺ひします。

2. 労働基準法では、一日の勤務が6時間超の場合、最低45分の休憩時間を与えることを定めています。休憩時間確保の現状はいかがでしょうか。

3. 山梨県教育委員会によれば、公立小中学校などで、時間外勤務が、「過労死ライン」とされる月80時間を超えた教員の割合は、25.7%（令和3年度）とのこと。本市の割合は。また、その見解をお伺ひします。

4. 業務量増加が大きな課題であります。どのような理由が考えられるか、お伺ひをします。

5. 令和3年6月定例会、神田議員の、教員の働き方改革、教員の多忙化の質問の中で、「産業医の面談など、心身の健康サポートに努めている」とのことですが、課題解消のための取組み、改善策について。またその対策の総合的な評価について、お尋ねします。

次に2項目めでございます。教育行政 小中学校の不登校対応 特例校について、お伺ひします。

今、大芝議員からかなり、聞いておまして、なるほどと思考することのできるお話がありました。児童生徒が不登校になる背景には、様々な要因があると言われております。そうした中で、学校に安心できる環境、居場所づくりはできないか。その視点でご質問します。

1. 市長と語る会での「不登校」に関する主な意見は。また、その市の見解をお尋ねします。

2. 通学しやすい教室づくりや、居場所としての別室づくり、専任教員配置など、登校できる環境づくりは、いかがでしょうか。また、その工夫はいかがでしょうか。

3. 今後の傾向を考えますと、特例校設置も視野に入っています。先ほどもお話がありました。令和4年3月定例会、大芝議員の質問に対し、導入検討とのことでしたが、その後の進捗状況をお伺いします。

4. 甲州市では、児童生徒支援ブック作成とのことでもあります。支援につながり一考になるかと思いますが、その見解をお伺いします。

次に3項目めです。教育行政 今後の目指す中学校施設づくりについて、お尋ねします。

中学校の再編整備については今、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」にて、まさしく審議中でございます。再編整備完了までには、一般的に5年程度かかるとのことですが、魅力ある施設づくりという視点、地域の理解という視点も重要と認識します。そこで以下ご質問します。

1. 本市の目指す「魅力ある施設づくり」とは何でしょうか。

2. 地域住民との意見交換など、議論を積み重ねていくことも重要と考えます。市長と語る会の主な意見の受け止め方は。また、今後の具体的な進め方をお尋ねします。

次に4項目めです。市役所本庁舎の「在り方」について、お尋ねします。

第3次北杜市総合計画、新・行政改革大綱の中に、組織体制の適正化があり、その中に本庁舎の建設が載ります。市役所については令和5年度に、「本庁舎のあり方に関する検討会(仮称)」設置、市民とともに方向性を、とのことでもあります。庁舎の代表棟では、約40年が経過。老朽化や耐震性能、ユニバーサルデザイン、執務スペースの縮小、会議室の不足、防災拠点としての機能不足など、様々な課題を抱えているとのこと。そこで以下ご質問します。

1. 市長と語る会での主な意見は。また、その見解をお伺いします。

2. これからの最重要課題とも言える「本庁舎の在り方」。現在の庁舎は、様々な課題があるとのことですが、その見解をお伺いします。また、その課題に対する職員の声はいかがでしょうか。

3. 検討会の具体的な設置時期、今後の予想されるスケジュールをお伺いします。

次に、主権者育成と投票率向上についてお伺いします。

昨今、国政選挙や地方選挙における投票率の低迷が言われております。政治に関心を持つことは、その地域の未来を考える上でも重要であります。これからの時代を担う若者には、主権者意識を持ち、「投票」行動につなげてほしいと思います。そこで以下ご質問します。

1. 高校生への模擬議会の試み、その具体的な内容をお聞きします。

2. 投票率アップの方策、工夫はいかがでしょうか。

3. 10代など若い主権者教育の考えについて、お伺いします。また、小中高への出前授業はいかがでしょうか。

4. 市内高校へ期日前投票所設置の考え方も併せてお聞きします。

最後に6項目めです。インフラ 市道の整備・損傷情報提供システムについてお伺いします。

令和4年3月議会で、市道損傷情報提供システムについて質問しました。現在使用しているGISシステムが活用できるか検討とのことでした。令和5年度、道路状況AI診断システム導入とのこと。また広い本市、既存の市道整備も維持管理面から重要と考えます。そこで以下

ご質問します。

1. AI診断システム、具体的にどのようなシステムなのでしょうか。
2. 以前の質問は、発見者が道路などの損傷箇所を、スマートフォンなどで通報するという、甲斐市で導入されたシステムと同様なものと考えておりますが、両方のシステム導入は難しいのでしょうか。
3. 今後の市道整備、凍結防止対策・支障木伐採などの、道路環境整備についてお伺いします。

以上6項目、よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

市役所本庁舎の「在り方」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市長と語る会での、主な意見および見解についてであります。

「市長と語る会」においては、早期の建設を望むご意見があった一方、建て替えは不要である旨のご意見も寄せられたところであります。

本庁舎については、必ずしも「移転」を前提としたものではなく、現在の場所での建て替えや、増築なども選択肢に入れた中で、総合的に判断する必要があるものと考えております。

次に、現在の庁舎の課題および職員の声についてであります。

現在の庁舎は、暫定庁舎であり、利便性も悪く、新庁舎建設は合併以来の懸案事項であることから、早期に解決しなければならない課題であると考えております。

職員からは「廊下やロビーが狭い」、「個別の相談を受けるスペースが不足している」、「複数の建物に課が点在しており、来庁された方が一度に要件を済ますことができない」、「駐車スペースが足りない」、「会議室が少ない」などといった意見があります。

次に、「検討会の設置時期、今後のスケジュールについて」であります。

現在、来年度中の策定を目途に進めております、「北杜市公共施設個別施設計画」の策定作業において、各施設の劣化状況や利用状況など、本庁と総合支所の在り方を検討する上で必要となる、基礎資料の作成を行っております。

令和6年度以降、本庁舎の在り方に関する検討会を、様々な分野で開催することを想定しております。

次に、主権者育成と投票率向上について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高校生への模擬議会の試みおよび内容についてであります。

「高校生議会事業」については、開かれた行政運営の推進に向け、次世代を担う若者の柔軟な発想やアイデアを聞き、市が目指す「2030年子どもが賑わう夢叶うまち」の実現に向けて参考にさせていただくことや、成人年齢が18歳に引き下げられたことから、これから選挙権を持つ若者に、市政や議会を身近に感じてもらうことを目的としております。

市内3つの高校から選出された代表生徒18人程度を高校生議員とし、まずは議会制度や市政の取り組み状況等をご理解いただいたあと、本事業の説明を行い「いま若者が北杜市に思うこと」などを実際に議場で質問していただき、それに対し答弁を行うことを想定しております。

次に、主権者教育の考えおよび出前授業についてであります。

10代における投票率は、他の年代に比べ低い状況にありますが、若年層が政治や社会に関心を持ち、選挙に主体的に参加する意識の醸成は大変重要であります。

そのため、市では、「山梨県選挙管理委員会」とともに、市内小中学校において「明るい選挙出前授業」を開催し、将来有権者となる児童や生徒に対し、選挙の仕組みを伝える授業や、模擬投票を通じて、選挙の意義や重要性についての認識を深める機会を創出しております。

今後も、児童や生徒に対して、出前授業を実施するとともに、選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、政治が身近なものになった高校生に対しても「出前授業」等の開催を検討し、若年層の主権者意識の向上を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

教育行政 教員の多忙化要因 その取組み改善策はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、近年の休職者数と傾向、および主な理由についてであります。

「教職員人事関係実務の手引き」によると、「休職」とは「職を保有したまま職務に従事させないこと」とされており、「心身の故障のため、長期の療養を要する場合」と「刑事事件に関し起訴された場合」に区分されております。

本市における休職者については、「心身の故障」が、令和2年度0人、令和3年度1人、令和4年度0人であります。

なお、「刑事事件」についての該当者は、ありません。

次に、休憩時間確保の現状についてであります。

教職員の勤務時間は7時間45分で、そのうち休憩時間は45分間であります。

各学校長は「勤務時間の割り振り」を行い、45分間の休憩時間を設定しております。

しかし、児童生徒が登校している時間帯は、給食指導、宿題の確認、授業の準備などがあることから、教職員が一斉に休憩を取ることは難しく、各自の状況を見ながら適宜に休憩を取るようしております。

次に、時間外勤務が月80時間を超えた教員の割合についてであります。

本年度、市内小中学校において、80時間を超える時間外勤務に従事した教職員の割合は、月ごとに増減はありますが、多い月で16%、少ない月では1%であります。

月によって変動が大きい要因としては、4月から6月は学年の始めで、新しく作成するものが多く、業務量も多くなりやすい一方、7月以降は、ある程度の時間が取れ、ゆとりが生まれるため、割合が少なくなるものと考えられます。

また、中学校では、部活動の大会の時期には全体的に勤務時間が長くなるものと考えられます。

次に、業務量増加の理由についてであります。

業務量が増加する主な理由としては、教材研究、行事の準備、タブレットの持ち帰りの準備、児童生徒指導、部活動、保護者対応などが挙げられております。

また、教員は、放課後に教材研究等を行うことが多く、これも時間外勤務が増加する要因となっております。

次に、課題解消のための取り組み、改善策および対策の評価についてであります。

学校における働き方改革として、業務の役割分担の見直しと適正化、行事・会議等の見直し、外部人材の確保・活用、放課後等に会議を設定せず、児童・生徒と向き合う時間を確保し、多忙化を改善するための「きずなの日」の着実な推進などに取り組んでおります。

また、市教育委員会においても、「多忙化対策連絡会議」を開催し、各学校での多忙化解消に向けての取り組みや、時間外勤務が少ない学校の事例を紹介し、意見交換等を行っているほか、月の時間外勤務が80時間を超える場合には、産業医との面談を実施し、学校長にその結果を報告するなど、業務の改善につながるよう取り組みを進めております。

これら取り組みの結果、月の時間外勤務が80時間を超える者が減少しているなど、総合的に考慮すると、おおむね課題解消のための取り組みは進んでいると評価しております。

次に、教育行政 小中学校の不登校対応 特例校について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市長と語る会での不登校に関する主な意見および見解についてであります。

不登校に関し、市民の皆さまからは、「市内の不登校の現状とその対応について」や「不登校の子どもたちが通っているNPO法人等の施設数と財政支援について」、「現在の不登校の児童生徒数」、「不登校を現場の先生だけに任せるのではなく、市としてしっかりと向き合ってほしい」、「どうしたら多様な子どもたちが楽しく通える学校づくりができるのか、今苦しんでいる子どもが1人でも減るように大人たちが学び、考えていくことが最優先されるべきではないか」など、多くのご意見をいただいたところであります。

市教育委員会としては、一般的に、児童生徒を取り巻く多様な要因や背景により、結果として不登校の状態になってしまっているものと考えております。

そのような状況の中で、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の人との信頼関係を構築していく過程が、社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながると考えております。

そこで、教育が果たす役割として、学校や教育関係者が一層充実した指導や、家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援などを図ることが重要であると考えております。

このことから、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、社会的自立を図るため「北杜市教育支援センター「エール」」の開設や、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」による相談支援の充実、「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン」による、指導要録上の出席扱いの試行的運用など、取り組みを進めております。

これにより、当該児童生徒の適切な居場所や、教育機会の確保につながり、社会的な自立へとつながることを願うとともに、更なる不登校児童生徒への支援の充実に努めているところであります。

次に、登校できる環境づくりおよび工夫についてであります。

市内小中学校では、教室で過ごすことに抵抗のある児童生徒が一時的に過ごす場として、空

き教室や保健室を活用しております。

専任教師については、県の「学校不適應加配非常勤講師」ならびに「不登校生徒指導加配非常勤講師」が、市内小中学校それぞれ1校に配置されております。

登校できる環境づくりとしては、不登校の未然防止や、認め合う学級集団づくりを進めることを目的に、「学校生活意識調査」を年間2回実施し、学級に対する満足度を調査・分析することで、児童生徒一人ひとりが居心地の良さを感じ、安心して過ごすことのできる学校運営に取り組んでおります。

また、休みがちな児童生徒には、学級担任を中心に家庭訪問や電話連絡を定期的に行うとともに、市教育委員会の「スクールソーシャルワーカー」や、各学校に配置された「スクールカウンセラー」が児童生徒やその保護者と面談を行うなど、課題の解消に向けた支援を行っております。

次に、特例校導入に向けた検討状況についてであります。

「不登校特例校」の導入検討に当たり、県外の先進校を視察し、導入に向けての準備や、カリキュラムの設定など、現場の教員と懇談を行ってまいりました。

今後も、県教育委員会との協議や他自治体における実施状況等の情報収集を進めてまいります。

次に、児童生徒支援ブックについてであります。

甲州市が作成した「児童生徒支援ブック」は、県教育委員会が令和3年3月に改訂した「いじめ・不登校対応必携」および文部科学省が昨年12月に改訂した「生徒指導提要」等を基に、不登校対策を「未然防止」「早期支援」「自立支援」の三段階に分け、整理することで、それぞれの状況に応じた支援策を市内共通で行えるように作成されたものと伺っております。

本市においても、「いじめ・不登校対応必携」や「生徒指導提要」を各小中学校へ周知しているところではありますが、「児童生徒支援ブック」については、本市の実態に照らし、有効なものとなり得るか、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、教育行政 今後の目指す中学校施設づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の目指す「魅力ある施設づくり」についてであります。

文部科学省では、令和2年度から令和3年度にかけて、「新しい時代の学校施設検討部会」が設置され、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、具体的かつ専門的な検討が行われたところであります。

この検討部会による報告書では、1人1台端末の環境下における、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンとして、目指すべき5つの姿と具体的な空間の在り方が示されております。

市教育委員会としては、こうした国の考え方を基に、新しい時代の多様な学びに柔軟に対応できる学校施設づくりを行うため、常に新しい情報を取り入れ、多様な学習を展開できる教室環境や、新しい生活様式を踏まえた生活空間の構築、誰もが活躍できる施設であるためのバリアフリー化、脱炭素社会に貢献する環境に配慮したZEB化など、個々の児童生徒が持つ能力や、可能性を最大限引き出すことができ、かつ地球環境に配慮した教育環境を作ることが、魅力ある施設づくりにつながると考えております。

次に、今後の進め方についてであります。

先月開催された「市長と語る会」において、中学校の統合等に関し、市民の皆さまからは、「学校という地域の核をなぜ減らすのか」や、「白州・武川・小淵沢で1つの学校にしてはどうか」、「小規模校の可能性はないのか」、「複数の学校の生徒を集めて部活動をしたら良いのではないか」、「新・行政改革大綱と答申との整合性は」、など多くのご意見をいただき、それぞれ回答させていただいたところであり、有意義な意見交換であったと考えております。

なお、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」では、中学校の再編整備の基本的な方向性として、「水平統合を基本とし、1学年の学級数は3から4学級程度が望ましい」との意見集約がされたところでもあります。

今後は、この基本的な方向性を基に、学校数やその位置などについて、検討を重ね、適宜、児童生徒や保護者、地域の方々などのご意見を伺う機会を設け、より具体的な方針の決定における参考としてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は17時20分といたします。

休憩 午後 5時01分

---

再開 午後 5時17分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

引き続き、答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

主権者育成と投票率向上について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、投票率向上に向けた方策および工夫についてであります。

国政選挙をはじめ、各種選挙における投票率の低下は全国的に進んでおり、本市においても例外ではありません。

そのため、投票率の向上を図るため、ポスターや市のSNSを活用した投票の呼び掛けを行うとともに、広報車による市内巡回での啓発などを行っております。

また、投票率の向上と、有権者が投票しやすい環境を整えるため、昨年7月に執行された「参議院議員通常選挙」から、期日前投票所の町別区域の廃止を行い、市内いずれの期日前投票所においても投票ができるよう改善を行ったところであります。

次に、市内高校への期日前投票所の設置についてであります。

現在、各種選挙において、市内8カ所の期日前投票所を設置し、町別区域を廃止する中で、有権者の利便性の向上を図っているところであります。

しかしながら、高校での期日前投票所の設置については、準備に時間を要することや、運営を含め、相当数の人員が必要となることから、他市町村の事例等も調査、研究する中で、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

インフラ 市道の整備・損傷情報提供システムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、A I 診断システムについてであります。

「A I 診断システム」は、クラウド上で一元管理を行うシステムで、車両に搭載した通信機能付きのドライブレコーダーにより、収集された画像データをA I が解析し、舗装の陥没、亀甲状のひび割れ、横断歩道や区画線のかすれ、その他段差などに分類するとともに、自動的に損傷個所を地図上に反映し、「見える化」を図るものであります。

このシステムを導入することで、目視による見落としが軽減され、損傷現場のリアルタイムでの確認や、損傷のひどい路線が確認でき、「舗装打ち替え工事」や「区画線設置工事」などの計画を立てる上で、大変有効なものと考えております。

また、路線を地図上に色分けして表示し、市道の道路状況の把握もできることから、未然に舗装の陥没を防ぐことも可能となります。

次に、システム導入についてであります。

甲斐市のシステムは、道路施設の損傷個所などを市民等が発見した際に、個人のスマートフォンにより、位置情報と画像データを専用のアプリを通じて、通報するシステムであります。

このシステムは、本年度から運用を開始しているとのことですが、スマートフォンからの通報は、月に数件程度とのことで、現状では電話での通報が多いと伺っております。

本市では、自らが道路状況を把握する、A I 診断システムを新規導入するため、その効果が期待されることから、両システムの併用については、現在考えておりません。

次に、今後の道路環境整備についてであります。

今後、ますます道路の老朽化が進む中、道路施設の維持管理がより重要となるため、「長寿命化計画」を策定し、計画的に補助金を活用するなど、修繕や補強を実施しているところであります。

一方で、全国的に大雨や強風等による局地的な災害がここ数年続いており、道路側溝の氾濫や、倒木などの被害が生じていることから、根本的な道路維持管理が大変重要であると考えております。

このため、来年度から3年計画で、大規模なクリーンアップとして、市道の主要幹線を中心に、除草や側溝清掃、支障木の伐採処理など、「主要幹線市道景観・道路機能向上工事」を施工してまいりたいと考えております。

また、凍結防止対策として、除雪については、各総合支所において毎年除雪路線など全般的に再検討し、11月に「雪氷対策会議」等を行い、12月から翌3月末日までの期間で、協力事業者による除雪の体制を整えるとともに、融雪剤の散布を必要に応じて実施しているところであります。

なお、ロードヒーティングでの対処法もありますが、改良工事や年間の電気代などコストが多額になることから対応は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず、6項目すべてお聞きする予定であります。

予算特別委員会でも多忙化改善のために、学習指導員、スクールスタッフを適切に配置しますというお話がありました。本当に多忙化、特に先生の場合、教材研究の時間が十分なのかどうか、本当に心配をします。

この1番のところの関係なんですけど、心の病で学校を休む先生が増えているという、文科省によりますと、精神疾患で休職した先生方が過去最多というデータもあります。そうした中で、先ほど休職者という聞き方をしましたけども、再度、療養休暇をしている先生方とはということでお聞きしたいと思います。それが1点ですね。

それから4番、5番に関係するんですけど、業務量の増加の要因ということで、丁寧にお答えをいただきました。

本当に様々、先生方を取り囲む環境と申しますか、多様化する中で本当に大変だと思います。例えばコミュニティ・スクールの対応、これも管理職がするとなれば、一面、改善になるんですけど、私はまた、その反面もあるのかなど。一人ひとりに端末、これも教具から文具へということで、教員の課題にもなっていくのかと。

また、限定されますけども、例えば中1ギャップというようなことで、1年生に対しては先生方も大変なのかなという思いもします。

そうした中で、いくつかの改善策を提言と申しますか、お聞きしたいと思うんですが、例えば昭和中では、市内一斉に定時退勤を推進しております。そうした市内一斉の取り組み、なかなか校数も多いし、またいろいろ条件が違うわけですけども、定時退勤の推進についてのお考え。

また、月曜日と金曜日には会議を入れないようにすることによって、4日間のゆとりが学校には持てますので、先生方に4日間のゆとりが持てますので、その月曜日と金曜日には会議を入れないような工夫はいかがかと。

あとは、その学校、これも難しいんですけども、電話の対応、5時15分ですか、その電話対応、保護者の理解をいただく中で、少しでも先生方の軽減ができないかと、そのへんの3点ほどの改善策の提言についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水敏行議員の、会派しんせい、代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、休暇を取っている職員の状況であります。

令和2年度から本年度までの3カ年の状況であります。まず令和2年度につきましては、

休暇職員については、14名であります。内訳は、病気等の治療のための療養休暇が4名、介護休暇が1名、産休・育休を取っている職員が9名の14名であります。

令和3年度につきましては、全体の休暇を取得している教職員は13名で、内訳は療養休暇が4名、病気による休職が1名であります。その他、介護休暇が2名、産休・育休が6名となっております。

本年度につきましては、現在までの状況であります。16名の休暇、教職員がおります。内訳は療養休暇が6名、産休・育休を取っているのが10名という状況であります。

次に、議員からいろいろ、様々なご提案をいただいたものに対する市の見解であります。

まず、定時退勤の推進と月曜日と金曜日に会議をしない工夫についてであります。現在のところ、市におきましても、多忙化対策会議を設置しまして、校長会、教頭会、教育会等、あと養護教諭の方、事務職員の方の代表の方と市教育委員会の間でいろいろな意見交換をしながら、様々な多忙化改善に向けた取り組みの検討をしているところであります。

その中で実践事例としましては、例えば教材を学校共通化するということや、年度をまたいでも学校教材については共通化する。また、校務等の事務処理についてマニュアル化をしながら、新たに赴任してきた先生が一から仕事をしなくてもいいようにマニュアル化をすることが、多忙化改善に向けての取り組みの実践事例として紹介をされているところであります。

議員からご提案をいただいた内容についても、取り組めるものについては、しっかり定時退勤も含め、取り組んでまいりたいと。やはり教員の意識改革、また保護者の皆さまのご理解等が必要だということでもありますので、ここらへんについてもしっかり状況等、また働きかけを行いながら取り組めるものについては、取り組んでまいりたいと考えております。

また、夕方の電話対応につきましては、いろいろ学校の中でも意見があります。例えば留守番電話を設置して、時間外、夕方・夜間については留守番電話に切り替えるということをしたという学校もある一方で、緊急の連絡等を受ける必要もあることから、なかなか留守番電話は難しいということで、学校によってもいろいろな意見が出ております。電話についても、他の自治体等で留守番電話を導入しているところもあると聞いておりますので、そういったことも検討しながら、全体として教員の多忙化改善に取り組む、何か取り組みができればなというところで、教育委員会、学校も含め、現在、検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。定数改善、業務改善など本当に教育予算の充実をお願いしたいと思います。市長の掲げる子育て支援、また本当に今日的課題だと思いますので、ぜひ軽減につなげていただきたい、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それでは2項目め、不登校に関することとなりますが、不登校を防ぐ工夫として、これは参考の事例ですけれども、タブレット端末に5つぐらいの事柄を表記させて、児童生徒がそこから選んで入力して先生に送る、そんな取り組みもあるやに聞いております。

このあと専任教師の充実ということでお聞きしたいと思います。不登校を軽減する学校の環境づくり、これは本当に重要であり、また教育長からですか、心の居場所づくりというお話もありました。

これは、ある当事者の声ですけれども、安心できる環境が得られれば、子どもは自ら意欲を持って動き始める。長年にわたって支援に取り組む方の声であります。

人と人の関係の中で、学校においては先生方との触れ合いは、一つの重要な要素だと考えます。認めてもらえるという満足感が何よりだと思います。

先ほど、仮称、不登校支援委員会、また各学校での取り組みも始まるようなお話がありました。そのためにも今後、専任教師というお話がありましたけれども、その充実をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水敏行議員の、会派しんせい、代表質問の再質問にお答えをいたします。

専任教師の配置等についてであります。不登校となった児童生徒、やはり千差万別と申しますか、一人ひとり要因が異なるということで、画一的な対処法というのはなかなか見いだせない状況にあります。こんな中で、各学校現場でもいろいろ対応に苦慮しているというような状況が現状であるかなと思っております。

専任教師の配置についても、解決方法の1つであると思っております。これについては県の加配ということですので、県に対して北杜市の学校の状況等をお伝えしながら、加配の要望については引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。不登校と一口に言っても、本当に学校に戻りたい児童生徒もいらっしゃるでしょうし、またそうでない子どもさんもいらっしゃると思います。ですから、とにかくきめ細かい、本当に子どもたちの視点に立った行政をお願いしたいと思います。

それでは3項目め、お願いしたいと思います。

この中学校の再編ということで、本市の喫緊の重要な課題だと認識をしております。私も高根町の小学校統合のときに、地域委員として進行と申しますか、関わりました。本当に大変な作業だなと思っております。一連のそうした事業は大変だと思っております。とにかく丁寧な説明を、進め方が肝要であろうと思っております。

2月17日の検討会の意見で、方向性が出たので、今後各地域を回って、メリット、デメリットを含め、説明をしていくというお話がありました。地域の方、保護者、児童生徒などに寄り添う説明会をお願いしたいと思うんですが、とにかく、やはり方向性を示す、そしてそれに併せて同時進行で丁寧な説明をしていくと。これは何においても基本だと思うんですが、そのへんのご答弁をお願いします。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水敏行議員の、会派しんせい、代表質問の再質問にお答えをいたします。

中学校の再編整備に向けての情報提供、丁寧な説明をというご質問であります。

再編整備検討委員会におきまして、基本的な方向性が先般、出されたところであります。また、今後、来年度以降、さらに踏み込んだ、個々、具体的な検討を進めるということを考えておりますが、しっかりと学校、また地域へも説明をし、情報提供は進めていきたいと思っております。

また、その時期、手法等については、しっかりと、より、どんな形が望ましいのかということも含め、検討して、情報提供、地域への説明等を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。再編整備検討委員会の中で、委員の方からPTAへの説明などの意見もあったかと思えます。とにかく寄り添ってお願いしたいと思えます。

教育行政、3項目、全て本当に市内の子どもたちのために行う教育行政であります。市長の掲げる子どものためという、それにまったく符合するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは4項目め、市役所本庁舎の「在り方」についてご質問します。

この職員の声なんですが、たぶん職員の声としては、ほかにも様々あるんだと思えます。また、例えば宿直職員の現状を考えますと、夜間、北館を含め見守りもされているのではないかと思います。そうした心労もあり、大変な業務ではないかと思えます。こうした見えにくい庁舎での課題、そういった意味からでも早期の課題は求められると思えます。

質問は、まず1点目ですけど、令和6年度検討会とのことですが、この令和5年度の庁内作業と並行して、庁内を知る特に若い職員に、われわれも過重になってはいけないわけですが、全体のスペースの確保とか、全体像など自分たちでつくる庁舎ということで希望者を募っていただいて、提言をしてもらおうということはいかがでしょうか。

それから2点目ですけども、令和6年度検討会と聞いております。私は、少しスピード感がないように感じるんですね。ですから、何とか前倒しでスピード感をもってやっていただきたいと思えますが、その2点、お伺いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

清水敏行議員の、会派しんせいの再質問にお答えをさせていただきます。

2点、質問をいただいております。

1点目の、若い職員の声聞く機会をとということでございます。

庁舎建設にあたりまして、在り方の検討も含めてでございますが、職員の声は大変重要だと思っております。若い職員ということでございますが、年代にはとらわれずに幅広く声を聞く機会は設けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目の令和6年度に検討会をとということで、スピード感をもってということでございます。

庁舎建設、場所を決めるということも含めまして、大変重要な課題であると認識をしております。答弁繰り返しになりますけども、現在、本庁舎の在り方を検討する基礎資料を作成しております。併せて個別計画も現在、進めているところでございますので、しっかりと資料を収集する、他自治体の建設にあたりましての資料、そういったものもございまして、スピード感をということでございますが、しっかり準備をする中で検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは5項目め、ご質問します。

この投票率のアップということは、全国的な課題であります。そんな中で、車自体を投票所とする移動式期日前投票所を設ける自治体もあります。この投票率アップや主権者教育のために高校生への取り組みが今回されます。これは高く評価したいと思います。この模擬議会を一步進めて、次代を担う小中学校の児童生徒へもと思いますが、いかがでしょうか。まず1点です。小学校の児童も卒業しますと、6年後から公職選挙の投票権を得ることになるかと思いません。それが1点ですね。

それから高齢者、また免許を返納された方、ほか、とにかく市内に一定数、投票に行きたいんだけども行けないという環境下にある方がいるかと思えます。タクシーで行けばそれでいいのかもしれませんが、そうした足の確保が抜け落ちているような感じがします。市民の選挙権を守ること、移動式投票所、先ほど触れましたけれども、何か工夫、また今後、検討もしていただけないかと。なかなか難しい面も承知はしておりますが、その2点をお聞きます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

清水敏行議員の、会派しんせいの再質問にお答えをいたします。

主権者育成について、いくつかご質問をいただいております。

私からは、まず投票率向上の方策としての移動投票所の設置、それから高齢者の方の移動手段がない有権者に対する移動支援、足の確保についてであります。

はじめに、移動投票所の設置の考えについてであります。現在、市内には当日の投票所が40カ所、そして先ほど答弁させていただきましたが、期日前投票所については、市内8カ所で各総合支所に設置しており、また、昨年の参議院選挙より、町別の区域も廃止した中で有権者の利便性を図っているところであります。

その中で、移動投票所の設置につきましては、高校での投票所設置と同様に準備に時間を要することや投票立会人や事務従事者の配置など人員の確保も必要であること、そして投票事務における電算処理のシステム構築など、相応の経費も要することから他の市町村の事例等も調査・研究する中で、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、高齢者等の移動支援、足の確保につきましては、有権者の利便性を高めることとして有効であり、投票率の向上につながるものと考えているところではありますが、繰り返しでござい

ますが、昨年から市内の期日前投票所8カ所のどこでも投票ができるよう、投票環境の改善を図ったところでありますので、現状の動向を注視する中で、今後の在り方について検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

それでは、宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

清水敏行議員の、会派しんせいの再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、1点目の模擬議会を小中学生に拡大をしたらいかがかという質問でございます。

確かに小中学生に主権者教育を育てていただくということ、そういう観点は大変重要だと考えます。

小中学生の拡大につきましては、高校生の議事を夏休みに計画をしておりますので、まずはしっかりと高校生議事を成功させまして、その効果をしっかりと検証したのちに、小中学生にも拡大ができるかどうかということを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。足の確保、本当にきめ細かに一定数いらっしゃるであろう方々に確保するという事は、本当にある意味、公正・公平ということをやっていくとなれば、行政側として難しい面もあるのかなという気もいたします。ただ、本当にそういう方もいらっしゃいますので、今後、投票率を上げる、また投票権といいますか、そうしたことの担保のために、ぜひそういう取り組みも今後は検討していただきたいと思っております。

再々質問ですが、この学校教育という視点から質問を1点させてもらいます。

この学校教育における、いわゆる主権者教育の考え方、その取り組みについてお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水敏行議員の、会派しんせい、代表質問の再々質問にお答えをいたします。

学校における主権者教育についてであります。

学校におきましては、小学6年生と中学3年生の社会科の授業で主権者教育に取り組んでいるところであります。

内容としましては、単に政治や選挙の仕組みを理解するだけではなくて、自分たちが住む市や町の方々がどのような願いを持っているのかということ調べ、その願いを市や町の現状や課題、予算を踏まえてどのように実現できるかを考えるなど、自ら課題を発見し、解決する学習に取り組んでいるところであります。

また授業とは別に、児童会活動や生徒会活動におきましては、選挙によって選ばれた児童生徒のリーダーが中心となり、学校生活を充実させる取り組みや地域社会に貢献するための取り

組みを考え、ボランティア活動などを行っております。

こうしたことで、近い将来、政治に参加することになる子どもたちがよりよい社会の実現に向けて社会参画の意識を高め、課題を主体的に解決しようとする態度が育成できるよう、今後も一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは最後の6項目め、インフラについてお聞きします。

大変、広い本市であります。まず1点目の質問であります。今後も最新のこうした情報を取っていただいて、作業効率を上げる工夫は必要だと思いますので、それがひいては職員の働き方改革にも、仕事の軽減化にもつながっていくと思いますので、今後も最新の情報をぜひ取っていただきたいということのお願いですね、これが1点です。

それから3年計画で道路整備、側溝の詰まりなど、道路環境整備をされるということですが、主な原因は、私は支障木の繁茂が考えられるのかなと思います。ですから、その伐採などの作業が必要になっていくのではと思われま。地区と連携してほしいと思うんですが、この3年計画の中では、主要な市道と、一級市道という考え方だと思いますけれども、むしろ二級市道といいますか、生活道路にもつながるような、そうした道路のほうはむしろ繁茂、その支障木の影響は大きいんじゃないかと思いますので、ぜひ主要道は主要道としてもちろん分かるんですけども、ぜひ二級市道、その他もあるんですけど、とりあえずそうした市道への取り組みを、道路環境整備をお願いしたいと思いますが、2点よろしくお願ひします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。

まずは、AIを利用しました診断システムの導入により、事務の軽減化を図るとともに限られた人数の中で維持管理をしていくわけですけれども、そういったものに役立てていきたいと考えております。

次に、主要な幹線市道ということですが、一級、二級に認定している市道であり、おおむね片側一車線の道路となります。例えば旧広域農道ということになりますけれども、今回の工事につきましては、道路の特に損傷の激しいところを中心に行いまして、除草や側溝の清掃など排水機能の向上、先ほど議員がおっしゃるように支障木の伐採の処理を行ってまいります。景観と機能の向上を図る予定であります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは、再々質問、その市道の整備ということでお願いと申しますか、この市道の道路環境整備、ぜひ各支所と連携をしていただいて、地域要望の改善をお願

いしたいと思います。そうした点を再度、お願いさせていただいて終わりにしたいと思います。  
よろしくをお願いします。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問の再々質問にお答えいたします。

支所との調整ということでございます。

路線の箇所については、支所等とも協力する中、意見を聞いた中で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で、清水敏行君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○17番議員（野中真理子君）

2項目、4項目、6項目に関連質問いたします。

不登校対応なんですけれども、不登校の子どもたちを学校に復帰させるというのと、また学校だけが生きる場所ではないよ、居場所をつくるというのは、まったく違う考え方だと思うんですが、そのへんの市としての取り組みというか、考え方を教えていただければと思います。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員の、会派しんせい、代表質問の関連質問にお答えをいたします。

市教育委員会としましては、やはり学校教育というのを基本に捉えておりますので、最終的には学校へ復帰していただき、学校の中で集団生活を学び、社会に旅立てるよう、やはり学校生活での経験というのは非常に大事だと捉えております。

最終的には学校復帰ということを目指してまいりたいと考えておりますが、その過程で、すぐに学校復帰ということではなく、やはりその子どもの状況等を的確に捉えながら、無理のないといえますか、無理強いをせず、時間がかかってもやむを得ない部分は当然あると思っております。すぐに学校復帰をとということではなく、将来的にはやはり最終的に学校復帰をしながら、やはり社会への適用、社会的自立を目指すということが市教育委員会としての基本的な考えであります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

続いて、本庁舎の在り方についてですけれども、ご答弁を聞いていると、課題がすでに、かなり把握されている。それから建てる、建てないの市民の意見も本当に分かっている。そこはもう分かっている中で、その令和5年度に本庁舎の在り方に関する検討会を設置すると言うんですけど、最終的にこの検討会に何を求めて、何の結論を出すということでやるのか、もう一

度教えていただければと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

野中真理子議員の、会派しんせいの関連質問にお答えをさせていただきます。

何を求めて検討会をするのかということでございますが、確かに今、議員ご指摘のように課題もたくさんございますし、建てる、建てない議論も、様々な意見があることは承知しております。

何を決めていくかということでございますが、当然、庁舎を建設する場合については、新築する場合にあれば当然、場所を決めての建設となりますし、この場所を、この庁舎を活用するというのであれば、増築をしていくということも決めていかなければなりません。そういったことを現在、想定している課題をしっかりと整理をしたのちに、増築するにしても、建て替えるにしても費用の問題も出てまいりますので、そういったことをしっかりと市民の皆さまにご理解をいただくことをこの検討会という形の中で、市民の皆さまの声を、様々な機会を持つ中で決めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

再々質問ですけれども、令和5年度の検討会も庁内というふうに思ったんですけども、市民の方の意見も含めて、令和5年度に聞いていくということなんでしょうか。お願いいたします。

○議長（福井俊克君）

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

野中真理子議員の、会派しんせいの関連質問、再々質問にお答えをさせていただきます。

これまでも答弁させてきていただいておりますが、令和5年度につきましては、基礎資料を作成しながら庁内で検討をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、6項目めの市道整備について、特に凍結防止対策で除雪の体制とか、ロードヒーティングについて伺いたいと思います。

除雪の体制ですけれども、やはり今まで除雪されていたところがやらなくなるということは、住民にとってはたぶん嫌なことですし、でもやっぱりどんどん要望は増えていく。地域から見れば、こっちのほうが通行量が多いのに、なぜこっちがかかれないで、向こうがかかっているみたいなのがあるところがあって、結構難しいことだと思うんですけども、そのような調整とか、それからそういう会議をされているということは、答弁の中にございましたけれども、基準のような、例えば住民からそういう要望が出たときに、これはこうだからこうなんだよ、こっちも、

では住民が増えてきたから、今年からはこっちをやりましょうみたいな、そういう更新というか、そういうのがきちっとされているのかどうか、またそういう体制づくりができているのかどうかということを伺いたいと思います。

それとロードヒーティングについてですけれども、想像してもコストが多額にかかる、大変難しいことだとは思いますが、住民としてみれば、例えば小淵沢にとってみれば、今度、消防署がなくなって、白州から救急車両とかが上がってくる、ループ橋のところはぜひ、事故も多いし、ロードヒーティングとかしてほしいという思いはあります。そのときに、やっぱり、ただお金がかかるからというだけだと、何となく納得はできないんですけども、あんまり実施設計とか、そこまではいなくてもいいけれども、このくらいのコストがかかる、だから今の市では無理ですとか、このくらいという概算だけでも出すことも、それも難しいのかどうか、そのへんのことを教えていただければと思います。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

野中真理子議員の、会派しんせいの関連質問にお答えをいたします。

まず、除雪の体制でございます。

11月の雪氷会議の前に、各総合支所において、見直し作業を行い、協力業者を含めた雪氷会議により路線等を決めるということにしております。

現在の状況なんですけれども、ここ数年でございますけれども、協力業者等において件数も減っております。市外、市内問わず、倒産や撤退をするということで、大きく任せたところがいなくなるような現象も起きております。

事業者の振り分けみたいなものが、主な見直しということに現状はなっているところでございます。要望はあろうかと思えますけれども、路線の追加が、今ちょっと困難な状況でございます。限られた協力業者の中で効果的な対応ができるように努めているところでございます。現状はそういった状況でございます。

次に、ロードヒーティングでございます。

ロードヒーティングにつきましては、議員のおっしゃる小淵沢から白州のほうへ向かうところの道路でございます。ループ橋ということになりますけれども、100メートル当たり、実際にやろうとしますと、工事の負担については、本当に概算でございますけれども、5,200万円ということになります。その他、例えば電気料ということになりますけれども、8メートルで、100メートルほどやった場合には、年間で400万円かかるというような概算は出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

ロードヒーティングは確かに金額が高いということは、今、分かりました。

除雪についてですけれども、今、業者の再振り分けみたいなことが主だということなんですけれども、やはり見直し、総量がこれだけならなおさら効率的な場所の見直し、時間が経つと変わりますので、ぜひそういうこと、手間かもしれないですけども、やっていただきたいと思

いますけれども、そのへんについてのお考え方を伺えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再々質問にお答えをいたします。

除雪の体制ということでございますけれども、確かに要望等があるところもございます。一番、地域に接している支所等も状況をよく一番分かっているところでございますので、支所等の状況も聞きながら、再検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

これで、会派しんせいの会派代表質問を終結いたします。

次に、星見里の声、会派代表質問を許します。

星見里の声、4番議員、小林勉君。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

星見里の声の代表質問を3項目させていただきます。

3年以上にわたり人々の生活を変えてきました、コロナ禍もやっと出口が見えてきました。人と人とを隔てていたパーテーションも、飲食店ではなくなり、人の表情を隠していたマスクも近い将来、必要なくなる状況となってまいりました。何とも心が弾む春を迎えております。

そんな新しい年度を迎えるにあたり、新たな希望に向かう施策の進捗状況と、更なる一手について、大きく3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、インバウンド観光客誘致のための施策について。

コロナ禍以降途絶えていた外国人の訪日需要は、昨秋、国による大幅な入国の水際対策の緩和で、全国的に急速に息を吹き返してきました。円安も追い風となり、主要観光地には、多くの外国人観光客が見られ、コロナ禍前の状況に戻りつつあるとのことでした。2月1日に山梨県より発表があった、最新の宿泊旅行統計調査結果では、県内への外国人観光客宿泊数は、コロナ禍前の約7割程度まで回復したとのことでした。山梨県内にも徐々にではありますが、外国人観光客が戻り、順調に回復していると考えます。

北杜市内の観光関係者の間では、コロナ禍、旅行需要が急減速した際、宿泊業や飲食業を諦めざるを得なかった人も多く、受け皿となる店舗や人材の減少など、あまり良い状況ではありません。このまま観光業が衰退してしまうことは、本市にとって産業の衰退化にもつながりません。外国人観光客の新たな需要の開拓こそが、市内産業の復活の一つの要因となり得るものと考えます。

本市の魅力、外国人にしっかりと届け、PRすることで、コロナ禍前以上に外国人観光客が増え、市内経済振興に影響を及ぼすと期待したいところであり、今こそ、外国人誘客に積極的に取り組むことが必要と考え、以下質問いたします。

1. コロナ禍前の県内への外国人観光客宿泊数と北杜市内への外国人宿泊数は。
2. 直近の北杜市内へのインバウンド観光客宿泊数は。
3. 外国人観光客の目標値は。
4. 外国人誘客についての具体的な施策は。

5. 外国人誘客に向けた観光事業者などとの連携は、  
次の質問です。北杜市の子育て支援、移住定住支援策の現状について。

上村市政が発足して2年が経過し、市長の目指す「子育てするなら北杜」を実現するための施策も出そろいました。

P D C Aのサイクルで言えばPプランを提示し、D (D o) 実行に移し、そして最初のC (C h e c k) 検証をする時期に来ていると言えます。

実際の利用者や市民の声に耳を傾け、柔軟に対応していくことが求められると思います。そこでいくつかの施策の現状とその後のA (a c t i o n) についてお聞きします。

1. 子育て応援金支援事業の現状について。

- ①施行からの支援額は。その内訳は。
  - ②子育て世代からの反応は。第3子以上への期待は。
2. 移住支援金交付事業補助金の利用状況について。

- ①施行からの支援額は。利用者の内訳は。
- ②事業の効果性は。

3. 子育て世代マイホーム補助金の現状について。

- ①施行からの支援額は。利用者の内訳は。
- ②事業の効果性は。

4. 結婚支援事業の現状について。

- ①これまでの実施回数と参加者数は。
- ②事業の効果性は。

5. 二拠点居住推進事業の現状について。

- ①長坂コワーキングスペースの利用状況について。  
利用者数、1日に何人か。利用状況（一人当たり利用時間など）は。  
利用者の属性、市民であるか、他府県民などであるか。  
利用者の声は。今後の見通しは。
- ②道の駅こぶちざわサテライトオフィスの利用状況について。  
利用状況、何社ぐらいか、期間などは。  
利用者の声は。今後の見通しは。

3つ目の大項目です。八ヶ岳スケートセンターとスケート文化の継承について。

八ヶ岳スケートセンターは一時閉鎖が危ぶまれていましたが、運営母体を山梨県から北杜市に移っての初めてのスケートシーズンを迎えました。県によるリニューアル工事を終え、スケートを楽しむ環境は整いました。

ところがスケートを楽しむ人口は全国的に右肩下がりの傾向にあります。

全国高等学校体育連盟の加盟登録状況を見ると、スケート部の登録者数で比較しますと、平成15年度の2003年は、全国で男子1,200名(127校)、女子が231名(117校)であったのが、令和3年度、2021年は男子847名(113校)、女子が377名(157校)。山梨県においては男子が9名(4校)、女子が8名(3校)という数字になっております。

北杜市のスケート文化の継承を掲げ、八ヶ岳スケートセンターの維持を決めた以上、スケート人口の裾野を広げる活動が不可欠と考えますが、以下質問します。

1. 八ヶ岳スケートセンターを再開してからの利用者数は。過去と比べて増減は。

2. スケート人口の裾野を広げるためには小さい子どもの頃からなじむことが必要と考えるが、北杜市の小中学校の行事でのスケートの位置づけは。

3. 一般の入場者を増やすための試みは。

以上3項目、よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

インバウンド観光客誘致のための施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、コロナ禍前の県内への外国人観光客宿泊数および市内への宿泊数についてであります。

コロナ禍前の外国人観光客宿泊数は、「山梨県観光入込客統計調査」によると、令和元年に、県内には約162万人、このうち市内には、約2万7千人となっております。

次に、直近の市内へのインバウンド観光客宿泊数についてであります。

最も新しい発表は令和3年分ですが、市内八ヶ岳エリアへのインバウンド観光客宿泊数は、526人となっております。

次に、外国人観光客の目標値についてであります。

国の水際対策の緩和により、外国人観光客が徐々に回復している状況ではありますが、市内への外国人観光客は、コロナ禍前には及ばず、いまだ厳しい状況が続いております。

まずは、外国人観光客をコロナ禍前の水準まで戻すことを目標に掲げて、誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、外国人誘客についての具体的な施策についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国同士の往来が制限され、外国人観光客は激減しました。

本市においても、国内の観光客も含め、コロナ禍前の状況には戻っておらず、観光産業は、依然として厳しい状況が続いております。

先般、国は、感染法上の位置付けを5類へ移行するなど、コロナ禍前の日常へ戻す取り組みを発表したところであります。

今後、本市の地域経済の活性化、観光産業の経営状況の改善など、期待するところであります。

市としては、早期の観光客の回復と、更なる交流人口の拡大を図るため、来年度、本市における「インバウンド誘客元年」として、私自らトップセールスを行う中で、積極的に外国人観光客の誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

外国人観光客の誘客に当たっては、これまでに県内や市内に来訪の多い、台湾、タイ王国、ベトナム社会主義共和国などをターゲットとして考えております。

台湾では、日本食品を数多く取り扱う高級スーパーで「北杜物産展」を開催し、本市の特産品の紹介や販売とともに、観光誘客のPRを予定しております。

また、タイについては、観光客などが集まる、現地「旅行博覧会」への出展を目指すとともに、インバウンドに向けた現地の旅行会社へのセールス、ベトナムについては、「ジェットロ山梨

貿易情報センター」と連携した、イベント等への出展を考えております。

東南アジア諸国に、積極的に働き掛けを行うことで、外国人の誘客や市内特産品等の販路拡大を図り、昨年訪問したアメリカ西海岸からの誘客も目指してまいります。

次に、外国人誘客に向けた観光事業者などとの連携についてであります。

来年度事業では、魅力のある観光地情報の発信に併せ、訪問の際には、観光関連事業者の参加を募り、現地事業者との商談等も支援する予定であります。

また、受入体制の整備や、観光施設の高付加価値化など、観光庁等の支援メニューの活用を促進し、外国人観光客の誘客に向け、地域が一体となる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、北杜市の子育て支援、移住定住支援策の現状における、子育て応援金支援事業の現状についてであります。

事業施行からの支援額および内訳であります。先月末時点での支給額は、2,620万円です。

内訳は、第1子550万円、第2子1,260万円、第3子以降810万円です。

また、子育て世代からの反応であります。受給者の声として、「他市で2人出産したが、特に何も支援がなかったので、第3子30万円は大変助かる」「他市に住む親族からもうらやましがられた」など、大変好評を得ております。

市としても、現在の物価や燃料費等が高騰している中、子育て世代の経済的負担の軽減に、大いに効果があったものと考えております。

第3子以上への期待については、昨年1年間の出生数169人のうち、第3子以上は33人、出生割合は19.5%であり、直近3カ年の山梨県の平均を3から4%程度上回っております。

コロナ禍で出生数こそ減少しておりますが、本市の第3子以上の出生割合は高く、今後も期待するところでありますので、引き続き、安心して出産・子育てができるよう支援を行ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

八ヶ岳スケートセンターとスケート文化の継承について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用者数の状況についてであります。

本年度は、昨年11月20日から先月11日までの84日間で、市内小中学校の「スケート教室」やスケートクラブ、市外の方などの利用により、1万2,159人の方に来場いただいたところでありました。

これは、コロナ禍前の令和元年度の実績である1万3,812人と比較すると、約1,600人下回った状況ではありますが、令和2年度の実績である1万841人と比較すると、約1,300人の増加となったところでありました。

次に、市内小中学校の行事での位置付けについてであります。

本年度、市内全ての小学校が「スケート教室」を体育授業の一環として位置付け、「八ヶ岳ス

ケートセンター」において実施したところであります。

なお、中学校では、教育課程にスケートは位置付けられておりませんが、小淵沢中学校においては、学校行事として実施したところであります。

今後も、校長会等を通じて峡北地域における「スケートの文化」を伝えながら協力を依頼してまいります。

次に、一般の入場者を増やす取り組みについてであります。

来年度、リンク内側の改修を計画しており、その中で、小さな子どもやスケート初心者が気軽に安心して楽しめるよう、ミニリンクを整備してまいります。

また、本年度好評であった「親子スケート教室」の充実や、周辺観光施設との連携により、県内外からの利用者増加を図ってまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市の子育て支援、移住定住支援策の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂コワーキングスペースの利用状況についてであります。

昨年5月のオープン以来、先月末現在の利用者数は632人、一日当たり平均約3人です。

利用状況は、短い方で1時間、長い方で10時間、平均すると約3時間の利用であります。

利用者の属性としては、市民456人、市外176人となっております。

また、配置している「コミュニティマネージャー」が利用者から伺った声としては、「きれいで快適に仕事ができ、はかどった」、「Wi-Fi環境が安定している」、「図書館を含む複合施設であるため、施設が充実している」、「静かで仕事がしやすい」など施設への高い評価を多くいただく一方で、「1日料金を設定してほしい」、少数ではありますが、「大きいディスプレイを貸し出してほしい」などのご意見をいただいたところであります。

今後の見通しではありますが、利用者の声を参考に施設運営などの検討を行い、利用者と地域の企業等が交流できるイベントなどを企画し、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、道の駅こぶちさわサテライトオフィスの利用状況についてであります。

昨年5月の「サテライトオフィス」をオープン以来、6月までに3社、11月に1社の入居があり、すべてのオフィスが活用されております。

ご利用いただいている業種は、農産物販売、コンサルティング業、飲食業などで、共有で利用できる会議室を利用して、地元の企業と入居している企業が、新たな事業について打ち合わせを行うなどしており、今後の新たな事業展開に期待が持てるものと考えております。

利用期間は「北杜市道の駅こぶちさわサテライトオフィス実施要綱」により、今月末までの利用ではありますが、今月上旬に来年度以降の利用を伺ったところ、全ての事業者が継続して利用していただけるとのことであります。

利用者の声であります、「郵便物などの受け取りを行えるようにしてほしい」と要望がありますので、宅配ボックスの設置など指定管理者と協議しております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は18時45分といたします。

休憩 午後 6時26分

---

再開 午後 6時42分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

引き続き、答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市の子育て支援、移住定住支援策の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移住支援金交付事業費補助金の支援額および利用者の内訳についてであります。

「移住支援金交付事業費補助金」については、令和元年度の要綱制定以来、本年1月末日までの総交付額は2,140万円であり、23件の交付決定を行ったところであります。

また、利用者の内訳は、単身が4件、世帯が19件で、就業の内訳は、就業が3件、起業が1件、テレワークが19件となっております。

次に、事業の効果性についてであります。

「第3次北杜市総合計画」の「リーディングプロジェクト」の基本目標では、「年少人口の社会増減」、「若い世代の社会増減」を指標としており、補助金の交付決定23人、帯同者も含めると55人のうち、年少人口は13人、若い世代は26人と、約7割が指標に該当することから、非常に効果の高い事業であると捉えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市の子育て支援、移住定住支援策の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代マイホーム補助金の現状についてであります。

「子育て世代マイホーム補助金」は、子育て世代の住宅取得等を支援し、定住人口の維持・増加を目的としており、5年を1期とし、第1期は、平成27年度から令和元年度、第2期は、令和2年度から令和6年度までとなっております。

施行から昨年度までの支援額については、交付件数844件に対し、10億7,449万9千

円であります。

利用者の内訳は、市外からの転入が291件、市内での移転が553件となっております。

次に、子育て世代マイホーム補助金事業の効果についてであります。

「マイホーム補助金」の交付件数は、昨年度までで844件であります。これに加えて「子育て支援住宅」を退去し、住宅を建設する方への支援や、その他、本市の子育て支援や移住定住促進など様々な事業の効果もあり、年間約120件から130件の子育て世代の定住につながっております。

今後も、「子育てするなら北杜」というブランドイメージの向上を推進し、子育て世代から選ばれる地域を目指してまいります。

次に、結婚支援事業のこれまでの実施回数と参加者数についてであります。

市では、結婚支援事業として、「出会いサポートセンター」の設置や、ポータルサイトの運営、「ハヶ岳定住自立圏」での婚活イベントなどを実施しております。

婚活イベントについては、北杜市、富士見町、原村で年3回実施しており、令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルスの影響により、オンラインで開催したところであります。

参加者数は、約20人から30人であり、各回定員の8割から10割の参加率となっております。

また、「出会いサポートセンター」に登録している方のお見合いは、年間40件近く実施している状況であります。

本年度は、新たな取り組みとして、インターネット上の仮想空間「メタバース」による婚活イベントを実施し23人が参加しました。

次に、結婚支援事業の効果についてであります。

婚活イベントについては、各回5組から6組のカップルが成立しており、「メタバース婚活」では、8組のカップルが成立したところであります。

また、「出会いサポートセンター」でのお見合いにより、年間約3組が成婚している状況であり、事業としては、一定の効果が出ているものと考えております。

今後、結婚支援事業をはじめとして、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで、「北杜市版ネウボラ」として、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

小林勉君の再質問を許します。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

答弁ありがとうございます。それでは、3項目それぞれに再質問をさせていただこうと思います。

まず第1の項目、インバウンド観光客誘致のための施策についてですが、再質問の1つ目は、県内の外国人観光客、全体と比較して、本市への外国人観光客がもともと圧倒的に少なかったんですね。162万人に対して2万6千人ということで。その要因はどんなところにあったというふうに分析されているのか、そのへんを1つお聞きしたいのと、それから外国人の誘客

についての具体的な施策として、今回、台湾とタイとベトナムということで、トップセールスという形になると思うんですが、台湾あたりはすでに多くの観光客が来ていましたが、SNSの波及効果はかなり強いと考えられますので、やはり以前もやっていましたけど、日本が大好きなインフルエンサーの活用というのは、これからもやったほうがいいと思うんですけど、それは効果があるかどうか、やってみる、期待が持てるかどうかということですね。それが2つ目。

それから3つ目の質問としては、全体的に、来年度はアジアにターゲットを絞るというふうにおっしゃっていますが、長い目で見ていくと、北杜市には欧米豪も刺さるコンテンツがたくさんあると思うんですね。例えば白州台ヶ原宿とか、海岸寺ですとか、あと増富の温泉郷周辺など、これらの魅力をうまく発信することによって、欧米豪から引っ張られてアジアがやってくるということもかなりあると思いますので、そちらのほうも発信することを計画しておくべきかと思いますが、そのことについて、3点、質問をお願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

3点、ご質問をいただきました。

まず、1点目でございますけれども、本市への外国人観光客が少ない要因はというご質問かと思えます。

本市への外国人観光客の多くが、本市を通過点での市内ホテルへの宿泊となっております。コロナ禍前におきましては、市内観光施設にて多少、外国人を見かけるものの、その方々も本市を目的地としての来訪は少ない状況でございました。

しかし今後ですけれども、市内の観光地はもとよりアクティビティ体験や市内に点在する食など、国ごとの嗜好性を認識しながらコンテンツ等をPRし、長期滞在を目指すための情報発信を今後していきたいと考えております。

2点目につきましては、インフルエンサーの活用は、効果が期待できるかどうかというご質問かと思えます。

外国人誘客にあたりましては、その国のインフルエンサーを招聘し、PRすることに効果があるというふうには伺っております。これまでも本市では、昨年のコロナ禍でありましても、台湾向けに本市のSNS専用ページを作成し、市内の景色や観光地など情報発信を行ってまいりました。

今後も誘客に当たっては、インフルエンサーの活用やSNS、モデルツアーの実施など効果的な方法を検討しながら、積極的に誘客を促進していきたいと考えております。

3点目でございます。来年、アジア、台湾、タイ、ベトナムという形で、インバウンドの事業を推進してまいりますけれども、長い目で見れば、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアに刺さるコンテンツも本市にはあるので、それらの魅力をどう発信するかというご質問かと思えます。

議員おっしゃるとおり、欧米豪についても誘客は必要性があると考えております。しかしながら、本市としては、まずは県内に来訪の多い国からの誘客を目指し、継続的に誘致活動を実

施することで、効果が出てくるものと考えております。

欧米豪でございますけれども、アメリカにつきましては、今年度、姉妹都市のケンタッキー州訪問時に合わせ、ロサンゼルス旅行会社等に営業活動を実施し、今年の4月、本市を見下ろすことになっております。

また、県の補助金を活用し、外国人向けの甲州街道や棒道など歴史街道マップを作成するなど、欧米などについては、県は進めておりますので、県とも連携し誘客を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

再々質問をさせていただきます。

先ほども、今までと、本市にインバウンドが来ないという理由が、こんな形でということの話があったんですけど、実際、本質的な課題というのは、やはりアクセスにあると思うんですね。これは提案でもあるんですが、東京、羽田、成田を起点に考えて、本市まで来るには小淵沢駅まで4、5時間がかかります。東京起点で5時間と言えば、東は青森、西は神戸あたりまで行けます。海外からのお客さまにとっては、この事実は大きなものと言えます。たぶん皆さんも海外旅行を考えたときに、パリに行ったらロンドンに行こうなんていうふうな計画を立てられると思うんですけど、同じように海外から来られる方はそういう感覚で日本を旅行されます。ですので、そのアクセスの悪さというのは大きな課題になると思います。

オーストラリアの観光客で賑わう長野県白馬村は、北杜市を超える時間的なハンディを、羽田、成田からの直行バスで克服しています。本市も羽田、成田からの直行バスを導入してはどうでしょうか。

さらにアジアの国々の旅行者を通して、エアとバスのパック販売をしてもらうことで、多くの来訪客を招くことができるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

さらには、バスターミナルというものも考えられますし、それから地理的な条件をもっと言えば、北杜市は本州の真ん中にあります。これは非常に大きなメリットになると思いますので、そういったことを考える上で、まずは直行バスということを考えてみてはどうかということです。

以上です。お願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問の再々質問にお答えいたします。

羽田、成田からの直行バスの導入についてのご質問かと思っております。

ご質問でもございましたように、外国人の個人客に対しまして、観光地までのアクセスは非常に重要なことだと考えております。ただし、本市におきましては、直接アクセスする手段としては、JRの中央線のみとなっていることも事実でございます。

今後、インバウンド誘客を実施する中で、議員おっしゃったような旅行会社や市内観光施設

など民間事業者等に伺いながら、直行バスの可能性についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

ありがとうございます。では、2項目めについて再質問させていただきます。

各種施策の数字をいろいろ聞かせていただきまして、かなり動いているなという感想を抱きました。このまま、少しずつでも若い世代が移住してくれることを願っております。

その中で、長坂のサテライトオフィスの件なんですけど、私もこの施設の前をよく通りかかるんですけど、利用者の姿があまり見えないので、どうかなと思っていましたけれど、1日当たり3人というのは、これは多いのか、少ないのか、ちょっと分かりませんが、富士見町の森のオフィスのように様々なコミュニティが集まる場所として、仕掛けをするのがよいと思います。さらに長坂駅前の立地条件を活かして、周辺の飲食店やホテル、旅館などと連携して、長坂周辺での居心地の良さを、サテライトオフィスを起点に図っていったらよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

小林勉議員の、星見里の声の再質問にお答えさせていただきます。

長坂のコワーキングスペースの更なる活用というご質問にお答えをさせていただきます。

この施設の紹介にあたりましては、現在も市のホームページ、またちょっとしたパンフレットに長坂駅周辺の宿泊施設、また飲食店といったものは掲載をさせていただいているところであります。

また、地元の方でありましたり、施設の利用者でありましたり、こういった方に講師をお願いいたしまして、プログラミング教室や星空観察会なども実施をしているところであります。

引き続き、地元の商店街などと情報を共有いたしまして、連携の強化を図りながら利用率の向上を図り、コワーキングスペースが地域活性化の起点になればと考えておりますので、その点につきましては、引き続き努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

ありがとうございます。すみません、訂正させていただきます。長坂サテライトオフィスではなくて、長坂コワーキングスペースですね。訂正させていただきます。

それでは3つ目の項目、八ヶ岳スケートセンターのことについて、再質問をさせていただきます。

八ヶ岳スケートセンターの存続、県から引き継いだ最大の理由は、スケート文化の継承です。文化として根付かせるということは、地元の人が日常的にスケートが身近なものだと感じなが

ら育つことが大切です。スケート場が遊び場だったと言えるぐらいの日常感を持ってもらえたら文化と言えるのではないのでしょうか。

そのために北杜市の、これも提案ですけど、北杜市の小中学生は無料にするなどの思い切った施策が必要かと思います。スケート場の運営コストは固定費です。80日間、氷を作り続けることには変わりありません。ですので、入場料収入で埋めるというのはまず難しいと思います。ですので、八ヶ岳スケートセンターの冬の目標は、スケート文化の醸成に特化して、その分を夏場の利用客拡大で埋めていく戦略かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

八ヶ岳スケートセンターは、ご案内のように400メートルリンクであります。このことから、スピードスケートに特化したものであり、初心者などには非常にハードルが高いものであったと考えております。

このため、400メートルリンクの内側を改修し、小さな子どもや初心者、家族連れの方にも気軽にスケートを楽しんでもらえるように計画をしているところであります。

市内小中学生の利用料金の無料、優遇策につきましては、市内のスケート振興と普及拡大には大変有効な対策であると捉えておりますが、一方でスポーツ少年団やスケートクラブへの加入促進も図ってまいりたいと考えていることから、今後方策については、しっかり検討する必要があると考えております。

併せて、この小淵沢ですが、観光地としての立地を活かしながら、夏場など年間を通じた施設の有効活用が図られるよう、スケートボードを楽しむなどの設備も今後整備し、観光客をはじめ集客に努めることで、年間の収支面でも極力、市の負担を軽減できるように、今後施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

小林勉君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

1つ目の大項目のみについて、関連質問をいたします。

外国人観光客のPRや誘客も大切なんですけれども、観光DXやタブレットなどのICTの推進など、市として受け入れ態勢の整備やICTに対応できなくても、写真や絵を付けることなどして、言葉が分からなくてもアナログで伝えられるような、事前準備や意識の向上を周知することで訪れた外国人観光客の方々も、また受け入れる側の北杜市内の方々もお互いに来てよかった、また来たい、また来てほしい、そう思ってもらえるような受け入れ態勢を進めることも重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問の関連質問にお答えいたします。

外国人観光客のPRや誘客も大事ですけれども、それと併せて受け入れ態勢の整備をというご質問かと思えます。

外国人観光客の受け入れ態勢の整備といたしまして、タブレットなどICTの導入の推進は、外国人観光客の誘客度を進める上では、大変有効であることとは考えております。

まず、少しの工夫で外国人観光客に対応できることとして、ご質問にあったような写真や絵の活用というものは、逆にご質問にもありましたけれども、逆にアナログであるからこそ分かりやすいコミュニケーションツールの1つと考えますので、今後、機会があるごとに事業者に対しまして、いっぺんにデジタルではなくても、とにかく分かるということが大切だと思えます。先ほどの答弁でもございましたけれども、来年がインバウンド誘客元年と位置付けますので、機会があるごとに事業者に対し活用を啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

それでは、以上で質問を打ち切ります。

これで、星見里の声の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 7時07分

令和 5 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

令和5年第1回北杜市議会定例会（4日目）

令和5年3月16日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 井出一司君

日程第2 一般質問

11番	志村 清君
6番	大芝正和君
5番	神田正人君
17番	野中真理子君
3番	中山喜夫君
1番	高見澤伸光君
2番	興水 崇君
7番	秋山真一君
20番	秋山俊和君

2. 出席議員 (20人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（40人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	財政課長	進藤修一
秘書広報課長	小澤哲彦	消防防災課長	篠原賢
企画課長	土屋雅光	環境課長	中山由郷
福祉課長	櫻井義文	介護支援課長	白倉充久
農業振興課長	川上俊一	観光課長	田丸敬一
観光課長	土屋直己	商工・食農課長	福田和久
林政課長	坂本賢吾	まちづくり推進課長	末木陽一
道路河川課長	由井克光	生涯学習課長	渡辺美津穂

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	植松宏夫
議会書記	津金胤寛
議会書記	唐澤史明



開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、佐藤総務課長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

また、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

会派代表質問および一般質問を行います。

---

○議長（福井俊克君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、10番議員、井出一司君。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

北杜クラブの代表質問を4項目、行います。

まず最初に、1といたしまして、主要地方道茅野北杜葦崎線（長坂上条地内JRアンダーパス）工事についてであります。

JR長坂駅南の県立農林大学校（旧県立農業大学校）付近に位置し、線路下のトンネルにつきましては、地元からの生活道路や通勤・通学路として利用されていると共に非常に狭く大型車が通ると対向車はトンネル入り口で待機しなければならないなど危険である等の理由で、早期工事着手の要望が出されていると承知しています。また、県から地元区長等に令和9年度までに完成との説明があったと聞いています。

私は、令和3年9月に早期実現についての質問をいたしました。市の答弁は「本事業においては山梨県において昨年度、これは令和2年度になるわけですが、事業化され、本年度、令和3年度はJR東日本との協議を行っていると同っている。また、茅野北杜葦崎線は緊急輸送道路、通学路等重要な機能を有する道路であり、アクセスする八ヶ岳南地区広域農道が平成30年度に全線開通したことから、交通量も増加傾向であり、本市としても重要な県道事業ととらえているので、今後も早期工事着手に向けて、県と連絡を図っていく」との答弁がありました。

前回の質問から約1年半が経過しましたので、状況を確認したいと思います。

以下、ご質問いたします。

1. 現在の状況について。
2. 工事着手の見通しについて。

次に2番目でありますが、北杜市産米の高付加価値化についてであります。

本市は古くから米作りが盛んに行われ、県内屈指の米どころとして知られています。栽培されている品種についても、農林48号などは本市のブランド米として高い人気を誇っています。

一方、水稻農家の高齢化や担い手不足は深刻な問題であり、休耕地も増加する中、地域の集

落営農組織などの皆さんの努力により、農地の保全が図られている状況であります。

「米」は、これまでわれわれ日本人の主食として切り離すことができない大切な食料でありましたが、昨今の世界的に続く物価高騰の状況下においても、国内の米の価格は下落傾向にあり、日本人の米消費の低迷と相まって水稻農家にとっては深刻な問題となりつつあります。

また、中山間地域である本市で収穫される米の量は、他県の大規模水田農家と比べても少なく、生産コストも高い状況であります。依然として続く小麦の価格高騰の状況も鑑みますと、今こそ主食としての「米」の価値を見直し、高付加価値化を図ることで農家の安定した収入につなげ、担い手の確保を図り、持続可能な「米」づくりを進める必要があると考えます。

本市においても、これまで北杜市フードバレー協議会とともに「名水の里米食味コンクール」を開催し、米の価値向上に向けた取り組みを行っておりますが、令和6年度には、本市において「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」が開催されると聞いております。

こうした取り組みにより、今後、さらに米の高付加価値化につながることを期待しているところであります。

以下、質問をいたします。

1. 「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」について、どの程度の出品数と来客数を想定しているか。

2. 「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」の開催と本市の米の高付加価値化をどのようにつなげていくか。

3. 市内の米農家の技術向上に向け、市としてどのような支援を行っていくか。

3番目ですが、森林整備についてであります。

森林は、水源涵養や国土保全などの公益的機能の役割や企業等が森林整備を通じて、環境貢献のための社会活動の場として活用されている事例もあります。北杜市は、森林面積が4万5,848ヘクタールと県内一の森林環境に恵まれていますが、所有形態別でみると恩賜林が約3万ヘクタールであり、民有林は約1万4千ヘクタールと森林面積の約30%に過ぎず、個人が所有する面積は狭いのが現状であります。

里山といわれている森林の木材を薪や炭として燃料に使っていましたが、高度経済成長期以降に燃料や生活利用の低下により、適正な保安全管理がされず高齢化が進んでいる民有林が増え、林業生産活動は時代の流れとともに低迷しています。

このようなことから、市では故郷の里山を元気にしようと、里山整備事業に取り組むとともに森林経営の策定を推進しており、令和元年度には、手が入っていない民有林の人口林再生を目的に、国においては森林経営管理法が施行し、北杜市でも昨年度、森林経営管理制度の全体計画を作成したと承知しています。

しかしながら、健全な森林にするには時間と予算はもとより、所有者の管理に対する意向が重要ではないかと思えます。

民有林とともに財産区が管理する森林も同様であります。財産区の経営規模を考えるとなかなか管理に着手しづらいと考えます。

以下、伺います。

1. 森林経営管理制度と森林経営計画の違いは。

2. 北杜市は森林経営計画に積極的に取り組んでいる理由は。

3. 市内における企業と連携した森林整備の状況は。

4. 森林経営管理制度の市内の取り組みは。

最後、4番目になるわけですが、労働者協同組合についてであります。

わが国の働き方の選択肢が増えるとも言われており、組合員が出資をして経営に関わり、組合員自ら事業に従事する協同労働を実現する労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行されました。

この法律は、労働者協同組合は持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行う目的を定めており、組合員が出資をし、事業を行うにあたり、組合員の意見を適切に反映して事業が行われ、組合員自ら事業に従事することを基本理念としています。

さらに3名以上の発起人がいれば組合を設立でき、NPOなどより容易に設立が可能であると言われてしています。

組合設立により、少子高齢化、人口減少が著しい地域において介護・障害福祉などの分野で多くのニーズが生まれること、さらには後継者問題の解消、シニアの活躍の場の増などが期待されています。

以前から介護や福祉などの分野で共同労働を行っている団体は存在したと認識していますが、法人格がないと団体として契約の主体とはならず、土地や建物などの資産も団体名義では持てないという問題もあることから、何らかの改善対策を求められていましたので、労働者協同組合法の施行により、任意団体として事業を行ってきた団体が労働者協同組合に組織変更することが十分に考えられます。

そのような中で、人口約5万2千人の京丹後市は、高齢化率が5割を超える集落が10年前の3倍を超えた地域が38と増え、環境整備、防災活動、高齢者支援が難しくなった中で、若者や女性、移住者など幅広く地域づくりに参画してもらう目的で、労働者協同組合の設立資金などを補助する支援制度を設けております。

高齢化、人口減少が進んでいる本市においても、この法律施行を契機に組合を設立し、地域の活性化などに携わる人たちが出てくることは望ましいことと思います。

さらに非営利団体として位置づけられており、地方自治体との連携もとりやすいと言われておりますので、本市としても将来を見据える中で、組合設立および組合設立後の活動などの環境づくりのため、しっかりとした支援が必要と考えます。

以下、質問をいたします。

1. 労働者協同組合法に対する見解は。
2. 労働者協同組合設立及び相談状況は。
3. 労働者協同組合設立に対する支援は。
4. 労働者協同組合との連携は。

以上で質問を終わります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市産米の高付加価値化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「米食味コンクール国際大会」での出品数および来客者の想定についてであります。

昨年12月、長野県小諸市で開催された「第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、国内外からの出品数が5,280点、来場者は水稻農家をはじめ、精米、販売等に関する事業者、メディアなど延べ3千人であったと伺っております。

令和6年秋に本市で開催する際も、同様の規模の大会を想定しております。

次に、国際大会の開催と米の高付加価値化についてであります。

同大会で入賞した米は、「成分・食味に優れたおいしいお米」として広く認められることから、ブランド米として、高付加価値化につながることを期待されるものであります。

このため、市としても、市内の水稻農家の多くの皆さまが入賞することができるよう、技術向上に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、米農家の技術向上に向けての支援についてであります。

市では、「おいしいお米づくり」に向け、水稻農家がそれぞれ抱える栽培技術上の課題解決を図るため、市と包括連携協定を締結している企業や、水稻栽培の知見を有する事業者等の協力も得る中で、農家が必要とする栽培管理に関する情報提供を行ってまいります。

次に、森林整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、森林経営計画へ取り組む理由についてであります。

「森林経営計画」を促進する大きな理由としては、小規模な山林を所有する個人が多い本市において、林業事業者が山林所有者の同意を得て面積を集約できること、対象森林が、人工林、天然林を問わないことが挙げられます。

この制度が始まって10年が経過し、市内民有林1万4,054ヘクタールのうち、昨年度末で3,103ヘクタールの山林で経営管理が行われるようになり、市内で施業する林業事業者も増えてきたところでありますので、市としても引き続き「森林経営計画」を促進してまいります。

次に、企業と連携した森林整備の状況についてであります。

企業においては、社会貢献活動の一つとして、森林整備の取り組みも積極的に行っております。

市としても、この活動に賛同し、地域や林業事業者の理解を得ながら森林整備の促進を図るとともに、そこから波及する効果に期待しております。

先月は、「三井金属鉱業株式会社」様と「小淵沢財産区」等において森林整備の協定を締結したところであり、また、今月においても「株式会社NTT東日本南関東」様と、森林整備の協定締結を予定しており、引き続き、「企業の森づくり事業」の促進を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

労働者協同組合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、労働者協同組合法に対する見解についてであります。

「労働者協同組合法」は、同じ志を抱く方が組合員として出資し、組合員の意見を反映しながら自ら従事する「労働者協働組合」の設立や、運営等を定めた法律であり、地域社会の課題

を解決していこうという「新しい法人制度」であります。

近年、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど、幅広い分野で多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされていることから、「労働者協同組合」は、NPO法人や企業組合といった既存の枠組みを補完する新たな選択肢の一つとして、今後、地域づくりの中で重要な役割を担うものと期待しているところであります。

次に、労働者協同組合設立及び相談状況についてであります。

本市においては、先月末時点で「労働者協同組合」の設立実績および相談はない状況であります。

「労働者協同組合」は、都道府県知事の監督を受け、設立や解散の届出、決算関連書類などの提出が義務付けられていることから、所管する県に問い合わせたところ、県内においても、先月末時点で設立実績はなく、相談等の問い合わせもないとのことであります。

次に、労働者協同組合設立に対する支援についてであります。

現在のところ具体的な支援は考えておりませんが、監督庁である県とも情報共有を図りながら、他の自治体の状況についても調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、労働者協同組合との連携についてであります。

「労働者協同組合」は、非営利団体に位置付けられ、自治体との連携も図りやすく、特に、高齢化や担い手不足といった問題を抱える本市においては、地域が抱える課題に応じた取り組みが期待されることから、今後、設立や活動の状況を確認しながら、連携を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

森林整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、森林経営管理制度と森林経営計画の違いについてであります。

「森林経営管理制度」は、「森林経営管理法」に基づき、市が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築する制度で、経営管理が行われていない、私有人工林が対象となっております。

また、「森林経営計画」は「森林法」に基づき、「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、森林の施業及び保護について作成する計画で、民有林の全てが対象となっておりますので、対象森林が大きな違いとなるものであります。

次に、森林経営管理制度の取り組みについてであります。

「北杜市森林経営管理制度」を構築するため、令和2年度から2カ年で私有人工林の状況を調査するとともに、昨年度は制度の試験運用として、白州町大武川地区を対象に森林経営管理の意向調査を行ったところであり、本年度は高根町檜山地区で意向調査を実施しております。

この調査により経営管理への賛同者を把握し、林業事業者へ橋渡しをすることによって、森林を育て、収穫・販売、植林のサイクルが構築でき、健全な山づくりへとつながっていくものと考えておりますので、引き続き、意向調査を実施し、森林整備を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

引き続き、答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

主要地方道茅野北杜韮崎線（長坂上条地内JRアンダーパス）工事について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の状況についてであります。

「主要地方道茅野北杜韮崎線」は、緊急輸送道路、通勤・通学路など、重要な機能を有する道路であり、市としても、早期実現を要望してきた重要な事業と捉えております。

県では令和2年度に事業化し、昨年度から「JR東日本」との協議を行い、現在、新規に整備するアンダーパスの前後のすり合わせ道路の設計等を行っていると同っております。

また、長坂総合支所の敷地の一部が道路用地となることから、市では、県が実施する境界の確定作業等に協力している状況であります。

次に、工事着手の見通しについてであります。

県では、用地取得が完了している「高松団地」南側の約170メートルの区間において、今月から道路工事に着手すると同っております。

工事区間には農業用水路も隣接していることから、市としても地元への工事の周知や調整を図り、スムーズに工事が進捗していくように、県と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、再質問をするわけですが、再質問は2番目の項目と3番目の項目について再質問をしたいと思っております。

それで、JRのアンダーパスについては、今後引き続き県との連携をしっかりとやって早期実現を図っていただきたいと思います。

また、質問4の労働者協同組合については、今後の状況を見て、しっかり対応していただきたいと思います。

それでは、2番目の北杜市産米の高付加価値化についての再質問を行います。

延べ3千人という多くの人々が、この大会を通じて本市を訪れるということは、米の高付加価値化に併せて、観光面などにおいても大きな経済効果につながるチャンスではないかと考えております。

そこで、市は地域経済の活性化に向けて、どのような対応を考えているか、お伺いをします。

次に、この大会では、どのような審査を行うのか、審査の基準や方法についてもお伺いをします。

さらに水稻農家の技術向上に向けた支援として、農家が必要とする栽培管理に対する情報提

供とは、具体的にどのような支援を行っているのか伺います。

まず、2番目についての再質問を行います。よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

再質問3点、いただいております。

まず最初の、この大会が市の経済活動の活性化に向けて、どのような対応を考えているかというご質問かと思えます。

本大会を通じた市内への経済効果は、大変期待しているところでございます。このため、宿泊をはじめとした観光業や飲食業など、幅広い分野の事業者の皆さまとともに地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

2点目でございます。この大会の審査の基準や方法というご質問かと思えます。

本大会では、一次審査において全出品の検体を対象とした食味分析計と穀粒判別器による機械測定を実施し、一定基準を満たした検体が、まず二次審査へ選出されます。

二次審査では、味度計による機械測定を実施し、一次審査と二次審査の合計により最終審査に選出される検体が選出されます。

最終審査では、鑑定士、バイヤー等の専門家30名の審査員により食味官能審査を実施し、入賞者が決定されます。

3点目でございます。水稻農家の技術向上に向けた支援として、具体的にどのような支援を行っていくかというご質問かと思えます。

水稻農家の技術の向上を図るためには、それぞれの農地の土壌や環境に合った課題を解決するということが必要であると考えます。このため、関係する企業や事業者の皆さまの協力を得る中、農家の皆さまからの相談に応じた適切なアドバイスが行える体制を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

次に、3番目の森林整備について再質問を行います。

企業において、CSR、社会貢献活動の一つとして森林整備に積極的に取り組んでいることは、私も承知をしているところであります。この企業による森林整備の取り組みは、活動を広めたり、深めるなどの活動と人材を活用したり、資金を活用するなどの活動があると思っておりますが、三井金属鉱業株式会社、株式会社NTT東日本南関東は、どのような活動を考えているか、お伺いをしたいと思います。

次にもう1点、白州町大武川地区、高根町檜山地区の意向調査の結果で、どのくらいの割合で森林管理希望があるか、お伺いをいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えします。

森林整備についての再質問でございます。2点、いただいております。

1点目につきましては、企業のCSR、今の答弁でございますけれども、三井金属鉱業株式会社、NTTとのどういう活動を考えているかというご質問でございます。

企業では、社員の森林環境教育として、森林整備、間伐や植林を行うことにより、社員研修の一つとして行うということと、また、その事業につきましては、企業が排出するCO2を自ら整備していく森林で吸収していくという、CO2排出量の削減への貢献につながっていくと考えております。

また、本市としましては、本市で活動していることを企業がPRすることによって、本市の宣伝にもつながっていくと考えております。

2点目のご質問ですけれども、白州町大武川と高根町檜山地区の状況でございますけれども、白州町大武川地区では8割、面積で約22ヘクタール、希望があるものでございます。高根町檜山地区では、こちらもおおむね8割、面積では26ヘクタールの希望がございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

再々質問をさせていただきますが、森林経営管理制度の意向調査において、天然林も経営管理としてほしいとの要望があった場合に、どのように対応するかお伺いをします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再々質問にお答えいたします。

天然林も経営管理してほしいとの要望があった場合、どのように対応しているかというご質問かと思えます。

天然林の経営管理もお願いしたいというご意見があることは、伺っております。その場合ですけれども、天然林も含め、林業事業者へ橋渡しを行い、事業者は森林経営管理計画を策定し、森林整備をするという流れになります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

井出一司君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（なし）

それでは、以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブ、会派代表質問を終結いたします。

ここで、残時間の確認のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、11分。次にみらい創生、42分。次に会派しんせい、5分。次に星見里の声、44分。最後に北杜クラブ、29分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示させていただきますが、その都度、残り時間を私からお知らせいたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、11番議員、志村清君。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

一般質問を行います。

大項目でいえば1つだけです。「市長と語る会」での応答をふまえた「新・行政改革大綱」等の課題についてです。

延期されていましたが「市長と語る会」が2月1日から4会場で開催されました。過日報告されたように、合計で300人以上の市民が参加して、60人を超える方々から質問、意見が述べられました。私は4会場とも出席しましたが、私なりに特徴をまとめれば、第一に、須玉会場以外は平日の夜7時半開始でしたが、10時まで延長されても誰一人席を立たないという、関心の高さを示したものとなりました。これまでパブコメ以外に直接、市民の方々が、しかも直接市長らに質問したり提案したりする機会がなかったことが、参加者や発言者の多さに現れたと私は考えます。

第二の特徴は、総合計画や行革方針に関しては、発言・質問のほとんどが、この方針に疑問を呈したものであり、それぞれ関心の高い分野について、例えば「身近な図書館を残してほしい」とか、「保育園や中学校を減らすのは「子育てするなら北杜」という方針と逆ではないか」など、切実な声が語られていました。

第三の特徴は、全ての会場で、「こうした機会を歓迎し、引き続き開催してほしい」という要望が多く出されたことです。市民の意見を十分反映しながら市民総参加で市政を進めてほしいという当然の意見だと考えます。市長をはじめ、教育長、担当部課長は、それぞれの質問や意見に誠実に答えていましたが、「新・行政改革大綱」に明記された方針と食い違うと思われる答弁もあり注目したところです。いくつか問題点をたゞします。

1つ目は、「市長と語る会」への評価。そして今後どう生かすのか。今後の継続開催についてです。

まずは、今回の4会場での開催は評価しますが、市長および教育長は今回の「市長と語る会」をどう評価し、出た意見をどう受け止めているのか。いくつかの意見には、会場で「参考にさ

せていただく」旨の答弁もありましたが、実際に「新・行革大綱」等の具体化にどう反映されるのでしょうか。また、会場でも「次年度からも継続して開催する」と答えていましたが、今回未開催の4町での開催や、須玉会場が比較的大勢の参加だったことから、土日の昼間の開催など、今回の教訓を生かした開催を求めます。運営の方法も、「一人1分間程度の発言時間」とか「一問一答」ではなく、質問者が納得できるやり取りを保障すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、「新・行政改革大綱」方針と「語る会」での「答弁」との整合性についてです。

会場での市長らの答弁と、これまでの議会答弁とか「新・行革大綱」に明記されている文言とは食い違ふと思われる点などについて、以下、答弁を求めます。

1つは、新庁舎の建設についてです。

「必ずしも建てるとは決まっていない」と市長は高根・長坂・武川会場で答弁しましたが、「大綱」には「時代に即した市役所本庁舎の建設を推進します」とあります。建設方針は決まっていないとの理解でいいのか。だとしたら、決まっていないのに、2月の補正で7億円を「庁舎建設基金」に積み増したように今後も「基金」を40億円の目標まで積み立てていくのはおかしいと思いますがどうでしょうか。

2点目には、図書館の統廃合についてです。

「3館以外の5館がなくなるわけではない」と、これは市長が高根・長坂・須玉会場で答弁されていました。「大綱」には「中核的な3施設程度に集約・再編する」と明記されています。集約・再編とは、どこかは残し、どこかは廃止ではないのでしょうか。8つの図書館は残ると理解していいのか、はっきりとした答弁を求めます。

3点目に、「中学校、保育園、図書館などを減らしたら『子どもの数を2倍に』はできないのでは」との質問・意見は全会場で共通して出されましたが、市長からは、明確なこの点に反論・説明はされなかったもので、説明を求めたいと思います。先日第4回目が開かれた「中学校再編整備検討委員会」では「現在1,075人の生徒数が令和16年度には635人になる」ということを前提に協議されています。一方で「生徒は半減する」、一方で「子どもを2倍」にする、これは両立しているのか。子どもが2倍になるのに中学校を減らしていいのか。これは教育長の明確な答弁を求めたいと思います。

3点目です。市長の「垣根を取り払い」「北杜市は一つに」の発言の考えについてです。

市長は、高根での会場で、2月1日です、「来年度は合併20年となります。8町の垣根を取り払い、北杜は一つの機運を盛り上げていきたい」と説明を締めくくっていました。この「垣根」とは何を指すのか。市政運営に「垣根」が障害と考えるのか。地域委員会をなくすとの方針の根っこにそれがあるのか。私は、8つの地域がそれぞれ持っている伝統や特色、これを守り、育てていくことが、万華鏡のような魅力として北杜市の持続と発展にも寄与すると考えますが、市長の見解を求めます。

最後に、「昨年3月議会で、この議会であがった『附帯決議』」に基づく「議会への報告」についてです。

2月15日の全員協議会で、「第3次総合計画の進捗についての報告」がありましたが、そこでは「総合計画」のリーディング・プロジェクトの進捗状況だけの報告でした。昨年3月議会の「附帯決議」では、こうあります。「計画を進めるにあたっては（中略）議会に対しても的確な情報提供と説明を行うこと」とあります。議会にその都度報告すべきは、各種検討委員会な

どの議論の内容や市民からの意見や提案、それへの市の見解などをこそ、議会に報告すべきだと考えますがどうでしょうか。附帯決議をどう受け止めているのか。また、今後の議会対応について見解を求めます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

11番、志村清議員の「市長と語る会」での応答をふまえた「新・行政改革大綱」等の課題における、「北杜は一つ」の考え方についてのご質問にお答えいたします。

8町の持つ歴史や文化については、当然のことながら、尊重していかなければならないものと考えております。

しかしながら、合併後、18年を経過した現在においては、全ての事柄に関し、8町を基本単位とする考えは、北杜市全体を見据えた行政運営を行う上で、かえって垣根もしくは妨げとなってしまう場合もあることから、旧町村でどうであったかにこだわり過ぎることなく、北杜市としてどうあるべきかを考えなければいけない時期が来ているものと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

11番、志村清議員の「市長と語る会」での応答をふまえた「新・行政改革大綱」等の課題における、中学校の再編整備についてのご質問にお答えいたします。

市では、「子どもの数を2倍にする」との目指すべき高い目標を掲げ、各種施策を積極的に行っているところであります。

一方、中学校の適正配置、適正規模については、現在もしくは将来起こり得る、本市の課題を解決するための望ましい学校規模について、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」において検討を行っているところであり、両立しているものと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

「市長と語る会」での応答をふまえた「新・行政改革大綱」等の課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「市長と語る会」への評価、今後の活かし方等についてであります。

先月1日から4日までの間、市内4会場で開催された「市長と語る会」については、延べ300人を超える市民の方に参加していただいたところであります。

「第3次北杜市総合計画」および「新・行政改革大綱」に基づく主要施策等を説明し、市民

の皆さまにご理解いただいたものと考えており、いただいたご意見は、今後の市政推進の参考とさせていただきます。

来年度も市長との対話の機会は継続して開催する予定ですが、今回数多くのご質問をいただき予定時刻を大幅に延長したことから、開催方法、進行等については検討をまいります。

次に、新庁舎の建設についてであります。

本庁舎については、必ずしも移転を前提としたものではなく、現在の場所での建て替えや、増築も選択肢に入れた中で、総合的に判断すべきものと考えております。

また、現在の庁舎を当面使用し続けるとした場合についても、本庁舎北館や東館など、須玉商業高等学校時代からの建築物については、遠からず建て替えが必要となることから、いずれにせよ、新庁舎建設の検討は必須であり、「新・行政改革大綱」の方針との齟齬はないものと考えております。

基金については、検討と並行して積み立て、事前に建設費用を確保しておくことは、当然、必要であると考えております。

次に、図書館の統廃合についてであります。

市立図書館については、3館程度への集約・再編を行い、蔵書の拡充やレファレンスサービスの充実といった、図書館が本来有していなければならない基本サービスの強化が必要であると考えております。

また、図書館の再編によって生じる空きスペースについては、市民の皆さまが雑誌や新聞などを読むことができる「図書ルーム」や、自由に活動したりすることができる「コミュニティスペース」、児童生徒の「学習スペース」などとして残すことを考えております。

現在、「北杜市立図書館適正配置等検討委員会」において、検討がされておりますので、委員会のご意見等を踏まえた上で、総合的に判断すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

引き続き、答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

11番、志村清議員の「市長と語る会」での応答をふまえた「新・行政改革大綱」等の課題における、昨年3月議会での「附帯決議」に基づく議会への報告についてのご質問にお答えいたします。

「第3次北杜市総合計画」の進捗については、本定例会の全員協議会において、基本計画に設定した「リーディングプロジェクト」に対する基本目標20項目の指標設定や、実績値の状況、各施策単位の進捗を管理する施策目標42項目に対する実績値の状況と評価、併せて、計画の実効性を高めるために設置した「北杜市総合計画推進委員会」での審議内容の要旨等を報告したところであります。

総合計画の進捗報告においては、事業の実施状況や、各種検討委員会の議論や内容について、重要な部分についての報告となりますが、「附帯決議」については、重く受け止めているところであり、今後とも、議会はもちろん、市民の皆さまに適宜分かりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

ありがとうございました。語る会にもまして、ここ議会での答弁は重みがあると思いますので、満足できる答弁ではありませんが、今日の答弁を今後の論戦や運動に生かしていきたいと思えます。

まず、市長と語る会についてですが、今後の在り方ですが、NHKは世論をどうつかんでいるかということで、1人か2人から意見があった場合は無視すると。10人から意見があったら、このうしろに100人が同じ意見だと。100人から同じような意見があったら、その同じ100倍ではなくて、50万人、60万人の人が同じ意見だというふうに世論をつかんで、あるいは視聴者から番組の意見をつかんで対応するそうです。300人が多いか、少ないかの評価はいろいろあると思いますが、私は300人の参加、また60人を超える意見、この裏にはその会場に行けなかった多くの人の声や意見があることを、ぜひ市長には頭に置いていただきたいと思えます。

この点での質問は、今後も開いていくということですが、具体的にはいつから、あるいはどこでか、やらなかった4町を優先してやるのかということ、もう少し具体的に、決まっていればですが、言ってほしいと。

それから1人1分というのは、やってみて、さっきも答弁がありました、受け切れないと思えます。起承転結という言葉がありますけど、1分ではとても意見が言えない。ぜひ改善を求めたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市長と語る会について、大きく2点、質問をいただいたところであります。

市長と語る会につきましては、市長と語る会の際にも市長からご答弁させていただいたところでございますが、夏ごろを目途に次回は開催をしていきたいと考えております。

場所等につきましては、今回の分析を現在しているところでございますが、よく検証いたしまして、決めてまいり、決定した際にはなるべく早く市民の皆さまにお知らせをしていきたいと考えております。

また、1分程度の質問時間では起承転結にもならないというところでございますが、今回もそうございましたが、非常に長く発言をされたという方もいらっしゃいますので、その方法につきましても、どうすれば分かりやすく伝えていただき、それに対して分かりやすくご答弁ができるかということも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

志村清君。

○11番議員（志村清君）

ぜひ改善も含めて、行ってほしいと思います。参加者から、市長と語る会でなくて、市長と語り合う会というような形で、ぜひ開いてほしいというような意見が寄せられています。

もう1つの再質問は、時間の関係上、市長が語ってくれた「北杜は一つ」、一つということへの市長の思いが先ほど語られましたが、いつまでも8町を基本単位にしていると、それへの妨げになるということでした。私、万華鏡と言いましたけど、明野で言うダイコンまつり、須玉の甲斐源氏祭り、地域委員会の皆さんがリーダーとなって守ってきた、それぞれ8つの町にそういうのが1つ、例を挙げればあるわけで、それぞれが、高根へ行っても光っている、大泉に行ってもいろんな特徴があつて光っている、それを私、万華鏡と言ったんですが、そういうのが全部光っていて、はじめて北杜市はどこへ行ってもすごいまちだというふうな団結や、また発展が築かれていくと思います。

市長とそういう意味では考えが違ふかもしれませんが、最後の質問は、市長は地域委員会をなくす、支所も縮小すると言いますが、地域委員会が垣根だというふうに評価しているのか、地域委員会の役目はなぜ終わったと言えるのか、2点、最後に答弁を求めます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

垣根と考えるのかということに対しての質問、2点いただいたところでございますが、先ほど市長からご答弁もさせていただいておりますが、歴史や伝統文化などといった当然、残すものは残していかなければならないと考えております。その中で、地域委員会が垣根かということでございますが、これまで合併してから約20年、経過をするところでございますが、これまでいろいろな各町のイベントでありましたり、各町の特色ある事業に対して、ご尽力いただいたことは、確かであります。そういったものが垣根かということ、決して垣根ではございませんが、先ほど申しましたように、残すべきものと、また変えるべきものは変えていくというところが、今回、市長から先ほど答弁していただいた内容でございます。

また、どの点で役割を終えたかということでございますが、先ほど来、申したように役割は終えたということではなくて、残すべきものは残す、変えるべきものは変えるというところから20年の節目をもって廃止といいますか、新たな形に継続をさせていただくものの一つだと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、11番議員、志村清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

なお、10番、井出一司君は一身上の都合で退席する旨の届け出がありました。

それでは次に、みらい創生、6番議員、大芝正和君。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

4項目について、一般質問をさせていただきます。

はじめに、高齢者対策についてです。

市の65歳以上の高齢化率は約40%で、全国平均よりも10年ほど早く高齢化が北杜市では進んでいます。今後は団塊の世代が75歳以上となる2025年問題の中で、高齢者等の通院や買い物などの移動手段、介護は大きな課題であります。

現在、移住してみたい市として、全国に知られるようになった北杜市ですが、今の高齢者が一流の田舎町を目指して努力してきたからだと思います。

さて、現在の市の交通手段は、市民バスやデマンドバス、タクシーや地域でのボランティアによる送迎などです。公共交通の在り方については、北杜市地域公共交通活性化協議会で検討され、住民自ら「つくり、守り、育てる」体制を構築してきたことなどから、国から地域交通優良団体として表彰をされました。このように先進的な取り組みを行ってはいますが、北杜市は面積も広大で高低差が大きく、中心地域がなく市民が散在していることから、その対策は難しい状況でもあります。

よく言われる言葉ですけれども、公共交通に特効薬はないのが現状です。

その中で、現在、介護保険制度のサービスとして、要支援1・2の認定を受けた方を対象に送迎支援単独型事業などを実施していることは承知していますが、現在一定の成果をあげている子育て支援事業の一つの「ファミリーサポート」事業のように、地域で支え合う体制づくりを構築して高齢者等の交通弱者を支える制度が出来ないかと思えます。

また、在宅介護者が増加する中で、デイサービス事業は入浴、食事などの介護者の負担軽減と利用者の生きがいづくりに非常に重要であります。近年、高齢者の増加により利用希望者が多く希望した日数や回数どおりにデイサービスを受けられない状況もあると聞いています。そこで以下質問します。

①地域で支え合う体制の整備をする考えは。

②デイサービス事業の実態と課題、その対策は。

次に、太陽光発電設備設置に係る住民説明会についてであります。

このことにつきましては、昨日の代表質問において答弁をされているところであり、また今朝も新聞報道等もあったところではありますが、通告に基づいて質問をさせていただきます。

太陽光発電設備設置に係る住民説明会について、昨年一部の業者の不適切な言動で、全国ニュースになるなど大きな話題となり、2月に行われた「市長と語る会」においても市民から多くの意見がありました。

県では、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則を一部改正

し、届出が必要な設置規制区域外施設の設置届出書に地域住民等への説明等の状況に関する事項として、いわゆる「地域住民等への説明等状況報告書」の添付を義務付け、令和5年1月25日から施行しています。この地域住民等への説明等状況報告書は市町村で確認することとされており、市では令和4年6月3日に定めた「北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続き等について」を本年1月27日に改訂し、設置を計画している事業者に対して、今後は地域住民等への周知（説明）等について原則地域説明会を実施すること、地域住民等との適切なコミュニケーションを図るなどを追加をしたところです。

事業者の適切な取り組みを確認するためにも、今後は地域説明会の議事録などを添付書類とすることを市の条例・規則等に明文化することが必要です。

そこで以下質問させていただきます。

①北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例や同施行規則に、地域説明会の議事録を明文化する考えはありますか。

次に、防犯対策についてです。

連日、報道をされていますけども、昨年から複数人による強盗や窃盗などの被害が、東京や千葉、茨城など関東をはじめ全国で相次いで発生し、現在でも毎日のように報道をされています。強盗集団はお互いの面識はなく、広域強盗グループが実行犯を入れ替えながら各地で事件を繰り返し、強盗をするためにスマートフォンなどを使って闇サイトで集まり殺人まで行っていたのです。

防犯グッズの売れ行きが急増している報道がありますが、北杜市は首都圏からも近く、高齢者の一人暮らしの世帯が多く、さらに、木造の民家など防犯に弱い住宅が多いことから被害にあう可能性は高く、不安をもつ市民は多いと思います。

そこで、防犯対策として警察の巡回や地域の消防団、ボランティアによる見回り活動は、市民の安心の面からも今後ますます重要となってきます。

また、防犯カメラの設置は、事件捜査のみならず犯罪抑止の面においても重要だと言われています。市内各所に防犯カメラが設置されていることは、犯罪に強いまちをPRでき、市民が安全・安心に暮らすことができると思います。

以下質問します。

①地域からの要望などにより市内に防犯カメラを設置する考えはありますか。

②ボランティア、消防団による見守り活動の実態と課題、その対策はどのようになっていますか。

最後に、県道長坂高根線道路改良事業等についてです。

ご案内のとおり、県道長坂高根線は、長坂駅から国道141号を結ぶ八ヶ岳を横断する生活道路・観光道路となっています。長坂駅、市立甲陽病院やショッピング施設、長坂インターチェンジへの道路であり、多くの市民や、土日には観光客等に相当利用されており、近年は交通量が増加しているところです。

その中で、市立高根中学校への進入路付近は両側に歩道がなく、スクールバスの通行もあり特に通学時は危険なため、保護者をはじめ地域住民から県道の道路改良の要望が出されました。現在、県では用地測量を実施し、来年度から用地取得を計画していると聞いています。

また、県道から市立高根中学校への市道は道幅も狭く、スクールバスの通行時には、保護者の車両は遠方で一時停止せざるを得ない状況でもあります。

道路改良には、地権者のご理解や多額の予算が必要となることから複数年の事業となることは承知していますが、ぜひ早期実現に向けて県と一体となって進めてほしい。

以下質問します。

①これまでの経過と課題は。

②今後の事業スケジュールは。

③県道整備に合わせて県道から高根中学校までの市道整備を計画する考えはありますか。

以上、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

高齢者対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域で支え合う体制の整備についてであります。

高齢者の活動的な生活の基盤である外出支援の確保は、通院や買い物などの移動だけでなく、介護予防の観点からも重要であり、今後ますます求められるサービスであります。

市では、平成29年度から「外出支援サービスモデル事業 でかけ〜る」を実施してまいりましたが、利用者が少なく、サービスの効率が悪いことなどから、本年度をもって事業を終了し、来月から新たな外出支援として、介助が必要な高齢者を対象に住民主体の外出支援サービスを開始するとともに、地域で支え合う生活支援体制を整備・強化するため、担い手の発掘や育成を行い、地域での支援活動の輪を広げてまいりたいと考えております。

次に、デイサービス事業の実態と課題、その対策についてであります。

入浴や食事、機能訓練などを行う「デイサービス」は、利用者の心身の機能の維持や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためにも、重要な事業であります。

「デイサービス」に限らず、介護サービス全体の実態としては、「人材不足と職員の高齢化」およびその原因となっている「賃金格差の深刻化」などがあります。

特に「訪問介護」や「デイサービス」においては、人材確保が極めて困難なことから、全国的に廃止に至る事業所が増加しております。

介護人材を確保し、経営を安定化することが介護サービス全体の課題であり、その対策として、国では、介護職員の処遇や職場環境の改善、人材の確保、業務の効率化等を目的として、運営基準の見直しが行われており、市においては、サービス提供に必要な資格の取得を支援するため、「北杜市介護人材資格取得費用助成金交付要綱」を定め、人材の確保や育成、職員の処遇改善を行っているところであります。

また、「北杜市介護サービス事業所優良事業所・優良職員表彰要綱」を定め、労働環境等の改善や介護職員の「やりがい」を醸成するため、模範となる介護職員を表彰するなど、介護人材の確保と資質向上を目指しております。

さらに、介護サービスの量を確保するため、本年は、「デイサービス」の機能を備えた「小規模多機能型居宅介護施設」など、地域密着型施設2カ所の整備に対する助成を予定しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

防犯対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防犯カメラの設置についてであります。

「防犯カメラ」は、地域の安全・安心だけではなく、犯罪抑止や事件捜査などに一定の効果があるものと認識しております。

現在、市では、「防犯カメラ」を、市庁舎や学校、保育園に設置しておりますが、地域要望による「防犯カメラ」の設置につきましては、県警察本部が行っている「防犯カメラ設置促進事業」があることから、事業の活用を地域に働き掛けるとともに、相談があった際は適切に案内を行っております。

「防犯カメラ」に限らず、地域による防犯対策の取り組みは重要であることから、市では、継続して支援を行ってまいります。

次に、見守り活動の実態と課題、その対策についてであります。

現在、市では、防犯に対する取り組みとして、消防団による「防火・防犯パトロール」や、「民生委員児童委員」など「地域ボランティア」による見守り活動などを推進しております。

また、「青色パトロール」など特色ある取り組みを実施している地域もあり、多くの方々に地域防犯活動に関わっていただいております。

しかしながら、ボランティアの高齢化や担い手不足、また、個々の世帯が抱える事案の複雑化など、様々な課題もあることから、今後、防犯対策の取り組みを強化・推進するため、ボランティアなどの人材の確保や、ボランティア間の連携の促進、人材育成の充実が図れるよう取り組んでまいります。

併せて、消防団やボランティアなど防犯活動に従事される方々に対して、市民の皆さまのご理解・ご協力がさらに高まるよう周知および啓発にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

引き続き、答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

6番、大芝正和議員の太陽光発電設備設置に係る住民説明会における、地域説明会の議事録の明文化についてご質問にお答えいたします。

議事録については、地域住民等の理解や事業者の取り組み状況が確認できる重要な確認書類であると考えております。

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則」の一部改正、「農地転用許可制度」の運用見直しなど、太陽光発電設備を取り巻く状況を踏まえ、市ホームページ上で公表しております、「北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続等について」を改訂し、地域説明会は原則との考えを示したところであります。

議事録および、開催状況の分かる写真等の添付は、確認書類としての重要性に加え、地域説

明会の実施が原則であることを示すものであることから、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則」において明文化すべく、改正事務を進めており、速やかに公布してまいりたいと考えております。

次に、県道長坂高根線道路改良事業等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、経過と課題についてであります。

「県道長坂高根線道路改良事業」は、令和2年2月に地元行政区と関係者から要望書が提出され、県の「公共事業評価委員会」を経て、令和2年6月に事業化されたところであります。

その後、現地測量を行い、道路の線形を検討する中で、令和3年5月に「地元推進委員会」への説明会、同年12月に「沿線地権者や地元関係者」への説明会が開催され、線形については、地元の合意をいただいたと伺っております。

現在、用地測量や用地調査が進められており、特別困難な課題はないものと認識しております。

次に、今後の事業スケジュールについてであります。

県では、昨年11月に事業用地となる土地の境界確定作業を実施し、今月末までに用地調査および建物補償調査が完了する見込みであり、来年度から一部用地取得に着手すると伺っております。

市としても地権者の皆さまのご理解、ご協力をいただく中で、早期の工事着手に向けて、県と連携を図ってまいります。

次に、高根中学校までの整備の考えについてであります。

現状の市道は、有効幅員は確保されております。

また、県道との交差点については、県との協議が必要となるため、現在のところ全体的な整備については、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

大芝正和君の再質問を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。4項目すべてについて、再質問をさせていただきます。

はじめに、高齢者対策についてであります。

第6次ほくとゆうゆうふれあい計画の中で、地域づくり、地域生活を支える基盤の整備として、地域で支え合う体制を構築するとしています。そこで先ほど答弁の中で検討していくということがありましたけども、高齢者等の交通弱者を支える具体的な制度を現在、考えているでしょうか。

また、デイサービス事業の実態と課題の答弁で、介護人材の確保のため、北杜市介護人材資格取得費用助成金や介護サービス事業所優良事業者・優良職員表彰を実施しているという答弁でしたけども、昨年度の実績を教えてくださいたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えいたします。

まず、高齢者等の交通弱者を支える具体的な方策についてでございます。

本年4月1日より、新しい外出支援サービスを開始する予定となっております。具体的には、実施主体として、市民2人以上によりまして、要支援者、またチェックリストによる事業対象者の外出を支援する事業であります。1人につき1回片道250円、1カ月2千円を限度に乗降の介助に対しまして助成を市からいたします。

また、新しい外出支援につきましても、外出だけではなく清掃、洗濯、ごみ出しなど生活支援も補助対象とさせていただく予定でございます。

今後も第6次ほくとゆうゆうふれあい計画の地域づくり、地域生活を支える基盤の整備を進め、地域で支え合う体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、介護人材資格取得費用助成事業、介護サービス事業所優良事業所・優良職員表彰であります。

これは第6次ほくとゆうゆうふれあい計画の重点目標であり、また介護人材の確保のため、令和3年度から事業を実施しております。

はじめに、介護人材資格取得費用助成事業については、令和3年度の実績は6件で、介護職員初任者研修が1件、介護職員実務者研修が5件。令和4年度では、現在まで9件で、介護福祉士試験2件、介護職員初任者研修1件、介護職員実務者研修6件でございます。

次に、介護サービス事業所優良事業所・優良職員表彰についてであります。

令和3年度の実績では3件で、優良事業所1件、優良職員2件であります。令和4年度は優良職員1件となっております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。先ほどの答弁の中で、介護人材資格取得費用助成金制度というのがあるんですけども、先ほど市長の答弁にもありましたけども、介護施設は、人材の確保に非常に苦慮しています。市内の介護施設の中でも、外国人の労働者を海外に行って確保して運営をしているというのが現状で、私も個人的にはどこか誰かいませんかみたいな形で、よく照会をされるけども、なかなかいないのが現状だと思いますけども、この助成金の制度をまだ知らない市民もたくさんいると思います。そういうことを行って、市内の介護施設の人材を確保していくということが必要だと思いますけども、この周知方法についてお知らせください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

6番、大芝正和議員の再々質問にお答えいたします。

介護人材資格取得費用助成事業につきましては、資格の取得ですとか研修を実施することによりまして、介護サービスの質の向上、こういったことにつながります。当然、資格を取得す

るということで、職員の処遇等の改善にもつながってまいります。

周知の方法につきましては、また広報やホームページ等を使いまして実施したり、施設側にも直接お話をさせていただきたいと考えております。

また、介護サービス事業所の優良事業所・優良職員表彰につきましても、こういった形で人が育っていただくということは、すごく大切なことだと思います。今後も介護人材の確保に向けまして、制度をしっかりと周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。それでは、次に太陽光発電設備設置に係る住民説明会について、再質問をさせていただきます。

答弁では、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則に住民説明会の議事録添付を明文化することを速やかに交付するという答弁でしたけども、よくある言葉ではないですけども、具体的な、いつやるのかと日程をお知らせいただきたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

条例施行規則の改正の具体的な日程について、お答えをいたします。

今議会において、市条例の「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」の一部を改正する条例を審議いただいているところであり、ご議決いただいたあとは市条例と併せて交付できるよう進めてまいりたいと考えており、来月1日の施行を目指しております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。それでは、防犯対策について再質問をさせていただきます。

令和5年度の予算特別委員会における各課の説明では、自殺対策強化事業で1カ所、市営駐車場管理事業として長坂駅前駐車場などに3カ所、防犯カメラを設置するという説明がございました。それぞれ設置目的は違いますけども、市の防犯対策には有効であります。市役所庁内での連携を密にして、防犯カメラの設置を総合的に検討してはいかがでしょうか。

また、青色パトロールや消防団などのボランティアによる地域の見守り活動は、こういった凶悪犯罪が起きますと、ますます重要になってきています。

私の地域の消防団は、毎週日曜日に消防車両と消防施設点検、これに合わせて地域内を巡回し、防犯・防火を周知しています。特に春と秋の火災や防犯などの週間には、毎晩消防車両による巡回を実施するとともに、毎日21時に防犯・防火としてサイレンを鳴らすなど、防犯対策にご協力をいただいております。

また、地域での農地や河川等の草焼き作業には、一日真っ黒になりながら消火作業に当たっ

てくれています。わずかな報酬、手当しか出ませんが、感謝の言葉しかありません。

消防団は、防犯、防火、防災だけでなく地域の活力を維持していくためには、絶対に必要な団体でもありますので、消防団の待遇改善を早期に行って、このような活動を維持できるような市として対応することが必要ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

防犯対策について、2点、ご質問をいただいております。

はじめに、市役所庁内で連携を密にして防犯カメラの設置を総合的に検討してみてもどうかという質問でございます。

防犯カメラは、施設の安全・安心を維持する上で有効であると考えておりますが、一方、個人のプライバシー保護などへの配慮の観点から、慎重に検討すべき点もあると考えております。

社会情勢や他の自治体の事例に鑑み、設置場所や導入費用およびその効果、導入後の管理や運営方法等について検証を行うなど、庁内連携をしっかりと行い慎重に検討を行ってまいります。

次に、ボランティアによる地域の見守り活動、特に防火・防犯対策に日々尽力している消防団の待遇改善を早期に行い、活動を維持できるような市としての対応についてということであります。

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、防犯活動につきましては、地域のボランティアや消防団など、多くの地域の方々に関わっていただいております。市としても感謝申し上げるところでございます。

消防団につきましては、北杜市消防団活性化検討委員会の提言を受け、現在、団員報酬の見直しなど待遇の改善に向けて消防団内部で協議を進めているところであります。

消防団の活動においては、火災対応だけではなく、防犯パトロールのような地域を守る活動も極めて重要であります。市としましても、消防団がこれまでと変わることなく活躍できるよう、できるだけ早期の環境整備を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。消防団の待遇改善、市としても早期にということですが、令和5年度には、その結論を出して、令和6年度から、そのような改善ができることが私としては望ましいかなと思いますけれども、令和5年度中に結論を出すのか、お伺いします。

活性化検討委員会からも提言が出されて、あとは市がどうするかということにきていると思いますので、このへんは市長の判断になるのかなと思いますけれども、消防団というのは、地域の活力維持のためにも絶対に必要な組織ですし、いろんな意味で、消防団の活動というのは非常にますます重要になってきていると思いますので、そのような意味で、令和5年度中には結論を出してほしいという思いですけれども、いかがですか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

6番、大芝正和議員の再々質問にお答えをいたします。

消防団の団員報酬などの見直しなど、待遇の改善に向けてのスケジュール的なことでございます。

市としましては、議員のおっしゃるとおり令和5年度中に協議を進め、結論を得て、それから令和6年度から新しい団員報酬の、待遇の改善に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。ぜひそういう形で、スケジュールで進めていただきたいと思っております。

それでは、最後に県道長坂高根線道路改良事業等についてです。

先ほど答弁にあったように、地域の協力もありますし、地権者等の協力も得られているということで、計画どおりに速やかに進んでいってもらえたらと思います。

そこで、県道から高根中学校までの市道整備についてですが、先ほども質問の中で言いましたけども、保護者の車両とスクールバスが交差する、朝、夕ですけども、保護者の車両が一旦停止をしている状況です。また、私も家の近くですので、よく見かけるんですけども、休日などに部活動などで他校との練習試合などがあります。そのときには、学校の駐車場は保護者の送迎用の駐車場でいっぱいになりまして、学校の駐車場では保護者が当然、他校から来ますので、安全という意味で、他校から来るバスが市道に停車しているという状況も見受けられます。

そこで提案ですけども、中学校の体育館の北側に三角の植え込みの場所があります。ここはかなり広いんですけども、学校としてもなかなか管理も難しいということもありますけども、これらを整備して、バスの一時的な駐車場にするなど、県道までの市道の部分的な拡幅をする必要があると思っておりますけども、いかがですか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えいたします。

県道長坂高根線道路改良事業等における、高根中学校の体育館の北側部分の拡幅をする必要があるのではないかとということでございます。

市としましては、中学生が登下校をする市道でもあり、保護者の送迎でも利用されていることから、部分的な改修で待避所の設置や歩道の設置など、安全対策は検討できると考えておりますので、学校関係者等とのご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で答弁が終わりました。

質問を打ち切ります。

これで、6番議員、大芝正和君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、5番議員、神田正人君の一般質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

一般質問をさせていただきます。

3項目の質問をさせていただきます。

1項目め、環境にやさしい有機農業について。

日本は化学肥料の原料のほぼ全量を海外からの輸入に依存しております。しかし、現在の世界情勢の中、原料の輸入が非常に難しくなっております。脱化学肥料に向けた動きを加速する必要があるとの認識が強まっていると思います。農業による食料の生産から流通、加工、消費、廃棄に至る流れを包括的に捉える考え方として重視されております「食料システム」その各段階における環境負荷を低減するとともに、温暖化の原因となっております二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を目指す「みどりの食料システム法」が昨年制定されました。とりわけ化学肥料の使用量を減らすことが喫緊の課題となっております。

この「みどりの食料システム法」は、耕地の有機農業の割合の拡大とか化学肥料の使用量の低減などを基本とした、みどり戦略が基になっているもので、特に化学農薬には、発がん性など人体への毒性がないとは言い切れないものもあることに加え、使いすぎますと農薬に耐性を持つ病原虫が出現してしまうことも問題視されております。

この制度は市町村が主体となってモデル地区を創出し、地域ぐるみの取り組みを後押しすることをねらいの一つとしております。この事業は有機農業を開始する農業者や化学農薬、化学肥料の低減や農業における温室効果ガスの排出量削減など、SDGsへの対応者には支援をする取り組みとしております。このような目標実現のために市町村は国、県と連携し基本方針を実施するための計画をつくる予定であります。

そこで以下質問させていただきます。

①北杜市の有機農業の現状は。

②北杜市として、先ほど言いました、この制度に対し計画はどのように考えておられますか。

③この制度に対しての情報発信は、どのようにしておりますか。

続きまして2項目め、防災の情報通信技術（ICT）の活用の現状について。

近年、想定外の自然災害が頻発しております。全国各地の自治体で、その災害対応に追われるケースが増えております。気象変動の進行により、水災害の激甚化、頻発化が懸念されております。実際に土砂災害の発生件数は増加しているといわれております。自然災害が増加する中、自治体の防災対策における責任は大きくなり、新たな課題が出始めております。防災対策において、一番重要なのは、リアルタイムに情報を地域住民に伝え、地域全体の安全を確保することです。しかしそのことが一番の課題でもあります。今後ドローン、建物センサーからのビッグデータをAIで解析し地域住民一人ひとりに安全な避難情報を提供し、ドローンによる救援物資の最適配送などの防災計画は必要であると考えられます。

実際に、IoTセンサーを街路灯やカーブミラーに取り付けることにより冠水浸水などの状

態をリアルタイムに監視することができ、災害発生時に迅速に道路状況を把握することが可能であります。また傾斜センサーを使用することで、急斜面の崩壊や、インフラ整備の老朽化をモニタリングすることができます。このことは自治体職員の巡回作業の不要から、リスク軽減にもつながり、職員の安全確保、地域住民全体の安心安全が実現できます。特に北杜市のような広域な地域自治体では遠距離、多地点の定期巡回負担を大幅に軽減できるため、地域住民のみならず、自治体への安心・安全のサポートとなります。

そこで以下質問させていただきます。

①北杜市のICTの現状は。

②今後の導入予定の考えは。

最後、3項目めの質問をさせていただきます。プログラミング教育について。

2020年から小学生でプログラミング教育が必修化されることになりました。それ以前には中学校での「プログラムによる計画・制御」が必修化されております。プログラミング教育が必要とされる背景の一つとして、第4次産業革命やグローバル化に対する人材を育てることがあります。そこにはプログラミング的思考「目的を達成するために物事を順序だてて考え、結論を導き出していき、それを計画的に実行する考え方」を身に付けることが必要とされます。ただそこには、プログラミングを教えられる教員が少ないといった課題や、必修化による教職員の負担増などの懸念が抱えた状況だと、現在いわれております。

そこで以下質問させていただきます。

①北杜市の小中学校のプログラミング教育の現状は。

②今後のプログラミング教育への指導計画について、質問させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後12時00分

---

再開 午後 1時29分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

みらい創生、一般質問の神田正人君の答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

環境にやさしい有機農業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、有機農業の現状についてであります。

本市においては、豊かな自然環境を生かし、多種多様で安全・安心な農作物が生産されております。

また、恵まれた自然環境や、首都圏からのアクセスの良さなどから、新規就農を志し、有機農業に取り組む移住者も増えている状況であります。

現在、耕地面積5,150ヘクタールのうち、有機農業が占める割合は、約2%で、99.

1ヘクタールとなっており、農家数は66経営体となっております。

次に、制度に対しての計画についてであります。

本市は、県内で唯一、国の「有機農業産地づくり推進事業」の採択を受けております。

その事業内容の一つに「北杜市有機農業実施計画」の策定があり、昨年7月に農業者を中心とした「北杜市有機農業推進検討会」を立ち上げ、検討を重ねてきたところであります。

この計画は、有機農業に取り組む農業者数の増加や面積の拡大、有機農産物の理解促進による消費拡大などについて目標や方針を定めることとしており、年度内の策定を予定しております。

次に、制度の情報発信についてであります。

市では、本年度、市内の有機農業の取り組みについてのプロモーション動画とポスターを作成し、市内外の店舗で放映や掲示をしていただいたところであります。

また、本市で生産された有機農産物の販路拡大とPRのため、生産者とバイヤーをつなぐ商談会も開催し、現在19社と市内有機農家15経営体が取引に向けた調整を行っております。

「有機農業実施計画」策定後には「北杜市オーガニックビレッジ宣言」を行い、市内外に「有機農業のまち北杜」として周知を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

プログラミング教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現状についてであります。

情報化の進展により、子どもたちが情報や情報技術を適切かつ効果的に活用していく力を育成するため、国では「学習指導要領」において、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、「プログラミング教育」を推進しております。

小学校では、情報手段の基本的な操作の習得や各教科の特質に応じて、小学5年生の算数や小学6年生の理科において、「プログラミング的思考」を育む授業を行っており、中学校では、技術・家庭科の技術分野において、「プログラミング的思考」を含む、情報技術の見方や考え方を働かせた、情報活用能力を育成するための学習を行っております。

また、「プログラミング教育」を充実させるため、「北杜市立小中学校ICT活用研究会」による授業改善に向けた研究や情報の共有、「ICT支援員」の学校訪問による授業支援等も行っているところであります。

次に、指導計画についてであります。

市内小中学校における「プログラミング教育」は、文部科学省の定める「学習指導要領」に基づき、学校が編成した教育課程における教科等の「年間指導計画」において実施されております。

また、本年度は、「プログラミング教育」の更なる充実を図り、「北杜市原っぱ教育実践研究モデル校」において、「プログラミング的思考」を効果的に学習できる授業の研究や年間指導計画の見直しを行い、その研究成果は市内小中学校に周知したところであります。

今後も、「北杜市立小中学校ICT活用研究会」を中心に、指導や学習方法等の研究を行い、

児童生徒にプログラミング的思考や、ICT技術をより良い社会づくりに活かそうとする意識を育むための授業改善に努めてまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

防災の情報通信技術（ICT）の活用の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ICTの現状についてであります。

広大な面積を有する本市では、災害時に迅速かつ精度の高い情報を収集・発信するためのICTの活用は必要不可欠であり、重要な施策の一つと位置付けております。

現在、本市におけるICTの導入事例としては、「Lアラート」、「メールシステム」、SNSがあり、また、一部の避難所等にWi-Fi設備を整備するなど、ICTの活用を進めているところであります。

次に、今後の導入への考えについてであります。

来年度に「防災行政無線高度化事業」として、「防災行政無線」と「メールシステム」など様々な媒体を連携させ、これまで以上に迅速かつ正確な情報発信が可能となるシステムの導入を予定しております。

また、「ドローン」については、現在、本市はドローンを取り扱う民間事業者と協定を締結し、災害発生時にドローンを使用した画像の取得などができるよう協働の取り組みを進めております。

現在、ICTを活用した防災・減災の機器やサービスは、目覚ましい進歩を遂げており、その導入は、防災・減災力の強化が期待できるものと考えております。

今後、市は、国の支援制度や、他の自治体の先進事例など情報を収集しつつ、費用、効果および利便性等について検証を行うなど、ICTの導入に向けた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

神田正人君の再質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

細かな答弁、ありがとうございました。

3項目すべてに再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1項目め、環境にやさしい有機農業について、2つ質問させてください。

先ほど、生産者とバイヤーをつなぐ商談会を開催したとおっしゃいました。その具体的な内容について、答弁をお願いいたします。

もう1点、本市では新規就農者の多くが有機農業に取り組んでおります。そこで有機農業というのは化学肥料や農薬を使用しないことから、特に生産過程において、技術的な経験や技術

が必要となってくると思います。そのような状況から、移住して新規就農される場合には、周囲に知り合いもなく孤立してしまうことが危惧されると思います。そこで新規就農者が有機農業に取り組みやすい環境づくりに向けた支援策があれば、教えてください。

以上2点、答弁をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

5番、神田正人議員の環境にやさしい有機農業について2点、再質問をいただきました。

まず、1点目でございます。

生産者とバイヤーをつなぐ商談会の内容はというご質問でございます。

今回の商談会は、コロナ禍でも安心して商談が行えるよう、対面方式ではなくオンライン方式を取り入れ、多くのバイヤーなどのネットワークを持つ事業者に委託を行い、実施いたしました。

初の試みではございましたが、農業者の皆さまをしっかりとバックアップする中で、円滑に商談が進んだものと考えております。

2点目でございます。新規就農者が有機農業に取り組みやすい環境づくりに向けた支援策のご質問かと思っております。

新規就農者の支援といたしましては、これまでも北杜市フードバレー協議会とともに、様々な取り組みを進めているところでございます。

今回、有機農業実施計画策定に当たり、農業者の皆さまと意見交換において、農業者のネットワークづくりに向けた組織が必要であるとのご意見をいただきました。このことから来年度、令和5年度のオーガニックビレッジ事業においては、組織体制の構築に向けた講師の派遣や意見交換会など、その準備でございますけれども、その実施を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

どうもありがとうございました。それでは、2項目目の質問をさせていただきます。

防災の情報通信技術の活用についてですけれども、本年、先月、2月15日付けの山梨日日新聞に国土交通省の件に関して、こういった新聞報道がありました。その中で、大雨被害、原野に国交省が1万個設置するという形とか、要するに住宅電柱に浸水センサーを取り付け、河川氾濫や浸水を瞬時に観測できるという体制を構築するとの記事が掲載されております。

国の防災に関して、ICTを活用した事業を推進しており、こういったことは、市でもこの浸水センサーに対して、どのように考えているかということと、もう1点は、今後のICT導入についての考え、具体的にどのようなものがあるかというのを教えていただきたいと思っておりますので、2点、質問をよろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えをいたします。

I C Tの現状について、2点、ご質問をいただいております。

はじめに、新聞で報道された浸水センサーについてでございます。

本市におきましては、浸水害の発生する恐れのあるエリアにつきまして、ハザードマップを作成し、市民へ周知しております。

報道された浸水センサーにつきましては、現在、国土交通省がモデル事業を進めているものと伺っております。この浸水センサーによって、浸水害の発生状況を把握できるだけでなく、自治体による罹災証明書の発行などの手続きも早くできるなどの効果も期待できるとされております。

本市においては、須玉町、白州町および武川町において浸水害が想定されておりますので、国のモデル事業の状況を注視しつつ、導入費用や、その効果など総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、その他、具体的に導入を検討しているものということでございます。

防災・減災に活用できるI C Tの機器につきましては、多種多様なものがあり、また改良されたものや新しいものが次々と発表されております。

したがって、何をどのようなタイミングで導入すべきか判断が難しいところでございますが、最近、災害などに有効と思われるものとして、ドローンやスマートフォン型の災害用無線機などがあります。ただし、オペレーションやコスト面などの課題もあることから、現在は情報収集を行っている段階であります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

どうもありがとうございました。再々質問をさせていただきます。

先ほど具体的に検討してあるものということで、2点、挙げていただきました。

その1つ、ドローンを、空撮をはじめ道路、橋などのインフラの点検、また農業に関しては農薬散布といった多様な用途に使われております。その一層の活用を進めることで、経済と社会に変革をもたらすとも言われております。特に北杜市のような広く変化に富んだ地形では、最大の役割が果たせると思います。

そこで具体的なものの中で、ドローンの導入における課題というものは、当然、良い面もあるんですけども、問題点もあると思いますので、その課題について質問させていただきます。

もう1点、スマートフォン型の防災無線という形で説明がありましたけれども、具体的にどんな無線機と言うんですかね、具体的なものの内容について、答弁をよろしく願います。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

5番、神田正人議員の再々質問にお答えをいたします。

はじめに、ドローンの導入における課題についてでございます。

ドローンにつきましては、その特性を生かすためには、災害時において実際に職員が使いこ

なすことができるかどうかが課題と言えます。具体的に言えば、航空法などドローンに関する法令の知識、それからドローン本体の取り扱いや操作に関するノウハウなどが考えられます。ドローンの性能機能を十分に使いこなすためには、クリアしなければならないハードルがあることから、今後も導入規模や費用、維持管理コストなどを含め調査・研究を行ってまいります。

次に、スマートフォン型の防災無線についてであります。

災害時において、通信途絶を回避する手段として優れているとされているものが、スマートフォン型の防災無線であります。これは通信途絶を起こしにくく、他の通信手段の弱点を補完することでがき、さらに写真や画像を扱えることにより、災害時の情報収集や情報発信などの利便性に優れているものでございます。

ただし、先ほども答弁させていただきましたが、ICTの技術は常に進歩・発展しており、導入の時期を見極めるのが難しいと考えております。また、導入費用や維持管理費用も検討する上で重要な要素でございます。

今後も市民の生命・安全を守るために、市の防災・減災の強化につながるようなICT機器につきまして、引き続き情報収集を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

どうもありがとうございました。ICTに関しては、時代の先取りをしながら、非常に良いものを入れていただき、誤った方向にいかないような形で導入を検討していただきたいと思っております。

それでは3点目、再質問、よろしく申し上げます。

プログラミング教育の問題点として、教員の知識不足とか、またICT環境が整備されていない、またICT環境が未整備であるとか、そういった形が挙げられております。また、セキュリティの問題、プログラミング教育が始まったことで、学校が管理しなければならない情報量とか、防ぐべきリスクというのはかなり増大しております。

また、教育の中では地域差、そういうものが出たり、全国的ですけども、属人化という、その人しかできないような形になってしまうとか、そういったことが問題点として、また挙げられております。

先ほど来、出ている本来の目的は、情報を活用した問題解決、プログラミングの活用先を知るとか、論理的思考力を身に付ける、またほかの教科に活かすとか、いろんな良い面があります。ですけども、先ほど言ったとおり、問題点として人材育成、機器の整備、セキュリティなどがあるんですけども、これに加えて、実際に今、日本の中では事業をスタートしてみると、本来の目的がおろそかになってしまうとか、教員の準備に非常に時間がかかってしまう。また、ついていけない児童生徒がいるという、そういったいろんな問題点が出ております。

そういったところで、再質問という形で、北杜市で、現状、小学校は2年目になりましたけれども、北杜市における課題というものを、現状としてどのように把握しているか、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えをいたします。

プログラミング教育を実施するにあたりましては、やはり各事業において、教科等の目標に沿った学びをより確実なものにしながらも、プログラミング体験等を取り入れながら、プログラミング的思考を高める事業というものが求められております。

このため、こうした事業を、限られた授業時間の中で充実させることは、非常に教員のスキルも求められますし、労力等、工夫も求められているということでありまして、現状、まず大きな課題としては、そこが挙げられるかと思えます。

また、プログラミング教育につきましては、近年の社会全体のICT化に伴い生まれた考え方でありまして、教職員の中には、プログラミング体験を取り入れながら、プログラミング的思考を高める授業を受けた経験が乏しく、教科等の特性を踏まえながら、プログラミング教育を行うための授業計画を立てることに苦慮しているということも挙げられます。

本市としましては、機器等につきましては、端末の整備は進んでおりますが、やはり運用面というところで、ただいま申しあげました2つ、大きな課題があるかなと捉えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、5番議員、神田正人君の一般質問を終わります。

次に、会派しんせい、17番議員、野中真理子君の一般質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

今回の一般質問は、警報発令時の公民館・図書館などについての1項目です。

①警報発令時の公民館、図書館などの開閉館のルールはあるのでしょうか。

②2月10日に大雪警報が発令されました。そのときには、図書館などは通常通り開館していましたが、閉館を早めてもよかったのではないのでしょうか。待ち合わせなどに使う市民も多いので、閉館を早める場合はそれらの市民への対応も必要です。通常通り開館する場合は、職員の帰宅が困難や危険になった場合の対策も必要と考えます。これらのことも含めて、今後の対応を伺います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

17番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

警報発令時の公民館・図書館などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、開閉館のルールについてであります。

警報が発表される場合は、事前に予測が可能なものや、ゲリラ豪雨など突発的に発表されるものなど、気象条件によって内容が様々であり、利用者への周知方法など、一律での対応が困難なことから、現状では警報発表中に施設を開館または閉館とする統一的なルールは定めてお

りません。

次に、今後の対応についてであります。

公民館や図書館は、通常の施設利用のほか、待ち合わせや送迎などの待機場所として利用されており、可能な限り施設が開館していることが望ましいと考えておりますが、一方で職員の安全確保にも十分配慮する必要があります。

こうしたことから、職員が帰宅困難な場合等の対応や、閉館する場合の周知方法等について、県や他市の状況も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

確かに教育長のご答弁のとおり、それぞれの気象条件によって判断が難しいとは思いますが。しかし、例えば大雨とかの警報でしたら、もしかしたら、そのままじっと待っていてやり過ぎたほうがいいということもあるかもしれないですけども、大雪とかの場合は、どんどん積もっていくわけなので、初期の段階で早く判断をして、例えば図書館であれば、図書館は閉めるけれども、支所のほうには必ず人がいますみたいな形とか、それから遠い職員の人は帰すとかという対応ができるのではないかと思います。今のご答弁でも、これからいろいろな他市の状況も含めて検討されるということですので、これからの検討課題ではあるとは思いますが、想像はつく部分があると思いますので、大雪にはこうというようなことが考えられるのではないかなと思います。

また、警報にも特別警報と警報がありまして、特に特別警報の場合は、本当に緊急の事態ということもありますので、そこを分けての考え方も必要なのではないかと思いますけれども、今、言いました大雪に対する警報、それからあと特別、それから普通の警報の違いで、どう考えていらっしゃるかを、今の段階で伺えればと思います。お願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

17番、野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

先月の2月10日の大雪の際であります。遠くから通っていらっしゃる職員につきましては、やはり帰りが心配だという申し出等も一部いただきましたので、そこは所属長の判断の中で、職員の安全確保のために、最低限の人数を残しながら、帰れる職員については、早めの帰宅を促すというような措置を、先月については取ったところであります。

ご質問にあります警報の種類等についての対応ということですが、一律に施設を閉めるとか、開けるとかという判断は、なかなか難しいものがあるのかなと現時点では思っております。

やはり、そこに従事する職員について、最低限の対応が可能であれば、最低限の職員を残しつつ、施設については開けていくということなのかな、それを基本と考えていくのかなという

ことでありますが、議員ご指摘の特別警報ですとか、明らかに大雪になるというような場合につきましても、そのケース・バイ・ケースという形になりますが、判断をしながら、施設を閉館とするかどうかの判断を今後、考える必要があると思っています。

答弁でも申し上げましたとおり、他市ですとか、他自治体の状況等も参考にさせていただきながら、今後検討を進めていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

今、私が2月10日で、目に見えた部分は図書館とか公民館だったので、教育部のほうでお答え願っていますけども、これは市の全体の防災の関係もあるかと思えます。そうした中で、防災の、市としてどう考えているかということも伺いたいですし、それからあと例えば、この判断は図書館、公民館については教育部が判断することなのか、そういう、どこが判断をされるのかということ伺いたいです。よろしくお願いたします。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

17番、野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

2月10日の状況でございます。

大雪警報ということで発令されましたが、当日はあくまでもそれぞれの所属長の判断により、遠くから来ている職員につきましては、早めの帰宅をお願いしたところでございます。

それぞれの所管する施設につきましても、そういった対応をしていただいたものと承知をしております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、17番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、3番議員、中山喜夫君の一般質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

皆さん、こんにちは。

私は思いがあります。「見上げれば同じ空の下、北杜は一つ」であると。これからも「情・熱・愛・和」をもって、それを胸に、そして「地域、世代、そして政党、派閥の垣根を超えて」、「しがらみ、忖度に縛られずに、この人生、命の熱量、かけるならかけて価値ある地域未来のために」、その思いを胸に今回3つの大項目の質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問大項目1つ目、「北杜市高校生議会」開催実現～地域未来を託し担う若者たちの声を市に～。

【若者たちの将来を見据えた市政参画意識の向上と底上げ】これは将来の地域の在り方を見据える上で、全国の各自治体において非常に重要な共通テーマの一つだと感じております。そ

の思いから、昨年令和4年9月の第3回北杜市議会定例会の私の一般質問で、『北杜市学生市議会（仮称）』の開催検討を市に提案お願いさせていただいた経緯がありました。

その際市長からの答弁で、「第3次北杜市総合計画」のリーディングプロジェクトにおいて、「若い世代に選ばれる地域をつくる」ことを目指して、本市の未来を担う若者の考えを、市政に反映することが重要であるため「学生市議会」等の実現に向け、開催方法や内容等について検討を進めてまいりたいとの力強いご答弁をいただきました。

そして今年令和5年度より『北杜市高校生議会』の開催実現の方向性が示されたことは、何より市の未来を託し担う若者たちにとって大変喜ばしいことであり、市の執行部、ならびに職員の皆さまにおきましては『北杜市高校生議会』開催実現に向けてのご理解共鳴をくださったことに、心より感謝申し上げます。

改めて私は思います。

「地域未来を託し担う若者たちの郷土愛、市民としての当事者意識や有権者意識」などは、突如芽生えてくるものではないこと。それには、幼少期時代から現在に至るまでの日々の生活を通じながら、「ふと疑問に思うこと」や、「地域が抱えている問題」、「それに対する市政の状況」を対比意識しはじめ、徐々にアンテナを広げていながら「建設的な解決案を思考模索すること」が大切であり、『北杜市高校生議会』はその「大きなきっかけ」ともなり、自分たちが将来担う地域未来への想いをより強固にしていく「主張の場」にも成りえると。

【若者にとって将来も住み続けたい。戻ってきたい。戻ってこられる地域づくり】を目指し、本市において、将来の地域活性に向け、今後も『継続的な北杜市高校生議会の開催成功、本市にもたらすその多大なる将来効果』を私は心より願っております。

以上の想いを胸に以下の質問をさせていただきます。

質問1つ目、『若者たちにとって、市民の一員としての今後の市政参画への当事者意識と有権者意識の醸成』につなげていくことは『高校生議会開催の大きなテーマの一つ』でもあります。現在の本市における高校生含む18歳以上30歳未満までの若年世代の近年の投票率とその推移について、また『本市の世代全体における若年世代（18歳以上から30歳未満）の投票数の割合＝政治に声を反映届けられている現状の割合』について、分析と見解をお聞かせください。

質問2つ目、高校生議会の開催に向け、市の現状についての高校生への事前説明会など様々な準備が予想されますが、開催までの今後のタイムスケジュール、事前準備内容、高校生議会の具体的内容についてお聞かせください。

質問3つ目、選出された高校生議員の皆さんにとって今回はもちろんお互い初めてのため、慣れるまでは『議会・議論の形式』がハードルになり、発言しにくい雰囲気や場面に直面することも想定できます。また、少しずつ意見が出始めても『個々の意見としての発言』が多くなったり、『発言者が一部に偏ったり』など、結果『話し合いの全体の方向性を参加者がつかみづらくなってしまいう状況』に陥る可能性も想定できます。『主軸がぶれずに討論しながら議論を深めていく』には『委員長のファシリテーター的な采配や進行上の助言が必要なケース』も考えられますが、高校生議会の進行において、各種想定できるこれらの問題や、市が考えるその他の問題について、その内容と対応策を現時点でのお考えで構いませんのでお聞かせください。

質問4つ目、多くの市民の方々にも、若者である高校生たちの斬新な発想や意見にも興味を持っていただき、積極的に傍聴や視聴していただけるよう『高校生議会の開催告知』から始ま

り、『高校生議会にてあがってきた若者たちの意見』『議会を実際に傍聴（視聴）された方々のご感想』などについても、事前事後に広く周知紹介し、市全体が、少子化の進む現代、若者の貴重な発想や意見を認識尊重していきける環境づくりを整えていくことは非常に重要であると考えます。『北杜はひとつ』世代間の理解の浸透が、老若男女、市民みながみなを尊重し思いやり、結果北杜市の目指していく将来の方向性、大きな目標達成に近づくための機運構築にもつながってもらいたいと私は心より願い期待しております。開催告知から議会での意見や感想まで、広く市民全体へ周知し認識してもらうための市のお考え今後の方針をお聞かせください。

次に大項目2つ目に移ります。『アニメからリアル北杜ファン』へ！四季折々の市内各地の魅力を年間通じて楽しめる『また訪れたいスーパーカブの聖地化』を目指して。

『TVアニメ：スーパーカブ』の放映をきっかけに、全国から数多くのアニメファンの方々がオートバイで、メイン聖地である本市を近年訪れるようになりました。『甲斐駒エリアの雄大な大自然』を背景に『四季折々の魅力あふれる日常景観』や『地域の方々の来訪者への温かい歓迎ムード』からも、『イベント時には毎回訪れて来るという熱心なリピーター』も多く、来訪者の方々からの厚い支持を得てきました。また、昨年11月には北杜市が【訪れてみたい日本のアニメ聖地88】に認定され市役所本庁で『一般社団法人日本アニメツーリズム協会』から【訪れてみたい日本のアニメ聖地88認定プレート】が光栄にも贈呈されました。

これまで市内でも多くのイベントが行われており、昨年開催された聖地巡礼を兼ねたスタンプラリーイベントでは、数多くのファンの方々が県外遠方からもオートバイで本市に来訪しました。北杜～韮崎の広域移動の後、できれば日が落ちる前までに帰路につきたいというライダー心理も考えると、次の機会には、魅力あふれる市内各地をもっとゆっくり時間をかけ周遊観光を満喫しながら滞在してもらいたいとの地域の方からの声も伺いました。

『アニメをきっかけにリアル北杜ファン』へ！

『北杜市内各地の四季折々の魅力を年間通じて何度も訪れ楽しんでもらいたい』『また訪れたいスーパーカブの聖地化』を目指して！

そして『今回のアニメブームをきっかけ』に、アニメファンの方々ではなく、私たち市民にとっても【北杜市=これからもいつまでも誇りに思える愛着あふれるふるさと】として、『次世代に紡ぐ今後の恒久的な地域活性』につなげていきたいと心より願いつつ、以下の質問をさせていただきます。

質問1つ目、今年度（2022年度）に実施されてきたスーパーカブ関連の各種イベントとその来訪者数について、お聞かせください。

質問2つ目、北杜市アニメツーリズム協議会との連携により新年度（2023年度）に予定・考案しているイベントの具体的内容とそれに対する今後の市の協力・支援内容についてお聞かせください。

質問3つ目、市内の各総合支所などに、市内の観光エリア・目的別に、各地域の魅力が詰まった「周遊スタンプラリーマップ（仮称）」などを設置して、四季折々の様々な魅力あふれる本市を、通年通じて何回でもゆっくり周遊観光を満喫してもらいながら、結果『根強い北杜ファン』になっていただけるよう長期・通年的な誘客戦略なども検討されてみてはいかがでしょうか。

質問4つ目、規模の大小問わずスーパーカブ関連のイベント情報をもっと市民の方々にも知っていただき『来訪されるファンの方々へのウェルカムムードの機運醸成』にもつなげていくことは大切であると考えますが、市民へのイベント周知に対する今後の工夫改善策、市の可

能な対応について、お聞かせください。

次に最後になりますが、大項目3つ目の質問に移ります。名水百選の里『道の駅はくしゅう構内の水汲み場周辺の老朽化と設備不良の改善整備』と『北杜市西部（白州・武川）地区の財産である名水周知&魅力PRの強化』による将来を見据えた西部地区の活性と発展に向けて。

昭和60年環境庁から選定された『名水百選』の白州尾白川は、甲斐駒ヶ岳、花崗岩層によりろ過された名水で、飲料水としても全国的にその知名度は非常に高く、毎年水遊び・キャンプ・ハイキング甲斐駒ヶ岳の登山などで年間約5万人近くの観光客が訪れております。

そして、観光来訪者の多くの方々が立ち寄る代表的スポットの一つである『道の駅はくしゅう』の構内には『名水の水汲み場』が設置されており、市外からも数多くのリピーターを含む方々が利用し、シーズンや週末などは列をなすほど賑わっております。

しかし、名水百選水汲み場の周辺の設備が設置からすでに20年以上も経過しているため、老朽・風化が目立ち、名水の説明がなされている看板の文字は剥げ落ち読めず、冬期の水汲み場は強い横風を受け来訪者の歩く通路側への水の飛散が生じ、路面の凍結のスリップの危険を防ぐために、簡易的に業務用の延長パイプをガムテープで蛇口とつなぎ合わせて、なんとか水汲みに来られている観光客の方々に飲料水を提供している状況でした。

そこで以下の質問をさせていただきます。

質問、北杜市西部（白州・武川）地区は『水』が最大の観光資源でもあり、古から農業・観光にとって多大な恩恵を享受しながら生活を営んできております。現在多くの観光来訪者にとって名水を味わえ、その魅力の発信拠点とも言える『道の駅はくしゅう』。その構内の『水汲み場周辺の設備の整備』と『名水百選の周知PR強化』を市に今後ご対応くださるようお願いしたいです。

市の見解、今後のご対応についてお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

3番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

「北杜市高校生議会」の開催実現～地域未来を託し担う若者たちの声を市に～について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高校生議会のスケジュール等についてであります。

本事業については、主に市内3つの高校を対象とし、新年度が始まり次第、各学校と日程の調整を行い、事業説明を行った上で、夏休み期間中に実施してまいりたいと考えております。

生徒の皆さまには、まず議会制度および市政の取り組み状況についての資料を配布し、本事業の内容を説明いたします。

また、各校から合わせて18人程度の高校生議員を選出していただき、「いま若者が北杜市に思うこと」などを実際に議場にて、ご質問いただきたいと考えております。

次に、高校生議会の進行についてであります。

質問内容については、あらかじめ各校においてまとめていただいた上で、生徒にご質問をいただくほか、議長や副議長といった進行役についても、高校生議員に経験していただきたいと

考えております。

高校生としても、初めての経験であることから、議会制度や議会の進行については、事前に丁寧に説明し、当日の進行サポートについても、議会事務局と協力する中で進めてまいりたいと考えております。

次に、高校生議会の周知についてであります。

市民の皆さまに、若者である高校生の声を知っていただくことは、大切なことであると考えておりますので、議事録を含めた、実施内容等については、市の広報紙やホームページ等を活用し広く周知してまいります。

また、成人年齢が引き下げられたことから、これから選挙権を持つ若者に、市政や議会を身近に感じていただく目的もあることから、傍聴については高校生議会関係者を優先してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

3番、中山喜夫議員の「北杜市高校生議会」開催実現～地域未来を託し担う若者たちの声を市に～における、若年世代の投票率の推移等についてのご質問にお答えいたします。

本市における全体の投票率は、昨年7月に執行された「参議院議員通常選挙」においては、63.86%、本年1月に執行された「山梨県知事選挙」においては、56.43%でありました。

このうち、本市の18歳以上30歳未満の投票率は、「参議院議員通常選挙」においては、40.57%、「山梨県知事選挙」においては、30.56%であり、本市の若年世代は、他の世代に比べ投票率が低い状況であります。

この状況を踏まえ、若年世代の投票率向上のための効果的な啓発活動を進めるとともに、将来有権者となる小中学生に対しても、「出前授業」等を通じて、選挙の意義や大切さを深める機会の創出が重要と考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

3番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

『アニメからリアル北杜ファン』へ！四季折々の市内各地の魅力を年間通じて楽しめる『また訪れたいスーパーカブの聖地化』を目指してについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、イベントの来訪者数についてであります。

昨年4月に開催した、「アニメスーパーカブ北杜スタンプラリー」の周遊参加者数は、3,865人で、同時期に「一般社団法人アニメツーリズム協会」が開催した、「アニメスーパーカブ放送1周年記念イベント」では、約200人が来訪しております。

次に、新年度のイベントの内容と市の協力、支援内容についてであります。

「スーパーカブ」のテレビ放映後、市内各地域がアニメの聖地となり、これまでに多くのファンが来訪しております。

また、昨年に引き続き「日本の訪れたいアニメ聖地88」に選ばれるなど、これまでの「北杜アニメツーリズム協議会」の活動や、地域の皆さまとの交流が、ファンに認められたところでもあります。

市としても、今後も継続した取り組みが必要と考えており、来年度は、「北杜アニメツーリズム協議会」のご意見をいただきながら、ファンの交流の場を設けるイベントや、ポスター等を活用した新たな市内聖地のPRなどを実施する予定であります。

また、「北杜アニメツーリズム協議会」が主催するイベント等に対して、著作権を持つ制作会社との仲介、市が制作したノベルティの提供、イベントの情報発信など、協力・支援してまいりたいと考えております。

次に、長期・通年的な誘客戦略についてであります。

本年度開催した、「アニメスーパーカブ北杜スタンプラリー」は、アニメ、バイクファンにターゲットを絞ったことにより、想像以上の反響が得られたところであります。

本年度、市では周遊プログラムとして、北杜市、富士見町、原村の「地域おこし協力隊」が制作し、好評を得ました「八ヶ岳ベーカリーパンマップ」を基に、スマートフォンのGPSを利用した「コミュニケーションアプリ」を使った、「八ヶ岳ベーカリー周遊キャンペーン」を試験的に実施したところであります。

アプリを使った周遊プログラムの認知度は、まだまだであります、事業者間では話題となるなど、一定の効果があつたところであります。

今後についても、周遊アプリ等の活用を含め観光客のターゲットを絞った中で、年間を通して、効果的な誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民へのイベント周知についてであります。

訪れるファンと地域の皆さまとの交流や、ふれあいが活発に行われることにより、地域が盛り上がり、地域活性化につながるとともに、市民のファンへの理解も進むものと考えております。

市としても、引き続き、イベントの前後を含め、市の広報紙、ホームページ、SNSなどを活用して、広く周知してまいります。

また、自らがイベントを企画、運営する「北杜アニメツーリズム協議会」の活動を、市民にも周知し、市民のファンを増やす取り組みを支援してまいります。

次に、名水百選の里『道の駅はくしゅう構内の水汲み場周辺の老朽化と設備不良の改善整備』と『北杜市西部（白州・武川）地区の財産である名水周知&魅力PRの強化』による将来を見据えた西部地区の活性と発展に向けて、についてのご質問にお答えいたします。

本市の雄大な山々から育まれる水は、名水として多くの皆さまに知られているところであります。

こうした中、「道の駅はくしゅう」に設置されております「水汲み場」は大変好評であり、多くの皆さまが名水を知り、味わうことができる場所となっております。

市としても、本市の名水をさらに多くの皆さまに知っていただくためのPRの場として活用しているところであります。

現在の「水汲み場」の看板や設備の劣化状況等は、把握しているところでありますが、施設の修繕等については、優先箇所を鑑みの中で、指定管理者と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

中山喜夫君の再質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

丁寧なご答弁、ありがとうございました。

私からは、大項目2つ目、通年を通じて楽しめる『また訪れたいスーパーカブ聖地化』を目指してについてのみ、再質問をさせていただきます。

本市を訪れるライダーさん、これは非常に大きな宣伝効果があると思います。動きというところで、道ですれ違うオートバイ、スーパーカブの集団とか、そういった意味でも非常に見えるというふうな形においても、今後、期待を大きくかけております。

そんな中で、ちょうど、「山梨県」で一番イケていると思う街ランキングトップ10」というのが発表されて、その1位に北杜市が選ばれておりました。そんな中で、ちょうどこれからオートバイシーズンを迎えるということもあり、その中で、先ほどご答弁いただきました長期的、通年的な誘客について、アプリを使った周遊プログラムを用いた年間通しての効果的な誘客戦略についてというお話がありましたけれども、その内容を具体的にお聞かせください。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えいたします。

アプリを使った周遊プログラムを通じて、年間を通しての効果的な誘客についての具体的な内容というご質問かと思っております。

アプリは、スマートフォンのGPS機能を利用し、あらかじめ複数のポイントを登録し、そこを訪問することで周遊を促すものでございます。

また、期間を絞らずに長期的に運用することにより、参加者は複数の場所を訪問することで得点を得るという仕組みでございます。この仕組みを聖地巡礼に重ねて実施することで、参加者には複数回の訪問を促し、また季節ごと得点を変更するということにより、長期的かつ効果的な誘客ができると考えております。

来年度でございますが、北杜アニメツーリズム協議会と連携しながらポイントの地点、また実施時期等についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、3番議員、中山喜夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時29分

---

再開 午後 2時43分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

次に、星見里の声、1番議員、高見澤伸光君の一般質問を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

私からは、2つの大項目について、質問させていただきます。

1つ目の大項目、交通弱者・買い物難民の解消と免許証返納が安心してできるための考えと、この事に対する過去の質問で回答があった研究検討結果について、質問をいたします。

現在、市民バスとデマンドバスがあっても交通弱者は絶えません。市内には日常生活で公共交通に頼らなければならない方々や、免許証返納を控えている方々もいて、公共交通に関しては、「まだまだ充実していない。不便である。」という声は絶えません。

車が運転できない状況は、どんなに今、健康であっても、突然の事故や病気などで誰しもが明日から運転できないという状況になる可能性はあります。誰もがいつでも安心して公共交通に頼れる北杜市を作るべきであると思いますので、市議会議員に当選した最初の議会から今までの議会の中で、公共交通に関する質問で回答があった内容について質問をいたします。

①令和2年12月23日の第4回定例会の質問で回答をいただいた内容に、市民バスとデマンドバスの運行に関して、改善すべきところは改善する。また、今後アンケート調査等を実施し、それに伴う評価を行い、次の見直しの必要性、方向性を見定めてまいりたいと考えている。より利用しやすい運行体制などを目指して考えていきたい。とありました。その考えた結果、また、どのように調査をして、どのような評価をして、どのような見直しの必要性が見えて、どう方向性が決まったのか。そして今、どのように反映されていて、今後どのように反映していくのかを教えてください。

②令和3年3月18日の第1回定例会で、公共交通のホームページが見つらいという質問に対して、ホームページの文字が多いのを今後しっかりと検討してまいるといった回答をいただきました。その検討結果、また、どのように反映されていて、現在見やすいホームページになっているのか。そして、今後どのようにしていくのかを教えてください。

③令和3年6月23日の第2回定例会で、安心して免許証が返納できる北杜市にしてほしいという質問内容に対して、利用状況の調査、分析を行いながら、「地域公共交通運営委員会」および「地域公共交通活性化協議会」のご意見を踏まえ、より利用しやすい市民バスとなるよう、検討する。他の自治体では、タクシー券を配布しているところもあり、今後そういった面も研究する。という回答がありました。その検討と研究の結果、どのように安心して免許証返納ができるように改善されたのか、今、安心して免許証が返納できる状態になっているのか。今後どうしていくのかを教えてください。

④令和3年12月15日の第4回定例会で、運行時間についての質問に対して、バスの運行時間については、市民からのお問い合わせや、行政区からの要望など、公共交通を必要とする市民のニーズを収集し、地域公共交通運営委員会で検討を行い、決定したい。という回答がありました。

その収集結果と検討結果、また決定したことと今後について教えてください。

⑤令和4年6月22日の第2回定例会で、EVバス、電気自動車や自動運転の導入と交通弱者に対して、どのようにしていくのかの質問に対して、できるだけ利用しやすいような市民バスの運行のための改善を検討している。交通事業者や関連団体などとの連携により、地域公共交通の足腰を強化していきたい。電気自動車の導入等は、幅広く情報を収集しながら国の動向や先進事例なども注視したいという回答でしたが、どのような検討結果が出て、どのような連携強化がされたのか、また、情報収集や注視の結果、今後どのような舵取りをしていくのかを教えてください。

⑥全国の自治体や国の動向を見ると、今の北杜市の運行方法で公共交通の未来を模索するのではなく、根本から考え直す時期に来ているのではないかなと考えますが、市が目指す公共交通のビジョンと考えを教えてください。

⑦買物難民に対する市の考えと今後の施策や考えを教えてください。

次に2つ目の大項目、太陽光発電設備設置後の確認や検査について質問をいたします。

現在、太陽光発電設備が設置される前は、条例などがあるので市の検査や確認などが入りませんが、設置されたあとに関しては現状、事業者の管理となっており、市としては、その後、どのようになっているのか、確認などはしていません。

住民説明会で、事業者側から草刈りなどをすると行って住民側に対して納得をしていただいた場所が草刈りをされてない。転売などの理由で事業者や管理者が変わったにもかかわらず、看板が変更されていない。などという理由で、住民から指摘を受けて、市から事業者に連絡をするものの、なかなか連絡がつかない、連絡がまったくつかないというケースも少なからず起きています。それらを踏まえて質問いたします。

①太陽光設備設置後に事業者と連絡がつかない場合は現在、どのように対応をされているのかを教えてください。

②現在、2千件以上設置されている太陽光設備が設置後に内容が変更されたかどうか、市では確認をしていませんが、一度確認作業することで、近隣住民は不信感から安心感に変わるのではないかと考えます。委託業者などに依頼するなどして、一度確認してはどうかと思いますが、市の考えを教えてください。

以上2項目、よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者・買い物難民の解消と免許証返納が安心してできるための考えと、この事に対する過去の質問で回答があった研究検討結果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民バスの運行についての評価や調査、見直しの必要性等についてであります。

調査に関しては、「北杜市地域公共交通計画」の策定に伴い、実際にバスに乗り込んで利用者から聞き取りを行う、「乗込調査」を実施するとともに、地理的に公共交通が不利となる地域において、「ヒアリング調査」等を実施してきたところであります。

これらの状況分析・評価については、各エリアの「地域公共交通運営委員会」や、全体的な「地域公共交通活性化協議会」において計画づくりの基礎データとして活用し、幹線ルートや支線の運行時間の変更、デマンドバスの増便など、運行改善を図っております。

全体的な方向性については、これまでも「協働による地域公共交通づくり」を基本に、本市ならではの体系を構築してきたところであり、今後も市民の皆さまをはじめ、交通事業者、行政、関連団体がしっかりと連携・協働して、地域公共交通の整備や運営、改善を図ってまいります。

次に、公共交通のホームページについてであります。

市ホームページについては、文字数を極力少なくするなど、画面構成について見直しを行うとともに、市民バスの案内ページにリンクを張り、デマンドバスの予約・登録のページにアクセスしやすくなるよう改善を図り、今月上旬にリニューアルしたところであります。

今後も、利用される方のご意見なども参考にしながら、随時ホームページを更新し、分かりやすい情報提供に心掛けるとともに、市の公式SNS等も効果的に活用しながら利用促進を図ってまいります。

次に、運転免許証の返納についてであります。

本市においては、市民の多くが自家用車で移動しており、また、家族送迎も行われるなど、公共交通への転換意向が低く、運転免許証の自主返納への意識付けは難しい状況であります。

このような中、返納を促す取り組みとして、「市民バスの乗り方出前講座」の開催や、利用者一人ひとりの目的地や時間に対応した「おでかけレシピ」の作成、各エリアの「運営委員会」や「活性化協議会」における、利用状況の把握と改善策の検討など、行政と事業者、地域が協力して行動の転換を促進しているところであります。

タクシー券配布の近隣自治体の取り組みとしては、比較的移動距離が少ない範囲において、初乗り運賃のみで回数を限定した助成や、対象地区を限定するなどの運用を確認しておりますが、いずれも利用促進が課題であると伺っており、面積の大きい本市においては、持続的な地域公共交通施策として、同様の制度導入は困難であると考えております。

一方、タクシーの利用に関しては、近隣住民同士、高齢者同士のコミュニティを核としたグループ利用など、通常のタクシー営業の範疇での利用も可能であり、自己負担を抑えつつ、自由度が上がるような乗り方も有効であると考えております。

今後も、運転免許証の返納が一層図られるよう、引き続き検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者・買い物難民の解消と免許証返納が安心してできるための考えと、この事に対する過去の質問で回答があった研究検討結果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バスの運行時間についてのニーズ収集や検討についてであります。

市民バスの運行については、様々なニーズやご意見を基に、各エリアの「運営委員会」や「活性化協議会」において、検討を行っているところであります。

本年度においては、幹線の「南循環線」を「オギノ須玉店」経由にルート変更するとともに、JRのダイヤ改正に伴い、朝夕の運行時間の変更を行ったところであります。

また、支線においても、「高根・長坂・大泉エリア」では、デマンドバスの運行時間の調整を行い、「小淵沢エリア」では、運行便数を6便から8便に、「白州・武川エリア」では、運行便数を5便から8便に増加するなど、限られた台数や時間の中で、利便性を高めるための改善を図っております。

今後も、さらに利用しやすい市民バスとなるよう取り組んでまいります。

次に、EVバスや自動運転の導入と交通弱者対策についてであります。

「交通弱者」は、市が実施したアンケート調査の結果からも、圧倒的に高齢者と高校生に多いことから、市では、ターゲットを絞って、移動を確保することとし、通院や買い物、通学の移動需要など、より使いやすい市民バスの運行に向け改善を行っております。

また、実際に運行を担っている事業者や、デマンドバスの「予約受付センター」を委託している事業者と定期的なミーティングを行うなど、連携強化を図り、より地域に密着した市民バスを目指してきたところであります。

「EVバス」や「自動運転バス」に関しては、長野県内の先行自治体等への視察も実施したところでありますが、施設的、技術的な課題など、安定的な公共交通を提供するという役割において、課題も多いと伺っており、現時点での社会実装は困難であると考えております。

引き続き、「関東運輸局」などとも連携を図り、幅広い視点で研究してまいりたいと考えております。

次に、市が目指す公共交通のビジョンについてであります。

市では、平成30年度から「地域公共交通網形成計画」を推進しながら、協働による地域公共交通づくりを行っており、令和2年度から幹線・支線という考え方の下、新たな交通体系により運行を実施し、計画最終年度である本年度においては、目標利用者数など、おおむね達成されているところであります。

今後は、この先5年間の地域公共交通施策として策定している「地域公共交通計画」を基に、「みんなでつくり、守り、育てる」という、これまでのスタンスを堅持しつつ、地域公共交通に対する新たな技術革新などの情勢にも配慮しながら、「市民一人ひとりが愛着を持ち、積極的に利用することで、暮らしに必要な公共交通が持続していく北杜市」を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

1番、高見澤伸光議員の交通弱者・買い物難民の解消と免許証返納が安心してできるための考えと、この事に対する過去の質問で回答があった研究検討結果における、買い物難民に対する市の考えと今後の施策や考えについてのご質問にお答えいたします。

本市は、中山間地域で集落が点在し、商店まで遠いという地理的な要因と、少子高齢化の影

響により、高齢者だけで生活する世帯が増えており、買い物に不便を感じている高齢者がいることは認識しております。

今後、更なる高齢化社会の進展による老人世帯化や、運転免許証の自主返納により買い物に出かけられない市民の増加が推測されるところであります。

本市では、買い物をはじめとする「おでかけ」の手段として市民バスの利用がありますが、今後は、自宅にいながら商品が届く「宅配サービス」や、EC市場等、民間サービスの利用の増加が見込まれることから、新たな配送サービス事業の状況も注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電設備設置後の確認や検査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業者と連絡が取れない場合の対応についてであります。

事業者への連絡を必要とする場合、まず、電話等による連絡を行い、これが難しいときは文書を郵送し対応しております。

郵送した文書が未到達の場合は、公となっている「履歴事項証明書」などにより確認を行い、粘り強く対応してまいります。

次に、設置後の内容変更の確認についてであります。

設備の内容を変更しようとする場合は、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」に基づき、「変更許可申請」または「承継届」の提出が必要となります。

また、市条例施行前の設備についても、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する指導要綱」に基づき、変更届を提出する必要がありますので、確認できる仕組みはできております。

これまで、市内パトロールを実施するほか、市民の皆さまから通報をいただいたときには、速やかに当該設備の確認等を行い、必要な措置を講じておりますので、現行の体制の中で確認等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

高見澤伸光君の再質問を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

各項目の質問に対してお答えいただきまして、ありがとうございました。

すべての大項目について、再質問をいたします。

1つ目の大項目、交通弱者に対する再質問ですが、小項目1について、現実として、デマンドバスと市民バスを利用して出かけても、夕方、市民バスに乗って帰ってくるとデマンドバスの時間が終わっているの、市民バスのバス停から長距離を歩いて帰らなければいけないとい

う声を多々聞くことがあります。その場合は、タクシーを使えばいいのではないかという声を聞くこともあります。毎回の移動で、免許証を持たないご高齢の方々や高校生や子どもたちが帰りはタクシーに乗るということが、毎回の移動で、現実として金銭的に可能なのでしょうか。土日の運行を求める声も多くあります。そのことを踏まえて、運行時間に対する市の考えを改めて教えてください。

次に、小項目3のタクシー券と小項目5のEVバスについてですが、ガソリン車から電気自動車に変えるだけで、年間のコストが何割か削減できるというようなデータもあるようです。エリアを絞って、数台でもいいので、EVバスを導入して、その削減できた予算を使って、タクシーに対する補助の財源に充てられないかと思えますし、例えば北杜市内での移動は免許証を持たない市民は初乗りのみ補助が出るとかになれば、タクシー会社も、また免許証を持たない市民も両方が助かるのではないかなと思います。

また、北杜市は高低差が多くて、また冬場は寒冷地でもありますので、実証実験とかいろいろありますけども、実際の実装に向けて、実用に向けての現実的なデータを取る意味でも、エリアを絞って実証実験を行うべきではないかと思えますが、市の考えを教えてください。

以上、ご回答をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

1番、高見澤伸光議員の再質問にお答えします。

2つ、質問をいただいたかと思えます。

まず1点目ですけれども、デマンドバスの運行時間が短いということの中で、帰りに歩いて帰らなければならない、タクシーを使うことは現実的ではないということで、土日の運行、時間についての考え方ということのご質問であったかと思えます。

本市におきましては、高齢者の買い物、それから高校への通学が優先すべき事項として考えております。特に高齢者の移動動向につきましては、午前中のお出かけが中心であり、午前中のうち、もしくは午後、早く帰るといった生活スタイルが主なものであると考えております。

そのような移動の動向を踏まえまして、多くの方が利用する時間帯で行き帰りができるよう時刻表、また便数を設定しているところではありますが、デマンドバスの夕方、遅い時間帯の運行、また土日の運行につきましても、運行実績、利用状況等も踏まえながら、可能な限り工夫を重ねて運行改善を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、EVバスの関係のご質問でございます。

年間コストが削減できて、エリアを絞って運行できないかということでございますけれども、先ほど先進地等の視察も行ったとご説明しましたが、施設の、また北杜市の場合は高低差もあって、通常のコスト、運行距離に比べ、またそこに暖房、冷房等を使うと、距離がガクンと落ちるということも聞いておりますので、まだまだ実装するにはちょっと困難ではないかと考えております。

また、実証実験につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、地理的条件が不利な地域でもあります。実際の実証実験につきましては、平坦地で行われているということもありますけども、そんな中でも令和5年度からの新たな地域公共交通計画におきましては、

先進的なサービスや運行方法、効果が見られた利用促進対策等を収集して、実現可能なものについては、積極的に取り入れていくという方向性、また電気バスや自動運転バスなど革新的な技術についても企業、メーカー等との連携による実証実験も視野に入れながら、実現可能性を検討していくという方向性も示しておりますので、また引き続き実証実験の場として選定される可能性も含めて、幅広い視点で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

再々質問いたします。ありがとうございました。

移動に関してですけれども、高齢者は基本、午前中、もしくは午後早い時間に利用が終わる生活スタイルというような認識ということで、先ほどお答えしていただいたんですけども、果たしてそうなんでしょうか。日によっては、近場の病院ではいいんですけども、例えば日によって診療時間が長くなるという日もあれば、また病院に行って終わったあとに買い物をして、もしくは友だちに会ってとか、そういった用事を済ませて、そうしたら夕方になるとか、もしくは蕪崎の病院まで行かなければならないという日もあります。そういうときは、バスとバスをどんどん乗り継いで、そして電車に乗ってというような移動が多くなっていきます。免許証を持たない人の移動は、基本病院だけなんだろうかといいところもあります。そのへん、よく調べていただければなと思いますし、僕の中ではデマンドバスは誰のためのバスなのかとも思います。高齢者や、確かに子どもとか高校生とか通学とか、そういうためだけのバスなんだろうかと。北杜市の公共交通は、先ほどの最初の答弁の中に、「みんなでつくり、守り、育てる」という回答があったとおり、みんなでつくるバスなんではないかなと、僕、思います。

移動で言えば、デマンドバスの移動エリアについてですが、今はそれぞれ旧町村のエリアで区切って、限られた場所のみの移動になっていますが、病院とかスーパーとかあるエリアまで臨機応変に運行ができないかというような声もあります。それに対しての市のお考えを教えてください。

そして、運行時間と運営に関してですが、デマンドバスの予約のオペレーターの負担、移動の場所のルートをつくる時のシステムに関して、今、使用しているシステムをより分かりやすく、使いやすくするように常にシステムのアップデートを行い、またオペレーターの意見を聞きながら、改善され続けなければいけないのかなと思いますが、市の考えを教えてください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

1番、高見澤伸光議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者の移動は、午前中ばかりではなく、時によっては遅くなったり、様々な状況があるのではないかといいことと、またみんなのバスということの、ご質問の1点目ですけれども、おっしゃるとおり、みんながみんな、午前中、午後の早い時間ということではないということは、承知しております。そんな中でも、乗合による公共交通ということになりますので、複数の方が1つの車両を使うことで、効率的に移動できる仕組みではありますけれども、個別の移動手

段、自家用車ですとか、タクシーに比べますとどうしても不便になることは避けられない状況があります。限られた予算でもありますし、このような中で、広い北杜市を運行するためには、一人ひとりが少しずつの不便を分かち合う必要もあるのではないかと考えております。そんな中でも、できるだけ多くの方に利用していただけるよう、改善を重ねながら利用促進を図ってまいりたいと考えております。

それから2つ目の移動エリアの関係で、エリアを区切っているということの中で、臨機応変に対応できないかというご質問であります。

本市におきましては、幹線と支線を組み合わせた階層的な公共交通体系を維持することで、できるだけ多くの居住地をカバーしているところであります。この仕組みが前提とはなりませんけれども、令和5年度からの新たな地域公共交通計画におきましては、支線の見直しとして、特にエリア内に有効な目的がない一部エリアにつきましては、商業施設の目的地を追加する、エリアの外ということになろうかと思っておりますけれども、そういうことも検討しているところであります。エリアの幹線、支線の仕組みということは大前提になるところでございますが、そんな中でもそういう特殊な場合につきましては、検討しているところであります。引き続き、エリア運営委員会、活性化協議会において、最適な運行に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

それからデマンドバスの予約システムの、使いやすく、分かりやすくということの改善はというご質問でございます。

デマンドバス予約センターにおきましては、日頃から新たな課題の発見、またオペレーターへの負担軽減などの共有を心がけております。予約センターにおきましては、利用者とのコミュニケーションが日々行われておりますので、ルート選定など運行に関する課題解決に向けたアイデアが出されるなど、地域に密着した運行ができる方向で検討を重ねております。

また、システムにつきましては、アップデートといえますか、システム事業者と調整を常時行いながら、使いやすいシステムになるよう努めているところでございますので、今後もより使いやすくなるような改善を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございました。ぜひ、お年寄りの方以外でも免許証を持たない市民からは、土日にイベントや友だちの家や買い物などに行くことができないという切実の声であったりとか、また高齢者ですけれども、運転には不安がありますが、今はまだ免許証返納ができないという切実な声もありますので、ぜひ更なる利便性の向上をブラッシュアップしていただきながら、そして一人でも多くの交通弱者の皆さまと、一人でも多くの免許証返納を控えている市民の皆さまに寄り添っていただいて、今後も取り組んでいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の2つ目の大項目について、再質問をいたします。太陽光発電設備の検査についての再質問です。

市では、パトロールなどを行っているとのことですが、図面のチェックや雨水の流れや吸水率の変化など、確認はどうなんでしょうか。例えば、あとは高さとか、離隔距離とか、パネル

の枚数が最初に届出のときに検査したときの図面どおりになっているのかとか、あと設置されている2千件以上ある太陽光発電施設が最初に届け出されたどおりかどうかまでは、おそらく確認していないのではないかなと思いますし、100%、そのとおりのままだという、問題ないというようなことは、現状、言い切れないのではないかなと思います。今いる職員たちだけで確認するというのも、人足も必要なので大変だと思いますので、しっかりと人員と予算を確保して、一度すべてのパネルを確認作業するということが大事ではないかなと思いますので、職員だけで大変であるならば業務委託とか、確認することが大切ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、年に1回でも、3年に1回でもいいので、事業者は管理していますよというような管理報告書のようなものを市に提出するというをすることで、日々のメンテナンスであったりとか、安全確認であったりとか、事業者との連絡であったりとか、そういうものの確認にもなりますし、市と市民との信頼関係をつくる意味でも大切ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

1番、高見澤伸光議員の再質問にお答えをいたします。

大きく3つほどご質問をいただきました。

まず、パトロールでございます。パトロールと図面のチェック等でございます。

図面のチェックにつきましては、完成検査のときに計画どおり設置がされているかなどの確認をしているところでございます。

また、パトロールにつきましては、雨水の流れでありますとかそういったものを特に大雨の後、土砂災害区域など法令により指定のある区域などを中心に事業区域から雨水が流れ出している、あるいは土砂が流れ出していないかというような確認をしているところでございます。

次に、数多くある、その施設についてでございますけれども、市条例施行前の設置された設備が多く含まれておりますので、届出内容というよりは既存の施設として、市の条例の維持管理基準に従い、事業地域の周辺の皆さんに被害を及ぼさないことが重要でありますけれども、本年度においては、また台風だとか大雨による被害はございませんでしたけれども、将来にわたって、そういった被害と言うんですかね、そういった問題がまるっきりないかというような認識は持っておりません。事業者自らが日頃の点検をしっかりやるということでございます。これらの促しを行い、状況を見る中で所要の費用を含め、検討、対応をしてみたいと考えております。

次にパネルなどの高さの変更ということでございますけれども、高さやパネルの枚数、特にパネルについてでございますけれども、再生可能エネルギー、電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく変更認定を受ける必要があります。市条例においては、計画内容、認可内容を変更するときには、市長の許可を受けなければならないとしております。これに違反した場合には、許可の取消事項に該当し、厳しい措置を受けるということになりますので、市においても条例に従いまして、厳正な対応を取ってまいりたいと考えております。

次に、管理報告などといったものを設ければということでございますけれども、これにつき

ましては、今年20日に施行される電気事業法の一部改正によって、基礎情報の届出として、所有者情報や設備に関する情報および保安管理を実務的に担うもの等の基礎的な情報を国へ届け出るなど、小規模事業用の工作物に係る届出制度が設立されております。国が確認を行う仕組みが設けられていると認識しておりますので、国の運用、対応をしっかりと確認しながら、市の対応についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

いろいろお答えしていただきまして、ありがとうございました。ぜひ設置後、大丈夫だとは言い切れない、そしてまた状況を見ながら検討を対応していきたいとのことですので、前向きに検討を進めていっていただきたいと思ひますし、安心感にそれがつながっていくと思ひますので、ぜひ今後ともそういったところ、市民に寄り添っていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（福井俊克君）

これで、1番議員、高見澤伸光君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、2番議員、興水崇君の一般質問を許します。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

大項目2項目にわたって質問をさせていただきます。

まず、皆さまご自分の名字の由来とかはご存じでしょうか。私も「興水」という、今回、質問にもある「水」という漢字を持った苗字になっております。

小さいころ、この「興」という字、お神輿の「興」と書くんですけども、非常に画数が多くて書くのが煩わしく、あまり好きな苗字ではございませんでした。

ただ、祖母が亡くなる際に、この名字の由来を教えてくださいました。名字の由来は諸説ありますが、私の「興水」、教育長もいらっしゃいますけれども、諸説ある中で、元々は清水さんという、清い水の「清水」さんの分家だったりとかというところが、小さい清水、「小清水」という苗字になったそうです。その中で、われわれの「興水」という漢字が多くいらっしゃるの、高根町の長澤地区。そこは戦国時代に武田信玄が宿場として利用して、そこには関所があったそうです。そこで武田信玄のお神輿にお水をあげる役の興水さんという苗字を持った方が、今のお神輿の「興水」という苗字が改名されたという説を伺いました。

これが合っているかどうかは分かりませんが、この話を聞いて、私はすごく、この名字に愛着を持っております。

そして今回、この水に関わる質問をまずさせていただきたいと思ひます。

質問事項1. 日本一の名水の里 北杜市の水源は守られているのか。

「白州尾白川」「金峰山瑞牆山源流」「八ヶ岳南麓高原湧水郡大滝湧水」「三分一湧水」と、本市は日本の名水100選のうち4つが集中する有数の水資源を有し、農業、観光、ミネラルウォーター生産等、水を活用した文化と産業が市民の暮らしと直結し、生活を支えております。

2010年代に入り昨今まで、多くの自治体でこの水をめぐる議論が巻き起こっております。それは「この資源を守る」ための議論であります。背景には、世界的な人口増により、特に水

資源が乏しい国では、流れる淡水を日本のように飲料水として扱える国は少なく、水資源の豊かな日本が取水先として注目を浴びている。との見解もあります。

そして、政府においては、2014年に成立した水循環基本法で「水は国民共有の財産」と定められました。ただ、あくまでこちらは理念法であり、具体的に地下水の保全や活用について触れたものではない。結果、これを基に各自治体に委ねられる形となり、条例などで取り組みを進めている自治体もございます。

また近々では、世界的な物価高に加え、円安の影響により、より日本の土地を購入する海外投資家のハードルが下がったことによる懸念の声も広がっております。

日本有数の水資源を誇る本市におかれましても、注視・研究する必要があると考え、以下質問をさせていただきます。

①市内の主な水源林地（山林）の所有者は、どのような属性の方がいらっしゃる状況でしょうか。

②北杜市（山林）の平均価格は坪単価いくらほどか、お分かりであれば教えていただければと思います。

③合併前、旧長坂町時代、三分一湧水周辺の水源を守るために、行政が購入を進めていたとの話を伺いましたが、合併前後から現在に至るまでの進捗や状況等が分かれば教えてください。

④2018年5月にサントリー財団は、水資源の保全の必要性の研究報告を以下のようにしております。「国籍を問わず、水源林地の所有者には一律に土地利用方法に規制をかけ、水源林地の管理保全を厳しく義務付ける必要があると考えられる。」本市も積極的に研究を重ね、何らかの方策をする必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

大項目2つ目に移ります。障がい者児童、放課後の居場所について。

本市には放課後の児童をサポートする放課後児童クラブや子ども110番等を通じた地域の見守りにより安心安全な環境を提供し、家庭環境のサポート、市民の暮らしを支えております。中には障がいを抱えた児童もおり、児童福祉法に基づく、放課後等デイサービス（学校就学中（小学生から高校生まで）の障がい児に対して、放課後や休日、長期休暇中などに生活能力の向上訓練、社会コミュニティの交流機会の提供を行っている施設）により支えられております。

しかし施設にも限りがあり、市内でのサポートの手が行き届いていないとの声もあり、現状でも、本市より韮崎市や甲斐市まで通われている児童も多くいらっしゃいます。市内市外で取り組みをされている事業者の方にも現状を広く知っていただき、本市の宝でもある子どもたちへのサポートが少しでも行き届く環境が提供できればと考え、以下質問をさせていただきます。

①現在、本市の障がい者児童の放課後の居場所は。

②障がい者児童の人数の傾向は。

③市内にある放課後等デイサービスの受け入れ最大人数は。

④新たに民間企業（営利、非営利法人問わず）の参入に対する本市のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

障がい者児童、放課後の居場所について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後の居場所についてであります。

市内には、「放課後等デイサービス事業」を行っているNPO法人と社会福祉法人の2つの事業所があり、就学中の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行っております。

また、同事業所では、「児童発達支援事業」として、療育を必要とする未就学児を対象とした通所による支援も行っているところであります。

そのほか、「放課後児童クラブ」や「児童館」で過ごす障がい児もいると承知しており、これらの事業所等で、放課後の居場所を提供しております。

次に、障がい者児童の人数の推移についてであります。

昨年4月1日現在、18歳未満の身体障害者手帳所持者は24名、療育手帳所持者は54名、精神障害者保健福祉手帳の所持者は1名で延べ79名の障がい児がおり、令和2年および令和3年4月1日現在と比較しても、ほぼ横ばいであります。

次に、放課後等デイサービスの受け入れ最大人数についてであります。

NPO法人運営の事業所では、児童発達支援と併せて定員10人、社会福祉法人運営の事業所では、定員10人となっております。

次に、民間企業の参入に対する考えについてであります。

利用者の意向聴取、障がいの程度、介護者の状況等を勘案の上、サービスの支給量を決定しておりますが、サービスを希望しながらも、受入事業所の定員等の制限により、他市の事業所を利用されている方がいることは承知しております。

市としては、市民の皆さまの利便性を図る観点からも、市内において事業を新規に実施いただける事業所に対して、「山梨県障害児（者）施設整備費補助金」などを活用できるよう協力してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

2番、興水崇議員の日本一の名水の里 北杜市の水源は守られているのかにおける、三分一湧水周辺の土地購入の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

三分一湧水と周辺の土地は、民有地として管理されてまいりました。

昭和60年3月には、環境省の「名水百選」に選定されたこともあり、旧長坂町では、平成14年度に「三分一湧水」一帯を水源の保全を目的に地権者から購入した経緯があります。

また、水の大切さや歴史を次世代に伝えていくため、「三分一湧水館」を中心とした周辺施設整備なども併せて進めてまいりました。

このほか、旧長坂町では、「女取湧水周辺自然保護林集積事業」として、水道水源である「女取湧水」周辺の土地の保全や集積を行うため、平成16年度に旧長坂町議会の議決を受け、周辺の民有地と町有地の交換や、周辺土地を買収して水源の保全を行っております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

2番、興水崇議員の日本一の名水の里 北杜市の水源は守られているのかにおける、水源林地の所有者の属性と山林の平均価格についてのご質問にお答えします。

本市の山林の所有者は、市などの公有が69.3%、個人などの民有が30.7%ですが、水源林地の所有者および山林の平均価格については、市では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

続いて、答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

2番、興水崇議員の日本一の名水の里 北杜市の水源は守られているのかにおける、水源林地の所有者に対する管理・保全の義務化についてのご質問にお答えいたします。

市では、「北杜市地下水採取の適正化に関する条例」を施行し、貴重な水資源を保全するため、地下水の採取を規制する地域を定めており、山梨県においても、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を施行し、同条例に規定する水源地域内の土地の権利移転等に関し、事前の届出を求めています。

また、水源地域の管理・保全に当たっては、森林の水源涵養機能の維持・増進に資するため、森林を整備・保全する必要があります。

市としては、市民の皆さまの「水」に関する更なる意識向上、理解の深化を図り、有識者等に意見を伺うなど研究を重ね、世界に誇れる水資源を持つ自治体として努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

興水崇君の再質問を許します。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。それでは、それぞれの項目について再質問をさせていただきます。

まず、水資源の水源に関することですが、ご答弁いただきありがとうございます。合併前、様々なタイミングですとか、そのときのご事情とかがあったと思いますが、地方自治体として、生命の源でもあり、生活に欠かせない、水源を守る動きがあったということが現状、分かりました。また、やはり水源といっても水道水源ですとか、地下水ですとか、農業用水等、様々な位置付け用途があり、それぞれ条例などにより定められているということも改めて承知することができました。また、水源の周辺や水源以北、それより北です、山側の森林などは県有地ですとか、国定公園なども多く、簡単に開発などはできない状況ということも分かりました。

では現状、本市の条例で、北杜市地下水採取の適正化に関する条例、山梨県の山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例、この2つが主に現在かかる条例かと思いますが、その他にガイドライン等もございます。全国的にも憂いが広がっている地下水を求めての乱開発ですとか不当な開発、そういったものはこういった条例で、おおむね守られているという見解でよろしいか教えていただければと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えいたします。

現状の市条例および県条例などにより、おおむね水源が守られているかのご質問でございます。

市においては、採取を規制し、県では土地の権利移転等の事前の届出を求めているなど、現行の条例の範囲内において施行しておるところでございます。すべてのものが守られているかという判断は、なかなか難しいものと考えております。

これからの課題としまして、議員がおっしゃるように、水源には様々な種類や目的があります。水源に対して、何を守っていくのか、それが地下水なのか、湧水なのか、あるいは農業用水なのか、また水量なのか、地盤沈下なのか、水の質なのか、土地なのかというようなことで、これからの議論に大きく影響すると推測できますが、現状を注視する中、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。ぜひ、時代といいますか、環境ですとか、世界を取り巻く環境なんかも刻々と変わっておりますので、ぜひそういったところを注視しながら、今後も研究ですとか、調査ですとか進めていただければと思います。

では、次の項目について、1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

市の現状等を教えていただき、ありがとうございます。やはり子どもの中でも、この障がいというもの、お子さまによっていろんなパターンがあったりですとか、状況もあると思います。

そんな中で、やはり今現状、最大でも本市は20名というところで、他市の企業なんかも北杜市のほうでもと考えている企業もいらっしゃるということですが、実はなかなか、物件もないということも話で伺っております。もし、窓口等に相談に来た場合は、担当課だけではなくて、いろんな課、または関係団体等で、この物件に限らず、いろんな相談に前向きにぜひ、乗っていただいて、こういった子どもの居場所が増えればいいなと考えますが、見解を教えてください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

2番、輿水崇議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、現状、やはり市内だけでは十分に賄い切れていないと、そういう状況にあります。そんな状況でありますので、市内で施設を開設していただけるということは、とても我々としてもありがたいと考えております。

こうしたところもありますので、市としてしっかりと協力をしていきたいと考えておりますので、また相談に来ていただけた際には、しっかりとまた対応させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

これで、2番議員、輿水崇君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は16時といたします。

休憩 午後 3時44分

---

再開 午後 3時57分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

次に、北杜クラブ、7番議員、秋山真一君の一般質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への意識も和らぎ、経済活動、人流人口の復調の兆しが表れ始めています。

社会情勢が活性化することは喜ばしいことですが、このようなときは弱者への意識が薄れがちになってしまいます。

対外的な政策だけではなく、内面的な政策を充実させ、総体的に市民生活を向上させなければ真の北杜市の発展はありません。

このことを踏まえ、交通弱者と言われる子どもたちと高齢者、特に介護が必要な方について、質問いたします。

はじめに、安全な通学路の整備について。

子どもたちが安心して通学するためには、車道から確実に区分された安全な歩道の整備が必要です。全国では、登下校中に死亡または重傷を負う事故に巻き込まれた小学生の数は、平成28年から令和2年の5年間で900人以上にのぼると報告されています。この数字には軽傷や中学生などは含まれておらず、毎日のように何らかの事故に遭遇し傷ついている子どもがいることを忘れてはいけません。その中には、安全な歩道があれば防ぐことが出来たケースも多く、自動車に交通手段を依存している北杜市においては、一日も早く安全な通学路の整備が重要課題の一つであると考えます。

先日の降雪の際、除雪作業が行われましたが、歩道のない道路は白線の外に雪が積み上げられ、歩行者は車道を歩くしかなかったところもありました。たまたま週末に重なり子どもたち

の通学はありませんでしたが、危険を伴いながら通学をしなくてはならない状況は、いつ起きてもおかしくはありません。

少子高齢化の中、北杜市の未来を担う子どもたちをどのようにして守っていくか、改めてお伺いします。

①安全な通学路の整備について市の基本的な考えは。

②通学路合同点検後の安全対策の実施状況は。

③現在歩道整備が施行されている場所、今後施行予定の場所は。

④降雪時の通学路の確保は、どのように対応しているのか。

⑤黄色い横断旗など安全に横断するための備品は、どのように配置しているのか。

⑥ボランティアで安全パトロールなど交通安全にご協力いただいている皆さまに対する市の考えは。

次に、介護用タクシーの拡充について。

少子高齢化が進み、北杜市でも高齢化率が上昇しています。高齢者の介護について、老人ホームなど利用されている方は相応の対価は必要となりますが、一元化された様々なサービスが受けられます。しかし、自宅で高齢者を介護されている家庭は、行政や民間の様々なサービスを、その都度予約利用しながら介護をされています。そのことによる時間的、経済的な負担も多く、近年はヤングケアラーなどの問題もクローズアップされていることも合わせ、自宅介護の在り方を日々検討し改善すべきと考えます。

高齢者の移動について、介護タクシーは要介護1以上、一人での公共交通利用不可、付添人なし、運転手の介護資格が必要、など制限が厳しく利用者側も事業者側も利用に対し注意が必要です。対して、福祉タクシーは多くの条件が緩和され気軽に利用できる代わりに、介護タクシーでは一部介護保険が適用される料金が全額自己負担となります。

北杜市では、事業者に向け福祉タクシー導入事業費補助金、利用者に向けタクシー補助券を助成していますが、この内容についてお伺いいたします。

①介護タクシー、福祉タクシーそれぞれの市内事業者数は。

②昨年、福祉タクシーの事業者が減少してしまいましたが、事業者、利用者の需要のバランスは適正に保たれているのか。

③タクシー助成券（一枚740円、月3枚、年36枚）を交付していますが、移動距離の長い北杜市では、他市より料金が増えてしまうのは必然です。他市と同等ではなく北杜市の状況に見合った交付額の増額は。

④介護されている方にとって、心身ともにリフレッシュできる適度な外出は健康を維持するのに必要であると考えます。より多く介護用タクシーを利用していただきたいと思いますが、事業者拡充、利用促進などの考えは。

以上、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

介護用タクシーの拡充について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護用タクシー、福祉タクシーそれぞれの市内事業者数についてであります。

本市においては、先月1日現在、介護保険が適用されるタクシー事業者はなく、障がい者・要介護者等が利用できる、「一般乗用旅客自動車運送事業」として、障がい者等の運送に業務範囲を限定した許可を受けた、いわゆる「福祉タクシー」事業者は3社であります。

次に、福祉タクシーの需給バランスについてであります。令和3年度に「福祉タクシー」事業者1社が廃業したため、現在は3社のみとなっている状況であり、利用者が重複した場合に対応できない場合もあると伺っております。

次に、タクシー助成券の交付額増額についてであります。

本市においては、一般の公共交通機関を利用することが困難で、乗降に介助の必要がある高齢者に対して、740円を基本とする通院時の初乗り運賃分のタクシー券を月2枚、年間最大24枚助成する「外出支援サービス事業」と、在宅の重度心身障がい者が、通常の交通機関を利用することが困難な場合に、1枚650円のタクシー券を月3枚、年間最大36枚助成する「タクシー利用券助成事業」を実施しており、利用者の負担軽減を図っているところであります。

今後も、利用回数、条件など、地域の実情に鑑み、利用者にとってより有益となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、介護用タクシーの事業者拡充、利用促進などの考えについてであります。

介護保険が適用される「介護用タクシー」は、通院など日常生活において必要不可欠な移動のみ利用が可能であり、心身ともにリフレッシュができる適度な外出には利用することはできないものであります。介護予防や健康づくりの観点からも外出は必要であり、市では、本年4月から、介助が必要な高齢者を近隣住民が支援する、新たな「外出支援サービス」を開始する予定であります。

また、要介護者の増加により、「介護用タクシー」を利用するケースの増加が想定できることから、「北杜市福祉タクシー導入事業費補助金交付要綱」による支援を促し、事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

安全な通学路の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の基本的な考えについてであります。

市では、児童・生徒が安全に、かつ安心して通学できる環境を確保するため、「北杜市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者や警察等の関係機関と連携体制を構築しております。

安全な通学路の確保に当たっては、道路管理者による歩道設置や、防護柵の設置等の物理的な交通安全対策だけではなく、路面標示等により視覚的な注意喚起を行う方法、警察官による交通パトロール、交通指導員や保護者・地域ボランティアによる見守り活動等、危険箇所に応じた対策を講じるとともに、関係機関が連携し対応することが大切であると考えており、今後

もこうした連携を強化しながら、取り組みを継続してまいります。

次に、点検後の安全対策の実施状況についてであります。

本年度の「通学路合同点検」は、7月から9月に実施しており、合同点検実施後、用地取得を要するものや、検討に時間を要するものを除く、早急に対応が必要とされた15件について、グリーンベルトの設置や、注意喚起のための路面標示・看板設置など、速やかに対策を実施したところであります。

その他の箇所については、警察や各道路管理者への上申や要望を行い、協議を進めながら順次対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、現在の歩道整備場所と今後の整備予定についてであります。

市では来年度、長坂町長坂上条地内他2カ所で、歩道整備を含めた市道改良工事を、また、設計段階のものについては、高根町地内1カ所を予定しております。

また、県道では、現在、白州町横手地内1カ所で工事施工しており、今後予定されている計画では、須玉町2カ所、高根町2カ所、長坂町2カ所、小淵沢町1カ所、白州町1カ所で道路改良に伴う歩道設置を検討し、工事実施に向けて事業を進めているとのことであります。

次に、降雪時の通学路の確保についてであります。

通学路の除雪作業について、車道部分は、国、県、市の各道路管理者により行われております。

このうち、市道の除雪作業については、積雪10センチメートル以上が基本となっておりますが、通学路については、10センチメートル未満であっても状況に応じて委託業者と協議しながら、対応しているところであります。

なお、歩道部分については、学校やPTA、消防団、地域住民の方々のご協力により行われております。

次に、横断するための備品の配置についてであります。

通学路の安全看板や横断旗などの備品については、「北杜交通安全協会」の各支部において購入・設置されているもののほか、各町の「青少年育成地区民会議」などの各種団体が実施主体となり、学校や地域と協議の上、看板等の設置や横断旗などの備品の配置を行っております。

また、「パトロールボランティア」の皆さまが、見守り活動の際、着用する上着や反射板付きベスト、帽子、腕章、防犯マグネットシートなどの各種消耗品は、交通安全協会の各支部等から支給されております。

次に、安全パトロール等の協力者への対応についてであります。

現在、各小学校の区域において、保護者やボランティアの方々による、子どもたちの登下校時の見守り活動が行われております。

実施主体は区域によって様々ですが、各町の「青少年育成地区民会議」や「民生児童委員」、「駐在所ふれあい連絡会」などの各種団体が中心となり、「パトロールボランティア」や「青色防犯パトロール隊」として、通学路における見守り活動を行っている地域もあります。

しかしながら、ボランティアの担い手の減少により、活動に苦勞されていることも承知しております。

市としては、こうした地域での「見守り」活動により、子どもたちの通学路の安全が確保されているものと考えております。

ボランティアの皆さまには、引き続き多くの目で子どもたちを見守っていただけるようご協

力をお願いするとともに、市においては、関係機関等と連携し、通学路合同点検の実施や危険個所の早期対応等、それぞれの役割の中で安全確保に努めてまいります。

また、現在取り組みが進められている、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール 学校運営協議会」による「安全パトロール」も、地域での見守りの一つの方法として、考えられるものと捉えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

はじめに、すみません、通告文、そして先ほどの質問の内容のタクシー助成券の枚数について、私の間違いがありましたので、先ほどの答弁のとおり、月2枚、年24枚ですか、そちらのほうに訂正をよろしくをお願いします。

それでは、2項目それぞれ再質問させていただきます。

まず、安全な通学路の整備について、再質問いたします。

1点目としては、この道路管理については、管理者、警察、あと関係機関、見守りや降雪時の対応に関しては、学校、保護者、あと協力団体など、しっかりと連携を取ることが安全性を高める重要なポイントとなると考えます。

この連携強化の核となるのが行政であり、学校であると考えますが、現在、行っている、この連携強化への取り組みをよろしくをお願いします。

2点目として、この歩道の整備について、着実に整備していただきありがとうございます。子どもたちではなく、近隣住民の安全な生活にも寄与するものですので、計画の先送りなどないよう進めていただきたいと思います。

そこで、歩道の工事、あと除雪作業の際には、この歩行者への十分な安全配慮をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

3点目として、通学路の環境整備について。

交通安全協会、あと青少年育成地区民会議、そしてパトロールボランティアなど、多くの皆さまのご尽力には、子を持つ親として感謝いたします。

答弁にもありましたが、この担い手の減少、これは危険度を増すことにつながります。行政の役割として、活動意義の重要性や地域全体で取り組む必要性の理解と協力を促していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

私からは3点、質問をいただいている中の最初の連携強化への取り組みについて、また3点目の通学路の環境整備についての質問にお答えをいたします。

まず、連携強化への取り組みについてであります。

市では、学校、保護者、警察や行政機関などによる通学路安全推進会議を設置し、通学路での危険箇所等を解消するための対策を協議・検討する取り組みを進めております。これは保護者や地域からの情報を学校が取りまとめ、報告された危険箇所を学校、警察、道路管理者および市が合同で確認することで、その後の対策を効果的かつ迅速に行えるようにするものであります。

危険という言葉の捉え方は、大人と子どもでは目線や動きなど相当異なるものであり、子どもの意見を学校が的確に把握することが何よりも重要になってきます。このことから、学校を連携強化の核とし、それを行政などの関係機関が支える形が望ましいものであり、しっかりと連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、通学路の環境整備についてであります。

登下校時の児童生徒の安全確保には、どうしても地域の方々にご協力をいただかざるを得ないところであります。

現在、様々な団体の皆さまによる見守りが行われておりますが、今後も継続した活動のため、先ほど答弁をさせていただきましたコミュニティ・スクールの導入促進によるもののほか、市では地域ぐるみの学校安全体制を整備するため、スクールガードの養成を警察署と連携して進めており、家庭や地域、行政が連携を図りながら学校の安全に取り組めるよう働きかけをしてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

安全な通学路の整備における歩道整備について、歩道工事や除雪作業での歩行者への安全確保についてでございます。

歩道工事については、工事発注後に施工業者に施工計画書を作成させ、工事中の安全管理を明記し、確認をしております。また、歩行者の安全確保には、バリケードや三角コーンなど設置し、歩行者専用レーンなどで安全確保に十分配慮し、施工を行うように指導を行っております。

また、市道の除雪作業については、市民生活や経済活動を優先しての道路ネットワークの影響が生じないようにすることが目的であります。作業の際には業者に対し、できるだけ歩行者の通行に配慮していただいているのが現状でございます。

なお、今後も交通弱者であります歩行者の安全確保には、十分配慮してまいりますし、除雪作業の行き届かない路線もありますので、市民の皆さまには雪かき作業に今後ご理解・ご協力をいただきますよう、お願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

答弁ありがとうございました。子どもたちの安全な通学環境の整備、よろしく申し上げます。続きまして、介護用タクシーの充実について、再質問させていただきます。

この介護タクシーについては、利用者が制限されること、介護資格が必要など事業運営の難しさがあることは理解していますが、事業者がいないことは残念なところです。

介護保険は適用されませんが、制限が緩やかな福祉タクシーは3社あるとのことで、この福祉タクシーの量と質を充実させていくことが現状に見合った政策だと思います。その点も踏まえて再質問いたします。

1点目として、この需要のバランスについて、新たに運用開始する企業や団体の情報はあるのでしょうか。また、既存の事業者で台数を増やす計画などはあるのでしょうか。

2点目として、利用者の負担軽減について、現在、生活必需品の値上げによる出費がかさんでいて、生活はじわじわと苦しくなっていると思います。また、エネルギー価格の上昇による事業者の負担も増えてきていると思います。そういうことによる料金の値上げなどあれば、利用者の負担がさらに増してしまいます。助成額は例年どおりではなく、急変している社会情勢を十分に考慮し、増額していく必要があると思いますが、改めてお伺いいたします。

3点目として、この介護用タクシーの事業者の充実について、新たな外出支援のサービスを開始するとのことで、これに期待をしております。

事業者をしっかりと支援することで、利用者の負担も軽減されると思いますけれど、どのような導入補助を予定されているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

まず、新たに運用を開始する企業、団体の情報ですとか、その既存の事業者が台数を増やすというところがございますけれども、こちらにつきましては、特に情報は持っていない状況になります。

次に、助成額の増額のところでございます。

現在、北杜市高齢者生活支援事業実施要項が定められておりまして、先ほど答弁したとおりの利用の内容となっております。ただ、こちらにつきましては、医療機関への通院というところの利用しかできないというところがありますので、まずこういったところをちょっと見直しさせていただいて、買い物にも使えるように、利用しやすいようなことを考えていきたいと考えております。

その上で金額につきましては、社会情勢等をしっかりと見極めた中で検討を進めていきたいと考えております。

また、新たな助成制度につきましては、これは先ほどの答弁もさせていただきましたけども、介護の必要な方に対して、地域の方2名以上でグループを作っていただいて、その乗り降りの介助部分について市が補助すると、そういったところをしっかりと対応していきたいと思っております。

すみません、先ほどの車両の関係、答弁漏れがありました。

車両の増減に関しましては、北杜市福祉タクシー導入事業費補助金、こちらがでございます。これをしっかりとPRをさせていただいて、新たな企業、また台数を増やすところに対して、しっかりと補助をしていきたい、台数を増やしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

それでは1点だけ、再々質問をさせていただきます。

この利用促進について、介護に使う介護用タクシーをより多くの人に利用していただきたいと考えます。この利用者、まだ使っていない未利用者に対し、利用内容、あと利用料金など、この周知と説明、この部分をどのような対応しているのか、お伺いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

7番、秋山真一議員の再々質問にお答えいたします。

周知と説明につきましては、現在、民生委員ですとか、包括支援センターの職員が周知をさせていただいております。また、市のホームページでも周知をしている状況になります。

今後、こういったサービスが必要な方に対しましては、情報がしっかりと届くように、ご本人ですとか、ご家族、こういった方々の面接の際に丁寧に説明と周知、こういったことができますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

これで、7番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

最後に、北杜クラブ、20番議員、秋山俊和君の一般質問を許します。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

一般質問を2項目させていただきます。

まず1番目、市内の危機管理体制について。

最近の世の中を騒がしている事件を見ると、広域窃盗団による殺人も厭わない凶悪な犯罪が多発しております。未然に防ぐには窃盗をする側に狙う住宅の危機管理機能がしっかり構築されていて、侵入が難しいことを認識させる必要があります。

ルフィ強盗の実態は、SNSを駆使し犯行の手口は巧妙化し犯行の実行役、窃盗品の回収役、運搬役、現地仲介役と役割分担しトップまでは辿り着き難いシステムを作り上げ、そのターゲットは主に高齢者・弱者であり住人の殺害ありきの窃盗を繰り返すという、国を跨いだ凶悪強盗窃盗団であります。

今後、こういった犯行を防ぐためには、各自がSNS等による個人情報の流出・拡散をさせないことが重要であります。また、自治体の取り組みとして、防犯カメラを設置することや、防犯に対する市民への周知・啓発を行って防犯に対する意識を高めることが必要であります。

同時に、各家庭の取り組みとしては、防犯用センサーライトやアラームの設置、ドアや窓の鍵の補強など防犯対策を行うことが有効であると考えます。

以上のことを踏まえて以下質問をいたします。

1 防犯に対する市民への周知・啓発の取り組みは。

2 市内各地における通勤・通学路や公共施設の建物やグラウンドの周辺等の危険と思われる箇所に防犯カメラの設置をする考えは。

3 市民の防犯対策を促進するために、住宅のホームセキュリティ導入などに対して支援を行う考えはありますか、お伺いします。

質問の2項目め、本市の観光誘客について。

令和5年度の本市の施策を見ると観光イベント事業により、市内各地域の特色を生かした観光事業の活性化を通じて、観光客等の集客を図るとあり、ツーリズム推進事業費455万2千円・観光振興事業費補助金1,429万円・外国人観光誘客促進事業費3,054万9千円など約5千万円を盛り込んであります。そしてアフターコロナを見据えコロナ禍前、県内に観光客が多かった台湾、タイ、ベトナムを中心に、トップセールスをはじめとする積極的なインバウンド誘客を実施するとあります。これらがしっかりと実現して市内への観光誘客がされることに期待するところであります。

市内でも、コロナ禍中止となっていた、観光誘客につながるイベントが徐々にではありますが実施されています。本市の夏の風物詩である、明野町で行われる「サンフラワーフェス」も、今年度3年ぶりに開催され、規模はコロナ禍前より小さいものの、屋外でのイベントで感染のリスクが低いことから、以前にも迫る多くの観光客にお越しいただきました。また会場周辺のさくらんぼ、ブルーベリーなどの収穫体験施設にも、まだ厳しい状況ではありますが観光客が徐々に戻ってきていると聞いております。コロナ禍前は、サンフラワーフェスや収穫体験施設には、多くの団体客が観光バスを利用し来場していました。特にサンフラワーフェスについては、首都圏から近いこともあり、旅行会社がツアーの立ち寄り先として企画、催行するなど、サンフラワーフェスを中心に周遊するツアーもみられ、市内も含め、周辺地域には大きな経済効果があったと考えます。コロナ禍により、団体旅行から個人旅行へと旅行形態も変化する中で、新たな誘客方法も必要だと考えます。

アフターコロナを見据えた中で、当初予算では、積極的な観光誘客を実施するとのことですが、本市の更なる観光誘客への取り組みを推進することを期待して、以下質問をいたします。

1 北杜市明野サンフラワーフェスへのコロナ禍前後の入場者数、大型バスの来場数は。

2 新型コロナウイルス感染症拡大により、サンフラワーフェスは団体の来場者が減少し、今後も団体の誘客は難しいと予測するが、対応策は。

3 当初予算に、「アートバス企画運営業務委託」とあるが、内容はどのようなものですか。サンフラワーフェスを核としたツアーバスの誘客は考えていますか。

4 積極的なインバウンド誘客を実施するとあるが、具体的には何を実施し誘客するのか、お伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

市内の危機管理体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防犯に対する市民への周知・啓発の取り組みについてであります。

防犯については、行政、地域、各家庭が防犯に対する意識を高く持つと同時に、協力・連携して対策を行うことが重要であります。

市では、警察署や消防団と協力・連携して「防火・防犯パトロール」を実施しており、また、地域のボランティアによる「見守り活動」や、防犯対策の取り組みを支援するなど、市民の防犯への意識高揚に取り組んでいるところであります。

一方、各家庭において防犯対策用の設備や機器の設置を行うことは、一定の効果が期待できるものと考えております。

今後も、市民の皆さまが犯罪に巻き込まれないよう、これまでの取り組みをさらに促進するとともに、各家庭における防犯対策について周知・啓発を図ってまいります。

次に、通勤・通学路や公共施設等への防犯カメラの設置の考えについてであります。

「防犯カメラ」については、犯罪発生時の確認のほか、犯罪の予防と被害の未然防止にも効果があるものと考えており、現在、市では、市庁舎や学校・保育園などの施設内に「防犯カメラ」を設置しております。

「防犯カメラ」の設置については、社会情勢や先進事例を参考にしつつ、設置場所、導入費用、効果、導入後の管理や運営の方法等については、具体的な検証が必要となりますので、今後慎重に検討してまいります。

次に、本市の観光誘客について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、サンフラワーフェスへの誘客確保の対応策についてであります。

昨年より国による旅行喚起策が実施され、徐々にではありますが観光客が戻ってきております。

しかしながら、感染への懸念から、バスツアーによる団体客は減少し、本年度開催した「北杜市明野サンフラワーフェス」も影響を受けたところであります。

一方で、広大な畑に咲く「ひまわり」と、南アルプス、八ヶ岳を望む雄大な景観は、撮影スポットとして人気があり、家族連れや若い世代を中心に、多くの個人客に来訪していただいているところであります。

来年度の「サンフラワーフェス」では、飲食など、可能な限り制限のない開催を予定しておりますので、今後、更なる誘客を目指し、新たに中部横断自動車道開通による効果が見られる静岡方面に向け、SNS等を活用し、本市のイメージともなる「ひまわり」をPRし、観光誘客を図ってまいりたいと考えております。

次に、アートバスの内容とサンフラワーフェスを核としたツアーバスによる誘客の考えについてであります。

来年度予定している「アートバス」は、点在する、市内美術館同士を結ぶルートを、民間が主体となり運行するもので、試験的な実施を予定しております。

「サンフラワーフェス」については、イベント期間中も含め、韮崎駅からの定時定路線バスの運行があり、比較的アクセスしやすい状況でありますので、アクセス情報も併せ、情報発信してまいります。

また、「全国旅行支援事業」を活用した団体向け旅行商品の販売が、一部再開されておりますので、今後動向を注視する中で、旅行会社等に対し、団体客向けの旅行先として「サンフラワーフェス」を、しっかりとPRしてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

20番、秋山俊和議員の市内の危機管理体制における、住宅のホームセキュリティ導入等に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

現在、市では、消防団やボランティアなどの協力の下、地域を主体とした防犯対策の取り組みを推進しております。

また、地域における防犯対策の重要性に鑑み、地域の取り組みを支援する一環として、行政区に対し「北杜市防犯灯設置管理要綱」に基づいた防犯灯の設置に対する支援を行っております。

一方、各家庭の防犯対策については、防犯機器の設置なども一定の効果があるものと考えておりますが、現在、個人や家庭に対して直接的な支援は行っておりません。

今後、社会情勢や他自治体の先進事例も参考にしながら、調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

本市の観光誘客について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市明野サンフラワーフェスへのコロナ禍前後の入場者数、大型バスの来場数についてであります。

「サンフラワーフェス」への来場者数は、コロナ禍前の令和元年は約13万8千人、本年度が9万7千人であります。

大型バスの来場数については、令和元年が848台、本年度が95台となります。

次に、インバウンド誘客の具体的な実施内容についてであります。

市としては、更なる交流人口の拡大に向け、来年度、市長自らトップセールスを行う中で、積極的に外国人観光客の誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

外国人観光客の誘客に当たっては、これまでに県内や市内に来訪の多い、台湾、タイ王国、ベトナム社会主義共和国などを考えております。

台湾では、日本食品を取り扱う高級スーパーで「北杜物産展」を開催し、本市の特産品の紹介、販売に併せ、観光誘客のPRを予定しております。

また、タイ、ベトナムについては、現地旅行会社等へのセールスや、「ジェトロ山梨貿易情報センター」と連携した、イベント等への出展を目指しております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ご答弁ありがとうございました。2項目にわたって再質問をさせていただきます。

まず最初に、市内の危機管理体制について再質問させていただきます。

4点ほどございます。凶悪な強盗、窃盗犯罪が発生する社会情勢の中で、本市の犯罪発生件数などの状況はどのようになっているのか、お伺いします。

それから再質問の2として、地域の防犯において消防団やボランティアの貢献度が高いということではありますが、市はそういった団体に対して支援を強化すべきと考えますが、いかがかお伺いします。

再質問の3として、市が防犯カメラを主要道路や主要施設に設置するということを検討したらいかがか、お伺いいたします。

再質問の4、他の自治体において各家庭の防犯対策に対する補助金制度の状況はいかがか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

20番、秋山俊和議員の再質問にお答えをいたします。

市内の危機管理体制について、4点、ご質問をいただいております。

はじめに、本市の犯罪発生件数の状況についてでございます。

山梨県警のホームページによりますと、直近10年の本市における犯罪認知件数は、平成24年の314件をピークに減少傾向となっており、直近3年間については、令和2年119件、令和3年83件、令和4年71件との状況であります。

次に、消防団やボランティア団体に対する支援の強化についてでございます。

市の防犯につきましては、消防団やボランティアの皆さまによって地域ぐるみで協力を行っていただいております。

ただし、消防団においては、団員数の減少など、またボランティアにおいては、担い手の高齢化など様々な課題を抱えていることから、そのような課題を解決するための手段や方法を考えるとともに、協力していただいている方々の声も伺いつつ、市が可能な支援について検討してまいりたいと考えております。

なお、消防団の待遇改善につきましては、令和5年度中に検討・協議を行い、令和6年度から実施を目指しているところでございます。

次に、主要道路や主要施設への防犯カメラの設置についてであります。

自治体がカメラを設置する目的としては、施設内の安全管理、交通に関する情報収集、災害対策、観光対策など様々であると考えられます。その中で、防犯対策としてカメラを設置することについては、本市は面積が広く、道路網は広域であり、施設も数が多いことから、危険箇所を絞り込むことが困難であり、今後、調査・研究が必要であると考えております。

同時に防犯カメラにつきましては、地域の安全・安心につながることを期待される反面、プライバシーや個人情報の問題もあることから、無制限に許されるものではないとされております。カメラの設置につきましては、様々な用途も考えられることから設置する目的を明確にするとともに、他の自治体の動向を踏まえつつ、設置場所、導入費用および、その効果なども併

せて、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に他の自治体における各家庭の防犯対策への補助金制度の状況についてであります。

県内の自治体におきましては、ホームページ、あるいは電話などで調査を行ったところ、調査時点において、各家庭の防犯対策に対して補助金等の支援を実施している自治体は、見受けられませんでした。

一方、県外の自治体においては、ホームページの情報から東京都中央区や港区では、窓ガラスへの防犯フィルムへの貼り付け、補助錠、面格子の取り付け、センサー付きライトの設置などの住民の防犯対策に対して対象経費の2分の1、上限1万円という支援制度を実施しているとのことでありました。

今後も市民の防犯対策に役立つような防犯機材などの情報収集を行うとともに、他自治体の取り組み状況などに注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。今、答弁をいただいたんですが、確かに窃盗の犯罪件数が減ってきているという状況は分かるんですが、今、昨今、騒がしている広域の窃盗団、これはちょっとまた中身が違ってきていて、そういったものが顕著に、そこら中に表れてきているということをやっぱり危機感をもって対応しなければならないと思うんですね。そのへんの危機感を、特に北杜市は、この広大な面積の中で、しかも非常に隣の家等が離れている環境もあるわけですよ。そういったところで、いよいよそういう犯罪が起きたときの対応策というのは、やっぱり認識して考えていかなければならないと思いますが、そのへんについてはどうでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

20番、秋山俊和議員の再々質問にお答えをいたします。

確かに、北杜市内においては、犯罪認知件数につきましては、減少傾向となっております。しかしながら、昨今の状況を見ますと、新しいタイプの犯罪が増加しております。しかも山梨県は東京ですとか、首都圏に隣接しています。そういうことを鑑みますと、そういった犯罪がいつ発生してもおかしくないということは、十分考えられます。そのような中で、地域ぐるみでの防犯対策を推進しながら、先ほども申し上げましたように、様々な防犯グッズの補助制度につきましても、今後、研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

どうもありがとうございました。今、答弁のように今後、十分、留意して取り組んでいただければありがたいと思います。

それでは、続いて、本市の観光誘客についての再質問を2点させていただきます。

市として外国人観光客をしっかりと誘客しようとしていることは、理解いたしました。全国にはひまわり畑というのは、たくさんあるわけですが、明野のサンフラワーフェスは、答弁にもありましたが、雄大な景色が眺望できることと、そこにマッチしたひまわりが魅力であり、ここでしか見ることができないものであります。

周辺の収穫体験施設も含めて、インバウンド誘客に魅力的な観光コンテンツになると思いますが、その見解はいかがか伺います。

2つ目、2022年、サンフラワーフェス開催は、市の職員や実行委員会の皆さまのご協力で繰越金が少なく、例年より補助金の交付額も少ない中、コロナ禍の中で、こわごわ実施してまいりましたが、おかげさまで例年なみの誘客ができました。

予算が少ない中、実行委員会の皆さまと職員の皆さまが手作りで開催しており、会場内の木造の階段や転落防止柵の設置もままならないため、カラーコーンでの注意喚起等を行いました。このような状況の中で、カラーコーンでの注意喚起は見栄えが悪いと多くのお客さまよりご意見をいただきました。

サンフラワーフェス2023に向けて、若干の繰越金がありますが、その多くは税金であり、5月中には納付しなければなりません。現段階では市当局と浅尾原財産区管理会のご協力で、駐車場は舗装されて素晴らしくなり、トイレも都会からのお客さまから褒められる完璧な設備が整っています。

ついては、市当局で階段の整備および転落防止対策を行っていただけないでしょうか、伺います。

○議長（福井俊克君）

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

答弁をお願いします。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

20番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

2点、ご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、明野サンフラワーフェスは、周辺の収穫体験施設も含めてインバウンド誘客に魅力的な観光コンテンツになるのではというご質問かと思えます。

コロナ禍前のサンフラワーフェスにもアジア諸国から、多少ではございますが、訪問があったと聞いております。富士山、南アルプス、雄大な山々等、ひまわりは本市が誇る景色と考えております。周辺の収穫体験施設も含め、動画等を活用しながら外国人向けのPRを行い、誘客を促進してまいりたいと考えております。

2点目でございます。明野サンフラワーフェス会場内での階段の整備および転落防止対策についてのご質問と思えます。

当初予算の編成にあたりまして、サンフラワーフェス実行委員会などヒアリングを行いました。本年度2年ぶりに開催しましたが、木造の階段のほか案内看板や会場内の誘導サイン等に劣化があり、ご質問のように一部はカラーコーンやラミネートなどにより対応しているということ伺っております。

市としましても、観光客が安心して散策できることは非常に重要と考えておりますので、実行委員や地権者である財産区と協議をし、看板等も含めた中で有効な対策を検討してまいりたい

いと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ご答弁ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（福井俊克君）

これで20番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時58分

令和 5 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

令和5年第1回北杜市議会定例会（5日目）

令和5年3月17日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第10号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第11号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第12号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第13号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第15号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第16号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 北杜市武川町農業機械センター条例及び北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第19号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願
- 日程第14 議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和5年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第24号 令和5年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和5年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和5年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

- 日程第19 議案第27号 令和5年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算  
 日程第20 議案第28号 令和5年度北杜市病院事業特別会計予算  
 日程第21 議案第29号 令和5年度北杜市辺見診療所特別会計予算  
 日程第22 議案第30号 令和5年度北杜市白州診療所特別会計予算  
 日程第23 議案第31号 令和5年度北杜市財産区特別会計予算  
 日程第24 議案第32号 令和5年度北杜市水道事業会計予算  
 日程第25 議案第33号 令和5年度北杜市下水道事業会計予算  
 日程第26 議案第34号 辺地総合整備計画の策定について  
 日程第27 選挙第1号 下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙  
 日程第28 閉会中の継続審査の件

## 2. 出席議員 (20人)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 高見澤伸光 | 2番  | 興水 崇  |
| 3番  | 中山喜夫  | 4番  | 小林 勉  |
| 5番  | 神田正人  | 6番  | 大芝正和  |
| 7番  | 秋山真一  | 8番  | 進藤正文  |
| 9番  | 清水敏行  | 10番 | 井出一司  |
| 11番 | 志村 清  | 12番 | 齊藤功文  |
| 13番 | 福井俊克  | 14番 | 加藤紀雄  |
| 15番 | 原 堅志  | 16番 | 清水 進  |
| 17番 | 野中真理子 | 18番 | 保坂多枝子 |
| 19番 | 内田俊彦  | 20番 | 秋山俊和  |

## 3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	総務課長	佐藤康弘
財政課長	進藤修一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫  
議会書記 津金胤寛  
議会書記 唐澤史明



開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一君、報告をお願いいたします。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和5年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一

令和5年第1回定例会が令和5年2月22日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、中山喜夫議員、神田正人議員、井出一司議員、野中真理子議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の8人が出席いたしました。

はじめに、野中真理子議員から救急・消防出動時の高速道路の使用について及び地元消防団との連携について一般質問がありました。

提出された議案は、条例案件2件、補正予算案件2件、当初予算案件4件の計8案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

はじめに、条例案件についてであります。

議案第1号 峡北広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、国、地方等における個人情報の取扱いに関する法律が改正されたため、これまでの条例を廃止し、新たに法律施行条例を制定するものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

はじめに、議案第2号 令和4年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第5号）については、3分署建設地の整備に係る消防施設整備事業について、関係機関の協議等に不測の日数を要することから、用地取得及び造成工事等の完成が年度内に完了できないため、翌年度へ繰越明許を設定するものであります。

次に、議案第3号 令和4年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,965万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億7,792万9千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、使用料及び手数料は、事業系持込処理手数料の増額、財産収入は、アルミくず等売払い収入の増額、繰入金は、財政調整基金繰入金の減額で、歳出について、衛生費は、各種業務委託の契約差金に伴う委託料の減額、諸支出金は、財政調整基金積立金の増額であります。繰越明許費については、市道龍岡18号線整備等の進捗の遅れから年度内に事業完了が見込めないため、追加設定するものであります。繰越明許費の変更については、契約金額の確定に伴い減

額するものであります。

次に、当初予算案件であります。

議案第4号 令和5年度峡北広域行政事務組合一般会計予算については、一般会計の予算の総額が、7,309万9千円で、歳出の主なものは、議会運営事業、事務局職員の人件費、情報ネットワーク管理事業費及び人事給与及び財務会計システム管理事業費であります。

次に、議案第5号 令和5年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算については、常備消防特別会計の予算の総額が、20億483万5千円で、歳出の主なものは、消防職員の人件費、通信指令装置維持管理事業費、車両購入事業費及び消防活動支援事業費であります。

次に、議案第6号 令和5年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算については、ごみ処理特別会計の予算総額が、19億6,712万9千円で、歳出の主なものは、可燃処理施設・リサイクルプラザの運営事業費、スラグ処理施設建設事業債の元利償還金であります。

次に、議案第7号 令和5年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計予算については、し尿処理特別会計の予算の総額が、2億6,057万円で、歳出の主なものは、職員の人件費、し尿処理施設の運営事業費及び新し尿処理施設建設事業費であります。

次に、秋山照雄議員外15議員から、提出された議員提出議案第1号 峡北広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、国、地方等における個人情報の取扱いに関する運用が一元化され、各地方自治体には、個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されるが、議会を対象外となったため、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する情報の取扱いについて必要な事項を定めるため、提出されたものであります。

以上、8議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和5年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

#### ○議長（福井俊克君）

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長 小林勉君、報告をお願いします。

小林勉君。

#### ○4番議員（小林勉君）

報告書の朗読をもって報告いたします。

令和5年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会副議長 小林勉

令和5年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が、2月27日、企業団事務所において開催され、大芝正和議員、秋山真一議員、進藤正文議員、清水敏行議員、志村清議員、齊藤功文議員と私の7名が出席いたしました。

まず、昨年12月に行われた北杜市議会における議会構成の改編に伴う副議長選挙が行われ、守屋久議長による指名推選により、北杜市議会選出の私、小林勉が、企業団議会における副議長に当選いたしました。

今定例会に企業長から提出された案件は、条例案件3件、予算案件2件、発議1件の計6件であり、その概要について説明いたします。

まず、議案第1号 「峡北地域広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

について」は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、地方公共団体等についても法が直接適用されることから、峡北地域広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

次に、発議第1号「峡北地域広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、地方公共団体等についても法が直接適用されるが、議会は対象外となったため、議会の個人情報の保護に関する条例の整備を行う必要があることから提出されたものであります。

次に、議案第2号「峡北地域広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長の制度化を踏まえ、職員定数の適正化を図る必要があるため、峡北地域広域水道企業団職員定数条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢の段階的引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置が講じられたことに伴い、峡北地域広域水道企業団職員の定年等に関する条例その他の関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「令和4年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第2号)について」は、事業費の確定に伴い、予算第5条に定めた継続費を110万円減額し、1億8,590万円とするものであります。

次に、議案第5号「令和5年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について」は、3条予算では、収入の予定額を13億9,597万7千円とし、支出の予定額を13億1,016万7千円とするものであります。

また、4条予算では、収入の予定額を799万8千円とし、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた支出の予算額を4億3,395万3千円とするものであります。

以上、今回上村企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和5年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会報告を終わります。

○議長(福井俊克君)

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 清水敏行君、報告をお願いします。

清水敏行君。

○9番議員(清水敏行君)

報告書の朗読をもちまして、報告に代えさせていただきます。

令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 清水敏行

令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、2月20日、山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件4件、補正予算案件1件、当初予算案件2件の計7件でありま

す。

はじめに、渡辺利彦議会運営委員長から提出された、発委第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、条例案件であります。

はじめに、議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正により、国、地方公共団体等、民間における個人情報の取扱いが法律に基づく運用に一元化されたため、これまでの条例を廃止し、新たに法律施行条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、会計年度任用職員の給与表を改正するものであります。

次に、議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令により、後期高齢者の保険料に関し、低所得者に対する軽減措置の拡充のため、判定基準を見直す改正が令和5年4月1日から施行されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算案件であります。

議案第4号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ19億775万2千円増額し、歳入歳出予算の総額を1,111億9,458万8千円とするものであります。

補正の主な内容は、国等の内示通知、提出実績と給付実績の伸びを勘案し、歳入については、療養給付費負担金を増額、歳出については、療養給付を増額するものであります。

次に、当初予算案件であります。

はじめに、議案第5号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,508万7千円とするものであり、主な歳出は、総務費及び民生費であります。

次に、議案第6号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,129億5,136万円とするものであり、主な歳出は、保険給付費であります。

以上7議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終わります。

○議長(福井俊克君)

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（福井俊克君）

日程第1 議案第10号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13 請願第1号 防衛費増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願についてまでの13件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第10号、議案第11号および請願第1号の3件について報告を求めます。

総務常任委員長、秋山真一君。

秋山真一君。

○総務常任委員長（秋山真一君）

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和5年3月17日

北杜市議会議長 福井俊克様

総務常任委員会委員長 秋山真一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、2月21日の本会議において付託されました事件を、2月27日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第10号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例について

請願第1号 防衛費増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願以上、3件であります。

審査結果

議案等の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。

議案第10号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「今回の改正に運転手の報酬と選挙用はがきが含まれなかった理由は。」との質疑に対し、「今回の改正は物価高騰に係る物件費が中心となっている。また、選挙用はがきについては公費負担となっている。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

「防災会議に水防協議会を一体化することは分かったが、水防の専門家も防災会議に移行するのか。」との質疑に対し、「これまでも水防計画は防災計画の中で併せて審議をいただいている。元来、水防を専門とする委員がいたわけではなく、審議調査に影響はないと考える。」との

答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願であります。

はじめに、「岸田首相は、防衛費の件について、丁寧に説明していくとしており、安保3文書も出していくと言っている。それが明らかになり皆で議論が出来れば請願趣旨にあるGDP 1%に修正することはしなくてもよいのか。」との質疑に対し、「請願人は、軍事費が増えると増税される等、国民生活に多大な影響を与えるため、1%の枠内に止めてほしいと考えていると思われる。」との答弁がありました。

また、「防衛費がどれだけ必要なか国会での審議になると思われる。北朝鮮のミサイル問題、中国の台湾への武力的な行動等、東アジアの緊張感が増している。国防費を上げずして日本の平和は守れると請願者の皆さまは考えているという理解でよろしいのか。」との質疑に対し、「平和憲法がある日本では、戦争に訴えるのではなく平和外交を追求することによって防衛費を抑えてほしいという願意である。」との答弁がありました。

また、「国会で予算が審議されている緊迫した状況の中、1%の枠の中での予算に変更してほしいという市民の声を地方議会として請願するということはまっとうな権利だと思うがいかか。」との質疑に対し、「軍事費を増やすことは国民の暮らしに直結する。一人ひとりの意見を国に意見書として提出することは重要である。」との答弁がありました。

質疑終了後の討論において、「防衛費を増額するという事はそれだけ緊迫している状況である。政府は1年以上議論を積み重ね、現実的なシミュレーションを行い算出している。物価上昇に対してもエネルギーや食料品に対する重点的な支援等、様々な対策も行っている。以上の理由から当請願に反対する。」との討論がありました。

一方、「防衛費増額は、専守防衛を限度とする日本の安全保障を根本から大転換するものである。国民に十分な説明をし、理解を得ることが必要であるが現状、まったく足りていない。以上の理由で当請願に賛成する。」との討論がありました。

一方、「ウクライナや北朝鮮の問題については国連、日本政府も世界の恒久平和を願って一生懸命努力しているが北朝鮮はミサイルを打ち続けている。政府は1年以上前から防衛費の議論をしてきているが国民の生命財産を守るため防衛費の増額がどれほど必要か、われわれは判断できない。国会で判断すべき事項を地方議会が意思表示することは難しい。以上の理由から当請願に反対する。」との討論がありました。

一方、「攻められたら困る心配だという世論が多いことは承知している。防衛費は今後、急いで国民も国会でも議論すべき問題だと思うが、現在、国民は物価高騰に苦しんでいる。国民の同意を得ずに大軍拡の一步となる来年度の防衛予算を増額することを止めてほしいという趣旨に賛同し当請願の採択に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第12号から議案第17号までの6件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、清水敏行君。

清水敏行君。

○文教厚生常任委員長（清水敏行君）

報告書の朗読をもちまして、報告に代えさせていただきます。

令和5年3月17日

北杜市議会議長 福井俊克様

文教厚生常任委員会委員長 清水敏行

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、2月21日の本会議において付託されました事件を、2月28日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第12号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例について

議案第13号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第14号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第15号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第16号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上、6件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第12号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例についてであります。

「当事業を廃止しても入所している方への支援に心配はないか。」との質疑に対し、「介護予防事業、ふれあいペンダント事業等の既存事業および当初予算に計上している福祉村団地見守り事業等の支援により、サービスの低下は招かないと思われる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「改正に伴う対象者および影響額は。」との質疑に対し、「令和5年度国民健康保険加入者における出産件数は39件、約320万円増額になると見込んでいる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

「長崎知事は25人学級を拡大していくとしており、空き教室の確保は難しいと思われるが、学校内に学童があれば一番安全である。できるだけ学童を学校内に移すという考えはあるか。」との質疑に対し、「学校内に学童を設置することは初めての試みとなる。空き教室の確保が前提になるが、運営をする中で状況をしっかり検証し、学校や教育委員会に相談をしていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「第2条第2項「職員に対し、安全計画について周知するとともに、計画の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。」は、一番大切なことだと思うが市は今後どのように対応していくのか。また、研修、訓練の頻度は。」との質疑に対し、「通園バスについては、乗降の確認に係る装置が義務化されるが、一番重要なのは人による確認であり、現状においても運転手、保育士により確認をしている。研修、意識の共有等については毎月、園長会を行っており今後も安全の徹底を図っていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第17号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第18号から議案第21号までの4件について報告を求めます。

経済環境常任委員長、進藤正文君。

進藤正文君。

○経済環境常任委員長（進藤正文君）

報告書を朗読をもって代えて報告いたします。

令和5年3月17日

北杜市議会議長 福井俊克様

経済環境常任委員会委員長 進藤正文

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、2月21日の本会議において付託されました事件を、3月2日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第18号 北杜市武川町農業機械センター条例及び北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例を廃止する条例について

議案第19号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について

議案第20号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

以上、4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第18号 北杜市武川町農業機械センター条例及び北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例を廃止する条例についてであります。

「民間への譲渡後も利用はこれまでと同様か。」との質疑に対し、「これまでと同様に利用できる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例についてであります。

「当事業に係るこれまでの実績および令和5年度の見込みは。」との質疑に対し、「令和4年度までの実績は20社で令和5年度に向けて3社と協議をしている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「条例第10条第1項第6号中の農業委員会を山梨県知事に改める理由は。」との質疑に対し、「農地法第4条及び第5条の許可に該当するもので、知事が許可権者となるが事務的な窓口は農業委員会が行っている。現行でも実態として意図が通じるが、より適切な表現に改めるものである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第10号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第11号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第12号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第14号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 北杜市武川町農業機械センター条例及び北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例を廃止する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

委員長報告は不採択であります。

したがって、討論については原案に賛成者の発言から許します。

11番、志村清君。

○11番議員（志村清君）

原案に賛成し、不採択となった請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願について、総務常任委員会で不採択となったことを残念に思い、採択すべきという立場から討論します。

この請願が提出されて以降、1カ月が経ちました。国会審議の中から、具体的な予算の使い方が明らかになってきました。新年度予算で購入する長距離ミサイルの射程距離は1千キロから3千キロもあり、北は中国の奥深く、南はベトナム、インドネシアまで届くものです。先制攻撃用のトマホークには500億円です。また、全国約300の自衛隊の基地や駐屯地、北富士も含みます。これを5年間で4兆円もかけて強靱化する。つまり生物化学兵器や核兵器の攻撃にも耐えられるように、地下に強固な基地をつくる。戦争になっても自衛隊だけは生き残るためでしょうか。こういう恐ろしいことに予算がどんどん使われることが分かっています。

タレントのタモリさんは、テレビ番組で「新しい戦前だ」と言いましたが、今年は戦後77年ですが、まさに今年が戦前になりかねないと思います。

さて、今回の請願です。請願項目、私たちの議会に意思表示を求めているのは1点に絞られています。つまり、現在、開会中の通常国会に提案されている令和5年度国家予算案の中の防衛費をGDP1%の枠内にとどめてほしい、増額すべきではないというものです。

敵基地攻撃能力を持つべきかどうかとか、今度の政府の方針が専守防衛と両立するのかとか、7年前の集団的自衛権を認めた安倍内閣の閣議決定などを撤回などの判断を私たちの議会に求めているわけではありません。

請願の冒頭にあるように、国民、市民は電気料金の値上げなど物価高騰に苦しめられています。攻められたら困るからという意見もあることは承知していますが、国民の同意を得ずに来年度の防衛費予算を、専守防衛を前提としてきたGDP1%枠内にとどめ、大幅に増やすことはやめてほしいという1点に絞った請願を、私は採択すべきと考えます。

また、請願者が162人に及んだことも重く受け止めるべきだと考えます。これまで私たち北杜市議会が受けてきた請願の多くは1名ないし2名、あるいは団体の代表者による請願でしたから異例と言えるものです。いかに多くの市民が岸田自公政権の新たな舵切り、方針大転換に不安を感じ、何より私のお金をミサイルに使わないでと防衛費の大幅増額を心配し、怒りを感じていることの表れだと私は思います。

請願者として名を連ねた162名の思いを真正面から受け止めて採択することを重ねて訴えます。

なお、最後に請願項目が予算案の修正を求めている点で、今国会での予算成立を間近にして意見書を出すことに疑問を呈する意見があることも承知しています。また、議員必携にもあるように、採択に当たっては実現可能性を考慮すべきとあることも知っています。しかし、請願者の皆さんの防衛費を増やさないととの気持ちを汲むなら国会日程ぎりぎりであっても、さらに言うならギリギリだからこそ、地方から国会に対して議会としての意思を示すべきだと考えます。もっと言わせてもらえば、請願の趣旨に北杜市としての議会は賛同なのか反対なのか、どっちなんだと意思をはっきり示すべきだと思います。重ねて、このことを述べて、委員長報

告に反対、請願に採択すべきということを主張して討論とします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書の提出に関する請願の原案に対して、反対の立場で討論をいたします。

今回の請願は、防衛費だったりとか物価の上昇、国際秩序など様々なことを考える貴重な機会となりまして、こういった内容の請願は日本に住む一人の人間として、また一人の議員として深く考える貴重な機会となりまして、そのような請願を提出していただきましたことを感謝申し上げます。

また、総務常任委員会が終わってからは、この請願に対して、賛成の思いがある市民の方々からいろいろな資料の提供もしていただきましたことありがとうございます。

また、請願者と161名の同意者の方々には、日々平和の大切さであったりとかということを経験の方々や世に伝えるための請願の提出ということで、尊い活動をされましたことを心から敬意を表します。

また、今回の請願であります、請願理由の趣旨の中の文章に国民に十分説明をして理解を得ることが大切である旨の文章が書かれていて、私もそのとおりだと思いますし、政府に説明不十分があるのであれば、公表を可能な範囲で、できるだけ丁寧に説明をして、多くの国民に理解を得る努力をしてほしいと思います。その内容の請願内容と請願事項であれば、私は賛成したと思います。

しかし、今回の請願は国民に対して丁寧に説明をしてほしいという請願事項ではなく、防衛費のGDP2%を1%枠内に修正をという請願事項です。日々の政治活動の中で、市民の方から防衛費が上がるイコール日本は戦争に向かっているという声を聞いたりもしますが、誰も戦争は望んでいないと思いますし、戦争はあってはならないことだと私は思います。

防衛費を上げるなら物価上昇に対する支援をしたらどうかという内容もありましたが、調べてみると、政府としてもたくさんの支援を行っていました。一番身近なところと言えば、値上がりをしているガソリン代や電気代の補助など、たとえ砂漠に水の内容であったとしても、生活に直結することに対する補助を行ってありますし、もしその補助が入っていなかったら、今、値上がりしているガソリン代も電気代も、もっと高い金額になっていると思います。

本来は、防衛費は上げなくてもいいような国際秩序が保たれていなければならないのですが、今現在、防衛費は上げなければならない国際秩序であり、その悲しい現状に対しては、私自身も残念でなりません。

日本は戦争で原爆を落とされた被爆国であり、平和の大切さや日々の日常を送ることの尊さ、対話により物事を解決して、どの国ともいがみ合わない。みんなが平和で助け合い、相手を思いやる優しさと調和が保たれた世界の大切さを世界中に伝える立場である国が日本であると私は思っています。

しかしながら、それがかなわない、対話や平和が保たれていない、そんな国際秩序が現実にあって、そして国として日本に住む国民を守らなければいけない。だからこそ対策をしていく

ということは、政府として当たり前のことではないかなと思いますし、逆に万が一、有事のときに政府は国民を守りません、知りません、そういう国であっていいのでしょうか。日本は国民に対して、そんな無責任な国であっていいのでしょうか。私はまだ、そんな無責任な国ではないと信じています。

そして、衆議院予算委員会にて、1年以上に渡って議論を積み重ね、現実的なシミュレーションを行って必要とされる防衛力の内容を積み上げ、予算規模を出したという岸田総理の発言もありました。この言葉に今の日本が置かれている現状と現実が読み取れるのではないかなと私は思います。

昨日も北朝鮮は日本海に向けてミサイルを発射していますが、もし万が一、ミサイルの軌道が日本に着弾する、陸地に着弾するとなったとき、そういう予想が出されたときに落ちてくるミサイルを迎撃せずに着弾するのをただ見ているだけでいいのでしょうかと僕は思います。今の日常生活を、国民一人ひとりの尊い命を守るために必要な予算なのだと私は思いますので、以上の理由から請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書の提出に関する請願の原案に対して反対といたします。

以上、反対討論です。

○議長（福井俊克君）

原案に賛成者の発言を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願、原案に賛成する立場で討論を行います。

今年度、2023年度政府予算案が衆議院本会議で可決されましたが、参議院で徹底審議を尽くすことが求められております。参議院では、抜本的に編成し直す、このことが必要であります。意見書提出は、本当にそういう意味では意義があることだと、まず考えております。

新年度予算政府案は異常な軍拡予算となり、そのため暮らしの予算が犠牲にされております。まさに憲法と平和、暮らしを破壊する戦後最悪の予算案となりました。

最大の特徴は、戦後の安全保障政策の大転換を掲げて、専守防衛をかなぐり捨てることを宣言した安保3文書に基づいて、今後5年間で43兆円という大軍拡を進める初年度予算であり、戦争国家づくり元年予算と言うべきものであります。

次に、軍拡のあおりを受けて暮らしの予算は削減され、41年ぶりの物価高騰に苦しむ国民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すためにはほど遠い予算となっています。皆さん承知のように、トルコ・シリアで大規模な地震が発生する。そして今、世界的な規模で異常気象によって世界各地で大洪水など災害をもたらしています。国際政治は今、戦争をやめて、世界中が手を取り合って克服していかなければならないとき、紛争を話し合いで解決する平和の道が何よりも求められております。

請願趣旨にあるように、軍事費は前年比1兆4,214億円、増えております。長距離巡航ミサイルトマホークの購入、そして極超音速ミサイルの研究などは、敵基地攻撃能力の具体化となります。岸田首相はトマホーク400発の購入を明らかにしましたが、単価は一切示しておりません。国会の議決を経て、予算を支出する財政民主主義を無視しております。

今、求められているのは、子育て世帯が求めている教育費の負担軽減であります。教育の無

償化に向けて、学校給食費の無償化、高校授業料の無償化の所得制限撤廃、大学・専門学校の授業料半減、給付制の奨学金の拡充、こうしたことが必要であります。

また、年金は物価上昇分を上回る引き上げにすることが不可欠であります。物価高に対してまともな対策が取られておりません。更なる軍事費の増加は必要ないと考えます。

以上の理由により、請願第1号意見書の提出に賛成をいたします。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

続きまして、原案に反対者の発言を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願について、反対討論をさせていただきます。

請願理由、趣旨の中の防衛費増額について、国民に十分説明し、理解を得ることが前提であることには、私は賛同をしています。防衛費増額については、国民に十分説明するとともに、国民に信を問うべき国民にとって大変重要な事項であると私は考えています。

しかし、請願事項、「来年度予算案中の防衛費は専守防衛を根拠としたGDP1%枠内に修正することの要請意見書を国会と政府に提出すること」となっております。この来年度予算案については、誠に残念ながら2月28日に衆議院本会議で可決され、現在、参議院で審議中であるものの、憲法の規定により年度内に成立するとのことでありますので、来年度予算案を修正することの要請意見書を国会に提出することは困難であると判断し、請願第1号に反対をさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論ありませんか。

齊藤功文君。

原案に賛成の討論ですか。

○12番議員（齊藤功文君）

そのとおりです。

○議長（福井俊克君）

お願いします。

○12番議員（齊藤功文君）

請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願に対する原案に賛成討論を行います。

現在、2023年度予算案を国会において審議中であり、衆議院においては、本会議において可決され、現在は参議院において審議中ではありますが、私は請願の趣旨に理解を示すものであります。

北杜市内外の162名の請願者の意思を、この地方の北杜市議会より国会と政府に国民の声とし、市民の声とし届けることは大いに意義があることであります。

よって、請願の趣旨を尊重し、一日も早く手続きを済ませ、国会と政府へ国民の声、市民の声として意見書の提出を求めます。

よって、請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する

請願に対する原案に賛成する討論を終わります。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

請願の原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって請願を通じて、より国防のこと、世界の情勢、他国の動向や国民性を学ぶ機会をいただきました。願意を読み込み、委員会での質疑・討論を振り返り、今回の討論に臨ませていただきます。

まず、趣旨にあります国会、各国民の代表へ説明せずに閣議決定で決めるということ、これには私自身も違和感を覚えました。国防はわが国を取り巻く地理的状況を考えますと非常に重要なことで、しっかりと国会で議論すべきだと考えました。しかし、現時点では国民の代表の会議でもある衆議院、予算委員会で説明がなされ、議論がなされ、賛成多数で通過しております。この決定を尊重すべきだとも考えます。

そして、請願に対する私の考えを述べさせていただきたいと思います。

先も申し上げましたとおり、現在わが国を取り巻く環境というものは、ロシアのウクライナ等の侵攻をもとに、国際社会の情勢が日々刻々と変化している状況でもあります。防衛に関しましてもドローンなど新しい技術、精度の向上などで設備、その他維持にかかる費用は膨大に増えているという状況も、資料等で拝見をさせていただきました。あくまで説明の中でも、防衛に関するものに計上されるということが説明されておりますので、そういった中で国民の保護を大前提とした防衛をしっかりと行っていただきたいと思います。

憲法13条を読み解きますと、私はやはり国家は国民の生命と財産を守るもの、これを優先すべきだとも考えます。また、私たち国民においても日々の生活の環境というものは日々変わっておると思います。例えば、情報というものが非常に価値を持ち、皆さま誰でも、お持ちの方が多いため、スマートフォン、こちらにも多くのセキュリティーを施している方が多いと思います。例えばパスワード、「パスワードを教えてください」と言われて安易に教える方はいないと思います。これが企業にとって、そして国家にとっては国防と同様だと私も考えます。この情報というものをどこまで出すのか、どこまで国民と共有するのか、そういったものはやはり丁寧な説明もあると思いますが、一定の機密保持というものもやはり必要になってくるかと思えます。これは、国民に対する個人情報の保護と同等とも捉えることが可能だと思っております。

そして、われわれにおきましても、これは少し小さい話になるかもしれませんが、環境の中で、例えばドライブレコーダー、防犯カメラ、そういったものを車に付けたり、家の周りに付けたり、そういった自己防衛というものが近年、非常に重要視されていることもあります。犯罪が多様化し、凶悪化している世の中もあります。そういったものにももちろん抑制するために費用を使い、そういった社会をつくることも国の責務だとは思いますが、しかし、先も述べたとおり、他国からの有事に備え、国は国民の生命と財産を守る、それによる防衛費が増大するということには、一定の理解をするところであります。

私自身、戦争を体験したこともなく、この目で見たこともございません。しかし、そんな私でも戦争はよくない、暴力をもって人を、国を制圧することはよくないと心から思っています。

政府には粘り強く外交を重ね、われわれだけでなく他国との調和が図れた世界になることを、そんな世界が子どもたちの世代未来永劫続く、そしてそんな世界が待っていることを切に願い、反対討論と代えさせていただきます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

ほかにありませんか。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

反対でもよろしいですか。

○議長（福井俊克君）

原案に反対ですか。

○18番議員（保坂多枝子君）

はい。

○議長（福井俊克君）

賛成の方はいませんか。

（ な し ）

お願いします。

○18番議員（保坂多枝子君）

請願第1号 防衛費倍増を計上した政府予算案の修正を求める意見書提出に関する請願について、反対の立場で討論させていただきます。

北朝鮮からのミサイルの発射が頻繁にあり、謎の飛行船やロシアのウクライナへの軍事侵攻など、日本の安全に対する不安は日々増しております。国民の生命、財産を守ることは、国の責務であり、喫緊の課題であります。

一方、少子高齢化は進み、政府はかつてない政策を打ち出しており、コロナ禍も相まって疲弊した経済の立て直しを迫られています。

こうした中、防衛費倍増を計上した政府予算案には到底賛成できません。また、基本となる財源の確保、使途の説明や議論がまだまだ尽くされていません。由々しき問題であると考えております。

しかし、こうした中、先般2月28日に衆議院での可決をみました。総務常任委員会の審査の当時ではもちろん賛成ではございましたが、この請願を提出することに対しての有効性、また実現性、可能性を非常に強く感じております。多くの皆さんの要望した請願であり、強い思いも感じております。この思いをさらにつないでいくことが肝要だと考えております。

大変残念ではございますが、以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（福井俊克君）

ほかにありませんか。

今のは原案に反対の討論ですね。

（はい。の声）

確認をいたしました。原案に反対の討論であります。

ほかにありませんか。

（ な し ）

なければ、これで討論を終結いたします。  
これから請願第1号を採決いたします。  
この採決は起立により行います。  
この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。  
したがって、原案について採決をいたします。  
請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 少 数 )

起立少数です。  
したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。  
ここで暫時休憩いたします。  
再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時22分

---

再開 午前11時38分

○議長 (福井俊克君)

それでは、再開いたします。

日程第14 議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算から日程第25 議案第33号 令和5年度北杜市下水道事業会計予算までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、予算特別委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算特別委員長、野中真理子君。

野中真理子君。

○予算特別委員長 (野中真理子君)

予算特別委員会委員長報告書の前書きと1と5を読み上げ、委員長報告といたします。

令和5年3月17日

北杜市議会議長 福井俊克様

予算特別委員会委員長 野中真理子

予算特別委員会委員長報告書

予算特別委員会は、去る2月21日の令和5年第1回北杜市議会定例会において付託された事件を、3月6日、7日、8日、9日、10日、13日、14日に北杜市議会議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算

議案第23号 令和5年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第24号 令和5年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 令和5年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第26号 令和5年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第27号 令和5年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算

議案第28号 令和5年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第29号 令和5年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第30号 令和5年度北杜市白州診療所特別会計予算

議案第31号 令和5年度北杜市財産区特別会計予算

議案第32号 令和5年度北杜市水道事業会計予算

議案第33号 令和5年度北杜市下水道事業会計予算

以上、12件であります。

#### 審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。  
はじめに、議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算であります。

「臨時財政対策債は減額されている。それも見据えての財政運営が必要では。」との質疑に対し、「臨時財政対策債は地方交付税の一部と考えられ、併せた実質交付税は前年度と比較し減少している。地方税収の確保も順調に続くとは限らないため、情勢を注視し予算確保に努める。」との答弁がありました。

次に、「市民参加型の市政を目指すに当たっては市民に直結する事業の予算確保が重要ではないか。」との質疑に対し、「補助金の効果、内容をしっかり確認し判断していく。」との答弁がありました。

次に、「住宅・土地統計調査について、これによるデータは移住政策等に活用できるのか。」との質疑に対し、「国からの結果を市においても活用していく。」との答弁がありました。

次に、「指定管理施設に係る緊急修繕費について、緊急用に予算のみ確保しているのか。」との質疑に対し、「継続して対応している施設もあるが、修繕を要する事案について優先順位を付け対応していく。」との答弁がありました。

次に、「横断的に庁内で知恵を出し、ガバメントクラウドファンディングの活用により北杜ファンを増やすべきでは。」との質疑に対し、「横断的に活用を図っていく。」との答弁がありました。

次に、「ホームページ等による情報提供事業費の増額理由は。」との質疑に対し、「アクセスした方が目的とする項目をより検索しやすくするための改修を予定している。」との答弁がありました。

次に、「本庁舎のあり方を検討するための予算計上は。」との質疑に対し、「令和5年度は庁内で検討する。市民も参加する検討会等の経費は令和6年度以降に予定している。」との答弁がありました。

次に、「未来創造オープンカレッジ事業について、多くの方に参加してもらうため計画的に行うべきでは。」との質疑に対し、「本年度はコロナ禍の影響により周知が行き届かなかった。令和5年度は計画的に実施する。」との答弁がありました。

次に、「公共施設整備基金の利子が前年度から大幅な増額となっている。理由は。」との質疑に対し、「基金の一部を定期預金から安全性、利率が高い20年国債に振り替えた。その運用益である。」との答弁がありました。

次に、「顧問弁護士の報酬について、行政課題の対応は難解化している。迅速に対処するため拡充が必要では。」との質疑に対し、「報酬額、体制について引き続き研究していく。」との答弁がありました。

次に、「個人住民税について、市民の他自治体への納税による影響額は。」との質疑に対し、「令和4年度の寄附金控除による影響額は約5,100万円となっている。」との答弁がありま

した。

次に、「本年度の休職者のうち、約半数が産業カウンセラーへの相談がない。より相談しやすい体制を確保するため外部も検討すべきでは。」との質疑に対し、「外部の専門家も含めチャンネルを増やしていく。」との答弁がありました。

次に、「新たな須玉分署については、2隊が入れる中規模の建物を建設する計画か。」との質疑に対し、「そのような計画である。」との答弁がありました。

次に、「高根総合支所の支所管理費および農業施設管理費の財源にある使用料の詳細は。」との質疑に対し、「支所管理費の使用料については、村山六ヶ村堰土地改良区行政財産使用料など、農業施設管理費の使用料については、たかね省エネルギーモデル温室使用料などである。」との答弁がありました。

次に、「地域課題早期対応事業費について、要望等に対応できているか。」との質疑に対し、「例年、執行率はほぼ100%であるが、全ての要望等に応えられてはいない。対応する人員も不足している。」との答弁がありました。

次に、「マイナンバーカードの普及に伴い証明書のコンビニ交付を行っているが、窓口業務の負担軽減につながっているか。」との質疑に対し、「令和2年度と比較し、令和3年度の証明書の窓口での交付は5%減少しており、コンビニ交付の普及に伴い事務負担は軽減している。」との答弁がありました。

次に、「税金等の滞納に伴う延滞金について、本税を不納欠損した場合に延滞金も同様の処理をするのか。」との質疑に対し、「生活困窮等の事情により本税を不納欠損する場合は延滞金も同様の処理となる。」との答弁がありました。

次に、「預貯金調査システム導入について、どのように活用するのか。」との質疑に対し、「山梨中央銀行、ゆうちょ銀行、JAバンクについて全国規模で口座の残高確認が可能となるため滞納処分に係る事務に活用する。」との答弁がありました。

次に、「北部ふるさと公苑指定管理納入金について、令和3年度以降、減額となっているが搬入量が減っているのか。」との質疑に対し、「5年間の計画に基づく納入金を計上しているが、傾向として搬入量は減っている。」との答弁がありました。

次に、「脱炭素先行地域について、採択となればかなりの事務量となる。特命チーム等を作って対応する必要があるのでは。」との質疑に対し、「採択となれば全庁的な取り組みが必要となるが、まずは現員で分担しながら対応していく。」との答弁がありました。

次に、「社会保障財源化分の地方消費税交付金は、社会福祉、社会保険、保健衛生の分野でしっかり活用されていくという判断でよいか。」との質疑に対し、「会計上、3分野に分類され充てられている。」との答弁がありました。

次に、「成年後見制度利用促進事業について、親族に対し、生前贈与が難しくなる等デメリットの説明はどのように行っているのか。」との質疑に対し、「家族、保護者と面談する際には、メリット、デメリットを十分に伝えながら慎重に進めている。」との答弁がありました。

次に、「介護支援課に係る歳入が前年度から5千万円ほど減となっている理由は。」との質疑に対し、「令和4年度の当初予算には、小淵沢デイサービスの大規模な修繕料を計上していたが令和5年度には大規模な修繕はない。」との答弁がありました。

次に、「高齢者虐待一時保護事業について、実績、通報状況、保護場所は。」との質疑に対し、「通報はあるが生命に危険が及ぶというケースはない。主な通報者は病院、近所の方、ケアマ

ネージャーで、一時保護場所は特別養護老人ホームなどである。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課では、保健師等の専門職が健康診査事業をはじめ様々な事業を行っているが事務的な部分も多く担っている。当初予算では専門職の負担を軽減することが反映されているか。」との質疑に対し、「健康診断についてインターネットで受付ができるようにしている。今後はDXを使った手続きをさらに進め負担軽減を図っていく。」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの接種について、令和5年度は接種の方法が変わるが課の体制も変更するのか。」との質疑に対し、「体制を変えることなく市民に迷惑がかからないよう接種を進めていく。」との答弁がありました。

次に、「結婚支援事業費について、財源に県支出金とあるが本年度と変更になっているのか。」との質疑に対し、「婚活に対する地域少子化対策重点交付金を新たに申請するものである。」との答弁がありました。

次に、「こどもランドについて、利用者の目標値9千人ということだが「子育てをするなら北杜」を標榜するにとしては少ないのでは。」との質疑に対し、「市内のつどいの広場、近隣の同様施設の状況を勘案し見込んだ。新たな利用として、保育園の園外保育や遠足、また小学校の利用など、保育園や小学校との連携も図っていききたい。また、市外利用についても出身者や里帰りを利用して利用する方なども含め広く情報発信をしていく。」との答弁がありました。

次に、「保育実習生受入事業について、遠方からの実習生の滞在先は。」との質疑に対し、「相談があれば検討していく。」との答弁がありました。

次に、「出産・子育て応援事業の伴走型相談支援について、現在は国の支援で実施できるが今後は。」との質疑に対し、「令和6年度の補助については、現在、国で協議中であるが、市としては母子保健にとって非常に良い仕組みと考えており取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

次に、「ファミリーサポートセンター事業補助金について、ニーズは増えると思われる。協力したいと考えている若い市民を増やすため、協力員への報酬額を最低賃金と同等となるよう市で補填しては。」との質疑に対し、「協力員が高齢化により減少している。制度について研究し、報酬額の増額を検討する。」との答弁がありました。

次に、「酪農家への支援について、飼料代高騰により、酪農家は採算が合わない状況である。早急に対応策を。」との質疑に対し、「酪農家の意見を聴き、農協や県などの関係機関と調整し、支援を行っていく。」との答弁がありました。

次に、「インバウンドを推進するに当たっては、目的をしっかりと持つ必要がある。来訪者に満足してもらうため何をPRしていくのか。」との質疑に対し、「国ごとに趣味趣向が違う。しっかりとリサーチし推進していく。」との答弁がありました。

次に、「道の駅こぶちさわの農産物直売施設におけるインボイス制度導入の協議については、生産者と運営者の協議がスムーズに進むよう市職員が協力すべきでは。」との質疑に対し、「丁寧に説明し、より良い運営ができるよう心がける。」との答弁がありました。

次に、「野生鳥獣共同捕獲事業費の減額理由は。」との質疑に対し、「サルは学習能力が高く捕獲器の効果が落ちている。令和5年度は須玉町江草地内1カ所に設置予定。」との答弁がありました。

次に、「市単土地改良事業費補助金について、この予算で地域の要望に全て応えられているか。」との質疑に対し、「例年ほぼ予算を使い切っているが、翌年度に送っている事業もある。」

との答弁がありました。

次に、「市営住宅解体事業について、大泉町の姥神住宅については、ブロック造りで景観も大変悪くなっている。早急に解体すべきでは。」との質疑に対し、「解体の財源は使用料を充てており、優先順位を付け、順次対応している。姥神住宅は令和9年度の予定となるが、景観については対応する。」との答弁がありました。

次に、「国土調査修正事業について、県道横手日野春停車場線および県道日野春停車場線は長年の課題であり早期に対応する必要がある。面積と筆数、何年で修正するのか。」との質疑に対し、「県道横手日野春停車場線改良工事に伴う地図訂正の筆数は20筆、面積は10万7千平方メートルで3年計画での実施、県道日野春停車場線改良工事に伴う地図訂正の筆数は10筆、面積は9,600平方メートルで2年計画での実施となる。」との答弁がありました。

次に、「児童生徒用タブレット新規購入について、ICT機器は技術進歩が著しい。国の動向等情報を収集し、購入かリースかはその時に有利な方法を検討すべきでは。」との質疑に対し、「今後の機器導入については、その時々状況を踏まえながら最善の方法を検討し対応していく。」との答弁がありました。

次に、「市民ギャラリー運営事業について、個人が個展のブースとして使えるのか。また、PR方法は。」との質疑に対し、「営業的な個展には使えない。PRについては、ホームページ等により公表していく。」との答弁がありました。

次に、「学校給食管理事業費について、調理員は足りているのか。また、感染症等に罹患した場合の対応は。」との質疑に対し、「調理員は足りる予定。また、感染症等に罹患して休む場合は代替職員で対応する。」との答弁がありました。

次に、「根古屋の大ケヤキ前の道路について、舗装が傷んでおり改修してほしいとの地域の要望があるが。」との質疑に対し、「道路側に根が伸びている可能性がある。市民の生活と文化財保護を両立できるように地域と話しながら進めていく。」との答弁がありました。

次に、「図書館の司書について、仮に図書館数を減らすことになった場合にその配置は。」との質疑に対し、「図書館のあり方については、図書館適正配置等検討委員会で検討中であるが、再編となれば司書を集約することが望ましいと考える。」との答弁がありました。

質疑終了後の討論では、「1月20日に公表された全国の消費者物価指標の総合指数で、前年比4%増という歴史的な物価高騰となっており家計に大きな負担を与えている。日本共産党北杜市議団は、昨年11月に市長に対し、年末の緊急対策および新年度予算編成に当たっては、国保税の税額引き下げ等、市民の暮らしと営業を守るための施策を実施するよう要望している。提出された新年度予算には移住定住促進策が計上されているが、現在の市民に対しても財政調整基金を活用した物価高騰に対する支援が必要である。こどもランド・パーク事業も多くの事項が検討段階であり施設建設が先行している。その他、自衛隊協力金連合会負担金、中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会会費など自衛隊の役割変更、高速道の自然破壊等、市民の反対の声もある。以上の理由から令和5年度一般会計予算に反対する。」との討論がありました。

一方、「新年度予算は、国県補助制度の積極的な活用、ふるさと納税の拡充により自主財源を確保し、対前年度3.4%増となっている。その内容は、「子育て世代に選ばれるまちづくり」として、市内への移住定住促進策などの創設、海外への販路拡大などの経済振興策とともに、公共事業費を令和元年度当初予算の範囲に抑える等、市債残高の縮減、基金残高の積み増しなど財政の健全化にも努めている。しかしこどもランドについて委員から質問提言は多く、イン

ボイス制度導入についての課題も残っている。しっかりと将来を見据えた費用対効果のある執行を求めながら令和5年度一般会計予算に賛成する。」との討論がありました。

また、「予算編成における本市の財政状況について、歳入面では景気回復を見込んだ市税収入の増額など市債の残高を増加させない方針のもと、臨時財政対策債を除く市債の発行額を元利償還額の範囲内に抑制している。歳出面では公営企業への繰出金の増加、ゼロカーボンへの取り組みなど恒常的な財源の確保が求められる中、公共事業費などを抑制した、事業効果や施策の優先度を厳密に精査している予算編成となっている。各種補助制度の活用、ふるさと納税の拡充による自主財源を確保する中での移住定住施策、産業創出施策など積極的かつバランスを考慮した予算配分としており、若い力を呼び込み持続可能な地域づくりを進める施策を強力に展開していく市政に期待を込め令和5年度一般会計予算に賛成する。」との討論がありました。

また、「コロナ禍で疲弊した市民生活の立て直しを第一に考え、内面的な施策で市内環境を充実させることが活性化の近道となる。新年度予算では、提案していた結婚新生活支援補助金、奨学金返還支援助成金など改善すべき点はあるが予算化されている。総体的に例年通りの継続事業を予定しつつ新たなチャレンジに取り組む本予算は、執行時に市民ニーズを十分に取り入れ、職員の創意工夫を加え実行できればさらに良い結果が得られる。以上の理由から令和5年度一般会計予算に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 令和5年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「財政調整基金の取り崩しの状況は。また、将来的に基金だけで運営を維持していけるのか。」との質疑に対し、「基金の残高については、令和4年度末の見込みで約10億7千万円、令和5年度末の見込みで約8億2千万円となる。今後、医療費の増大が見込まれ徐々に厳しい状況となる。持続可能な国保運営のため適切な時期に税率の改定も検討していきたい。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 令和5年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「訪問型サービスDについて、道路運送法の許可が必要か。」との質疑に対し、「当事業は乗降前後の介助を対象としており道路運送法上の許可は必要ない。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 令和5年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「脱炭素先行地域として採択となれば、それに伴う財政負担も増えると予想される。売電収入を一般会計に繰り入れるのではなく基金に積み立てることも必要では。」との質疑に対し、「設備の整備や補修の財源として基金の積み立ては必要である。一方、一般会計においても公共施設等の脱炭素化事業を展開していく財源も必要であるためバランスを考慮して進めていく。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号 令和5年度北杜市水道事業会計予算であります。

「水道事業の収益において、大口の企業が大きく影響する。企業誘致に当たって、軽減措置を設け、水道を使ってもらえる等の方策が必要では。」との質疑に対し、「企業の参入を促すため水道料の仕組みを変えるに当たっては、政策的な判断が必要となるため市長部局との協議が必要となる。また、企業等の大口受給者に負担がかからないような料金体系の見直しも需要喚起

につながる可能性がある。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 令和5年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和5年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第28号 令和5年度北杜市病院事業特別会計予算、議案第29号 令和5年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第30号 令和5年度北杜市白州診療所特別会計予算、議案第31号 令和5年度北杜市財産区特別会計予算、議案第33号 令和5年度北杜市下水道事業会計予算の7件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

予算特別委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時40分といたします。

休憩 午後12時09分

---

再開 午後 1時37分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

野中真理子君。

○予算特別委員長（野中真理子君）

午前中に私が行いました、予算特別委員会委員長報告および報告書に誤りがありましたので、発言をご許可願いたいと思います。

○議長（福井俊克君）

それでは、お願いします。

○予算特別委員長（野中真理子君）

お時間をいただきまして、申し訳ありません。

委員長報告書の8ページをご覧ください。

8ページの2行目に、冒頭ですけれども、「発行額を元利償還額の」ということで報告書に書き、また発言もいたしましたけれども、正しくは「元金償還額の範囲内」ということで訂正をお願いいたします。討論をした方の内容を正しく伝えず、また事実と異なっておりましたので、ここでお詫びし、訂正をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（福井俊克君）

それでは、先ほど委員長の言われましたとおり、「元利」を「元金」ということで訂正をお願いいたします。

それでは、会議を引き続き行います。

これから会議規則第41条の規定により、予算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって予算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これから議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

1月20日、総務省が公表した全国の消費者指標は、天候などによる変動が大きい生鮮食品を除いた総合指標で前年比4.0%増という高い上昇率になりました。これは41年ぶりの歴史的な物価高騰です。歴史的な物価高騰の原因は、ロシアのウクライナ侵攻による石油や小麦価格の値上がりがあります。しかし、日本の場合は、アベノミクス以来の超低金利が依然として続けられていることによる円安の影響が大きくなっています。物価高騰が家計にどれだけの負担を与えているか、総務省の家計調査データを使い推計すると、2人以上世帯の平均の場合、年額換算で14万3千円もの負担増になります。うち6万7千円が食料品です。これを世帯年収別に計算すると、年収200万円未満の層で9万4千円、年収の6.4%の負担増となります。

こうしたもとで、今こそ地方自治法第1条でうたう、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする、この立場で市が市民や事業者に寄り添った施策によって、市民の暮らしと営業を守る役割を守るべきだと考えます。

日本共産党北杜市議団は、昨年11月、上村市長に年末の緊急対策および新年度の予算編成に対する要望を提出いたしました。新型コロナウイルス対策では、各種基金の活用や国からの地方創生臨時交付金を最大限生かすこと。国民健康保険税では、税額の引き下げを行うこと。1世帯1万円引き下げに必要額は約8,400万円であります。また、18歳までの均等割の減額免除を行うこと。子育て支援について、学校給食費、そして保育料、副食費の無償化を継続すること。学校給食費の無償化は約1億5千万円であります。教育行政について、経済的理由で就学が困難な高校生、専門学生、大学生への給付型経済支援、奨学金制度を創設することなどを要望いたしました。

市の今年度予算には、移住定住の促進として、奨学金返還支援事業助成金事業、転入子育て世帯家賃補助金の制度が実施されます。同じように、現在の市民に対しても物価高騰などから市民の生活を守り応援することが市政の役割であり、毎年生まれる黒字分の活用や市の財政調整基金を活用して要望した事項の実施は可能だと考えます。

また、現在、特別に深刻な状況にある酪農家への支援も緊急を要します。餌代の高騰の中、牛乳価格の引き上げがされておりません。このままでは続けられない、廃業を考えている、こうした訴えがあります。昨年、市が行った畜産飼料価格高騰対策事業補助金には、清里などの酪農家から「あれで一息ついた」「助かった」こうした声が寄せられております。緊急支援として同事業をもう一度行うべきではないか、予算確保を求めます。

市予算300億円の1%、3億円を暮らしの応援に活用すること、このことができると考えております。

そして、予算に占める扶助費の比率、今年度予算で、県内各地との比較で北杜市は8.2%です。北杜市より予算規模が少ない市、中央市予算規模138億円で扶助費率20.0%。奨学金を返済している市内在住者に助成金交付事業を開始する。都留市予算規模161億円で扶

助費率16.7%。小中学校の給食費の今年度無償化を行います。山梨市予算規模227億円、扶助費率14.0%。医師の往診用にオンライン移動診療車の導入、そして障害者手帳の対象とならない難聴者が購入する補聴器の半額補助の事業費の予算化をしています。北杜市でも基金などを活用し、扶助費を増やし、子育て支援、高齢者支援の実施が必要であります。

また、市が行うこどもランド・パーク事業、採算を確保する事業ではありませんが、人的職員体制、運営方法、施設の運営経費、施設管理費、そして学校に行けない子どもの受け皿の検討、こうしたことが検討段階との説明であります。人、物、お金など管理の形態の方針をしっかりと確定することが、まず必要であります。施設建設が先行しています。今、必要なのは、市内で日常的に子どもが歩いて利用できる遊び場の整備を行うことです。2年間で多大な施設の建設費、約4億4,600万円が必要でしょうか。多額の建設費には反対をいたします。

そして、北杜市の昨年の中学生不登校の実態は、県内ワースト1の7.8%となっています。韮崎市と南アルプス市は3.6%。甲府市が6.1%です。市の「エール」施設だけでは受け入れられる人数ではありません。NPOで活動する団体にお金を出し、口を出さず支援が必要であります。市単の支援員など増加をすることが必要であります。しかし、この対策に市は予算を増やすことをしていません。子育て支援というなら、子どもが生きる力を獲得する、市民が協力して応援している施設、支援を受け入れるべきであります。水平統合一辺倒の方針も変更することが求められています。

また、少額ではありますが、災害対策費にある自衛隊協力会連合会負担金3万円、自衛官募集相談員年会費負担金4万5千円、土木総務管理費、中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会会費5万1,200円、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会会費3万3千円は自衛隊の役割変更、任務の拡大があります。そして、高速道は自然破壊と安全性に不安があります。市民の反対の声もあります。予算計上は必要がないものと考えております。

以上の理由により、令和5年度北杜市一般会計予算に反対をいたします。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

原案に賛成の者の発言を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和5年度一般会計予算は299億7,970万1千円、対前年度当初比9億9,189万8千円の増であります。

まず、歳入面では、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、少しずつ景気の回復が今後見込まれると同時に、市税収入は景気を持ち直しと国の統計を踏まえつつ、各税目の増額を見込み、過去最大の77億1千万円余りとのことでした。

寄附金については、ふるさと納税の更なる増加を目指し、前年度比1億円増の13億円。地方交付税も国の地方財政計画における交付額の伸び率から前年度比1億5千万円余りの増額が見込まれております。

また、繰入金については、公共施設整備基金から8億3千万円余り、まちづくり振興基金から3億8千万円余り、減債基金から9,500万円余りを充当しており、市債においては普通

建設事業費の増加に伴い4億9千万円余りの増となりましたが、市債の残高を増加させない方針のもと、臨時財政対策債を除く市債の発行額を元金償還額の範囲内に抑制しておりました。

次に、歳出面では、公営企業への繰出金等の増加、電気代・燃料費等の高騰、公共施設の維持管理、ゼロカーボンへの取り組み、八ヶ岳スケートセンターの管理運営など恒常的な財源の確保が求められてくる中、公共事業費、経常経費、その他行政経費についてシーリング、いわば天井を設定して総額を抑制し、事業効果や施策の優先度を厳密に精査している予算編成であると評価できます。

また、公債費については、財政健全化の取り組みのもと、一般会計において9,500万円余りの繰上償還を行い、令和5年度末の市債残高は全会計ベースで令和3年度末の520億円から466億円程度に減少する見込みとなり、令和5年度末の基金残高は195億円と合併時から145億円の増加が見込まれ、市債と合わせた全体の改善額は688億円と、今後の更なる改善に期待を寄せております。

次に、新年度予算の重点施策の実施に当たっては、国県の補助制度等の積極的な活用や、ふるさと納税制度の更なる充実により、自主財源の確保に努めるとともに、財政健全化のもと事業の選択と集中を図り、今後の重要課題に対応していく積極的な予算編成であり、今後の施策効果に期待をしております。

本市は来年度においても引き続き、子育て環境や移住定住、教育環境などさらに充実させ、子育て世代、若者世代に選ばれるまちを目指していくために出会い・結婚支援事業、出産・子育て応援事業、子育て支援施設整備事業、そして将来戻ってきたい、戻ってこられる住み続けたい北杜市、若い世代から選ばれるまちを目指すため、来年度からは高校生に本市の市政全般にさらに関心を持ってもらい、柔軟な発想やアイデアなど提案を通じ、郷土愛も育んでいく高校生議会の開催や奨学金返還支援事業助成金の創設にも、私は大きな期待を寄せております。

各種、様々な注目の施策が実施されていきますが、新規事業はもちろん、継続事業も含めて総じると各分野のバランスを考慮しつつ予算配分を行い、将来市民一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちの実現に向け、力強く前進していく新年度予算編成であると総合的に判断・評価できます。

令和5年度は、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を市政推進の骨太な主軸とし、第3次北杜市総合計画を成長戦略として、子どもが賑わう夢かなうまち、誰もが幸せを実感できるまちの実現を目指し、若い力を呼び込み、持続可能な地域づくりを進める施策、それを強力に展開していくこととなります。

今後の市政への大きな期待を厚く寄せて、議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算についての私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

次に原案に反対の発言を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算案に反対の立場から討論します。

先ほど、清水進議員が全体的な、総括的な反対理由を述べましたので、私はいくつか3点に絞って、賛成できない理由を挙げて討論します。

第1は、やはり給食費の無償化が継続されなかったことです。小中学校の給食費無料化は全国に広がっており、山梨県内でも27市町村あるうち14、半分近くがすでに通年で無料にしています。北杜市のように期限を決めて無料にしていたうち、4月から、新年度からも継続を決めたのは富士吉田市、都留市、南アルプス市、中央市などと聞いています。これを合わせると18自治体、県内の3分の2となります。北杜市はもうやっていない少数派になってしまいます。子育て日本一どころか、山梨県一にもなっていないわけです。

昨年10月からの無償化を決めた際に、家の近くの2人の小学生のお母さんにこれを知らせたときの、そのお母さん、「ラッキー、助かります」と答えてくれた顔が忘れられません。1億5千万円でできるわけですから、無償化継続をするべきだったと思います。

2つ目は、こどもランド・こどもパークの件です。

予算特別委員会では、委員からの求めに応じて、ようやくこどもランドのランニングコストなどが明らかになりました。有料化、無料化もまだ未定、パークにおおぜいの親子が押し寄せた際の安全性が確保されているのかとか、民営委託あるいは直営かなど、イメージ図をいただきましたが、雲の広場とか、雲のトイレとか、アルプスと雲がテーマとのことですが、言うては悪いですが、文字どおり計画はまだ雲をつかむような状況ではないでしょうか。公共施設の削減を言いながら、年度はまたぎますが、約5億円近い予算投入にも疑問が多く寄せられています。

3点目は生活弱者、あるいは物価高に苦しむ市民への支援策が弱いという点です。

岸田首相は報道によれば、新たな物価高対策として、低所得者世帯に3万円、さらに子ども1人5万円を、そういう世帯には上乗せして支給する考えを表明しています。

私の知り合いから聞いたら、フードバンクの申し込みが急増している市が北杜市だそうです。困っているところへピンポイントで支援することが必要です。

飼料高騰で廃業も出始めている酪農家からは、昨年実施されて好評だった頭数に応じた現金給付をとの声が上がっています。

また、2年にわたって私たちが寒くなったときに要望してきた福祉灯油も今年こそ予算化して備えるべきではないでしょうか。ご存じのとおり、長崎知事はあの異常寒波の予報を受けた直後に決断をされて、4千人近くが灯油券を利用しました。

コロナの影響を受けた観光事業者についても、市長は今度の代表質問への答弁で、依然として厳しいという観光業者への見方を示しました。様々な支援策を国からの交付金などを待つのではなくて、財政調整基金などを活用した補正対応で実施すべきではないでしょうか。

以上3点を指摘して、議案第22号への反対討論とします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算に賛成の立場で討論します。

令和5年度の当初予算は、国県の補助制度等の積極的な活用に努め、ふるさと納税の拡充により自主財源を確保し、対前年比3.4%増の299億7,970万円であります。子育て世代に選ばれるまちづくりとして、市内への移住定住を促進し、奨学金の返納者への助成制度を

設立するなど、また市内転入者に対する子育て世代への家賃補助、新婚新生活に係る費用の補助も行い、移住人口を増やす努力をしています。また、工業誘致やテレワークの環境整備、DX推進や海外への販路拡大など経済の振興にも努めています。

一方、公共事業費は令和元年度当初予算の範囲内であり、経常経費は前年度当初予算の範囲内、そのほか行政経費は前年度95%以内にとどめています。公債費は9,500万円余りの繰上償還をして、市債残高は522億円から466億円に縮減して、基金残高は195億円で合併時から145億円増加というように、市民の生活を守るための財政の健全化を念頭に様々な施策を行っています。

しかし、こどもランドは設計、利用、運用についても議会から数多くの質問、提言もあり、インボイス制度などの導入についての課題も残っております。しっかりと将来を見据えた費用対効果のある執行を求めながら、令和5年度北杜市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

（なし）

そのほかありませんか。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

全国的にウィズコロナに向け、経済の活性化、健康的な生活を取り戻すために大きく動き始めています。この流れに取り残されないよう、社会情勢を十分加味しながら行政運営をしなくてはなりません。まずは、コロナ禍で疲弊した市民生活の立て直しを第一に考え、対外的な政策で外に市費を投資するより、内面的な政策で市内環境を充実させることが北杜市活性化の近道と考えます。

前年より9億9,183万8千円を増額された令和5年度の一般会計予算は、生活の下支えとなる継続した事業に対しては、しっかりと予算配分され、安定した市民生活を目指している点は評価できるところです。また、限られた予算の中、時代に合わせたDXの推進、子育て世帯への支援、新たな仕事スタイルの創出など、多くの新事業も予算化されています。

中でも、以前より私が質問などを通して提案してきました新婚生活を始める家族を支援する結婚新生活支援補助金、コロナ禍で苦しい学校生活を送った学生を支援する奨学金返還支援助成金を予算化していただき、ありがとうございます。

しかし、奨学金返還支援助成金については、ヤングケアラーと言われる、市内に住み続け学校に通う苦学生などは対象外となっています。移住者中心の支援という方針は理解できますが、北杜市民に優しく、子どもの置かれている環境での差はなくすべきです。

また、転入子育て世帯家賃補助金では、祖父母に育てられている子どもの世帯は対象外となっており、これも公平性の観点から改善すべきであり、その他いくつかの新事業については内容を十分検討しながら実行する必要があると考えます。

総体的に見れば、例年どおりの継続事業を予定しつつ、新たなチャレンジに取り組む本予算は事業執行時に市民ニーズを十分に受け入れ、職員の創意工夫を加え実行できれば、さらによりよい結果が得られると考えます。

以上の理由により、令和5年度北杜市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論ありますか。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

上村市政3年目となる令和5年度北杜市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ299億7,970万1千円、対前年度比9億9,189万8千円、3.4%増となっております。

議員20名全員で構成された予算特別委員会、3月6日から3月14日にわたる7日間での審査を通じて、今後の課題となっている事項を中心に意見、提案をいたします。

はじめに1つとして、子育て支援施設整備事業についてであります。

令和5年度当初予算計上額は事業費2億5,999万円であります。予算説明資料によりますと、子育てに関する情報提供や交流、学習機会の充実を図るため、親子が気軽に集い交流ができる子育て支援の拠点となる新たな複合施設の整備こどもランド、および高根ふれあい公園の再整備こどもパークを行うとしております。

施設の概要は、こどもパーク、面積は約1万8千平方メートル、既存駐車場も含まれますが、こどもランドはこどもパーク内に整備する延べ床面積700平方メートル、鉄骨造り平屋建てとしております。財源は繰入金1,490万円、市債2億4,500万円などとなっております。この事業は、令和4年度から令和6年10月までの期間で整備される約5億円にのぼる大型事業であります。

予算審査の中では、こどもランドのランニングコストに関する質問が多く出て、担当課より説明がありましたが、まだまだ人件費を含む運営費、電気使用料、その他費用など、また施設の屋根への太陽光発電量についても未定の部分もあるとのことでした。

施設の利用見込みも、まだ検討に値する内容があります。施設利用料については、市内は無料とするが、今後市外については検討していくとのことでした。事業を計画的に執行していく中で、利用対象者や関係する市民の皆さまのご意見なども受け止め、整備内容を精査し、慎重に進めること、私は将来にわたり、この事業が北杜市にとって子育てのシンボルとなるよう期待するところであります。

次に、2つ目として、道の駅こぶちさわ、農産物直売所の運営に関わる審査の中で、インボイス制度の登録に関する生産者からのご意見などについては、生産者への丁寧な説明が求められています。今後も地域の生産者等が安心して農産物を出荷できることを期待するところでございます。

結びに、美しい織りは機織りの縦糸と横糸が互いにしっかりと調和して織り込まれて出来上がります。機織りに例えれば、北杜市の行政を縦糸、北杜市民の声を横糸に織り込むことにより、市民が幸せを実感でき、みんなが誇れる北杜市を織り上げることができるのではないのでしょうか。第3次総合計画新・行政改革大綱および公共施設等総合管理計画へのパブリックコメントや、市長と語る会での市民からの意見、提言などが多かったことは真摯に受け止め、これからの行政執行に努めていくことが求められていると思います。

縦糸と横糸の織りなす調和の取れた北杜市政が織り上げられるためにも、またしっかりと織り込まれた美しく輝く織りとして完成するためにも、市民の声を横糸にしっかりと織り込んで

いくことが重要ではないでしょうか。そこで、この予算がしっかりと織り込まれ、光を放つことを市政に期待するところであります。

よって、議案第22号 令和5年度北杜市一般会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論がなければ、これで討論を終結いたします。

よろしいですか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから議案第22号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号 令和5年度北杜市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第24号 令和5年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について討論をいたします。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第25号 令和5年度北杜市介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第26号 令和5年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第27号 令和5年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第28号 令和5年度北杜市病院事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第29号 令和5年度北杜市辺見診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第30号 令和5年度北杜市白州診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第31号 令和5年度北杜市財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第32号 令和5年度北杜市水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第33号 令和5年度北杜市下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は予算特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第26 議案第34号 辺地総合整備計画の策定について、内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長(中田治仁君)

議案第34号 辺地総合整備計画の策定について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由であります。高根町の「浅川・旧檜山」辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を図る必要があることから、新たに辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

辺地総合整備計画書であります。まず辺地の概況といたしまして、(1)で辺地を構成する町又は字の名称を、(2)で地域の中心の位置を、(3)で辺地度点数を記載しております。

次に、公共的施設の整備を必要とする事情として、当該辺地の状況と整備を必要とする理由について記載をしております。

3ページをご覧ください。

公共的施設の整備計画であります。本計画は令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とし、この間、市道浅川線の整備事業を実施するものであります。

以上、説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第34号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第27 選挙第1号 下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。  
下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、丸山正樹君、小澤建二君、岩下光男君、浅川幸次君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました4名を、下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名いたしました4名が下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第28 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。  
各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は全て終了いたしました。

2月21日に開会された本定例会は、令和5年度当初予算をはじめ多くの案件を審議・決定する重要な議会でありました。

議員各位には慎重な審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧な説明と答弁をいただき、ありがとうございました。

迎える令和5年度は新型コロナウイルス感染症の収束、そして世界へ羽ばたく北杜市として議会と執行と確かな連携のもとに着実に前進していくことを期待し、確信し、令和5年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時24分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	植松宏夫
議会書記	津金胤寛